

アジア研究所紀要

第四十二号

ベトナム戦争の起源	木村哲三郎
日共の武装闘争と在日朝鮮人	安部 桂司
地域資源利用の変化と牧畜民の参加	
—内モンゴル自治区オランハダ火山を事例に—	ネメフジャルガル
大統領の多選制限をめぐる政治—アフリカを中心として—	鈴木 亨尚
Japanese–American–Chinese Cross–Cultural Contacts	
in 1870s–1880s New Haven	Ying–yue YUNG (容 應奠)
社会的費用の内部化に関する一考察	大島 正克
中韓 FTA の歩みと影響推計	奥田 聡

2015年

亜細亜大学アジア研究所

アジア研究所紀要

は し が き

紀要第42号には、次の合計7本の論文が掲載されている。要旨は下記の通りである。

木村哲三郎「ベトナム戦争の起源」

本来、民族の独立のために始まったインドシナの戦争は朝鮮戦争の勃発で、自由陣営対共産陣営対決のもう一つの戦線となり国際化した。朝鮮に休戦が成立したときのインドシナにも平和との声が強まり、1954年5月ジュネーブ会議が開かれた。会議はラオス、カンボジアからベトミン軍の撤退を求め、ベトナムについては17度線で南北に分割し、ベトミン軍を北にフランス軍を南に集結させて停戦を実現させた。統一は2年後の選挙を待つことになった。ジュネーブ協定で米英仏中ソの大国は世界大戦への火種を消すことが出来た。しかし、分割によって自らの豊かな半身を奪われた北ベトナムには一時の停戦でしかなかった。米国には北からの強力な攻撃に耐えうる南ベトナムを建設するという課題が残った。ジュネーブ協定はフランスにとって戦争の終わりであったが、米国とベトナムには新しい戦争の始まりであった。

安部桂司「日共の武装闘争と在日朝鮮人」

昭和25（1950）年1月に「コミンフォルムの批判」が発表される。日共の軍事方針は、このコミンフォルムの批判の上に立っている。朝鮮戦争は朝鮮半島でのみ戦われたのではない。日共の指導の下、武装闘争が駐留米軍施設及び米兵（主として乗用車）に対して火炎瓶投擲という形で苛烈に戦われた。これら日共の武装闘争を支えた在日朝鮮人の組織、祖国防衛委員会（祖防委）は、在日朝鮮統一民主戦線（民戦）傘下の非公然組織であった。

金日成は日共へのコミンフォルム批判を踏まえて、民戦に朝鮮国民として軍事基地、軍需品工場、輸送道路の妨害破壊、民団幹部、米兵の殺害などを

指令した。武装闘争を主動したのは日共軍事委員会が指導する中核自衛隊、祖防委傘下の祖国防衛隊（祖防隊）であった。

ネメフジャルガル「地域資源利用の変化と牧畜民の参加—内モンゴル自治区オラーンハダ火山を事例に」

本論文は中国内モンゴル自治区のオラーンハダ火山を事例に、地元牧畜民に古来から風水のよい居住地、祭祀の場所や遊牧する牧草地として利用されていた火山が、軽石の鉱山、観光資源として開発された過程を供述し、この過程における地元牧畜民の参加方式の変遷およびその政治、社会的背景などを分析している。

鈴木亨尚「大統領の多選制限をめぐる政治—アフリカを中心として—」

本論文はアフリカにおける大統領の多選制限をめぐる政治について分析することを目的としている。そのため、第1節で分析枠組みを提示し、第2節で大統領の多選制限をめぐるデータを示し、第3節で多選制限に関する分類を行う。第4節から第9節では、これに基づいて、各グループを検討する。すなわち、第4節では多選制限の廃止の試みがなされたことがない国を、第5節では多選制限廃止が試みられたが、継続した国を、第6節では多選制限が廃止されたが、再導入された国を、第7節では多選制限が廃止されたままの国を、第8節では多選制限が導入されたが、多選制限に到達していない国を、第9節では多選制限が導入されたことがない国を検討する。そして、最後に、憲法改正規定について検討するとともに、大統領の多選制限の今後を展望する。なお、分析の対象は1990年から2015年8月末までとする。

Ying-yue YUNG, “Japanese–American–Chinese Cross-cultural Contacts in 1870s–1880s New Haven”

This research was triggered off by a series of unexpected discoveries by

the author about some Americans in late 19th century New England who had early contacts with both Chinese and Japanese students, such as Samuel Robbins Brown, Birdsey G. Northrop, and John Hopkins Twichell. These unexpected discoveries led the author to consider the necessity of further pursuing (1) the activities of missionaries and intellectuals who had contacts with both Japanese and Chinese students aspiring to learn from the west, and (2) the contacts and relationships between Japanese and Chinese overseas students through these activities.

This paper firstly clarifies the background and footsteps regarding relationships between Americans and Japanese and Chinese overseas students, then examines to what extent Japanese and Chinese students had interactions and friendships through their network of American acquaintances, schools and local communities, and finally makes observations about some background factors that might have determined the strength of these interactions. Only Japanese and Chinese students in the US were studied in this work because their similar experiences as overseas students may provide important insights to why Japan and China took different paths in their modernization.

This paper also intends, as the first step in a comparative study of Sino-Japanese modernization, to find out whether Japanese and Chinese students studying in Yale University in the same period set off from similar starting points.

In conclusion, the ground was set for communication between Japan and China in second-half 19th century New England, but deeper interaction and solidarity did not grow between the overseas students. Moreover, in spite of the fact that China fell far behind Japan in modernization, both countries had overseas students who had the same western training under the same

environment at the start.

大島正克「社会的費用の内部化に関する考察」

地球温暖化の防止となる二酸化炭素の排出削減の実現のためには、二酸化炭素排出という社会的費用を企業の費用として内部化する必要がある。これまで企業の費用となっていなかった費用を内部化するため、市場メカニズムの活用が必要である。2020年以降の地球温暖化対策の次期枠組みの「ポスト京都議定書」を巡る交渉の基本的課題は、この二酸化炭素排出という社会的費用を企業の費用として内部化することの合理性を見つけるプロセスであるともいえる。本論文では、社会的費用を市場メカニズムに基づいて企業の費用として内部化する方策とそれを促進する方策について考察している。

奥田 聡「中韓 FTA の歩みと影響推計」

中韓間の経済関係は年を追うごとに緊密さを増している。韓国から見て中国は最大の貿易相手国である。2014年の両国間の往復貿易量は2354億ドル、対世界貿易の21.4%を占めるに至った。同年の韓国の対中貿易黒字は553億ドル、GDP 対比3.9%に達する。2013年発足の朴槿恵政権が対中傾斜を強める中、2014年11月に中韓 FTA 交渉が妥結に至り、2015年6月には正式署名に至った。韓国はこれまでも日本を上回るペースで FTA を推進してきたが、中韓 FTA の進展は韓国の FTA 推進史上の大きな節目となる。また、同 FTA の発効は韓国自前での自由貿易ネットワーク完成への大きな第一歩となる。中韓 FTA 交渉の妥結で、韓国の輸出の7割が FTA によってカバーされ、FTA 締結先の GDP 総額は世界計の4分の3に達することとなり、名実ともに FTA 大国にのしあがる。日本は両国と貿易・投資を通じて密接なかかわりを持っているが、中韓両国が締結する中韓 FTA がおよぼす日本への影響は少なからぬものとなるのは間違いない。本論文では中韓両国の FTA の概要を見た後で中韓 FTA のこれまでの歩みを振り返るとともに、

大づかみながらもその影響を推計している。影響推計に当たっては、中韓両国だけでなく、日本をはじめとする第三国への影響についても見ている。

最後に、紀要に貴重な論文を寄稿された先生方およびレフリーの労をとられた先生方に心から御礼を申し上げたい。

2015年12月

アジア研究所所長

石川幸一

目 次

ベトナム戦争の起源	木 村 哲三郎	1
日共の武装闘争と在日朝鮮人	安 部 桂 司	31
地域資源利用の変化と牧畜民の参加		
—内モンゴル自治区オラーンハダ火山を事例に…	ネメフジャルガル	53
大統領の多選制限をめぐる政治		
—アフリカを中心として—	鈴 木 亨 尚	69
“Japanese-American-Chinese Cross-cultural Contacts in 1870s-1880s New Haven”	Ying-yue YUNG (容 應 莫)	127
社会的費用の内部化に関する考察	大 島 正 克	181
中韓 FTA の歩みと影響推計	奥 田 聡	201

ベトナム戦争の起源

木村 哲三郎

— The Origin of the Vietnam war —

Tetsusaburo KIMURA

はじめに

ベトナム戦争、ベトナム民主共和国（北ベトナム）とアメリカの戦争は1975年4月30日に完全に終わったが、その起源については見解がまちまちである。

両者は先ずいかなる理由で、また切掛けで戦火を交えるに到ったのであろうか。ベトナム戦争の起源は何に、どこにあるかを明らかにしようとしたのが本稿である。そのためフランスとベトナム民主共和国の間のインドシナ戦争を終らせたジュネーブ協定の検討が中心になっている。

本稿での地名、人名、職名などの表記には植民地時代のフランス語が多用されている。フランス語史料に依拠したこともあるが、その時代の慣行を尊重した面もある。

第1章 ジュネーブへの道

第1節 インドシナ戦争の始まり

第2次世界大戦でフランスのインドシナ植民地は崩壊した。ベトナム、ラオス、カンボジアの3国はそれぞれの方法で独立した。ラオス、カンボジアは王国として独立した。しかしベトナムでは、インドシナ共産党の指導者ホー・チ・ミン（Ho Chi Minh）が中心となって1941年5月幅広い統一戦線

ベトミン（Viet Minh＝越盟、ベトナム独立同盟の略）が結成され、「フランスと日本のファシストを追い出し、ベトナムに独立を」のスローガンの下に活動を開始していた。

1945年8月15日、日本が無条件降服すると、ベトミンの基地タンチャオ（Tan Trao）で全国人民大会がホー・チ・ミンを臨時政府の首班に選出し、全国に蜂起の命令を出した。ベトナムは歴史的に北からトンキン（Tonkin）、アンナム（Annam）、コーチシナ（Cochinchine）という3つの地域に分けられて来た^①。ベトミンは8月19日首都ハノイ、23日サイゴンで（現ホーチミン市）で蜂起、25日フエではバオダイ皇帝を退位させ、権力を握った。9月2日、ホー・チ・ミンはベトナム民主共和国の樹立を宣言した。いわゆる八月革命の成功である。日本軍の武装解除のために、16度線の北に中国国民党軍が、南に英軍が進駐して来たとき、そこには3つの独立国が存在していた。

旧宗主国フランスは米英の支持を受けて武力を用いてインドシナに復帰してきた。カンボジアとラオスは屈服しフランス連合に加盟したが、ベトミンはこれを拒否した。

両者は1946年12月19日衝突し、インドシナ戦争が始まった。当初近代的武器を持ち米英に援助されたフランス軍は南のサイゴンを押え、そこから各都市を征圧して首都ハノイを占領した。

首都や都市部を追われたベトミンは山岳地帯やデルタの奥地に逃れ抵抗を続けた。北はトンキンデルタ、南はメコンデルタで両者は農村の支配をめぐって戦った。フランスは反ベトミンの民族主義勢力を動員するために、1948年7月15日、退位したバオ・ダイ（Bao Dai）を元首とするベトナム国（State of Viet Nam）を樹立した。しかし軍事的貢献は少なく、今やフランス遠征軍とベトミンがインドシナ全域で戦う状態に発展した。ラオス、カン

^① ベトナム人はバクボ（Bac Bò）、チュンボ（Trung Bò）、ナムボ（Nam Bò）と呼ぶ。それぞれの中心都市はハノイ、フエ、サイゴンである。

ボジアでもフランスに抵抗する組織が生まれ、ベトミンと統一戦線を結成した^②。

1949年10月、中国共産党率いる中華人民共和国（中国）が成立した。1950年1月18日中国が、1月30日ソ連がベトナム民主共和国を承認し、ベトミンは孤立を脱した。インドシナ戦争の様相は一変した。隣国中国からの援助でベトミン軍の武器装備は一新され、その戦力は高まった。これに対抗して、米国が1950年2月4日バオダイのベトナム国を承認し、5月1日トルーマン大統領はインドシナに対して1000万ドルの緊急軍事援助を承認した。朝鮮戦争が始まると米国のフランスおよびフランス連合に加盟したインドシナ3国に対する軍事援助が増大した。

第2節 朝鮮戦争の教訓

1950年6月25日北朝鮮軍が38度線を越えて韓国に侵入し、朝鮮戦争が始まった。これに米軍を主体とする国連軍と中共軍（中国人民解放軍）が介入する事態になったが、両軍の前線部隊が38度線付近で対峙するようになって1953年7月休戦が成立した。

朝鮮戦争によって米国のインドシナ戦争を見る眼が変わった。同根の脅威に対する大きな戦争の二つの戦線の一つとなった。インドシナ戦争は国際化したのである。アメリカは朝鮮で二つのことを経験した。中共軍と直接戦ったこと、国連軍の旗の下に戦ったことである。多数の国が朝鮮の戦場に兵を送った。

英国は自ら1個旅団を派遣し、他の連邦派遣軍と共に英連邦師団を編成した。当時労働党が政権を握っていたがベバン（Ernest Bevin）外相は英国の参加について3つの目的を挙げた。①当面先ず侵略者が成功するのを阻止す

^② クメール民族統一戦線（通称クメール・イサラク Khmer Issarak）、ラオス人民統一戦線（通称パテト・ラオ Pathet Lao）

る。②国連が将来も国際安全保障機構として存続することを保証する。③ソ連が他の地域で侵略に出ることを阻止する^③。

1950年10月25日中国人民義勇軍（中共軍）が参戦し、戦況は国連軍に不利になった。トルーマン大統領とマッカーサー（Douglas MacArthur）国連軍司令官の関係が緊迫しているのを心配してアトリー（Clement Attlee）首相は渡米を決意した。1950年12月4日からの会談を前にして心境を次のように述べている。「極東における戦争は朝鮮に局限すべきこと、アジアにおける主要作戦に大兵力を釘づけにするのは大きな誤りであること、この二つが英国の一貫した見解であった。また国連軍と侵略国との抗争をヨーロッパ人とアジア人との間の戦いにしないようにすることが、いかに大切であるかも知っていた」^④。

国連軍の旗の下に戦ったことは米国に有利な面もあったが、逆にその政策や行動を縛られることにもなった。

米国は国連軍の大部分を引き受け、37ヶ月で延べ570万人の兵士を朝鮮の戦場に送った。米兵の戦死者33,629人、非戦闘での死者20,000人、負傷者103,284人、捕虜および行方不明者5000人に達した。米海軍は封鎖、機雷設置を行うとともに空から地上軍を掩護した。空母からの出撃回数は275,912回に及んだ。空軍は戦略爆撃機を70万回、戦術爆撃機を62万5000回出動させ、1200人の乗員を失なった。

韓国軍の損害は戦死者46,000人以上、負傷者101,300人、行方不明12,000人以上。他の国連軍部隊の損害は14,103人であった。

相手方の損害について米統合参謀本部の1953年7月27日付の資料は中国軍の死者401,401人、負傷者486,995人、捕虜21,211人、北朝鮮軍の死者214,899人、負傷者303,685人、行方不明あるいは捕虜101,680人、北朝鮮の民間人死

^③ Michael Hickey, The Korean War, 1999, p. 42.

^④ C・R・アトリー、アトリー自伝下巻、昭和30年、274ページ

者200万人、全人口の20%と推計している⁽⁵⁾。

朝鮮半島でいかに激しい地上戦が展開されたかが想像できよう。米軍の損害は地上軍を構成する陸軍と海兵隊、なかでも陸軍の損害が大きかった。ここから米国には「アジアでの地上戦」を嫌悪する風潮が生まれ、空海軍を使い、かつ核兵器の使用を前提とした大量報復戦略が生まれた⁽⁶⁾。

朝鮮での休戦実現を掲げて当選したアイゼンハワー大統領は共産側とくに中国の当局者に対してさまざまなルートを通じて『ある決意を』伝えたと述べている。

「(休戦交渉において) 満足すべき進展がない場合、われわれは武器の使用を抑制することなく、断固として行動するつもりであり、もはや戦闘を朝鮮半島だけに局限する責任は負えない。われわれは世界的に通用している紳士協定にも拘束されない」⁽⁷⁾。

アイゼンハワーは回顧録の他の個所で「中国が休戦に応じず、米側が大攻勢に移る場合、満州にある中国の補給飛行場への爆撃、中国沿岸の封鎖その他類似の手段などにより、戦争を朝鮮以外に拡大しなければならない、国連軍と韓国軍の更なる増強が必要となる。攻撃に伴う犠牲を過大にしないためには、原子兵器を使用しなければならない」とその可能性を具体的に述べている⁽⁸⁾。

1953年12月4日から8日まで英領バミューダ (Bermuda) 島で米英仏3国の首脳会談が行われた。その席で、ダレス (John Foster Dulles) 米国務長官は「我々が朝鮮休戦を獲ちとることができた主な理由是我々がさらに激しい戦争の準備をしたからであります。このような内輪の席でなら許されると思いますが、我々はすでに核兵器をその運搬手段とともに戦域へ送っています。

⁽⁵⁾ 米側の損害、中国側の損害すべて、Micael Hickey, op. cit. p. 366. 参照。

⁽⁶⁾ McGeorge Bundy, *Danger and Survival*, 1988, pp. 244-245.

⁽⁷⁾ アイゼンハワー回顧録 I、1965年、163ページ

⁽⁸⁾ 同書、162ページ

このことはすでに強力な情報網を通じて中国の共産主義者達も知っていることでしょう」と語った。

バンディ (McGeorge Bundy) はこれはこの頃核弾頭とそれを運ぶ B-29爆撃機あるいは B-26爆撃機が沖縄に送られたことを指していると述べている⁽⁹⁾。

これ以来、米国には朝鮮の休戦をもたらしたのは核使用と全面戦争も辞さずと威嚇した結果であるとの神話が生まれた。だがアイゼンハワー大統領の考えは一辺倒ではなかった。米国が中国に伝えた『決意』は以下の声明に裏打ちされていた。「わが国と国連とはただ一つの理由で、つまり侵略をしりぞけ韓国の国境を回復するために——武力によって朝鮮を再統一するためではなく——朝鮮に行った」⁽¹⁰⁾。米国が朝鮮における目的と取り得る手段を明らかにしたので、共産側は妥協による平和への道を選ぶことができたのである。

バンディは中国が休戦に応じたのはスターリン (Josef Stalin) 首相の死で休戦が可能になったとの中国筋の説を紹介している⁽¹¹⁾。だとすれば中国とスターリンのソ連とでは朝鮮についての見解が完全に一致していたわけではないということになる。

中国側の資料は「迫られて抗米援朝に奮起した後も、中国人民は終始朝鮮問題の平和的解決をち取る努力を放棄しなかった。中朝両軍が侵略軍を38度線以南に撃退した後、周恩来は外交部長の名義で声明を発表し、すべての外国軍の朝鮮からの撤退、および朝鮮の内政は朝鮮人民が自身で解決するのを、平和的に朝鮮問題を調停する交渉の基礎にすべきであると宣言した⁽¹²⁾。同資料によると1951年6月23日ソ連の国連代表マリク (Jacob Malik) は朝鮮問題について平和解決案を提出するとともに、交戦双方が「停戦と休戦の交

⁽⁹⁾ Bundy, op. cit. p. 239.

⁽¹⁰⁾ アイゼンハワー回顧録 I、171ページ。

⁽¹¹⁾ Bundy, op. cit. p.241.

⁽¹²⁾ 金沖及。周恩来伝上、2000年、61ページ。

渉、および双方が「軍隊を38度線から引きはなす」ことをその第1歩とするよう提案した^③。マリク提案に対して米側は交渉のチャンネルを開くことには同意したものの、38度線を停戦ラインとして受入れることは拒否した。国連軍の最前線は38度線より北にあったからである^④。

こうして1951年7月10日朝鮮停戦交渉の第1回会議が開かれた。休戦協定が成立するまで更に2年の歳月を要した。その理由の1つは戦場での対峙ラインが38度線より北にあったことがある。共産軍はこれを少しでも南に押し返そうとして攻勢を繰り返した。

中国は鴨緑江の南岸地域を確保し、米軍を38度線付近に押返えていたから介入の目的は大方すでに達成していた。問題は戦争がもたらす人的損害、経済的負担が年々大きくなっていったことである。当時軍事費は国家財政総支出の半分を占め、そのうち60%が抗米援朝戦争向けであった^⑤。中国としては鴨緑江の対岸に緩衝国を確保できれば、一刻も早く休戦し1953年からの第1次5ヵ年計画に取りかかることを望んでいた。協定の成立を遅らせた要因として考えられるのはスターリンと中国の指導者毛沢東の意向であろう。当初は両者ともその度合いは違いが金日成の武力統一作戦を支持していた。北朝鮮の統一作戦は失敗し、金日成は発言力を失なった。

スターリンは米軍をアジアに釘付けすることによって米国の欧州への関心を弱めるとともに、中国を自らの支配下に置こうとした。スターリンの死は毛沢東に行動の自由を与えた。中国の指導者のあいだでは周恩来ら実務派官僚の声が大きくなった。

交渉が2年も長引いたのには米側の理由が大きい。そのうちの1つが韓国李承晩大統領の反対である。李はアイゼンハワーへの書簡で「もし中国軍が朝鮮にとどまることを許すような平和協定が取り決められるなら韓国は鴨緑

^③ 同書、61ページ。

^④ Alexis Johnson, *The Right Hand of Power*, 1984, p. 123.

^⑤ 周恩来伝上、70ページ。

江まで北進する……」、「朝鮮人民のすべてにとって、分割されたままの休戦や平和よりも戦争がまだ望ましい」と休戦協定に反対している⁶⁶⁾。実際に彼は北朝鮮捕虜25000人を脱走させる事件を起こした。第2は米国の共和党や軍部、とくに軍部は満州の補給基地や飛行場を爆撃することを許可されなかったので勝利を逸したと考えていた。休戦協定に調印した米のクラーク（Mark Clark）司令官は「私はちっとも羨しくない名声——アメリカ史上初の勝利を得ずに停戦協定に調印した司令官となった」と語った⁶⁷⁾。

第2章 ディエン・ビエン・フー（Dien Bien Phu）の戦い

第1節 平和を求める国際世論

朝鮮休戦協定が1953年7月27日調印されて1週間後の8月3日モスクワの赤軍機関紙『赤い星（Krasnaia Zvezda）』は「朝鮮の休戦はインドシナ戦争の停止につなげるべきだ」と書いた。中国の昆明放送は9月8日から14日にかけて「北京とピョンヤンはインドシナにも朝鮮型の休戦が実現可能だと主張している」と放送した⁶⁸⁾。

6月北京を訪問したフランスの経済代表団団長（M. Bernard de Plas）に対して中国の高官はインドシナの解決を見つけるべきだ。それはインドシナ半島の諸民族の独立を尊重し、フランスと中国の友好を維持発展させるものでなければならないとの意向を伝えた⁶⁹⁾。

1953年9月、バオ・ダイのベトナム国議会が完全な独立とフランス連合からの離脱を求める事件が起こった。ベトミンの要求と同じである。これでは戦争に勝利したとしてもベトナムはフランスの手から離れて行く。フランス

⁶⁶⁾ アイゼンハワー回顧録I、163、165ページ。

⁶⁷⁾ 周恩来伝上、65ページ。

⁶⁸⁾ 『赤い星』も『昆明放送』も出所は Jean Lacouture et Philippe Devillers, La fin d'une guerre, 1960, p. 42 の注より。

⁶⁹⁾ 同書、p. 42。

軍兵士は米軍の歩兵の役をしているのではないか。フランスはインドシナで何のために戦っているのか。フランスの世論は動揺し、議会ではインドシナ戦争の解決についての討議が始まった。

ラニエル（Joseph Laniel）首相は11月12日、「紛争の解決は必ずしも軍事的解決である必要はない。朝鮮での米国と同じように、相手と話し合うのに無条件降伏を求めているのではない。もし地域的にも国際的にも名誉ある解決が望めるのなら、フランスは紛争の外交的解決を歓迎する」と述べた²⁰⁾。

しかし議会には停戦してベトミンと直接話し合うという主張もあったが、多数派は大国の圧力で話し合いに持ち込もうというものであった。

11月29日、スウェーデンの『Expressen』紙がホー・チ・ミンからの返事を紹介した。これは同紙のバリ特派員が北京のスウェーデン大使館を通じて送った質問状に答えたものであった。

ホー・チ・ミンは「ベトナム民主共和国はもしフランスが紛争を終らせることを望むなら、いかに停戦を実現するかについての提案を研究する用意がある」と直接の交渉を迫った。これは爆弾声明であった。フランスの世論は激しく動いた²¹⁾。

1953年12月のバミューダ島での首脳会談は朝鮮問題とともにインドシナ問題が主要な議題であった。当時のフランス政府の立場は国際会議の枠組の中でベトミンと交渉する。ベトミンを援助している中国、ソ連の影響力でベトミンの要求を和らげてフランスの名誉ある撤退を可能にする、強硬な米国の存在は相手方に圧力となる、中ソと米国、英国はインドシナ問題の解決を見出すことによって平和を実現するというものであった²²⁾。

2月18日、ベルリン外相会議は朝鮮問題とインドシナ問題を討議するための国際会議をジュネーブで1954年4月26日から開くことを決定した。

²⁰⁾ Devillers, op. cit. pp. 43-44

²¹⁾ 同書、p. 45

²²⁾ Johnson, op. cit., p. 213.

第2節 陽動作戦

国際的動きに先行してインドシナ現地では「平和会議」を予想した双方の動きがすでに始まっていた。むしろ戦場の動きが国際的動きを促したとも言える。1953年4月20日、ベトミン軍25師団がラオスに侵入した。サムネウ (Sam Neua) 州全域、フォンサリ (Phong Saly) 州とシエンカン (Xieng Khouang) 州の全部がベトミンの支配下に陥った。これに約300名のパテトラオが同行していた。4月19日指導者の1人スファヌボン (Souphanouvong) がサムネウ州で「抵抗政府」の樹立を宣言した²³⁾。こうしてラオスには王国政府と抗仏のパテトラオの政府が存在することになった。さてベトミン軍は王都ルアン普拉バン (Luang Prabang) 近くまで迫った。バツタナ (Savang Vatthana) 皇太子は王とともに王都を守った。この態度はカンボジアやベトナムの態度と大きく異なっていた。フランスは軍事装備、訓練施設、軍事使節団を提供して、これらをラオス政府の権限下に置いた。1953年10月フランスはラオス王国の独立を認めるとともに相互防衛条約を結んだ²⁴⁾。これによってフランスはラオス王国の防衛に責任を持つことになった。

1953年夏、フランスのインドシナ遠征軍司令官にナバル (Henri Navarre) が就任した。彼の任務は「時機が来たら名誉ある政治解決のための軍事的条件を創り出す」ことであった。ナバルは軍事的優勢を獲ちとるための「ナバル計画」を策定した。その内容は以下のとおり。フランスはインドシナに9ヶ大隊と支援部隊を増派する。その結果フランス遠征軍は20万人から25万人にふえることになった。そのほか向う1年間に現地ベトナム軍兵力を20万人から30万人に強化するため現地人兵士を訓練する。米国はそのための費用として4億ドルの援助を約束した。1953年9月これに加えて1954年末までのインドシナ防衛費として新たに385百万ドルの援助を約束した²⁵⁾。ナバル計

²³⁾ Arthur J. Dommen, *The Indochinese Experience of the French and the Americans*. 2001, p. 208

²⁴⁾ イーデン回顧録Ⅰ、67ページ

²⁵⁾ William Conrad Gibbons, *The U.S. Government and the Vietnam War, Part I*, 1986, p.135.

画では1954年秋までにフランス連合軍の兵力は55万人になる予定であった。ベトミンの兵力は40万を越えないと推定されていた。

ナバルはベトナム軍を強化し、増強されたフランス軍精鋭を予備兵力として使えるようになる1954年秋から攻勢に出ることを決意していた。それまではベトミン軍が強力である北緯18度線以北では大きな戦闘を避け戦略的守勢をとる。18度以南で掃討作戦を行なう。

ナバル計画の当面の眼目はトンキンデルタなかでも首都ハノイを中心とする紅河下流域、アンナムとコーチシナの防衛であった。したがってタイ(Thai)族の住むベトナム北部の西北高地やラオスは防衛線内に入っていなかった。

ナバル計画は2つの要因で変更を余儀なくされた。一つはフランスを始めとする内外の世論に押されて、インドシナ問題の討議が早まった。交渉に備えて軍事的に有利な立場をつくる必要が生れた。第二は政治的にラオスの防衛が必須となった。

交渉に備えて軍事情勢を有利にしておくことはベトミン軍の司令官ボー・グエン・ザップ (Vo Nguyen Giap) にとっても同じであった。

1953年10月27日、ベトミンの316師団がタインホア (Thanh Hoa) の基地から41号道路を通過してディエン・ビエン・フー (以後 D.B.Pと略) 方面へ向った。他の部隊も移動を開始した⁹⁹。ラオスへの脅威が高まった。

第3節 はりねずみ戦略 (La stratégie des Hérissons)

7月の段階ではラオスに割く兵力はないと考えていたナバルは相互防衛条約を結んだばかりのラオスを見捨てることはできなかった。

ナバルは11月20日カストール作戦 (L'opération Castor) を発動し、降下部隊6ヶ大隊でもってディエン・ビエン・フー (D.B.P.) 盆地を占領した。同

⁹⁹ Devillers, op. cit. p. 44.

盆地はハノイの北西300キロメートルの地点にあり、ベトナムからラオスへの通路の要衝である。フランス軍はここに2つの飛行場と8つの陣地を建設し、守備隊は11000人に達した。

ナバルは何故空からの補給に頼らざるを得ないこの僻遠の地にかくも多数のフランス軍精鋭を集中したのか。

フランス側がアイゼンハワーに伝えた狙いは①この地域にベトミンのゲリラが組織され、拡大するのを防ぐため、②ベトミンの本拠地からラオス国境への道をしゃ断する。雨期にはベトミンもこの盆地を使用しなければならぬから必ず攻撃を仕掛けてくる。そうなればベトミンが優勢とみられる兵力を集中できるこの地域に共産軍をおびき寄せることができる、③中国はベトミンに兵器を補給できないだろう。中国との国境からベトミン本拠地へ、そこから D.B.P. まで、すべて陸路で人力ないし自転車に頼る現状では短期間に重火器を移動することはできない、というものであった[㊦]。

広大なベトミン地域に掃討作戦の核となる基地——それは補給のための飛行場付であった——を構築してベトミン軍をおびき寄せて、空爆、砲撃で敵を多量に撃滅する作戦をフランス軍はすでにナサン (Na San) で経験していた。ベトミン軍は何回も攻撃を繰り返し大きな損害を蒙った。フランス軍は8月にナサン基地を閉鎖した。ナバルはその守備隊も D.B.P. に投入することができた。1954年秋まではベトミンとの決戦は避けたいと思っていたナバルは1年早く、西北の高地 D.B.P. での決戦を決意した。

紅河デルタからラオス国境に近い西北高地へ向ったと思われていたベトミン師団はずっと南の方で安南山脈を越えて12月20日、ラオス中部地域の入口にあたるタケク (Thakhek) に迫った。フランス軍はセノ (Seno) の基地から空軍、地上軍を用いて反撃し大損害を与えたが、1954年1月20日タケクは陥落してしまった。この後ベトミン325師団は北に向わず南に向い、ベト

[㊦] アイゼンハワー回顧録 I、301ページ。

ナム中部のドンハ (Dong Ha) とサバナケット (Savannaket) を結ぶ9号路に向った⁸⁸⁾。これはベトミン側の陽動作戦であったと見られている。D.B.P.の決戦に集中するとのナバルの戦略に齟齬が生じた。

一方、D.B.P. 付近に終結していたベトミン308師団は1月27日、突然西に向って動き出した。狙いはラオスの王都ルアンプラバンであることは明白であった。

ナバル司令官とドジャン (Maurice Dejean) 高等弁務官 (インドシナの政治外交を担当) の2人はパリに対して「ラオスは防衛しなければならないか」との請訓電報を打った。現地の2人は政治的観点からラオスの防衛を主張していた。2ヶ月前の閣議はベトミンの強力な攻勢がある場合、防衛線をパクサン (Paksane) の線に下げてもいいとの決定を下したばかりであった。

国防会議はプレバン (M. Rene Pleven) 国防相を現地に派遣し、もしもの時はフランス遠征軍の安全を第一に優先して北ラオスから撤退せよと命令することになっていた⁸⁹⁾。

プレバン国防相とエリ (Paul Ely) 統幕議長の2人は2月9日サイゴンに到着した。彼は「はりねずみ戦略」はかえってベトミンにとって将来の獲物になるのではないかと疑問を投げ掛けた。ナバルは陣地は飛行場を備え、空輸による補給は万全だ。攻撃を予定していた敵は陣地が強固なので諦めたようだと答えた。2月19日プレバンとエリはD.B.P.を視察した。守備隊司令官ド・カストリ (de Castries) 大佐は皆ベトミンの攻撃を待っていると語った。2人は王都ルアンプラバンを訪問したがそこでも敵が50キロに迫っているのに王国政府は撤退しないと告げられた⁹⁰⁾。

2月26日、ベトミン308師団は突如向きを変え再びD.B.P.に向った。この動きはベルリン外相会議が朝鮮とインドシナ問題を討議するジュネーブ会議

⁸⁸⁾ Devillers, op. cit. p. 49.

⁸⁹⁾ ibid p. 60.

⁹⁰⁾ ibid p. 61.

を4月26日から開くと決定したことと関連している⁶¹⁾。

3月13日、ベトミンはD.B.P.の攻撃を開始、それは105ミリ砲による攻撃で始まり、その規模、激しさと守備隊を圧倒した。最初の弾丸がガブリエル(Gabrielle)陣地の指揮所に命中し、指揮官他副官3人が死亡した⁶²⁾。ベトミン軍はいつのまにか周囲の山腹に105ミリ砲、120ミリの臼砲を設置し、空爆に備えてソ連製の37ミリの高射砲を配置していた⁶³⁾。と同時に地上では少なくとも2万4000のベトミン軍がフランス軍陣地に迫っていた。

このような包囲作戦を可能にしたのはベトミン政府の動員能力である。1954年初め、ベトナム民主共和国(ベトミン)の国会は、小作料の引下げ、土地なし農、貧農、中農に放棄地や対仏協力の地主の土地を与える土地改革法を採択して10万人の兵士と人夫を集めることができた。フランス軍によるとベトミン軍1ヶ師団(1万人)は4万人の人夫を必要とする⁶⁴⁾。

3月15日にはナバル司令官も現地の参謀部もこの戦役に勝ち目がない、強力な外部の介入がないかぎりD.B.P.を救うことはできないとの判断で一致した。ジュネーブ会議を前にしていきなり決定的敗北を喫してしまった。

第4節 禿鷹作戦(L'opération Vautour)

エリ統幕議長は訪米し、3月22日アイゼンハワーと面会した。大統領は同席していたラドフォード(Arthur Radford)米統幕議長に要請のあったB-26爆撃機などを引渡すよう命じた。エリはナバル計画に信頼を寄せていた米側当局者に真実を伝え、大規模な援助がなければ交渉に応じざるを得ず、しかも最悪の条件で交渉に臨まざるをえないところまで来っていると語った。

⁶¹⁾ *ibid* p. 62.

⁶²⁾ ガブリエル陣地は外人部隊第13装甲師団が守備していて、指揮官はゴシュ(Gaucher)大佐であった。

⁶³⁾ *ibid*, p. 68.

⁶⁴⁾ Dommen, *op. cit.* p. 207

米国の反応は素早かった。3月6日の国家安全保障会議（N.S.C.）は「東南アジアを支配しようとする共産主義の試みに対して米国はあらゆる可能な手段をとるべきである。同地域が失われることは自由世界にとって測り知れない結果をもたらす」と勧告したばかりであった⁶⁵。

米仏両当局者は3つの取決めを行なった。一つはベトナムを自力で共産主義の侵攻に抵抗できるよう強化する。この点で米側はフランスのやり方を批判し、以後は米国が直接武器や装備を援助し、米軍事顧問団がベトナム軍の訓練を行うと主張した。『戦争の終わり（La fin d'une guerre）』の著者によると「ラドフォード統幕議長は韓国のように武器装備を与え、訓練すれば共産主義に対抗できる強い軍隊を育て上げることができるとの信念を曲げなかった」⁶⁶。

第二は中国のベトミンへの援助増加で事態が悪化するような場合自由世界は介入するとの意志を「誤算」のないようにと中国に伝えることが決まった。大統領と N.S.C. はその際東南アジア防衛は米国だけではなく他の諸国の参加が必要であるとの意見であった。

第三に帰国を前にしたエリに対してラドフォードが D.B.P. の戦いに関して一つの提案を行なった。ラドフォードは中国の援助でとくに対空砲火器が増加しているので、仏軍陣地への物資・武器補給の前に米空軍による陣地周辺の爆撃をしてはどうかと提案した。

その内容は B29 重爆撃機 60 機による夜間爆撃を行なう。フィリピンの基地から出撃し、毎回 450 トンの爆弾を D.B.P. のベトミン軍に投下する。これには第 7 艦隊からの戦闘機 150 機が同行し、掩護射撃する。この作戦は継続的なものではなく短期的なものとした⁶⁷。

3月29日、エリが持ちかえった提案はラニエル首相を中心とするインドシ

⁶⁵ Devillers, op. cit. p. 72.

⁶⁶ ibid. p. 72.

⁶⁷ ibid. p. 73.

ナ戦争特別委員会で、政治的、外交的、さらには戦略的角度から慎重に検討された。フランス側はこの作戦に「秃鷹作戦」と名付けた。もちろんインドシナの現地にも特使が派遣され、ナバルからは「米空軍による爆撃は敵の対空砲火を破壊し、守備隊の態勢を立て直すことに役立つ」との肯定的判断がもたらされた⁶⁸。

しかしこの間もベトミンは圧力を強めた。3月30日新たな攻撃をしかけ、守備隊陣地に一段と接近してきた。3月26日に最後の飛行機が負傷者を乗せて離陸した。空輸は不可能になった。滑走路が銃撃の対象となったからである。守備隊への補給はパラシュートによる外なかった。

4月4日フランス政府は米国に対してD.B.P.の守備隊を救うために米空軍による爆撃を要請した。4月5日ダレス米國務長官からの回答が届いた。それは、米国はフランスや他の諸国との政治的協調なしにまた議会の承認なしにインドシナへの軍事介入はできないというものであった⁶⁹。D.B.P.空爆作戦は不可能になった。

米国ではアイゼンハワーが議会の支持が得られそうにないこと、同盟国の支持が得られていないことを理由にこの作戦を承認しなかった。大統領は地上軍の派遣には以前から反対であった。リッジウェイ (Matthew Ridgway) 陸軍参謀長はラドフォード・プランに反対した。陸軍参謀部は1954年初めインドシナ特別班を設けて、情報の収集、分析に努めた。3月末のN.S.C.でリッジウェイはブリーフィングを行なった。気象、地形およびベトミン軍の組織形態から空爆の効果は少なく空軍の投入だけではD.B.P.は救えない、状況を変えるには米陸軍3ないし4ヶ師団の投入が必要。この兵力だけでも兵站には莫大な兵員を要し、予備役の召集と爆薬工場の再操業が必要で初年度支出だけでも35億ドルに達する。しかも戦争は1年では終らず、若し中国軍

⁶⁸ ibid, p.74

⁶⁹ ibid, p.75

が介入してきたらこの兵力では足りない⁴⁰。このブリーフィングは大統領の考えと完全に一致していた。

禿鷹作戦は実現しなかったが、フランスを支援するための同盟軍結成の構想はダレス国務長官の働きで生き残った。

アイゼンハワーは4月4日チャーチル英首相に手紙を書き「フランスの努力を支援するための道義的、物質的支援を与える最良の方法は、この地域に共産主義の拡大を阻止することに死活的関心を持つ諸国で構成される新しい特別なグループないし連合を設立することである」と後に誕生するS.E.A.T.O (Southeast Asia Treaty Organisation 東南アジア条約機構)の結成を呼びかけた⁴¹。

チャーチルの反応は「われわれに求められているのは、アメリカ議会を誤まった方向に引き込んで、軍事行動を承認させることだが、この作戦はそれ自体効果がないばかりでなく、世界を大規模な戦争の瀬戸際にまで導く恐れが十分にある」というものであった。

イーデン外相は英国の立場をジュネーブ交渉の成り行きがわかるまではインドシナ戦争に引きこまれることばかりでなく、その全貌がわからない措置に対して道徳的支持を約束することも拒否するというものであった」と述べている⁴²。

D.B.P. は5月7日陥落した。ジュネーブでは5月9日からインドシナ問題の討議が始まった。

第3章 二つのベトナムと停戦

ジュネーブ会議で外交交渉を行なったのは英国のイーデン外相と中国の周恩来外相であった。米国は共産側の対応いかんでは軍事介入も辞さずとの姿

⁴⁰ George W. Allen, None so blind, 2001, p. 67

⁴¹ アイゼンハワー前掲書、310ページ。

⁴² イーデン前掲書、89ページ。

勢を示し、会議では傍観者の態度をとった。ソ連と英国の外相は中国と米国が衝突する事態にならないよう交渉の進展に努力した。彼らは米中の衝突が第3次世界大戦に発展するのを恐れたのである。

英国のイーデン外相は当時体験した緊張を以下のように語っている。

「この会議は私が水爆の戦争阻止力を痛感した最初の国際会議であった。私は水爆を有難いと思った。水爆がなかったら、ジュネーブ会議をまとめて大きな戦争を避けることができなかったと思う。水爆の影響はアメリカの政策の場合一番少なかった。当時アメリカはソ連から水爆をうち込まれることはなかったし、それに中国には水爆がなかった。人命を軽く考えている中国にとっては核兵器の脅威は重大ではあるが決定的ではなかった。しかし、ソ連とイギリスはともにそうではなかった。われわれはインドシナ戦争の拡大が必然的に何を意味するかということを痛切に意識していた」⁴³。

D.B.P. 陥落後ベトナムはトンキン・デルタで攻勢を強め、フランスの敗色は一層濃くなった。インドシナ和平を求める世論が高まった。6月18日急進社会党のマンデス・フランス (Pierre Mendes-France) が「私は7月20日までに、インドシナに平和を回復する」との公約をひっさげてフランス首相に就任した。彼は議会で419票対47票という信任票を獲得した。フランスは中国との協調を図りながらインドシナ3国との交渉に集中した。

マンデス・フランスは米代表ビデル・スミス (W. Bedell Smith) に対してインドシナの平和がベトナムに対する降伏であるようなら、絶対に受け容れないと断言し、米国に対して一つだけ要請を行なった。それはフランスがベトナムとの間に達成する名誉ある休戦にたいし、バオ・ダイによって新しく任命されたゴ・ジン・ジェム (Ngo Dinh Diem) ベトナム首相が無用な反対をしないよう米国の影響力を用いてほしい、というものであった⁴⁴。

⁴³ イーデン前掲書。97ページ。運搬可能な水素爆弾の実験は、米国が1954年春ビキニ環礁で。ソ連が1955年11月セミパラチンスク実験場で行なった。

⁴⁴ アイゼンハワー前掲書。328ページ。

マンデス＝フランスの登場で協定成立近しと判断した米英首脳は6月25日ワシントンで会議を行ない、フランスがインドシナで取り決める解決策がいかなるものであろうと、米英両国が承認できることについての7項目の共同原則を設けた。

ラオス、カンボジアは自由で独立した国家として残り、そのまま統一を維持できなければならない。もしベトナムの分割が起る場合、国のほぼ半分当たる18度線以南は、非共産主義国でなければならない。見解がくいちがったのは英国がフランスが米英両国の7原則に沿って解決するよう「希望」を表明としたのに米国は7原則は最少限の条件だとした点である⁴⁵⁾。

7月21日ジュネーブ協定は調印された。協定を要約すると①フランス遠征軍とベトミン軍およびその同盟者との間に停戦を実現する。同盟者とはラオスのパテトラオとカンボジアのクメールイサラクである。②インドシナ3国のうちカンボジア王国とラオス王国の問題をベトナム問題から切り離す。両国の統一と主権を認める。ベトミン軍とフランス遠征軍は両国から撤退する。パテトラオの軍隊はラオス北部の2省フォンサリ（Phong Saly）とサムネワ（Sam Neua）に集結し、政治統合を待つ。③ベトナムは17度線で南北に分割し、北部をベトミンの軍と政府が南部をフランス遠征軍が管理し、2年後に選挙を行ない統一政府を樹立する……の3項目になる。

アイゼンハワーは7月21日の記者会見で「米国はこの会議の宣言に参加する用意はないという趣旨の声明をジュネーブで発表する。しかし……米国は軍事力を用いてこの取り決めに妨害することはしないだろう。さらにわれわれは共産主義者が再びいかなる侵略に出てこようともわれわれの重大な関心事とみなされることをはっきりさせたい」と述べた⁴⁶⁾。ジエムの政府は協定そのものに反対した。

⁴⁵⁾ アイゼンハワー前掲書。330ページ。

⁴⁶⁾ 同書。333ページ。

フランス議会は7月23日462対13という圧倒的多数でジュネーブ休戦協定の締結を承認した。

ジュネーブ協定は各国についての停戦協定と最終宣言の二つから成る。米国会議の最終宣言に署名しないと声明したことで、ベトナムは大きな打撃を蒙った。最終宣言は「ベトナムでの軍事境界線は臨時的なものであっていかなる場合にも政治的境界線、または領土の境界線と解さるべきではないことを確認する。」「ベトナムについては独立・統一および領土保全の原則にたつて、1956年7月に国際監視委員会の監督の下に普通選挙が行なわれる。1955年の7月20日から、双方の地区の正当な権限をもった代表当局は、この問題について話し合いをはじめべきである」と明記している⁴⁰⁾。しかも統一のための普通選挙についての言及は協定のどこにもなく、唯一最終宣言のなかだけである。これに署名がなければベトナムの統一は保障されず、分断は半永久的なものになる可能性がある。

米代表団の1人アレクシス・ジョンソン (U. Alexis Johnson) は米国が宣言に加わらなかった理由は、自由な統一のための選挙はインド、ポーランド、カナダの代表で構成される国際監視委員会ではなく、国連の監督下でその公正さが保証されるという理由を挙げている。しかしこれは外交上の口実だという印象を与える。ジョンソン大使はジュネーブ会議で米国がとった一貫した政策は全ベトナムの共産主義支配に途を開くような条項には反対するとうのものであったと述べている⁴¹⁾。米国は当初からできるだけ北方でベトナムを南北に分割しようと考えていたと言わざるを得ない。ジュネーブ会議は米国にこれを可能にしたのである。英国にとっては思い通りの結果であった。フランスは名誉ある撤退の道を獲得した。ソ連は世界大戦の危険を防ぐとともに社会主義陣営の盟主の地位を維持することができた。中国も朝鮮半島の

⁴⁰⁾ 最終宣言については日本国際問題研究所、新中国資料集成第4巻、昭和45年11月。資料32の日本語訳を使用した。241ページ。

⁴¹⁾ Alexis Johnson. op. cit. p.226.

場合と同じく南方に緩衝国を持つことができ安心して国内の経済発展に注力する時間を持つことになった。また中ソ間で中国の発言は重みを増した。

ベトナムが1975年4月統一を達成した後、中越関係は悪化し、両者は1979年2月戦火を交えるに到った。この時ベトナムは『中国白書』を発表し、ジュネーブ会議における中国の役割を非難した。「ディエンビエンフーのあと、中国をはじめとする社会主義陣営の援助によって、ベトナムの武装勢力と人民は、あきらかに全国を解放する力をもった。しかし、ジュネーブで中国代表団がフランス代表団と妥協した解決法では、戦場の力関係を何ら反映したのではなく、ベトナム代表団が提起した解決法の政治的要求に十分に答えるものではなかった…ベトナム、ラオス、カンボジア3国人民の抗仏闘争の完全な勝利をもたらす可能性を妨害するものでもあった。これは3国人民の革命闘争に対する、中国指導部の最初の裏切りであった」⁴⁹。

しかしベトミンの政府はジュネーブ協定を受容れた。『中国白書』でベトナムは自らの平和愛好の伝統と紛争を交渉によって解決するという流れに従った面もあるが、援助を得ている中国の圧力で協定に調印したと主張している。

ジュネーブ会議で英仏と交渉した中ソの指導者の証言を見てみよう。ジュネーブでの交渉が決定的段階に差しかかった7月3日から5日まで中国の周恩来とホー・チ・ミンは中国の柳州で会談し詰め協議を行なった。ホーは「マンデス・フランスを手助け、彼が下野しないようにすべきである。」「11月中までにフランスとうまくやり、平和を勝ち取るべきである。11月以前にアメリカでは選挙があり、(それまではインドシナ戦争への)干渉に対しては懸念がある(ブレーキがかかっている)。11月以降になると危険である。」「16度線を境界にするならば、トンキン湾内全体がわれわれのものになる」、16度線にすることが不可能な場合は「国道9号線を境界にすることを考えればよ

⁴⁹ ベトナム社会主義共和国外務省編、『中国白書』。1979年10月。38-40ページ。

い」、会談の終わりに、ホーは「現在ベトナムは十字路に立っており、平和も戦争もあり得る。主要な方向は平和を勝ち取り戦争に対する準備を行うことであり、仕事の複雑性は両方を準備しなければならないところにある」と述べている⁶⁰。ホーの考え方は後年の『中国白書』の主張とは異なる。周恩来とベトミンの代表ファム・バン・ドン（Pham Van Dong）はこの方針に沿ってジュネーブ協定をまとめた。

1954年7月15日ベトナム労働党⁶¹の第6回中央委員会総会（6中総）でホー・チ・ミンはジュネーブ協定を受容れるよう党幹部を説得している。彼の演説の要旨を述べる。

①フランスがインドシナから手を引こうとしている時、我々の方針は「徹底抗戦」から「平和、統一、独立、民主」に変えるべきである。②平和を望むなら戦争を止めなければならない。戦争を止めようとするれば停戦が必要だ。停戦を望むなら地域を限らなければならない。敵軍は撤退するために一時的に一つの地域に集結する必要がある。我が軍も一つの地域に集結しなければならない。③我々は広大な面積と資源を確保して自らの軍事、政治、経済の力量を建設、強化、発展させなければならない。そうすれば相手地域にも影響を与え、統一に結びつく。④地域を限ることは決して分割ではない。それは統一までの一時的なものである。相手地域に住むことになる人は国全体のためにまた長期的利益のために我慢してもらいたい。⑤我々の主要かつ直接の敵はアメリカ帝国主義であり、あらゆる手段でこれに反対しなければならない⁶²。

ここには、停戦と引き換えに、北ベトナム地域に一つの国家を獲得できれば、統一を目指して強大な米国との戦いに備えることができる、いわゆる北ベトナムに南部解放のための強大な革命根拠地を建設するという考え方が現

⁶⁰ 周恩来伝、前掲書、128ページ。（ ）は筆者の書入れ

⁶¹ 1951年2月創立。実体はベトナム共産党で組織や人事、指導原則は同じ。

⁶² Dang Cong San Viet Nam, Van Kien Dang. Vol. 15. 1954. pp. 1968-1972.

われている。ベトミンは首都ハノイを追われ、山間部の司令部から各地の解放区および遊撃部隊を動かしているに過ぎない。地域全体を統治する中央政府を持ってこそ、ベトミンの力量は増大し、中ソからも行動の自由が得られる。

このような考えに立ってホー・チ・ミンを始めとするベトミン指導部は政治解決についての不安があったにもかかわらず、中ソが提案した停戦と南北の分割を受容れたのである。

第4章 ジュネーブ会議の結末

第1節 協定の真実—ベトミンと米国との対決

ジュネーブ協定はラオスとカンボジアの問題をベトナム問題から切り離し、ベトナムについては南北に分割して停戦を実現し、インドシナに平和をもたらした。

〈二つのベトナム〉

次の2つの地図はジュネーブ協定の前と後のベトミンとフランス遠征軍の勢力図である。ジャン・ラクチュール (Jean Lacouture) とフィリップ・ドビレール (Philippe Devillers) の『戦争の終り (La fin d'une guerre)』から引用した。

地名その他の名称はフランス統治時代のもので、ベトナム戦争時およびベトナム統一後のものとは少々異なっている。しかしジュネーブ協定の意義およびその後続くベトナム戦争の理解に参考になると考えてほぼそのままの形で引用した。仏軍参謀本部、仏遠征軍司令部の軍事地図を基に英仏外務省、米國務相、CIAの資料を参照して作成したとみられるが、ドビレールら著者はその出所、依拠した資料を示していない。しかし筆者は当時の現実をもっとも正確に反映していると考える。

第1図とジュネーブ以降の第2図とを比較すれば協定の意味は一目瞭然だ。米英仏は17度線以北のわずかな支配地を放棄して、17度線以南のベトミン支

第1図：1954年5月の軍事情勢



出典 Jean Lacouture et Philippe Devillers, La fin d'une guerre, 1960, p.278

第2図：ジュネーブ以後



出典 Jean Lacouture et Philippe Devillers, La fin d'une guerre, 1960, p.279

配区およびゲリラ活動地区を戦わずして手に入れ非共産主義のベトナム国を造ったのである。カンボジアとラオスからベトミン軍は撤退し、両国は独立と統一を得た。

ベトナムでは両軍の入れ替えて、フランス遠征軍19万人と90万の民間人が北から南へ、南からはベトミン兵士と民間人10万人が北ベトナムへ集結した⁵³。ベトミン支配区およびゲリラ地区の人口を南部について推計すると150-200万となる⁵⁴。民間人90万が北から南へ移動したこと、ベトミン兵士が

二つのベトナム

	北ベトナム	%	南ベトナム	%
面積	156.2	47.8	170.8	52.2
1942年				
人口	12,550	59	8,900	41
耕地	1,925	41	2,811	59
米粉	2,335	39	3,711	61
ゴム	870	0	51,760	100
石炭	2,329	100	0	0
セメント	270	100	0	0
1955年				
人口	13,574	53	11,948	47
耕地	1,600	42	2,179	58
米粉	2,080	43	2,767	57
ゴム	0	0	66,336	100
石炭	642	100	0	0
セメント	9	100	0	0

(注) 単位は面積、1000平方キロ、耕地1000ヘクタール、米粉、ゴム、石炭、セメントの生産量1000トン。%は全ベトナムに対する割合。

(出所) G. Nguyen Tien Hung, Economic Development of Socialist Vietnam, 1955-80, 1977. p.4

⁵³ Gravel Edition, The Pentagon Papers, Vol I, 1971, p.247.

⁵⁴ 外務省経済局アジア課参考資料、昭和42年3月、4-5ページ。

家族、親族、友人を南に残して北に集結したことは南北ベトナムの社会に大きな変動要因をもたらした。

上記の表はジュネーブ協定で成立することになった南北ベトナムの面積、人口、耕地面積、産物を比較したものである。

北は耕地に比して人口が多く、基本的食糧である米の自給すら覚束ない。1942年の北の人口は1255万人で粃生産は233万5000トン、1人当たり186キログラム（以下kgと略）である。南の人口は890万人で粃生産371万1000トン、1人当たり420kgである。ベトナム人1人は年間240kgの米を消費する。この基準に照らすと北は54kgのマイナス、南は180kgのプラスである。工業化が遅れ、わずかに存在する近代的工鉱業はフランス人が経営するものであった。殆んどどのベトナム人が農業に従事するかそれに関係する部門で働いていた。人口と耕地と粃生産量の比較から、二つのベトナムの基本的性格が明らかになる。北は貧しく、南は豊かなのである。

第2節 民間人90万の北からの脱出

1942年の南北合計の人口は2145万人、南北の割合は41%（パーセントの略）対59%であった。1955年の割合は47%対53%で南の割合が大きく増加している。90万近い反共のカトリック農民が南へ脱出したために、1955年の北の人口は8%減少した。北ベトナム政府には食糧の負担が軽くなり、折から実施中の土地改革のための分配地も増加した。反共のカトリック農民の脱出は治安維持のためにも好都合であった。

北ベトナムの農民は先祖の土地、生れ育った村に執着する。彼らに脱出を決意させたものは何か。これらの農民の南への脱出には選挙になった場合南の人口が少ないことを心配した米国の画策があったことも明らかになっている。

ジュネーブ会議の最終日すなわち7月21日米上院の外交委員会は協定についての説明を受けた。その席で北の人口1200万、南の人口1000万の現状では

北のカトリック教徒200万を南に移せば選挙に勝てるのではないかとの提案がなされた。ダレス国務長官はその通りだと答えた⁶⁵。彼と弟のアレン・ダレス (Allen Dulles) C I A 長官は1954年1月の段階でランズデール大佐 (Edward Lansdale) をキャップとするベトナム工作班の派遣を計画していた。

ディエン・ビエン・フー陥落直後、大佐はサイゴンに赴任した。任務はゴ・ジン・ジェムを始めとする指導的ベトナム人官吏との友情を開拓し、南ベトナムを共産主義から守る方策を至急たてることであった。7月1日、工作班のルシアン・コーネイン (Lucien Conein) がサイゴンに到着した。ジュネーブ協定以降彼の任務は北からできるだけ多くの難民を脱出させることであった。彼らが使用した標語は共産主義への恐怖を煽ると同時に「キリストは南へ去った」、「聖母マリアは北を立ち去った」などの農民の信仰心に訴えた。経済、交通手段に対する破壊活動をも行なった。米海軍は「自由への橋」作戦で多量の難民を輸送した⁶⁶。北からの難民の5分の4が反共のカトリックであった⁶⁷。

100万に近い軍・民間人の南への移動はベトナム人が足で反共票を投じたとして宣伝されたが、他方で南ベトナムにとって定住受入れの問題を提起した。ジェム政権は北からの難民90万人に加えて、南で戦火を逃れて都市に集中した難民50～60万人計140万人をかかえることになった。

むすび

インドシナ戦争はベトナム民主共和国の旧宗主国フランスに対する民族独立戦争であったが、朝鮮戦争の影響で国際的性格を帯びることになった。中

⁶⁵ Gibbons, op, cit, p.257.

⁶⁶ Gibbons, op, cit, pp. 263-266.

⁶⁷ 同、p.265。北のカトリックの3分の2が難民となったとあるが、90万人をベースに計算すると北のカトリックは、135万人で200万人ではない。

国とアメリカが登場してきたからである。このため朝戦で休戦が成立するとインドシナでも平和を求める気運が生まれ、ジュネーブ協定に結実した。

しかし協定はベトナム南北に分割して休戦を実現したもので、南北の平和的統一を保障するものではなかった。共産主義の北ベトナムの南下を阻止しようとするアメリカが協定の実行に責任あるフランスと交替し、南に反共のジエム政権を擁立したからである。アメリカもジエム政権も最終宣言に署名しなかった。

他の一つは北の指導者も民衆も南を奪われた自らの分身という正統意識があり、機会がくれば統一の戦いに乗り出す用意があった。ジュネーブの平和は一時の休戦でしかなかった。また南でもベトミン時代の思想運動や政策の影響が消えることはなかった。

したがってジュネーブの解決は戦争の終りではなく、アメリカとベトナムとの新しい戦争の始まりであった。

日共の武装闘争と在日朝鮮人

安 部 桂 司

(The military struggle of Japan Communist
Party and Korean residents in Japan)

Keiji ABE

目次

- 1, コミンフォルム批判
- 2, 日本共産党の51年テーゼ
- 3, 中核自衛隊と祖国防衛隊
- 4, メーデー、枚方・吹田、大須の三大武装闘争
- 5, 河北解放戦線・長谷川小隊長の反省
- 6, スターリンの死、武装闘争の終局

参考文献

- 1, コミンフォルム批判

昭和25（1950）年1月に「コミンフォルムの批判」が発表された。その文章は、1月7日付きのプラウダ紙に掲載されたコミンフォルム機関紙の「日本の情勢について」という題で出された。そこでは、

「米国の略奪者どもは日本占領軍や日本反動の手をかりて一切の民主化運動を弾圧し、共産党労働組合を粉碎しようとし、又日本の真の主人公になろう

と大童わである」と述べ、「日本の共産党組織、労働組合及び凡ての民主主義勢力は勤労者を結集し、日本に於ける外国帝国主義の植民地的計画と日本反動の裏切的・反人民的役割を毎日にわたって暴露しなければならない。・ ・ ・しかるに、日本の共産党の若干の活動家がこれらの最も重要な課題を成功的に遂行しようとしていないことは事実が示している。

例えば日本共産党の有名な活動家野坂は、日本の対外的国内政治情勢を分析して、戦後の日本が占領下に於いても社会主義への平和的移行を確保するために必要な凡ての条件を具えているし、これが恰もマルクス・レーニン主義の日本の地への適応であるかの如く説いた。占領軍について野坂は、日本共産党の目的を阻害しないばかりでなく、反対に、占領軍はその使命を遂行しつつ日本の民主化に貢献するであろうという意見を述べている。・ ・ ・野坂の理論は、日本の帝国主義占領美化の理論であり、アメリカ帝国主義称賛の理論であり、従ってこれは日本の人民大衆を欺瞞する理論である」¹と述べられていた。

コミンフォルムは第二次世界大戦終了後、1947年9月にポーランドに各国の共産党の指導者達が集まり会議を開いて結成された。コミンテルンの後身に当たり、戦後の世界秩序の変革を目指す国際共産主義運動であった。コミンフォルムがコミンテルンと異なる処は、各国共産党の情報交換やソ連の指導下で各国共産党間の運動を調節することが主な目標であった。その機関紙として『恒久平和のために、人民民主主義のために！』²が刊行され、日本の戦後史、主として朝鮮戦争時に大きな影響を与えた。

2、日本共産党の51年テーゼ

日本共産党（日共）は革命運動に於ける打倒目標を、アメリカ帝国主義に

¹ 警備研究会（1952）『左翼運動と警察』7～8頁、警察図書。

² 上田耕一郎（1956）『戦後革命論争史』上巻、大月書店。

置くか、国内の天皇制乃至独占資本主義に置くかという問題を明確にする必要に迫られて、昭和26（1951）年に新テーゼ「1951年テーゼ」を発表するに至った。

だが、新テーゼの中で注目すべきことは日共が「日本の解放と民主的変革を平和な手段によって達成し得ると考えるのは間違っている」と述べ、暴力革命の主張を公然と掲げたことである。1951年2月開催の第4回全国協議会（四全協）に於いて「軍事方針」を決定し、更に10月に開かれた第五回全国協議会（五全協）に於いて「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならない」³ という遊撃戦の戦術を決定し、いよいよ暴力による革命運動を正面から開始することとなったのである。

日共の軍事方針は、前述のコミンフォルムの批判の上に立っている訳である。四全協にコミンフォルムは支持を与え、8月には「1951年テーゼ」として新綱領の草案が提出され、10月の5全協でこの「新綱領」が採択された。それと同時に新しい武装闘争の方針として「武装行動綱領」といわれる「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならぬ」が決定された。

次いで12月の全国組織者会議によって、組織活動に関する党の基本方針としての「組織綱領」（「当面の戦術と組織問題について」⁴）が決定され、当面の組織目標が具体的に明示されることとなった。

この「新テーゼ」と「武装行動綱領」と「組織綱領」の三つの基本的な綱領が決定されるに及んで日共の理論戦線は一応統一され、日共はこれによって党員全体並び大衆に向かって当面の闘争戦術を明らかにした。

1951年2月開催の四全協、8月の新綱領採択、10月の「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならない」は、同時期の朝鮮半島での戦線の動向に符合していた。

中国人民義勇軍の第五次戦役、人民義勇軍と朝鮮人民軍（以下中朝軍）の

³ 警備研究会（1952）『左翼運動と警察』15頁、警察図書。

⁴ 日本共産党（1950）『当面の戦術と組織問題について』ガリ版刷り。

4月攻勢は4月22日から30日に至る間かけられ、ソウルの奪還を目指して在朝鮮の中朝連合軍70万人の半数が南下した。

「だが、その雄大な企図と決意に反して、攻撃要領は旧態依然としたものであった。戦車は少なく、砲兵火力もほとんどなく、空軍も参加しなかった。夜になるとラッパを吹きドラを鳴らし、照明弾を上げて歩兵の突撃を繰り返し、夜が明けると斜面の後方に後退して国連軍の砲撃を回避する。その繰り返しであった」⁵。同年には前述のように2月末に四全協が開催され、軍事方針が打ち出され、8月には日共は武装闘争へ向けて「新綱領・草案」を起草した。その間の4月11日にはマッカーサーが解任されている。

米国政府は、38度線が回復された以上、国連軍の使命が果たされたと判断した。トルーマン大統領は、これ以上の北進は泥沼に陥ると判断、戦争を朝鮮半島に限定して、その中で政治的解決を探ろうとしていた。ところが、マッカーサー元帥・国連軍司令官は3月24日に国連が国連軍に課している制限事項を撤廃してくれれば、中国共産党を軍事的に崩壊させ得るという声明を出した。これはトルーマン大統領の意に反する軍事の方針であった。

マッカーサー元帥・国連軍司令官は38度線以北への進出の指示を出し、4月9日から各軍団は北進を始めた。その直後の4月11日にマッカーサー司令官は解任された。

北進する国連軍を押し返し、南下を始めた第五次戦役、四月攻勢の中朝連合軍へ、米空軍は1日平均1,000機の航空機で地上戦を支援した。国連軍は、中朝軍へ莫大な損害を与えつつ後退していった。中朝軍の第五次戦役、5月攻勢は5月15日から23日迄太白山脈沿いに南下し、国連軍の死傷者は35,770人に達した。しかし、その一方で中朝軍は30万人の南進部隊は三分の一近い85,000人の死傷者・捕虜を出した、と推測されている⁶。これに拠って中朝軍の突撃兵力はほぼ全滅した。この人的被害は中国共産党に衝撃を与えた。

⁵ 田中恒夫（2011）『図説 朝鮮戦争』101頁、河出書房新社。

⁶ 田中恒夫（2011）『図説 朝鮮戦争』103頁、河出書房新社。

中国の義勇軍はもはや軍事的勝利が不可能だと悟らされる一方で、ソ連から米国との停戦交渉を勧められる。6月23日には、ソ連の国連代表が安全保障理事会で停戦の提案を行った。米国は面目を失わない形での停戦を実現させようとしていた。だから、ソ連国連代表のマリクの提案は渡りに船であった。

6月30日、マッカーサーに代わったリッジウェイ司令官は、金日成と彭徳懷宛てに休戦交渉を提案する。

朝鮮戦争は朝鮮半島でのみ戦われたのではない。先に述べたように日共の指導の下、日本でも武装闘争が駐留米軍施設及び米兵（主として乗用車）に対して火炎瓶投擲という形で苛烈に戦われた。

これら日共の武装闘争を支えたのが在日朝鮮人の組織、祖国防衛委員会（祖防委）であった。祖防委は、在日朝鮮統一民主戦線（民戦）傘下の非公然組織であった。その祖防委の傘下に祖国防衛隊（祖防隊）が組織された。それは日共の軍事方針を支える為に組織された、と見られた。日共では軍事組織の一本化を強調して祖防隊を逐次中核自衛隊に編入していた。

金日成が、日共の五全協を基礎として、朝鮮国民としての自覚の下に、軍事基地、軍需品工場、輸送道路の妨害破壊、民団幹部、米兵の殺害などを指令したことが、血のメーデー事件、吹田・枚方事件などの影響を与えたという指摘もある⁷。膠着した38度線上の戦線を打破する為に、金日成は戦闘的在日朝鮮人組織に「檄」を飛ばしたのであろうか。

それを裏付ける祖国防衛隊が起こした事件が幾つもあり、結構知られているからだ。李瑜煥が祖防隊の名前を記して挙げられている事件は、「皇居前騒擾事件」、「吹田事件」の二つだけである。他は、旧朝聯系などが関わったと記載されている⁸。しかし、一般には1950年11月20日の「長田区役所襲撃事件」、同年12月1日の「大津地方検察庁襲撃事件」、翌1951年2月23日の

⁷ 篠崎平治（1955）『在日朝鮮人運動』101頁、令文社。

⁸ 李瑜煥（1980）『日本の中の三十八度線』20～21頁、洋々社。

「王子朝鮮人学校事件」、同年11月10日の「東成警察署襲撃事件」、同年12月16日の「親子爆弾事件」、1952年5月25～26日の「高田事件」、同年6月10日の「島津三条工場事件」、同年6月24～25日の「枚方事件」、同年7月7日の「大須事件」、同月の「相馬ヶ原駐屯地事件」などが祖防隊の起こした事件としても知られている⁹。

李瑜煥の挙げた「皇居前騒擾事件」は、先にも述べた血のメーデーといわれる1952年のメーデーでの騒擾事件であった。李瑜煥は以下のように記述している。

「第32回メーデー大会に参加した・・・約3000から5000の旧朝連系（民戦・祖防隊）を先頭とする」デモ隊が、宮城前を一大修羅場と化させ、付近の路上にあった自動車を炎上させた」という¹⁰。

朝鮮では、1951年冬から52年春にかけて、中朝軍は兵力を増やし、その数86万7千人に達していた。それは国連軍を凌駕していた。この間劣勢であった空軍の増強を図り、800機のソ連製のジェット機が供給されていた。故に、昭和27（1952）年の日共が行った武装闘争は国際共産主義運動の一環を担ったものであると言えよう。

3、中核自衛隊と祖国防衛隊

武装闘争を主動したのは、中核自衛隊、山村工作隊、祖防隊であった。これら三つの組織を語る時に、脇田憲一の履歴を知ることは大切であろう。何故なら、脇田憲一は中核自衛隊の一員として枚方事件に連座し、後に山村工作隊の一員にもなった。脇田憲一は、日共の武装闘争の最前線に立ち、中核自衛隊隊員として、祖防隊と共に朝鮮戦争の補給基地を叩く行動へ参加していたからだ¹¹。

⁹ 警察庁『戦後に於ける集団犯罪の概況』刑事警察資料第33巻。

¹⁰ 鈴木卓郎（1976）『共産党取材30年』経済往来社。

脇田憲一は日共の軍事委員会の指導が入った枚方での軍事闘争に従事した。日共の軍事闘争では、東京のメーデー事件、名古屋の大須事件、大阪の吹田事件という昭和27（1952）年の春から夏に掛けて行われた三大騒擾事件が知られている。これらは朝鮮で最も苛烈に戦争が行われていた状況で戦われたものであった。

「党自体の軍事組織としても、軍事委員会、軍事指導部、農村指導部（アヤメ）労働指導部（サツキ）等を設け、大衆の中に軍事思想の浸透工作を進めることに躍起の活動を続け、既に一部労働者組織や、農民組織、その他市民、婦人、平和団体の運動方針にこの思想が具体化されていることが注目される」¹²

日共の軍事委員会は中央に一つ、地方軍事委員会が九つ、府県の軍事委員会が45あった。この場合沖縄は省かれ、別に北海道には道軍事委員会が三つ設けられていた。北海道は広いから三つに分けられていたのだろう。更に、地区軍事委員会が190もあり、中核自衛隊は500隊、隊員数は8,000名、独立遊撃隊（独遊隊）は34隊、隊員は154名と数えられている。その上、コミンフォルムとの連絡のために「海上組織」が設けられていた。世間には人民艦隊として知られたものである。

「共産党の地下指導部は、また、海上工作のために、特殊な秘密オルグ（工作者）集団を駆使している。これらオルグは、中央・地方・港区の段階に分かれそれぞれの地域の地下指導部の方針を体し各港を出入りする船舶内の党組織や港湾関係党組織に対して機動的に指導を行い、または自ら重点的な隠密の組織工作を展開している。これらのうちには、とくに党幹部の海外脱出、国外連絡、密輸等の便宜を図るために特別任務に専従するものも定められている」¹³

¹¹ 脇田憲一（2004）『朝鮮戦争と吹田・枚方事件』明石書店。

¹² 国家地方警察本部（1954）『共産主義運動の実態』3頁

¹³ 国家地方警察本部（1954）『共産主義運動の実態』6頁。

日共の1952年に起こした武装闘争は、取り締まる警察側からは「集団犯罪」だが、その全体像は、警察庁刑事部犯罪捜査課が記録し¹⁴、その数は270件である。しかし、これらの「集団犯罪」は詳らかに検討すると、コミンフォルムの革命方針（後方攪乱）に合致している。

その中で知られているのは、5月1日の皇居前広場のメーデー暴動事件、朝鮮戦争開戦記念日の6月25日の吹田・枚方事件、7月7日の名古屋・大須騒擾事件である。何れも中核自衛隊が祖防隊を率いて火炎瓶を武器に戦っている。今は1952年の騒擾事件と云えば、東京、名古屋、大阪の三大騒擾事件しか知られていない。だが、当時の日本では国内至る処で騒擾事件が発生していたのである。

それから各地の派出所、駐留米軍関連施設への火焰瓶投擲など、今で言う都市ゲリラというか、中東・アラブ圏の新聞報道に見る騒擾事件を彷彿とさせる状況であった。これら270件に及ぶ襲撃事件、騒擾事件は大阪に於ける吹田事件に見られるように日共軍事委員会指導の、人民武装のゲリラ的闘争であった。これらは日共の軍事方針によって計画され実施に移されたのである。

火炎瓶は1952年3月1日に神戸の米軍キャンプに投入されて注目された。その時に使用された火炎瓶は、一升瓶にガソリンを詰め、火を付けてから投擲されている。一升瓶では重いし、燃えている火炎瓶の投擲は困難を伴った。それに飛距離は短くなる。その改良を通産省系列下の研究機関の細胞が行い、厚生省衛生試験所発行という体裁の小雑誌『栄養分析表』を日本共産党は軍事部門の担当者へ配布した¹⁵。

当時のコミンフォルムは日本の革命よりも朝鮮戦争に於ける中朝軍を主体とする共産陣営の勝利を優先させた。コミンフォルムはあらゆる手段を弄し

¹⁴ 警察庁『戦後に於ける集団犯罪の概況』1～3頁、刑事警察資料第33巻。

¹⁵ 検察研修所（1952）『日本共産党のテーゼと軍事方針について』361～385頁、特別資料第4号。

て日本へ浸透し、米軍の兵站基地を破壊しようとした。資本主義陣營の後方基地・軍需基地と化した日本を壊すことが朝鮮戦争の勝利へ繋がることを確信していたのだろう。

4、メーデー、吹田・枚方、大須の三大武装闘争

枚方における二つの武装闘争を指揮したのは、日共東大阪地区ビューローの軍事委員松村泰雄だとされるが、相談相手がシベリア帰還兵の松元保紀であった。松元保紀は日共守口市委員会の軍事責任者であった。

シベリア帰還兵とは、満洲駐屯の関東軍が日本敗戦に伴いソ連軍の捕虜となり、シベリアに連行され、後に日本へ帰された旧軍人を指した。ビューロー（Bureau）とは事務所のことで、ビューロクラシーは官僚主義、官僚政治、官僚制などを意味したが、共産党用語としてのビューローは、共産党再建をめざすグループを「再建ビューロー」と称したことから、特別の意味を持つようになった。

旧枚方工廠内に祖防隊の隊員が命を賭けて潜入し、その隊員・関載是の言葉として「俺たちは工廠に爆破を仕掛けることに命を賭けたんや。電池の配線の手元が狂えばその場で爆死することも覚悟してたんや。工廠爆破は失敗した。しかし俺らはまちがっていたとは思わん。ここで造られる砲弾で祖国の同胞が殺されるのだ。六全協で日本の同志は自己批判して済むかもしれんが、俺ら朝鮮人の場合はそうはいかんのや」¹⁶と枚方工廠爆破事件が語られている。

脇田憲一は枚方事件に関わった当事者であり、その著作から闘争に日本人と朝鮮人が共同して戦っていたことが見えてくる。そこには中核自衛隊と祖防隊の活動が生き生きと語られている。

¹⁶ 脇田憲一（2004）『朝鮮戦争と吹田・枚方事件』120頁、明石書店。

五全協に於ける51年綱領によって明記された武装革命を実現するための軍事組織の名称、Y組織またはYと称された¹⁷。

大須事件の捜査記録でも日共が企図する共産主義革命のための武装行動を行う組織として軍事組織と呼ばれるものが存在するが、名古屋市におけるこの組織の責任者としての地位に日共名古屋市委員会(所謂市ビューロー市V)軍事委員(所謂Y部)があると、記録されている¹⁸。

大須騒擾事件の概略について、以下のように簡単に紹介しておきたい¹⁹。

名古屋市のほぼ中央に、大須という名の、東京で言えばさしずめ浅草といった盛り場がある。此处から僅か電車通り一本隔てた南側に、今ではもう壊されてしまったが、大須球場と呼ばれた、さして大きくもない野球場があった。

1952年7月7日、丁度七夕の夜、この球場で、その年の6月1日、北京で締結された所謂日中貿易協定に参加して帰国した、帆足計・宮腰喜助両氏の歓迎報告大会が開催されていた。

一見、軍事闘争とは関係がなさそうな「大須騒擾事件」だが、この騒擾というか、示威行動の指揮は日共の名古屋市軍事委員会が取ったとされ、芝野一三、兵藤鉦二、清水清、金泰杏の4名の軍事委員の名前が挙げられている。

大須球場に集まった聴衆の一部学生、朝鮮人、自由労働者が予め火炎瓶、竹槍、小石、唐辛子等を携帯していたことが問われている。この大須事件は、在日朝鮮人が大挙参加した1952年の三大騒擾事件の一つであった。

「吹田事件」は、朝鮮戦争の前線への物資輸送基地と言うか、米軍の兵站基地であった大阪の輸送拠点の破壊を狙った暴動、コミンフォルムからみれば革命的な人民蜂起であった。むろん、李瑜煥は以下のように記した。

「6・25韓国動乱前夜祭として、待兼山に参集した民戦・祖防隊系学生・

¹⁷ 大窪敏三(1999)『まっ直ぐ』204頁、南風社。

¹⁸ 法務研修所(1954)『大須騒擾事件について』176～177頁

¹⁹ 法務研修所(1954)『大須騒擾事件について』1頁

自由労働者など約1100人は、山中にて竹槍を用意し、二隊に分かれて伊丹駐留軍宿舎を襲撃しようとしたが、警備態勢に圧倒されて目標を変更し、一隊は吹田操車場に駐留軍貨車を物色したがこれも発見出来なかったため、再び吹田駅に引き返す途中、警官隊と衝突し、拳銃二丁を奪い、さらに行進中交番二か所を火炎ビン・竹槍で襲撃した。そこへたまたま出合わせた駐留軍司令官クラーク准将の自動車に火炎ビンを投げ込み、顔面に火傷を与えた。また吹田駅付近における警察側の一斉検挙に対しては、火炎ビン・竹槍などをもって抵抗し、両方に多数の負傷者を出した。他の一隊も枚方市の軍需品製造工場に火炎ビンを投げ、警官隊に激しく抵抗したため警官隊は発砲した。このときの検挙者は113名であった。』²⁰

問題は どうして大阪周辺に集中して騒擾事件というか、在日朝鮮人の闘争が起こったのか？ということであろう。単純には在日朝鮮人が多く住んでいた、ということの原因である。

では何故に多く住んでいたのか？他にも多数の居住者がいた地域はあった。東京都・神奈川・山口・福岡県などだが、関西に騒擾事件が集中した背景には吹田・枚方事件に象徴される「軍需拠点」が大阪に多くあったことが大きかったのではなかろうか。

更に、かつて大阪砲兵工廠は日本の4割の軍需生産拠点であった。主要箇所は米軍の爆撃で地上から姿を消すが、周辺に関連工場は残っていた。朴正熙が推進した韓国の兵器国産化を助けた新日本工機の前身は大阪砲兵工廠の関連工場であった。

4月以降の火炎瓶投擲事件の中で軍事闘争の増大の延長線上にあるものとして、6月25日午前2時頃発生した小松正義氏宅玄関への火炎瓶投擲事件がある。投げ込まれた火炎瓶は発火し、家屋の一部を焼いた。

枚方警察署は被害者の通報を聞いて、直ちに警察官12人を現場に急行させ

²⁰ 李瑜煥 (1980) 『日本の中の三十八度線』 21頁、洋々社。

た。警察は周辺の山林を搜索し12人を検挙、最終的には98人を検挙した。これが、いわゆる「枚方放火事件」である。

小松正義氏宅から、襲撃を受けたとの一報で、枚方警察署は警官隊を出動させている。この小松正義氏宅への襲撃全般の指揮を執った松元保紀は、日共守口市委員（軍事責任者）を務めるシベリア帰還兵であった。いわゆる関東軍の生き残りだ。それに27歳であり、昭和20年夏は20歳だから現役兵であった可能性がある。現地召集かも知れない。松元はシベリア帰還兵の経歴だけで推されたが、余り軍事訓練を受けていなかった、ということが当時の資料からは伺える。武装闘争をはじめてから、日共は旧帝国陸軍の経歴を持つ党員に着目し、例えば東京の軍事責任者は下士官であった。

日共守口市委員会の軍事責任者・松元保紀の履歴が、関東軍兵士→シベリア抑留→シベリア帰還兵→日共守口市委員会軍事責任者→枚方工廠襲撃大隊・大隊長ということは、軍事技術と軍事作戦の両面から考えさせられる。

襲撃目標とされた小松製作所は1952年春には米軍から迫撃砲弾を受注していた。山陰に隠れる中朝軍の頭上へ打ち込まれるのが迫撃砲弾だ。迫撃砲弾は幾らでも必要とされていた。

脇田憲一は爆破事件発覚の発端となった日共の「壁新聞」を紹介している。見出しが「小松正義の高級車全焼、家屋にも大損害」だが、問題は書き出しである。

「みなさん！お聞きになりましたか？

24日未明ゴウ然たる爆発音が北河内一帯に響きわたったのを。

日本に三台しかないといわれる枚方工廠のプレスが河北青年行動隊の手によって爆破されたのだ。」以下略²¹。

みなさんはお聞きになれなかったのだ。枚方工廠内に仕掛けられたダイナマイトは不発であった。脇田憲一はこの壁新聞を犯行予告であり、警察はこ

²¹ 脇田憲一（2004）『朝鮮戦争と吹田・枚方事件』124頁、明石書店。

の壁新聞から捜査に入ったと述べている。全文掲載すれば、将に関西漫才のネタになるほどの面白さの壁新聞だが、この壁新聞から脇田憲一は重い罪を問われることとなる。

これらの三つも「騒擾事件」に共通するのは、先ず、名目を付けて大衆が動員される。

次に、日共軍事委員会が中核自衛隊、祖防隊などの精兵に火炎瓶などを準備させる。そして火炎瓶は駐留米軍を目標として投擲された。一見、軍事闘争に見えないがそれは武器が火炎瓶だからであろう。当時の日本では、フランスに於ける対独レジスタンスの主要武器が火炎瓶だったと紹介されていた。フランスを占領した独軍を占領米軍に置き換え投擲させたのだ。キューリー爆弾と呼ばれたのは、対独レジスタンスの闘志・ノーベル賞受賞者の名前を借用したのであろう。

日本敗戦後、陸軍工廠枚方製造所は閉鎖され、その大半が連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の賠償物件となった。1952年4月28日にGHQによる占領が終わり、小松製作所に9億4285万円で払い下げられた。小松製作所は既に米軍から大量の砲弾を受注し、払い下げに先立って工廠を使い、砲弾の生産を開始していた。そのため、日共や北朝鮮系の在日朝鮮人が反対運動を起こしていた。

「朝鮮戦争勃発二周年記念日を控えた6月24日夜、豊中市柴原、通称待兼山大阪大学北校校庭で、朝鮮人・民主青年団員・自由労働者等約1,000人が集し、朝鮮戦争6・25記念日前夜祭が開かれた」²²のは、枚方製造所爆破を成功させるために警察の目を引きつけるためであった。

開戦2年の記念日前日の1952年6月24日未明、枚方製造所に侵入し、時限爆弾を取り付けている。さらに、開戦記念日の6月25日午前2時頃、小松正義氏宅を小松製作所の関係者と誤り、火炎瓶で襲撃をしている。

²² 大阪府警察（1973）『大阪府警察史』346頁。

この枚方事件と言えば長谷川慶太郎が参加したことで知られている。長谷川は小隊長として小松正義氏宅襲撃に参加している。

小松製作所は吉田茂・首相の実兄、竹内明太郎が石川県能美郡小松町に設立した機械メーカーである。小松正義氏はたまたま名前が「小松」であったため誤って襲撃を受けた、と見られている。

この枚方放火事件では松元保紀の下、日共は襲撃のため三中隊からなる一大隊を組織し、その第二中隊第一小隊の隊員として脇田憲一も加わっている。「6月24日夜半、一本松の丘上において人民大会が開かれ、松元保紀より大会の歴史的意義、参加者全員をもって河北解放青年行動隊を結成すること、別働隊が旧枚方工廠の水圧プレスをダイナマイトで破壊し警察より追われていること、別働隊の脱出を援護せねばならないこと等について演説し、続いて杉林正許より河北解放戦線綱領及び規約の朗読が行われた」²³

朗読した杉林正許は阪大生で、第一中隊の中隊長を務めている。この第一中隊は二個小隊で編成され、その第一小隊を指揮したのが長谷川・小隊長であった。この河北解放青年行動隊を実働部隊とした、河北解放戦線の綱領は三箇条からなり、

- 1, アメリカ帝国主義を粉砕する。
- 2, 吉田自由党政府とその手先を粉砕する。
- 3, 河北を解放し民族解放民主政府を樹立する。

それにしても一個大隊、100人を若干越す規模の青年行動隊で「河北」というから、大阪府河内地区、旧河内国の北部を指すのだろうが、勇ましかった。

この記念日前日の午後8時頃より、ひらかたパーク裏の鷹塚山（通称・一本松の丘）で

「朝鮮戦争勃発二周年記念前夜祭」名目で青年行動隊結成集会が開催され、

²³ 法務研修所『吹田・枚方事件について』442～443頁

約100人が動員されている。その前夜祭終了後、小松製作所の関係者と目された人物の自宅、小松正義氏宅の襲撃を目的に、付近の山に入り竹や木を伐採し、竹槍・混棒の製作に掛かっている。しかし、主たる武器は日共が「革命技術委員会」の名前で配布した『栄養分析表』に基づくラムネ弾と火炎手榴弾（キューリー爆弾）であった。一般に「火炎手榴弾」は「火炎瓶」と呼ばれた。

「枚方市警察署は、午前2時50分ごろ、小松宅から火炎びんを投入されたという電話による被害通報を受けた。同署では待機中の橋本・平群両警部補ほか12人の署員がウェポン車で小松方へ向かった。さらに平群警部補は、犯人は山手に逃げたということを知り、二人一組の捜査隊を編成して犯人の検挙に着手、払暁までに13人を逮捕した」²⁴

犯人が山手に逃げた、その中に長谷川は混じっていたのだろう。長谷川を逮捕できたのは、顔に特徴があり、それを現場で目認していた警察官に逮捕されたのである。日常の阪大細胞での活躍で面が割れていたのだった。

旧枚方工廠での払い下げ前からの小松製作所による砲弾製造は、在日朝鮮人組織であった祖防隊の攻撃目標と化していた。昭和27（1952）年6月と云えば、朝鮮半島では激しい消耗戦が行われ、米軍へ供給される日本からの砲弾が、朝鮮人民軍の頭上に雨霰と降り注がれていた。祖防隊は、人民軍の為に旧枚方工廠へ潜入、爆破に掛かったのである。

5、河北解放戦線・長谷川小隊長の反省

河北解放戦線に参加し、逮捕された長谷川には、『組織の戦闘力』『軍事頭脳を持っているか』などの著作がある。これらの著作で、長谷川が「軍」に関心を持ち、その知識の深さはよく知らされている。長谷川は経済評論家で

²⁴『大阪府警察史』第三巻、354～355頁

ある。何故に軍事知識に通暁しているのか？長谷川は以下のように語っている。

「私は、第二次大戦が終わった時、旧制高校の一年生だった。祖父が蔵前職工学校（いまの東京工業大学の前身）、父が富山薬専から東大専科といずれも理科系を歩んできたから、私自身も何の疑問も持たないまま当時の第八高等学校理科に進学した。たまたま、私より一年年長の従兄が八高に入っていたし、親戚にも八高出身者がいたこと、母の郷里が岐阜県中津川だったなどの理由で、八高を選んだにすぎない。ここで敗戦を迎えた私は、“日本がどうして戦争に敗れたか”というより、“どうして戦争をやったのか”に強い関心を持った。戦争中、陸士、海兵など軍学校はもちろん、海軍の予科練、陸軍の特幹にも志願しなかった私は、旧制中学での軍事教練以外に、正規の軍事教育を受けた経歴がない」²⁵。

この「はしがき」で長谷川自身が強調していることは、正規の軍事教育を受けていないが、軍事には若い時から深い興味を抱いていた、と述べている。但し、その青年期に長谷川は『さくら貝』という冊子を読んでいたから、と憶測している。『さくら貝』は、新しい軍事方針の理解と実践のために、日共が非合法に出版した冊子であった。

攻撃が終わると、隊員達は算を乱して山中へ向かって逃走した。攻撃前の統制ある行動はみられなかった。観照堂付近で漸く立ち直り、追跡してきた警官隊と一戦を試みたが、二発の銃声を聞くと算を乱して逃亡している。²⁶長谷川に戦闘力とは何か？考えさせる体験であったろう。

その『組織の戦闘力』を刊行してから10年経過して、平成9（1997）年に長谷川は『軍事頭脳を持っているか』（青春出版社）を著わした。長谷川は、この年に古希を迎えた。『軍事頭脳を持っているか』の副題は「日本人は無防備すぎないか」であった。その「はしがき」に、「自国の主権を外敵から

²⁵ 長谷川慶太郎（1986）『組織の戦闘力』1頁、東洋経済新報社。

²⁶ 法務研修所『吹田・枚方事件について』444頁

の侵害に対して守り抜くことは、それこそいかなる国家にも求められる基本的権利」だと述べている。ペルーでの人質事件を例にあげ「反社会的な行動をとる“ゲリラ”には一歩たりとも譲歩は許されないという発想を尊重しないでは正確な情勢分析などできない」とも述べている。

「権力者の自浄作用があり、国民の生活水準を向上させる経済成長が可能な国においては、社会革命はほとんど存立する余地がない」²⁷とも述べている。

軍事的に見れば、いずれの民族解放闘争も成功するという保証は何処にもない、と毛沢東の軍事思想には限定条件があったと主張する長谷川の脳裏には、毛沢東への批判に充ち満ちていたのであろう。

河北解放戦線の武装大隊の小隊長として、戦闘により真価を発揮するどころか、一晩で崩壊した現実を直視している。長谷川が「指揮官が勝敗を決める」とは、日本共産党所感派の志田重雄を指していたのだろうか？それとも枚方市の軍事委員なのか？実際の指揮を執った大隊長・松元保紀を指したのだろうか？

小松正義氏方の居宅の下手約10メートルの地点から枚方公園駅前付近にかけて第一中隊は散開する。第一中隊は杉林正許が指揮し、二つの小隊からなる第一中隊の第一小隊は長谷川が隊長を務めていた。長谷川小隊は二つの分隊から構成されていた。この突進する第一中隊に待機していた第三中隊の康胤著隊長が第一小隊の先頭に立って棍棒で小松正義氏宅玄関を乱打、硝子戸を打ち破った。それを見届けて第一小隊の隊員は火炎瓶を屋内に投擲している。

これらの著作で長谷川は、河北解放戦線の一兵士というか、末端の指揮官として参戦した体験を語っていない。恐らく、その時の苦い思いが昭和の終わり、昭和27年の大阪砲兵工廠の後継企業へ突入してから30年以上経過して、

²⁷ 長谷川慶太郎 (2002) 『新「戦争論」の読み方』211頁、PHP研究所。

²⁸ 長谷川慶太郎 (1997) 『軍事頭脳を持っているか』186～187頁、青春出版社。

50代の終わりで還暦を迎えるに当たって『組織の戦闘力』を著したものと言えよう。その時は中曽根康弘首相の相談役を経て、国政全般を眺める、眺められる管制高地へ立ち得た自信が、この著作には反映している。それから10年経過して古希を迎え、『軍事頭脳を持っているか』を著しているのだが、「暴力革命は自滅しかない」と歴史が証明する、と章立てして論じている。

一方、河北解放戦線の武装蜂起を鎮圧したのは大阪府の警察部隊であった。その河北解放戦線の行った武装闘争で、長谷川が最前線の指揮官を務めていた。

日共の軍事方針で戦われた武装闘争である「枚方事件」を「枚方放火事件」とされるのは、この小松正義氏宅への火炎瓶投擲が火災を引き起こしたからである。日共の指導下に武装闘争の最前線で武器を持って警察官と対峙した長谷川は、後年「暴力革命は自滅しかない」と歴史は証明すると述懐している。

レーニン・スターリンの推し進めた共産主義革命は、被支配階級の側の武装闘争に正義を、絶対的な正義があると主張した。

レーニン・スターリンは国家権力を獲得すると「独裁を強化して、秘密警察と暗黒裁判所と強制収容所をつくる。国家の手で暗殺とテロをさらに盛大にやる」²⁸。その上にコミンテルン・コミンフォルムを結成し、平気で暴力革命の輸出を続けた結果「どれだけ世界を苦しめたか」と長谷川は述懐した。解説でなく、述懐となっているのは日本共産党国際派の一員としてテロの最前線に自身が立たされた体験に裏打ちされた言葉と成っているからだ。

6、スターリン批判、武装闘争の終局

ソ連首相のスターリンは、1953年3月5日に死亡した。ソ連の首相と言うよりも国際共産主義運動の指導者であったスターリンの死亡は株式市場で軍需株の暴落を招いた。この年の7月には朝鮮半島での戦いは止み、国連軍と

中朝軍の間に休戦協定が調印された。朝鮮半島で戦う国連軍の後方攪乱工作であった日共の武装闘争が戦う意味を亡くした。

1955年7月に日共は第六回全国協議会（六全協）を開き、武装闘争の抛棄を決めた。六全協は極左冒険主義の排除を決めただけでなく、指導者の交替を促すこととなった。そして日共の武装闘争を支えていた祖防隊は御用済みとなった。むろん、六全協開催以前の5月には、日共の指導を受けていた民戦は解散し、北朝鮮の海外公民（在日朝鮮人）の利益を守る組織として在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総聯）が結成されていた。翌年（1956）にはコミンフォルムが解散した。スターリンの死後、スターリン批判を受けてのコミンフォルムの解散であった。

スターリン批判とコミンフォルムの解散は、一国一共産党の縛りが解けたことを意味していた。曖昧であった日共と朝鮮総聯の間の境界が明らかになる。日共は日本人に限定された組織になり、この時の朝鮮総聯は朝鮮籍の在日朝鮮人の組織となったからだ。その結果、日本人と朝鮮人のコミュニストが共同で戦った武装闘争の責任が曖昧にされた。その曖昧さの中で、日共も朝鮮総聯も武装闘争の責任を抛棄して今日に至っている。

参考文献

- 1, 玉城素（1967）『民族的責任の思想』お茶の水書房。
- 2, 警備研究会（1952）『左翼運動と警察』警察図書。
- 3, 国家地方警察本部（1954）『共産主義運動の実態』（非売品）
- 4, 脇田憲一（2004）『朝鮮戦争と吹田・枚方事件』明石書店。
- 5, 尾崎治（1978）『公安条例制定秘史』柘植書房。
- 6, 日本共産党（1967）『日本共産党の四十五年』日本共産党中央委員会出版局。
- 7, 歴史群像シリーズ（1999）『朝鮮戦争・㊦』学習研究社。

- 8、田中恒夫（2011）『図説 朝鮮戦争』河出書房新社。
- 9、三宅宏司（1989）『日本の技術 8・大阪砲兵工廠』第一法規出版。
- 10、法務研修所（1954）『吹田・枚方事件について』特別資料第13号（部外秘）。
- 11、法務研修所（1954）『大須騒擾事件について』特別資料第14号（部外秘）。
- 12、法務研修所（1955）『メーデー騒擾事件の捜査について』特別資料第18号（部外秘）。
- 13、宇佐見静治（1998）『死んでも命があるように』宇佐見静治追悼集編集事務局。
- 14、大窪敏三（1999）『まっ直ぐ』南風社。
- 15、日本共産党（1972）『日本共産党の五十年』日本共産党中央委員会出版局。
- 16、井出豊人（1951）『日本共産党資料大成』社会運動資料刊行会。
- 17、日刊労働通信社編（1956）『最近における日共の基本的戦略戦術（三）』日刊労働新聞社。
- 18、上田耕一郎（1956）『戦後革命論争史（上）』大月書店。
- 19、西野辰吉（1978）『首領』ダイヤモンド社。
- 20、窪田精（1956）『ある党員の告白』大日本雄弁会講談社。
- 21、亀山幸三（1978）『戦後日本共産党の二重帳簿』現代評論社。
- 22、鈴木卓郎（1976）『共産党取材30年』経済往来社。
- 23、渡辺照子（1975）『志田重雄遺稿集』若草社。
- 24、検察研究所（1951）『集団犯罪の捜査に関する実証的考察』特別資料第1号（部外秘）。
- 25、検察研究所（1952）『共産主義革命と武力闘争の研究』特別資料第2号（部外秘）。
- 26、検察研究所（1952）『日本共産党のテーゼと軍事方針について』特別資料第4号（部外秘）。
- 27、法務研修所（1952）『共産主義革命と武力闘争の研究（第二部）』特別資

料第七号（部外秘）。

- 28、新潟県警察史編さん委員会（1959）『新潟県警察史』新潟県警察本部。
- 29、大阪府警察史編集委員会（1973）『大阪府警察史 第3巻』大阪府警察本部。
- 30、警察庁警備局（1968）『戦後主要左翼事件 回想』
- 31、民族問題研究会（1967）『朝鮮戦争史』コリア評論社。
- 32、朴慶植・張錠寿・梁永厚・姜在彦（1989）『体験で語る解放後の在日朝鮮人運動』神戸学生・青年センター。
- 33、李瑜煥（1980）『日本の中の三十八度線』洋々社。
- 34、朴在一（1957）『在日朝鮮人に関する総合調査研究』新紀元社。
- 35、金乙星（1997）『アボジの履歴書』神戸学生青年センター。
- 36、姜在彦・竹中恵美子（2003）『歳月は流水の如く』青丘文化社。
- 37、日本共産党関西地方委員会（1949）『日本共産党第2回 関西地方党会議決定報告集』日本共産党関西地方委員会。
- 38、朝鮮研究会（2000）『地域社会における在日朝鮮人とGHQ』（『東西南北』別冊No01）、和光大学総合文化研究所。
- 39、警察庁警備部（1955）『六全協をめぐる諸問題』
- 40、警察庁警備局（1958）『日本共産党の第7回大会をめぐる諸問題』
- 41、警察庁警備局（1961）『日本共産党の第八大会をめぐる諸問題』
- 42、高橋幹夫（1976）『警察歳時記』中央宣興株式会社出版局。
- 43、警察時報社編集部（1955）『特別外事警備事典』警察時報社。
- 44、長谷川慶太郎（1986）『組織の戦闘力』東洋経済新報社。
- 45、長谷川慶太郎（1997）『軍事頭脳を持っているか』青春出版社。
- 46、長谷川慶太郎（2002）『新【戦争論】の読み方』PHP 研究所。
- 47、小山弘健（1966）『戦後日本共産党史』芳賀書店。
- 48、日刊労働通信社編（1955）『戦後日本共産主義運動』日刊労働通信社。
- 49、甲谷悦雄（1955）『平和的共存のかけにあるもの』自由アジア社。

50、甲谷悦雄（1959）『国際共産主義運動の沿革と現状』時事通信社。

2015年9月30日

地域資源利用の変化と牧畜民の参加 —内モンゴル自治区オランハダ火山を事例に

ネメフジャルガル

The involvement of herdsmen in the transitional process of regional resource exploitation a case analysis of Ulaanhada volcano in Inner Mongolia

Nemekhjargal

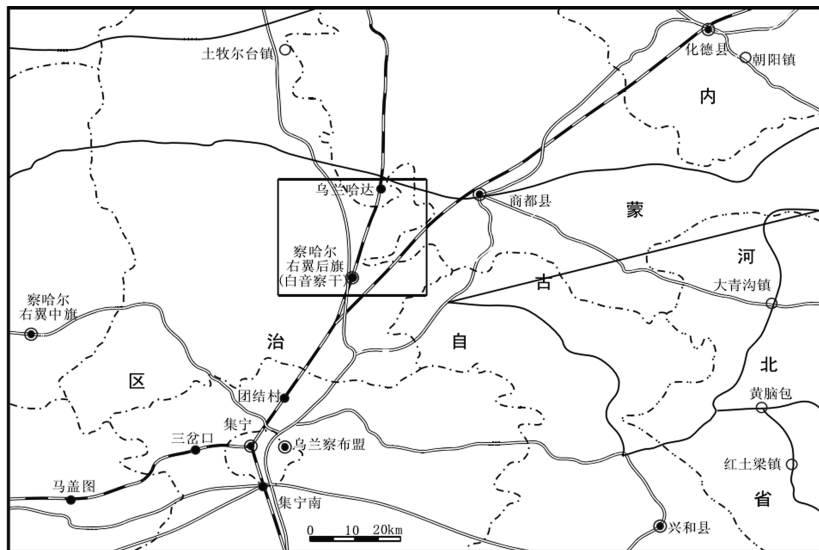
はじめに

資源は人間の生活と密接にかかわるものである。資源の開発や利用によって人間社会が成立してきたが、資源の過度な開発によって人間の存続が脅かされる場合もある。本稿で討論する地域資源としての火山とは、火山やその周辺の土地を含む有形な資源、また火山と関係する伝統文化など無形なものを含む。火山はその噴火によって人類に災害をもたらすが、肥沃な土壌を形成するため、火山周辺の地域は昔から人々の居住地として利用されてきた。一方、火山の噴火および特別な形状などが古代の人々に恐怖と敬仰をもたらし、火山を崇拜する慣習は世界各地に見られ、火山は単なる自然環境ではなく、人々の文化にも強い影響を与えてきた。日本では富士山の崇拜は周知されている。中国東北地方の長白山は満州族の発祥地とも言われ、金朝（1115－1234年）の時代から称号を与えられ、清朝時代は国家から祭祀を挙げていることが記録されている（宋1986）。

地域資源としての火山は、鉱物資源、地熱資源と観光資源として理解され

る（劉ほか2000）。しかし、近代産業が始まる前から火山は風水のよい居住地、耕地や牧草地、さらに信仰対象として利用されていたのである。本稿では、中国内モンゴル自治区オランチャブ市チャハル右翼後旗（内蒙古自治区烏蘭察布市察哈爾右翼後旗）に位置するオランハダ（烏蘭哈達）火山を事例に、地元のモンゴル人の火山に関する認識や伝統文化、火山周辺牧草地の利用、鉱物資源として開発され、破壊された火山、観光資源として再び保護された過程などを紹介し、各段階において地元の牧畜民の参加した方式を分析する。

地図1 チャハル右翼後旗



出所：張楠（2008）「内蒙烏蘭哈達第四期火山地質及資源保護與開發」
中国地質大学修士論文

一、モンゴル人の火山に対する認識とオランハダ火山群

モンゴル高原には死火山が広く分布されている。モンゴル国アルハンガイ

県 (Arkhangai) のホルゴ山 (khorgo)、ボルガン県 (Bulgan) のオラン山 (Uran) とトゴウ山 (Togoo)、スフバートル県 (Sukhbaatar) のダリガンガ (Dariganga) 火山群、内モンゴル自治区ウラーンチャブ市のウラーンハダ火山群、アバガ (阿巴嘎) 旗、シリーンホト (錫林浩特) の火山群、アルシャン (阿爾山) 市の火山などがある。モンゴル人は昔から火山を含む特別な形状ももった山を崇拝してきた。特に火山は天と何かの関連があると考えられていた。「モンゴル人の旧来の風習では、山の頂上に湖があれば天の水として崇拝する…テンゲリ山(天山)と呼ばれる山はほとんど火山である。こういった山の頂上に火山口がある…昔からテンゲリ山と呼ばれていた山を天を祭る場所だったと推測できる」(W・Sainchogt 2004)。一方、モンゴル国の作家で研究者のアキム氏は、火山崇拝は大地への尊敬と関連しているとみている (G・Akim 2010)。

モンゴル高原の火山はほとんど死火山であるため、火山噴火に関する伝説は少ない。唯一、ロシア境にあるバイカル湖の形成に関するブリヤドモンゴル人の伝説に火山噴火に関する記述がある。モンゴル国スフバートル県に位置するシリーン・ボグダ山 (Shiliin Bugda) は、昔からモンゴル人に崇拝・祭祀されてきた死火山である。標高1770メートルの同山は、かつて馬賊とも呼ばれ政権と対立したモンゴル人緑林好漢¹ たちの基地でもあった。現在、毎年の祭祀が行われており、1999年の祭りでは8000人の巡礼者が集まったという。

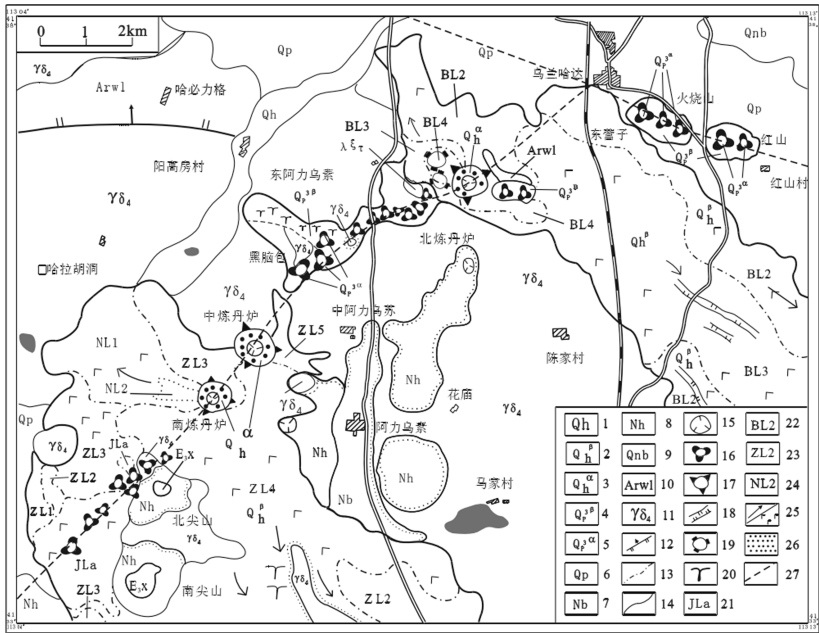
オラーンハダ火山の位置するオラーンチャブ市チャハル右翼後旗は、内モンゴル自治区中部、モンゴル高原南部に位置するステップと農業地帯が入り混じる地域である。オラーンハダ火山群は、チャハル右翼後旗のオラーンハダ・ソム² 境内、東経113° . 01′-113° . 32′、北緯41° . 26′-41° . 38′の間

¹ モンゴル語で Shiliin sain er とよばれる清朝時代の義侠。富裕人の家畜を盗み貧困者に配ることで官憲、搾取階級と闘争する英雄として語られる。

² ソムとは、「郷」と同格の行政単位で内モンゴル自治区のモンゴル人居住地域で使われる。

280平方キロの面積に分布する火山群である。同火山は、数回にわたる噴火を経過した、地質的に典型的な火山地形を有する火山である（白2008）。主な火山は、北東から南西に並ぶ八座の火山である。火山群から南方向に向かって流れ出した溶岩流地形があり、またその周辺に火山噴火によって形成された堰止湖が分布している。

地図2 オラーンハダ（烏蘭哈達）火山



出所：張楠（2008）「内蒙烏蘭哈達第四期火山地質及資源保護與開發」
中国地質大学修士論文

火山群の位置するオラーンハダ・ソムは、清朝時代のチャハル正黄旗の第十二・十三ソムであり、ここに住んでいるモンゴル人はフルンボイル地域から移住して来たバルガ人である。康熙38年（1699年）には、3000世帯のバル

ガ人をチャハル地域に移動させ、チャハル八旗の旗ごとに二つのバルガ人ソムを作ったのが、オラーンハダのバルガ人の由来である。オラーンハダのバルガ・モンゴル人達は、チャハルの他の旗にいるバルガ人に比べ古来の習慣を保ってきており、20世紀の中ごろまでシャーマン教を信仰し、遊牧生活を営んできた。

この地域にチャハルやウールドなどモンゴルのほかの部族の人々も生活しているうえ、20世紀の40年代より漢民族の移民が大量に移住して開墾したため、現在モンゴル人と漢人が混住した、牧畜業と耕種農業が並存する地域となった。一方、オラーンハダのバルガ・モンゴル人たちは、火山の周辺に遊牧しながら、彼ら独特の火山認識が形成され、火山を命名し、崇拝してきた。

オラーンハダ火山は、主要八座の山からなっており、東北—西南方向に並んでいる。東端の一号火山は、二つの火山口からなる連体火山で、モンゴル語でオラーンハダ、中国語で大紅山、小紅山と呼ばれる。ソムの呼称もこの山に由来する。二号火山は三つの火山口を持つ連体火山で、モンゴル語でホヨル・ヌドゥン、中国語で火焼山と呼ばれる。一号火山と二号火山は、比高が50—60メートルしかなく、周辺に平坦な質のよい牧草場が広がる。

三号、五号、六号火山は、強く噴火した火山で、比高が100メートル以上あり、頂上に完全状態の火山口が残っている。地元のモンゴル人はこの三座の山を東ドゥシ、中ドゥシ、西ドゥシと呼ぶ。ドゥシとは鍛造に使われるカナシキのことであり、火山が遠くから見ると頂上が四角に見えることにちなんだ名称だと思われる。モンゴルの伝統文化ではもっとも丈夫なもの信じられるカナシキは特殊な意味をもつ。「ドゥシ状の地形は吉祥をあらわす形状である。モンゴル人は昔鍛冶屋の道具を不思議な力を持つものとして尊敬していた。ドゥシを丈夫と永遠の象徴と考え、人名にもよく使ってきた」(W・Sainchoigt 2004)。この三つの火山は、地元モンゴル人にとって特別や意味をもっていたに違いない。

面白いことに、この三座の山は中国語で「鍊丹炉」と呼ばれている。鍊丹

炉は『西遊記』など古代伝説に登場する太上老君が靈薬を作る場所であり、この名前は20世紀に移住してきた移民たちによる漢文化の伝来を意味するものである。現在、三号火山の南半分、六号火山の火山口を除く全体が破壊されており、いまだに完全状態が保たれているのが五号火山の中ドゥシのみである。

四号火山をモンゴル語でハラ・オボー（黒い丘）と呼び、中国語でもモンゴル語名前にちなんで「黒脳包」という。火山口がはっきり見えないこの山の頂上に黒い石で積んだオボー³がある。このオボーは、シャーマン教となんらかの関係があって黒いオボーと呼ばれているようである（阿拉騰2006）。

図1 左から八号、七号、六号、五号火山



筆者撮影

³ オボーとは、石を積んで作った信仰の場所や標識である。

七号、八号火山は、北麓に小さな火山口が展開する二つに尖った形の山である。モンゴル語で東bogda、西bogdaと呼ばれ、中国語で南尖山、北尖山という。bogdaとは「聖なる」という意味で、モンゴル人はもっとも尊敬する山岳に与える名称である。モンゴル国の首都ウランバートル市の南にあるbogda山は、清朝時代から保護されてきた、現在でも国家から祭祀を挙げほど神聖な山である。オランハダのbogda山も毎年旧暦の五月に祭りが行われ、地元の人たちが集まっている。

火山周辺に住むバルガ・モンゴル人たちは、ハラ・オボーやbogda山を祭るほか、毎年天を祭る習慣をいまだに残している。祭天活動は、中ドゥシと呼ばれる五号火山の南にある小さな丘の上で行われる。20世紀の50年代までシャーマンから祭祀を主催していたが、現在シャーマンがいないため地元の年寄りたちが主となり、毎年旧暦5月9日に天を祭る。かつては、この祭祀に十二ソム、十三ソムのバルガ人男性しか参加できなかった。特に女性、漢人とラマ層の参加を厳しく禁止してきた。現在も祭天活動に女性は参加しない。

モンゴル高原の騎馬民族は、匈奴の時代から天を祭る習慣があったことが『史記』などに記録されており、祭天は遊牧民族の旧来の習慣でもある。ただ、内モンゴルのほかの地域ではお正月に世帯単位で天を祭る習慣が残っているが部族集団での、シャーマン教の特徴をもつ儀式はこのオランハダ地域のみである。この風習を前述の W・Sainchogt 氏の火山と天の関係に関する見方と関連しているかもしれない。

二、牧草地としての火山

オランハダ火山周辺は、かつてチャハル右翼後旗十二ソムと十三ソムの牧草地であった。現在、オランハダ・ソムのアダラガ村（阿達日嘎）とオランゲレル村（烏蘭格日勒）が所有する土地になっている。火山から少し離れて北アリーンオソ（阿力烏素）、南アリーンオソ、ハラホドグ（哈拉忽

洞)などのモンゴル人の村や陳家村、馬家村など漢民族農民の集落がある。

この牧畜民たちは、20世紀の50年代まで季節を追って移動する遊牧生活を営んできた。四季の牧草地の間の距離は数キロしか離れていなかったが、それぞれの季節に適した牧草や塩分などがあり、長期間にわたって守られてきた移動の規則もあった。20世紀前半に、現在のアダラガ村あたりでは、六世帯の遊牧民が遊牧を営んで住んでいた。1943年に初の農民が移民してきて開墾を始め、それから移民が増えつづき、遊牧の範囲が次第に小さくなってゆき、遊牧民も人民公社が設立された1950年代の終わりに完全に定住放牧に移ったのである(阿拉騰2006)。

火山より南方に溶岩流が流れた土地には岩山が多く、植生も貧乏である。それを除くとアダラガ村あたりは、かつて比較的によい牧草地であった。人口増加、開墾による牧草地の狭隘化、家畜頭数の増加と気象的な要因が重なり、最近牧草地が退化し牧草の種類も少なくなっているという。ここはモンゴル高原によく見える「針茅(*Stipa capillata*)」を主要な植生とする牧草地であったが、針茅の生える場所は比較的豊かな土壌であったためにほとんど開墾され耕地とかわってしまった。平らかなところで羊などに好まれるイネ科の「羊草(*Leymus chinensis*)」が生えていたが、現在牧柵のなかに稀に見えるに限られる。牧草の種類以外、家畜に定期的に塩分を舐めさせるのも季節移動の一因であった。火山から10キロほど離れている堰止湖のオラーンホショー湖が昔家畜を連れてきて塩分を取らせる場所であった。土地の農家請負制を実施した1980年代以降、牧柵が増え、自由に移動できなくなり、湖の役割もなくなったのである。

20世紀の中ごろから移民してきた農民たちは最初に開墾に適したと見られる場所を選び農作業を営んでいたが、一部の農民は地元の自然環境に適して牧畜民と化した。したがって、モンゴル人と漢人農民の混住した村が形成され、一部の村では原住民のモンゴル人が転出して純漢人の村ができた。移民たちは農作業のほかに牧畜業を営み始めたために、この地域の家畜頭数は急

増加し、牧草が著しく退化した。牧畜業のコストが増えた。一部の牧畜民も開墾して作物を作り、家畜の飼料として使うようになった。現在、家畜を農民農家に委託して都市に居住する牧畜民も現れている。

図2 一号火山周辺の平地



筆者撮影

三、鉱物資源としての火山

内モンゴル自治区は、その豊かな地下資源、鉱物資源によって中国の主な資源供給地の一つになっている。チャハル右翼後旗にも、金属8種類、非金属19種類の鉱物埋蔵が確認されており、鉄、金、大理石など鉱産物は豊富である（察哈爾右翼後旗旗誌編纂委員会2007）。内モンゴルの他の地域と同様、同旗にもいたるところ地下資源を開発している景色が見られる。特に火山噴

火によって形成された軽石は名産物であり、オラーンハダ火山周辺には、1億トンの軽石の埋蔵があるといわれる。軽石は、中国語で浮石と呼ばれる多孔質で密度の低い、火山砕屑物の一種である。軽石は中国で保温材料として使われ、建築業界から需要の高い資源であった。この地域の軽石は簡単に開発できるうえ、鉄道の駅から近く、交通が便利のため利益のある資源となった。1980年代初頭、人力で掘り出された軽石の値段は立方メートルあたり4-5元であったが、これが北京まで運搬されると14円で売られ、1982年には需要が供給を大幅に超えていたという（陳1983）。

オラーンハダ火山の軽石を1970年代初めから個人による採掘が始まった。当初、南典という村の農民たちが鍬などを用いて火山周辺を掘り起こして軽石を町まで運んで売った。もちろんこの行為は、火山を聖なる山として保護してきたモンゴル人たちの猛反対に遭った。火山の周辺に住む数人の年寄りグループを作って火山を守ろうとした。しかし、この時期は文化大革命最中であったため、反対の理由を大声で言える場合ではなかった。「封建迷信的」ないかなる言動を起こすものは、反革命や民族主義者の帽子を被られ、「革命的な群衆」によってすぐに打倒される恐れがあった。火山が少しずつ破壊されてゆき、反対の声も小さくなっていった。

文革が終わり改革開放が始ると、労働で豊かになる行為が奨励されたため、軽石の採掘は一層と勢いを増した。面白いことに、採掘に反対していた牧畜民の一部は採掘に加わったのである。文革を経験した若い牧畜民は、伝統的禁忌などに対する認識が薄く、また、反対によって採掘を止めることができない以上、自分たちも火山の恵みを利用して利益を得るべきとの認識が働いたようである。彼らは農業用トラクターで鍬で採掘した軽石を鉄道の駅まで運び、少しだけ現金収入を得ていた。

個人による採掘が主であったが、1983年に人民公社時代の陶器工場を浮石会社に改めて建設し、機械による採掘が始まり、1985年には年間3596立方メートルの軽石を採掘していた。2000年になると、計5社が軽石採掘に参加

し、年間採掘量は8万トンに達した。1990年代から中国の経済高度成長による建築ブームは、軽石の需要を増加させ、さらにチャハル右翼後旗にセメント工場が設立され、セメント原材料に軽石を混入していた。火山の破壊は加速し、六号火山は完全に破壊され、採掘は三号火山と四号火山にも及んだ。

モンゴル人の世界観には、自然環境への破壊、特に聖なる山岳への破壊は厳しく禁じられていた。「…風水地の地形を変えることは禁忌である。モンゴル人の昔の伝説と神話には、風水破壊をもっとも大きな災害として描写していた…もっとも古い神話には、土地の祭神は人間の命と関連していると言われ、敵対する部族は互いの土地の祭神を破壊することによって相手を殺害するように試みる…」(W・Sainchogt 2004)。軽石開発による火山への破壊は、

図3 軽石採掘によって破壊された六号火山



筆者撮影

地元のモンゴル人たちに精神的なショックを与えた。

四、観光資源としての火山

近年における中国の経済発展によって個人所得は著しく増加し、一般市民も旅行できるようになり、特にゴールデンウィークなどのとき観光地域は人で溢れる。内モンゴル自治区では、「草原観光」が主要なテーマであり、毎年、大草原を見て「北方少数民族」の風俗を体験するために数多くの観光客がやってくる。1990年代には、日本人を含む外国人が主であったが、最近では中国国内各地からの観光客がおおい。最近、国内観光者だけではなく、フフホト市内の一般市民も自家用車を運転して草原で週末を過ごすことができるようになり、「草原」ブランドの価値には変わりがない。

一方、景色のよい草原は交通条件の比較的不便であるシリングル盟やフルンボイル市などにあり、自治区の中心都市であるフフホト周辺から一番近い草原観光地であるゲゲンタラとシラムレンは、荒漠草原と呼ばれる乾燥地域である。景色が単純でどこまでも続く草原、定番となっている羊肉料理、モンゴル族の歌謡などはもはや観光客に対する魅力を失いつつある。そのときウラーンハダ火山を観光資源として開発する動きが始まったのである。

オラーンハダ火山の魅力は、火山、草原とモンゴル民族風習などを見ることができ、交通が非常に便利なことである。世界各地の火山は、火山口が森林や湖に覆われている場合が多く、草原地帯の火山であるオラーンハダ火山は、鍋状の火山口がはっきり見えるのが特徴であり、地質研究者や観光客らに注目される。中国には五大連池や阿爾山など火山周辺の観光地があるが、温泉療養が主な魅力であり、地質の視線から火山を見ることができない。オラーンハダ火山は、北京からおよそ300キロ、フフホトより180キロしかなく、エレーンホト（二連浩特）－広州高速道路が通っているため交通は非常に便利である。フフホトからチャハル右翼後旗まで直接通じる高速道路も整備中であり、2016年にはフフホトから火山まで1時間以内に到達できるよう

になる。

チャハル右翼後旗は、火山を中心に旗内のほかの観光スポットを含めたオランハダ火山地質公園を計画し、2014年1月に内モンゴル自治区政府より正式に自治区の地質公園として許可された。地質公園領内には火山のほかにも「奇石の谷」とよばれた氷河期に形成された石林、「神樹」として地元の人に崇拜されてきた古樹、春と秋に二回も渡り鳥の通り場として多数の白鳥が集まるオラーンホショー湖、陰山の有名な古刹であるアゴイン・スム（洞窟のお寺）などを含め、約200平方キロメートルの面積を持つ公園である。

観光開発計画にまたモンゴル族のチャハル部の文化を紹介する内容が含まれている。チャハル部は、北元時代から皇帝の直轄領としてモンゴル各部の中心的な役割を果たしてきた部族であり、現在主に内モンゴル自治区のシリーンゴル盟とオラーンチャブ市に分布している。チャハル右翼後旗は、その名前通りチャハル部の一部であり、現在モンゴル人の全人口に占める割合が少ないものの、チャハル部の文化の保護を重視している。観光開発のために旗政府から同旗のオドガント・ホトという村の十戸の牧畜民に新しいモンゴル民族の特徴を強調した新しい家屋を建てて、チャハル部の文化や風俗を観光客に宣伝することを目指している。また、火山周辺から地下1000メートルから掘削できる80℃の温泉源を発見しており、温泉療養地として開発する計画しているなど、火山を中心に行われている観光開発行動は勢いよく進行している。

地質公園の建設を含む観光開発には、政府、投資者と地元住民の参加が必要であり、それぞれの利益を享受すべきであろう。意外なことに、2015年夏、筆者が現地調査をした時点でほとんどの現地牧畜民は地質公園について初耳であり、観光開発についても情報が十分に伝わっていない。政府の投資で観光者受入れ施設を建てたオドガント村でさえ、詳しいことが伝わっていない。開発によって大面積の土地を徴用することになる。牧畜民は土地の譲渡や賃貸などによって収入を得ることが可能だが、土地を徴用された村民の将来の

生計問題を考えた十分な補助金を支払うべきであろう。

一方地元の住民たちは、突然増加した観光客と牧草地を走るバスなどに困惑している。一部の牧畜民は、自家の牧草地を通るバスから料金を徴収するようにしている。

火山地質公園の設立と観光開発は、国家や地方政策、特に最近唱えられている「一帯一路」戦略思想、内モンゴル自治区党委員会の「内モンゴルを、草原文化を具現した、北疆独特の特徴をもつ観光基地として建設する」スローガンおよびオラウンチャブ市の経済構造調整政策などと深く関わっている。火山とその周辺地域を観光資源として建設、利用することは、かつての破壊行為を禁止でき、自然環境により影響を与えることに間違いない。一方、この開発には地元の牧畜民はどのような形で参加するかが不明であり、利益分配などに関しても多くの疑問が残っている。

五、おわりに

オラウンハダ火山は、モンゴル高原にある普通の死火山である。清代からここは、チャハル右翼後旗のバルガ・モンゴル人の居住地となり、モンゴル人の伝統的自然への認識によって火山環境が保護されてきた。火山周辺の土地も牧草地として利用され、牧畜民は移動によって草原環境保全を保っていた。この段階では言うまでもなく、牧畜民は火山利用と保護の主役となっていた。20世紀中ごろの移民の流入と開墾、人民公社時代は、開墾と農業開発によってこの地域の自然環境と人文環境が大きく変遷したのである。しかし、これは変遷の始まりに過ぎなかった。

文化大革命時代に聖なる場所として敬遠されていた火山そのものへの破壊が始まり、地元牧畜民の反対は無視された。一方、改革開放政策の実施に伴い、少数ではあったが一部の牧畜民は火山軽石開発に参加したのである。軽石開発によってある程度の利益をもたらしたが、六号火山が完全に破壊され、その他の火山も一定の破壊に遭った。牧畜民の伝統習慣や認識にも大きな変

化が生じ、文化的にも破壊が進んだとあってよい。軽石採掘への牧畜民の部分的な参加を「同意の製造」といえる。火山の保護は不可能になった以上、自分たちの伝統認識に順じて軽石採掘に参加しない場合、自分の利益が損なわれるからである。手作業での採掘や運搬に参加した牧畜民の利益も最小限に限られた。

火山が、地域資源として再度注目されたのが最近の観光開発である。このたびは前回と違って自然環境が保護され、持続可能な開発である。地方政府はかつての破壊的な開発に後悔し、観光開発によって自然を回復させようとしている。観光開発と地質公園の建設も外部からの投資ではあるが、鉱物開発に比べると環境へのダメージはわずかである。一方、観光開発に対する地元の牧畜民の態度もさまざまであり、地方政府や開発会社も牧畜民にどのような形で開発の利益を享受させるかははっきりしていない。特に情報が非対称であり、多くの地元の人は観光開発に関する情報を把握していない。この状態では観光開発からどのようにして地元牧畜民が利益を獲得できるか問題が生じる。観光開発はただ政府と開発会社による行為になり、牧畜民の参加が限られてしまうと、開発の本来の目的と相反することになる。いまこそ牧畜民の積極的な参加を動員するべきであろう。

参考文献

- 阿拉騰（2006）『文化的変遷— 一個嘎查的故事』民族出版社
- 白志達・王劍民・許桂玲・劉磊・徐德斌（2008）「内蒙古察哈爾右翼後旗烏蘭哈達第四紀火山群」『岩石学報』2008. 24 【11】
- 察哈爾右翼後旗旗誌編纂委員会（2007）『察哈爾右翼後旗誌』内蒙古文化出版社
- 陳彪（1983）「天然輕骨料—浮石」『中国建材』1983年第5期
- 劉若新・李霓（2000）「火山資源述評」『鉱物岩石地球科学通報』2000年第3期

- 宋抵（1986）「祭山与満族的長白山祭礼」『黒竜江民族叢刊』1986年第4期
- G・Akim（2010）『チンギスハーンとモンゴル人の運命—チンギスハーンの世界観について』（モンゴル語）内蒙古科学技術出版社
- Galzuud・Tuvshinnyam（1985）『バルガ人の歴史的由来』（モンゴル語）内蒙古文化出版社
- W・Sainchogt（2004）『遊牧環境人類学』（モンゴル語）内蒙古人民出版社

（内蒙古大学蒙古学研究中心副教授、
亜細亜大学アジア研究所嘱託研究員）

大統領の多選制限をめぐる政治 —アフリカを中心として—

鈴木 亨 尚

Politics of Term Limits of President: Focusing on Africa

Yukihisa SUZUKI

目次

はじめに

第1節 分析枠組み

第2節 大統領の多選制限をめぐるデータ

第3節 多選制限に関する分類

第4節 多選制限廃止の試みがなされたことがない国

第5節 多選制限廃止が試みられたが、継続した国

第6節 多選制限が廃止されたが、再導入された国

第7節 多選制限が廃止されたままの国

第8節 多選制限が導入されたが、多選制限に到達していない国

第9節 多選制限が導入されたことがない国

おわりに

はじめに

東欧革命やその後の旧ソ連やサハラ以南アフリカ（以下、「アフリカ」と記述）諸国の民主化の開始から四半世紀が経過し、近年、民主化を総括する

多くの論考が著されている。それらの多くは2005年頃からの世界の民主主義の状況を停滞ないし後退ととらえている⁽¹⁾。その中で、民主化に関し、多くの問題を抱えているアフリカの状況を我々は停滞ではなく、後退だと考えている⁽²⁾。

民主化とは、基本的に、一党制や軍政から複数政党制への移行を意味するが、一般的に、これは憲法の制定や改正によって規定される。1980年代後半から1990年代前半に集中した憲法の制定・改正では、複数政党制への移行と併せて、多くの国で大統領の多選制限（「多選禁止」とも呼ばれる）や半大統領制などが規定された⁽³⁾。これは、民主主義の定着には、複数政党制への移行だけでは十分ではなく、大統領の権限の抑制も必要であるとの考えに基づいている。本稿で、大統領（president）とは、大統領制と半大統領制の下の大統領をさし、議院内閣制、首相公選制、自律内閣制の下の大統領はささない。また、多選制限とは、ギンズバーグら（Tom Ginsburg, James Melton and Zachary Elkins）に従い、「連続か否かに拘わらず、固定された長さの任期の回数に関する憲法上の制限（a constitutional restriction on the number of fixed terms—consecutive or otherwise）」と定義する⁽⁴⁾。

なお、我々は、大統領の多選制限が全面的に民主的だと考えているわけではない。それは、公平な政治空間を作り出すという点で、民主的である一方、ある特定の潜在的候補者を選挙から排除し、有権者の選択を制限するという点で、反民主的である。我々は、大統領の多選制限のこのようなトレードオフを承知した上で、ともすれば、大統領の権力乱用が生じがちな今日のアフリカにおいて、これが必要だと判断し、これを支持している⁽⁵⁾。

また、アフリカに住む人々の多くが多選制限を支持していることも、我々が多選制限を支持する理由となっている。アフロバロメーター調査は、第2回調査で、大統領の多選制限に関し、「次のAとBという言説のうち、いずれがあなた自身の意見により近いですか：A 大統領は彼が望むだけ多くの任期を務められるべきである、B 大統領は、たとえば、2期だけ務めること

により、憲法を含む法律を遵守しなければならない、いずれにも賛成しない、わからない」から回答するよう求めた。表1にはBの割合を示している⁽⁶⁾。同調査は、第4回調査以降、「次の言説1と言説2のうち、いずれがあなたの見方により近いですか：言説1 憲法は大統領の任期を最大2期に制限すべきである、言説2 大統領の任期に関して、憲法上の制限を設けるべきではない」との質問に対して、「1に強く同意、1に同意、2に同意、2に強く同意、どちらにも同意しない、わからない」から回答するよう求めた。表1には「1に強く同意」と「1に同意」の割合の合計を示している⁽⁷⁾。なお、第1回調査と第3回調査にこのような項目はなく、第6回調査に同項目はあるが、まだ結果が取りまとめられていない。

表1 多選制限に対する認識（単位：%）

国	第2回調査 (2003年頃)	第4回調査 (2008年頃)	第5回調査 (2012年頃)	差
ボツワナ	71	78	74	3
カーボ・ヴェルデ	75	62	65	-10
ガーナ	75	72	79	4
ケニア	80	84	83	3
レソト	85	51	58	-27
マラウイ	76	58	77	1
マリ	77	78	87	10
モザンビーク	43	49	61	18
ナミビア	63	57	67	4
ナイジェリア	86	72	77	-9
セネガル	71	74	77	6
南アフリカ	68	62	66	-2
タンザニア	73	87	87	14

ウガンダ	80	72	85	5
ザンビア	86	80	86	0
ベナン	—	75	90	15
ブルキナファソ	—	52	65	13
リベリア	—	83	84	1
マダガスカル	—	47	59	12
ジンバブエ	—	77	73	-4
ブルンジ	—	—	51	—
カメルーン	—	—	73	—
コートジボワール	—	—	86	—
エチオピア	—	—	—	—
ギニア	—	—	84	—
モーリシャス	—	—	52	—
ニジェール	—	—	78	—
シエラレオネ	—	—	81	—
スーダン	—	—	64	—
スワジランド	—	—	70	—
トーゴ	—	—	84	—
平均	74	69 (69)	74 (75)	—

(出所) The Afrobarometer, *Afrobarometer Round 2: Compendium of Comparative Results from A 15-Country Survey (Working Paper No.34)*, March 2004, p.33, Table3.2: Support for Democratic Institutions; Afrobarometer, *Summary of Results: Round 4 Afrobarometer Survey in Botswana*, 2008, p.17 など各国の調査報告書; Afrobarometer, *Summary of Results: Afrobarometer Round 5 Survey in Botswana*, 2012, p.28 など各国の調査報告書に基づいて筆者が作成。

(注) カッコ内は第2回調査の対象15か国の平均である。「差」は、第2回調査に参加した国は第2回調査と第5回調査の差、第2回調査に参加していない国のうち、第4回調査に参加した5か国は第4回調査と第5回調査の差である。「—」はデータがないことを示す。

近年、アフリカでは、民主化全体の後退と併せて、大統領の多選制限を導入している国の数の増加が停滞しており、数か国で、多選制限の廃止が生じている。一方で、民主主義の制度化を背景に、1980年代までとは異なり、強権に任せて、それを行うことはできず、その正当性を国民に提示する必要がある。

本稿はアフリカにおける大統領の多選制限をめぐる政治について分析することを目的としている。そのため、第1節で分析枠組みを提示し、第2節で大統領の多選制限をめぐるデータを示し、第3節で多選制限に関する分類を行う。第4節から第9節では、これに基づいて、各グループを検討する。すなわち、第4節では多選制限の廃止の試みがなされたことがない国を、第5節では多選制限廃止が試みられたが、継続した国を、第6節では多選制限が廃止されたが、再導入された国を、第7節では多選制限が廃止されたままの国を、第8節では多選制限が導入されたが、多選制限に到達していない国を、第9節では多選制限が導入されたことがない国を検討する。そして、最後に、憲法改正規定について検討するとともに、大統領の多選制限の今後を展望する。なお、分析の対象は1990年から2015年8月末までとする。

注

- (1) Freedom House, *Freedom in the World 2015 Discarding Democracy: Return to the Iron Fist*, 2015, p.1; Marc F.Plattner, "Is Democracy in Decline?" *Journal of Democracy*, Vol.26, No.1, January 2015, p.7.
- (2) <https://freedomhouse.org/article/au-summit-halt-decline-democracy> 2015年2月6日にダウンロード。
- (3) これまで、日本では、大統領の多選制限に関する研究はほとんど行われていない。数少ない業績として、以下を参照。三輪和宏「諸外国の多選制限の歴史」(『レファレンス』No.677、2007年6月)71～90頁；三輪和宏「諸外国の多選制限の現状」(『レファレンス』No.678、2007年7月)87～111頁。
- (4) Tom Ginsburg, James Melton and Zachary Elkins, "On the Executive Term Limits," *William and Mary Law Review*, Vol.52, Issue 6, 2011, p.1833.

(5) *Ibid.*, p.1827.

(6) The Afrobarometer, *Afrobarometer Round 2: Compendium of Comparative Results from A 15-Country Survey (Working Paper No.34)*, March 2004, p.33.

(7) Afrobarometer, *Summary of Results: Round 4 Afrobarometer Survey in Botswana*, 2008, p.17; Afrobarometer, *Summary of Results: Afrobarometer Round 5 Survey in Botswana*, 2012, p.28.

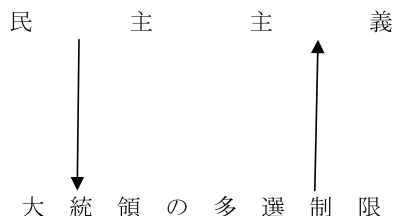
第1節 分析枠組み

ウォリン (Sheldon S. Wolin) が指摘しているように、憲法の制定とは「規範 (norm)」に「形を与える (form)」ものである⁽¹⁾。市民社会が規範を形成し、政治社会が規範を憲法 (ルール) 化し、国家が憲法 (ルール) を行使する。このような観点に立てば、民主化とは、「市民社会の規範により一層基づいた統治が行われること」と定義できる⁽²⁾。なお、国家は執政府と言い換えることができ、その長が大統領である。

これは理念型であり、実際には、これと異なる場合がある。アフリカでは、表1に示したように、大統領の多選制限という規範は安定している。その一方で、今後、詳述するように、多選制限を規定した憲法が改正され、多選制限が撤廃されるケースが多数生じている。すなわち、これまで多選制限が憲法上の規定になったことがない国を含めて規範と憲法の乖離が生じている。これは、アフリカで広くみられる権威主義体制下では、大統領によって、市民社会や政治社会—具体的には、議会や政党に関わる領域—が矮小化され、憲法改正を含め、政策形成が主に大統領を中心とした執政府によって行われるからである⁽³⁾。

このように、大統領の多選制限は民主主義全体のあり方から影響を受けているし、民主主義全体も大統領の多選制限から影響を受けている。その関係は図1のようになる。理論上、民主化が大統領の多選制限の導入・維持をもたらし、多選制限の制度化が民主化を促進する、ないしは、民主主義の悪化が大統領の多選制限の廃止をもたらし、多選制限の廃止が民主主義の悪化を

図1 民主主義と大統領の多選制限



(出所) 筆者が作成。

促進するという相互作用が期待される。

注

- (1) Sheldon S. Wolin, "Norm and Form: The Constitutionalizing of Democracy," in J. Peter Euben, John R. Wallach, and Josiah Ober, eds., *Athenian Political Thought and the Reconstruction of American Democracy* (Ithaca: Cornell University Press, 1994), pp. 29-58.
- (2) 鈴木亨尚「アフリカにおける民主化—市民社会・政治社会・国家—」(『経済学研究論集』第24号、2000年) 36～37頁。
- (3) 同上、37、39頁。

第2節 大統領の多選制限をめぐるデータ

北アフリカを含めたアフリカには54か国がある。ここから、北アフリカ5か国(エジプト、リビア、チュニジア、アルジェリア、モロッコ)を除いたものが、本稿でいう「アフリカ」である。さらに、本稿では、議院内閣制をとるエチオピア、モーリシャス、レソト、スワジランド(このうち、レソトとスワジランドは王国)、首相公選制をとるガンビア、自律内閣制をとるアンゴラ、ボツワナ、エリトリア、南アフリカは分析の対象としない。首相公選制(elected prime-ministerial government)とは、首相ないし大統領と呼ばれる「政府の長が国民によって選出されるが、内閣とともに、議会の多数派の信任に従属する」政治制度である⁽¹⁾。また、自律内閣制(assembly-

independent regime) とは、大統領と呼ばれる執政府の長が議会の多数派によって選出されるが、その存続は議会の多数派に従属しない、自律的な政治制度である⁽²⁾。なお、アンゴラは2010年まで大統領制だったので、歴史的検討をする際には、これを含める場合がある。また、ソマリアと中央アフリカは紛争下にあるため、分析の対象としない⁽³⁾。したがって、本稿の分析の対象は38か国（歴史的考察の場合には、アンゴラを加えた39か国）である。

表2はアフリカにおける憲法上の大統領の多選制限の経緯を示している。アフリカで初めて大統領の多選制限が規定されたのは、アフリカで最初の憲法であるリベリアの1847年憲法の1944年改正で、任期8年で、二選禁止であった。これは1951年の更なる改正で廃止された⁽⁴⁾。リベリアでは1986年憲法により再び多選制限が導入されたが、1990年以前に、大統領の多選制限を経験したのは、これを含め、わずか5か国である。アフリカでは、1990年以降の民主化、具体的には、複数政党制の導入に伴って、新憲法の制定ないしは憲法の改正により、これは導入された。ところが、近年、導入のペースは衰え、この15年ほどは30か国前後で、2015年8月末現在で30か国となっている。1997年のブルキナファソ以来、大統領の多選制限の廃止が14か国で生

表2 大統領の多選制限

国	年	1990 ~92	1993 ~95	1996 ~98	1999 ~01	2002 ~04	2005 ~07	2008 ~10	2011 ~13	2014 ~15
アンゴラ		△92	○	○	○	○	○	▲10		
ベナン		△90	○	○	○	○	○	○	○	○
ブルキナファソ		△91		▲97	△00	○	○	○	○	○
ブルンジ							△05	○	○	▲15
カメルーン				△96		○	○	○	▲08	
カーボ・ヴェルデ		△92	○	○	○	○	○	○	○	○
チャド				△96	○	▲04				
コモロ (1978~89年)		△92	○	▲96	△01	○	○	○	○	○
コンゴ						△02	○	○	○	○
コンゴ民主共和国							△06	○	○	○
コートジボワール					△00	○	○	○	○	○

ジブチ	△92	○	○	○	○	○	▲10		
赤道ギニア								△11	○
ガボン	△91	○	○	○	▲03				
ギニア・ビザウ		△93	○	○	○	○	○	○	○
ガーナ	△92	○	○	○	○	○	○	○	○
ギニア	△90	○	○	○	▲02		△10	○	○
ケニア	△91	○	○	○	○	○	○	○	○
リベリア (1944～51、86年～)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
マダガスカル							△10	○	○
マラウイ		△94	○	○	○	○	○	○	○
マリ	△92	○	○	○	○	○	○	○	○
モーリタニア						△06	○	○	○
モザンビーク	△90	○	○	○	○	○	○	○	○
ナミビア	△90	○	▲98			△05	○	○	○
ニジェール				△99	○	○	▲09 △10	○	○
ナイジェリア (1979～83年)				△99	○	○	○	○	○
ルワンダ					△03	○	○	○	○
サントメ・プリンシペ	△90	○	○	○	○	○	○	○	○
セネガル (1970～76年)	△91	○	▲98	△01	○	○	○	○	○
セーシェル		△93	○	○	○	○	○	○	○
シエラレオネ	△91	○	○	○	○	○	○	○	○
南スーダン	—	—	—	—	—	—	—		
スーダン			△98	○	○	○	○	○	○
タンザニア (1984年～)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
トーゴ	△92	○	○	○	▲02				
ウガンダ		△95	○	○	○	▲05			
ザンビア	△91	○	○	○	○	○	○	○	○
ジンバブエ								△13	○
多選制限を導入している国の数	7, 13, 20	22, 23, 24	25, 24, 23	25, 27, 29	28, 28, 27	28, 30, 30	29, 28, 29	30, 30, 31	31, 30

(出所) Alexander Baturo, *Democracy, Dictatorship, and Term Limits* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2014); <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html> (2015年2月4日にダウンロード) などに基づいて筆者が作成。

(注) ○は、その期間、多選制限が継続していたことを示し、△は多選制限の開始を、▲は多選制限の終了を示し、数字はその西暦の下二桁を示す。「多選制限を導入している国の数」は各年末の時点のものである。ただし、2015年は8月末のものである。「—」は建国されていないことを示す。

じている。先にもみたように、アフリカ諸国の国民の大統領の多選制限への支持は安定しているのです。これは、主に、大統領自身の権力への執着から生じていると思われる。

このような経緯により、表8に示したように、多選制限どおりに辞任した大統領もいる。大統領が2人続けて多選制限どおりに辞めている7か国では、大統領の多選制限が制度として定着しつつあるように思われる。一方、表3に示したように、憲法で規定された多選制限を廃止するなどして、大統領職を継続する大統領が近年多数出てきている。その結果、1970～80年代のアフリカ政治の特徴の1つであった長期政権がいくつかの国では継続している。

表3 多選制限廃止の手続き（1990年以降）

国	大統領	年	憲法の規定	実際の改正
コモロ	タキ	1996	国民投票ないしは両院合同会議の議決	国民投票
ブルキナファソ	コンパオレ	1997	国民投票ないしは議会の議決（4分の3）	議会の議決
ナミビア	ヌジョマ	1998	議会の議決（上下両院の総議員の3分の2）	議会の議決
セネガル	デュフ	1998	国民投票ないしは議会の議決（5分の3）	議会の議決
ギニア	コンテ	2002	国民投票	国民投票
トーゴ	エヤデマ	2002	国民投票ないしは議会の議決（国民議会の5分の4）	議会の議決
チャド	デビー	2003	議会の議決（国民議会の総議員の3分の2）と国民投票	議会の議決と国民投票
ガボン	ボンゴ	2004	国民投票ないしは議会の議決（上下両院の総議員の3分の2）	議会の議決
ウガンダ	ムセヴェニ	2005	議会の議決（総議員の3分の2）と国民投票	議会の議決と国民投票
カメルーン	ビヤ	2008	国民投票ないしは議会の議決（両議院の総議員の絶対多数）	議会の議決
ニジェール	タンジャ	2009	改正は禁止	国民投票
ジブチ	ゲレ	2010	国民投票ないしは議会の議決（国民議会の総議員の3分の2）	議会の議決
アンゴラ	ドス・サントス	2010	議会の議決（国民議会の出席議員の3分の2）	議会の議決
ブルンジ	ヌクルンジザ	2015	国民投票ないしは議会の議決（国民議会の議員の5分の4及び上院の議員の3分の2）	憲法解釈

（出所） Alexander Baturo, *Democracy, Dictatorship, and Term Limits* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2014); <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html> (2015年2月4日にダウンロード) などに基づいて筆者が作成。

これは表4に示した。

大統領職を継続するには憲法改正が一般的であり、表3に示したとおり、それは国民投票と議会の議決の双方ないしは一方を要件としている。多くの場合、大統領は所属政党の実質的な最高指導者であり、党内に大統領に対する挑戦者が存在しない場合が多い。そして、この政党は、多くの場合、議会において圧倒的な多数を占めているので、国民投票と議会の議決の間で選択が可能な場合、議会の議決が選択されることが多かった。一方、実施された国民投票のうち、2か国では圧倒的多数（ギニア98.36%、ニジェール92.5%）がこれに賛成している。これは、既に多くの指摘があるように、政府の誘導が有効に働くからである⁽⁵⁾。したがって、どちらか一方が制度上優れ

表4 長期在任の大統領（議院内閣制の首相や軍政の
トップの時期を含む、2015年8月末時点）

国	大統領	就任	在任期間
赤道ギニア	ンゲマ	1979年8月3日	36年
ジンバブエ	ムガベ	1980年4月18日	35年
カメルーン	ビヤ	1982年11月6日	32年
ウガンダ	ムセヴェニ	1986年1月26日	29年
スーダン	バジール	1989年6月30日	26年
チャド	デビー	1990年12月2日	24年

(出所) 佐藤章「アフリカの「統治者」一覧（資料）」（佐藤章編『アフリカの「個人支配」再考』アジア経済研究所、2006年）257～287頁；<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html>（2015年2月4日にダウンロード）に基づいて筆者が作成。

(注) コンゴのサス・ンゲソ大統領は1973年から1992年までと1997年から現在までを通算すると31年になる。首相公選制の下の大統領としては、ガンビアのジャメが1994年7月22日からの21年となっている。また、自律内閣制の下の大統領としては、アンゴラのドス・サントスが1979年9月10日からの35年（大統領制の大統領の期間を含む）、エリトリアのイサイアスが1993年5月24日からの22年となっている。

ているわけではなく、双方を要件とする必要があると思われる。

表4に示したように、アフリカには、執政府の長を20年以上続ける者が9人おり、そのうち、6人が本稿の分析対象となる大統領である。2015年8月末の時点で、赤道ギニアのンゲマの36年が最も長い在任期間となっている。在任期間の上位2か国である赤道ギニアとジンバブエでは、近年、憲法に大統領の多選制限が導入された。赤道ギニアでは、2011年改正憲法で、「2期×7年」となり、ンゲマの任期は最長で2030年までとなり、その在任期間は51年となる。また、ジンバブエでは、2013年憲法が「2期×5年」を規定しており、ムガベの任期は最長で2023年までとなり、その在任期間は43年となる。このように、両国においては、憲法上の大統領の多選制限の導入が大統領の延命を助ける役割を果たすことになるかもしれない。

第1節で、民主主義と大統領の多選制限との間にある相互作用の理論を提示したが、現実はどうだろうか。ここでは、民主主義の基準としてフリーダム・ハウスのスコアを用いる。これは大統領の多選制限を評価に含んでいない⁽⁶⁾。

1990年以降、大統領の多選制限は合計で42回導入されている。この42か国の導入の年のフリーダム・ハウスのスコアの平均は4.5である。これに対して、その廃止13か国（アンゴラを含み、データのないブルンジを含まない）の廃止の年のスコアの平均は4.8で、大きな差があるわけではない。これは、アフリカにおける大統領の多選制限の導入が主に国際社会全体における民主化と外部からの圧力により生じたからだと思われる。一方、現時点で、多選制限と民主主義の関係は明確である。最新の2014年のデータによれば、表5に示したように、多選制限があれば、民主主義が達成されるわけではないが、多選制限なしには、民主主義は極めて達成されにくい。また、多選制限には民主主義の状態を極めて悪化させない機能があると思われる。なお、大統領制をとる20か国のスコアの平均は4.5、半大統領制をとる18か国の平均は4.1で、半大統領制の方が若干良い⁽⁷⁾。

表5 多選制限と民主主義

		多選制限あり	多選制限なし
自由	1	カーボ・ヴェルデ※	
	1.5	ガーナ※	
	2	ベナン※、ナミビア※、サントメ・プリンシペ※、セネガル※	
	2.5		
部分的に自由	3	セーシェル※、シエラレオネ※、タンザニア※	
	3.5	コモロ※、リベリア※、マラウイ※、モザンビーク、ニジェール※、ザンビア※	
	4	ケニア※、マダガスカル※	トーゴ
	4.5	ブルキナファソ、コートジボワール、マリ、ナイジェリア	
	5	ギニア、ギニア・ビザウ	
自由ではない	5.5	コンゴ、モーリタニア、ジンバブエ	ブルンジ、ジブチ、ガボン、ウガンダ
	6	コンゴ民主共和国、ルワンダ	カメルーン
	6.5		チャド、南スーダン
	7	赤道ギニア、スーダン	

(出所) Alexander Baturo, *Democracy, Dictatorship, and Term Limits* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2014); <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html>; <https://freedomhouse.org/report-types/freedom-world> (ともに2015年2月4日にダウンロード) などに基づいて筆者が作成。

(注) ※は選挙民主主義。

さらに、大統領の多選制限の導入時に「自由」であった6か国の平均のスコアは2.3、10年後が2.8、「部分的に自由」であった18か国の平均は4.2、10年後が3.9、「自由ではない」であった18か国の平均は5.8、10年後が5.4であり、導入時の民主主義の状態が悪いほど、10年間の改善は大きかった⁽⁸⁾。したがって、民主主義の状態の悪い国では多選制限の導入はされにくい、何らかの要因で導入されれば、それは民主主義の改善に結び付く可能性が高い。

注

- (1) Matthew Sjøberg Shugart, "Semi-Presidential System: Dual Executive and Mixed Authority Patterns," *French Politics*, Vol.3, 2005, p.326. シュガートは、この定義に加えて、「この制度の下の首相は議会を解散する権限を有するが、その時には、議会とともに、再選のために選挙に臨まなければならない」と説明している (*Ibid.*, p.346)。さらに、シュガートは、首相公選制はイスラエルで短期間採用されたただけだと述べている (*Ibid.*, p.326)。これに対し、ガンビアの1996年憲法(2004年改正)第63条3項は「大統領は、国民議会で、その議員の3分の2により、不信任案が可決されれば、任期中のいかなる時でも、解任され得る」と、同条4項は「3項に従い不信任案が可決された場合、議長はその可決から30日以内に国民議会の決定を承認するか否認するかの国民投票を実施するよう独立選挙委員会に要求しなければならない。その決定が承認されれば、大統領職は空位となる」と規定している。また、同第96条は「国民議会議員の総選挙は大統領選挙の日から3か月後に実施される」と規定している。一方、大統領に国民議会を解散する権限はない。我々は、首相公選制の本質は執政府の長を国民と議会の強い統制の下に置くことであると理解しており、この点で、ガンビアの政治制度は首相公選制の理念型に近い政治制度であると考えている。
- (2) *Ibid.*, p.326; 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史『比較政治制度論』有斐閣、2008年、105～106頁。
- (3) 中央アフリカの暫定政府は、2015年6月、憲法制定に関する国民投票を同年10月4日に、大統領選挙の第1回投票及び議会選挙を10月18日に、大統領選挙第2回投票を11月22日に実施すると発表した。また、暫定議会は、同年8月30日、憲法案を可決した。この中で、大統領の任期は5年、三選禁止となっている。<http://reliefweb.int/report/central-african-republic/c-africas-interim-government-sets-election-dates>; <http://mgafrica.com/article/2015-08-31-breaking-with-Africa-trend-c-african-republic-limits-president-to-two-terms-under-new-charter> とともに2015年9月4日にダウンロード。
- (4) Alexander Baturo, *Democracy, Dictatorship, and Term Limits* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2014, p.30 and pp.41-42. 1951年改正憲法はユニークである。2期連続して8年間務めることは禁止されているが、8年間務めた大統領は、1期日終了時の選挙で、有効投票の絶対多数を獲得すれば当選となり、その任期は4年で、この4年の任期を繰り返すことが可能であった。これはタブマン (William Tubman) 大統領 (1944～71年) の政権維持を狙ったものである。
- (5) <http://africanelections.tripod.com/gn.html>; <http://africanelections.tripod.com.ne.html> とともに2015年3月30日にダウンロード。

- (6) Freedom House, *Freedom in the World 2015 Methodology*, 2015.
- (7) Alexander Baturo, *op.cit.*:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html>;<https://freedomhouse.org/report-types/freedom-world>;<http://www.semipresidentialism.com/?=195>;
<http://www.semipresidentialism.com/?=1053> すべて2015年2月4日にダウンロード。
- (8) Alexander Baturo, *op.cit.*:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html>;<https://freedomhouse.org/report-types/freedom-world> ともに2015年2月4日にダウンロード。

第3節 多選制限に関する分類

ポスナーとヤング (Daniel N.Posner and Daniel J.Young) に従って、大統領制と半大統領制を採用する38か国を、大統領の多選制限に関して、表6のように、6つのグループに分類する⁽¹⁾。38か国のうち、37か国が多選制限を導入した経験を持つことから、アフリカにおいて、大統領の多選制限は制度として定着したと考えられる。そのうち、現時点で、多選制限を導入しているのは30か国であり、さらに、表7に示したように、その30か国のうち、28か国は、連続か否かを別にして、二選まで可能、すなわち、三選禁止となっている。このうち、カーボ・ヴェルデ、赤道ギニア、ギニア・ビザウ、マラウイ、モザンビークは「連続して二選まで」、すなわち、「連続三選禁止」で

表6 多選制限に関する分類 (1990年以降)

導入されたことがある(37か国、4.2)	多選制限に到達(29か国、3.8)	多選制限廃止の試みがなされたことがない(13か国、3.1)	ベナン(2)、カーボ・ヴェルデ(1)、コートジボワール(4.5)、ガーナ(1.5)、ギニア・ビザウ(5)、ケニア(4)、リベリア(3.5)、マリ(4)、モザンビーク(3.5)、サントメ・プリンシペ(2)、セーシェル(3)、シエラレオネ(3)、タンザニア(3)		
		多選制限廃止の試みがなされたことがある(16か国、4.4)	多選制限継続(3か国、3.8)	マラウイ(3.5)、ナイジェリア(4.5)、ザンビア(3.5)	
			多選制限廃止(13か国、4.5)	再導入(6か国、3.4)	ブルキナファソ(4.5)、コモロ(3.5)、ギニア(5)、ナミビア(2)、ニジェール(3.5)、セネガル(2)
				廃止のまま(7か国、5.5)	ブルンジ(5.5)、カメルーン(6)、チャド(6.5)、ジブチ(5.5)、ガボン(5.5)、トーゴ(4)、ウガンダ(5.5)

	多選制限に到達していない(8か国、5.8)	コンゴ(5.5)、コンゴ民主共和国(6)、赤道ギニア(7)、マダガスカル(4)、モーリタニア(5.5)、ルワンダ(6)、スーダン(7)、ジンバブエ(5.5)
導入されたことがない(1か国、6.5)	南スーダン(6.5)	

(出所) Daniel N.Posner and Daniel J.Young, “The Institutionalisation of Political Power in Africa,” *Journal of Democracy*, Vol.18, No.3, July 2007, pp.126-140; Alexander Baturo, *Democracy, Dictatorship, and Term Limits* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2014); <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html>; <https://freedomhouse.org/report-types/freedom-world> (ともに2015年2月4日にダウンロード) などに基づいて筆者が作成。

(注) 国家数の右隣はフリーダム・ハウスの2014年のスコアの平均、国名の右のカッコ内はフリーダム・ハウスの2014年のスコアを示す。

ある。

また、表7に示したように、38か国のうち、29か国が大統領の任期を5年としており、これもアフリカにおいて制度として定着したように思われ、さらに、その背景に、このような規範の定着があるものと思われる。さらに、「連続三選禁止」の4か国を含む21か国が大統領の任期を「2期×5年」としており、これも、規範としても、制度としても、定着したように思われる。

表7 大統領の多選制限と任期の長さ

	1期	2期	3期	制限なし
4年		ガーナ、ナイジェリア		
5年	コモロ	ベナン、ブルキナファソ、カーボ・ヴェルデ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、ギニア、ギニア・ビザウ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、スーダン、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ	セーシェル	ブルンジ、チャド、ジブチ、南スーダン、ウガンダ、トーゴ
6年		リベリア		
7年		コンゴ、赤道ギニア、ルワンダ、セネガル		カメルーン、ガボン

(出所) Alexander Baturo, *Democracy, Dictatorship, and Term Limits* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2014); <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html> (2015年2月4日にダウンロード) などに基づいて筆者が作成。

さらに、表6に示したようにフリーダム・ハウスのスコアは、多選制限が現時点で導入されているグループで好スコアで、現時点で導入されていないグループで悪スコアであったり、導入から短期間だったりするグループで相対的に悪いスコアである傾向を示している。以降、表6の上から、順次、6つのグループを検討していく。なお、後に詳しく検討するが、ブルンジは多選制限が廃止されたままの国に分類される。

注

(1) Daniel N. Posner and Daniel J. Young, “The Institutionalisation of Political Power in Africa,” *Journal of Democracy*, Vol.18, No.3, July 2007, pp.126–140.

第4節 多選制限廃止の試みがなされたことがない国

1 総論

多選制限が導入されたことがある37か国のうち、多選制限に到達した国が29か国ある。第8節で検討する「多選制限に到達していない国」とは、「多選制限導入時ないしは導入後初の大統領が現職で、この任期が多選制限に到達していない国」をさす。したがって、導入後の選挙で当選した大統領が次の選挙で敗れたコートジボワールは多選制限に到達した国に分類する。29か国のうち、多選制限廃止が試みられたことがないのは表6の13か国である。これらはアフリカの中で最も民主的な国々である。なお、多選制限廃止の試みとは、「多選制限廃止のための憲法改正などが議会や与党で検討されるなど国政の重要な争点となること」をさす。

これらの国の多くは、1990年代前半に、複数政党制に移行し、併せて、大統領の多選制限を導入し、それを現在まで継続している。したがって、表8に示した多選制限を満了した大統領20人のうち、16人がこのグループに属する。ベナンのケレク (Mathieu Kérékou) は1996年から2006年まで2期務めた後、憲法の規定通り、大統領を退いた。退く前、ケレクは、憲法を改正

して、大統領に留まる可能性を質問され、「もしあなたが権力から去らなければ、権力があなたから去るだろう」と答え、その可能性を明確に否定した⁽¹⁾。

一方、ガーナのローリングス (Jerry Rawlings)、ケニアのモイ (Daniel Toroitich arap Moi)、タンザニアのムパカ (Benjamin Mkapa) は憲法改正を側近と協議した模様であるが、具体的な措置には至らなかった。ローリングスの所属政党「国民民主会議 (National Democratic Congress, NDC)」は、1997年、憲法の大選制限を改正するという考えを流布したが、市民社会と野党による連続的な抗議により、同党は沈黙を強いられ、大選制限を改正するための具体的な措置には至らなかった。これらの指導者の個人的願望が実現しなかったのは、大統領の大選制限を含む政治の制度化が定着しており、憲法改正を争点として設定すれば、それに反対する強固な同盟が形成され、願望の実現が困難になると当人たちが判断したからであろう⁽²⁾。なお、タンザニアでは、2015年12月に、キクウェテ (Jakaya Kikwete) が2期10年の任期を満了する予定である。ムパカが憲法改正に乗り出さなかった要因の1つは、前任のムウィニ (Ali Hassan Mwinyi) が、憲法の規定どおり、2期10年で辞めたことだろう。したがって、キクウェテにとって、前任者2人の行動は憲法改正に対する強い圧力になるだろうし、このようにして、制度は定

表 8 大選制限を満了した大統領と後任の大統領の党派性

国	大選制限満了の大統領	新たに選出された大統領
ベナン	ケレク (1996~2006、無所属、再生・開発行動戦線 [FARD-ALAFIA])	ヤイ (2006~、無所属)
カーボ・ヴェルデ	モンテイロ (1991~2001、民主主義運動 [MpD]、無所属)	ピレス (2001~2011、カーボ・ヴェルデ独立アフリカ党 [PAICV]、PAICV)
	ピレス (2001~11、PAICV、PAICV)	ホンセカ (2011~、MpD)
コモロ	アザリ (2002~06、無所属)	サンビ (2006~11、無所属)
	サンビ (2006~11、無所属)	イキリル (2011~、無所属)
ガーナ	ローリングス (1993~2001、国民民主会議 [NDC]、NDC)	クフォー (2001~09、新愛国党 [NPP]、NPP)
	クフォー (2001~09、NPP、NPP)	ミルズ (2009~、NDC、NDC)

ケニア	モイ (1992～2002、ケニア・アフリカ民族同盟 [KANU]、KANU)	キバキ (2002～13、民主党 [DP]、国家統一党 [PNU])
	キバキ (2002～13、DP、PNU)	ケニヤッタ (2013～、国民連合 [TNA])
マラウイ	ムルジ (1994～2004、統一民主戦線 [UDF]、UDF)	ムタリカ (2004～12、UDF)
マリ	コナレ (1992～2002、マリ民主主義同盟 [ADEMA]、ADEMA)	トゥーレ (2002～12、無所属、民主進歩同盟 [ADP])
モザンビーク	シサノ (1994～2005、FRELIMO、FRELIMO)	ゲブーザ (2005～2015、FRELIMO、FRELIMO)
	ゲブーザ (2005～15、FRELIMO、FRELOMO)	ニユシ (2015～、FRELIMO)
ナミビア	ポハンバ (2005～15、SWAPO、SWAPO)	ガインゴブ (2015～、SWAPO)
ナイジェリア	オバサンジョ (1999～2007人民民主党 [PDP]、PDP)	ヤラドゥア (2007～2010、PDP)
サントメ・プリンシペ	トロヴォアダ (1991～2001、無所属、独立民主行動 [ADI])	デ・メネゼス (2001～11、ADI、変化民主運動力・民主党 [MDFM-PCD])
	デ・メネゼス (2001～11、ADI、MDFM-PCD)	ダ・コスタ (2011～、無所属)
タンザニア	ムウニ (1985～95、革命党 [CCM]、CCM)	ムバカ (1995～05、CCM、CCM)
	ムバカ (1995～05、CCM、CCM)	キクウェテ (2005～、CCM、CCM)
ザンビア	チルバ (1991～2002、MMD、MMD)	ムワナワサ (2002～08、MMD、MMD)

(出所) Alexander Baturo, *Democracy, Dictatorship, and Term Limits* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2014); <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html>; <http://africanelections.tripod.com/ao.html> (ともに2015年3月17日にダウンロード) などに基づいて筆者が作成。

(注) 大統領の名前の右のカッコ内は、左から、大統領を務めた時期、1期目の大統領選挙時の所属政党、2期目のそれである。ベナンの FARD-ALAFIA は2006年の大統領選挙に候補者を擁立し、マリの ADEMA は2002年の大統領選挙に候補者を擁立している。

着していく。

表8に基づいて、前任の大統領の多選制限の満了後に当選・就任した大統領の党派性を前任の大統領のそれと比較してみよう。20回の大統領の交代のうち、11回は党派性を超えたものとなっている。これは無所属から無所属、ある政党の所属から無所属、この逆を含んでいる。先行研究において、大統領の多選制限は、同一政党内での交代だけでなく、政党を超えた交代をもたらし、これがその後の民主化を特に促進すると議論されている。フリーダム

・ハウスのデータによれば、後任の大統領の就任年とその5年後に関し、異なる党派性間の交代11事例の平均は0.1の改善（2.5→2.4）、同じ政党内の交代7事例の平均は0.4の改善（3.6→3.2）で、理論の想定と異なる。異なる党派性間の交代の改善が小さいのは、交代時のスコアが比較的良く、改善の余地が小さいからだと思われる。政党内での交代の改善幅が大きいのはタンザニアの第1例の大幅な改善（5→2.5）の影響を受けているため、これを除いた平均は0.1の改善（3.4→3.3）となる⁽³⁾。

2 コートジボワール

2000年憲法第35条は「共和国大統領は普通・直接選挙で選出され、5年を任期とする。彼は1度だけ再選され得る…」と規定している。同第126条は「憲法改正は投票の絶対多数を伴う国民投票によって承認された後にのみ確定する。共和国大統領選挙、大統領の任期の行使、共和国大統領の欠員、この憲法の改正手続きを目的とする改正案は国民投票への付託を義務とする。その他のすべての問題に関して、共和国大統領が国民議会への提出を決めた場合、改正案は国民投票に付託されない。この場合、欠員を除いた国民議会の議員の5分の4の多数が得られた時のみ、改正案は採択される…」と規定しており、大統領の任期に関し、直接、国民の意思を確認しようとしている⁽⁴⁾。

コートジボワールでは、2000年8月の憲法制定後、同年10月に大統領選挙が実施され、バボ（Laurent Gbagbo）が当選した。しかし、その後、内戦に陥り、次の大統領選挙は2010年となった。2005年以降、大統領の任期は延長されたので、バボは2010年の大統領選挙への立候補資格を有し、実際、立候補したが、ワタラ（Alassane Dramane Ouattara）に敗れた⁽⁵⁾。

注

(1) Charles Fombad and Mathaniel A. Inegbedion, “Presidential Term limits and Their

Impact on Constitutionalism in Africa,” in Charles Fombad and Christina Murray, eds., *Fostering Constitutionalism in Africa* (Pretoria: Pretoria University Law Press, 2010), p.6.

(2) *Ibid.*, pp.5–6.

(3) Alexander Baturo, *op.cit.*:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html>; <http://african-elections.tripod.com/ao.html>; <https://freedomhouse.org/report-types/freedom-world> すべて2015年3月17日にダウンロード。異なる党派性間の交代のうち4例は5年後のデータがないため、4年後（2014年）のデータとなっている。政党内の交代のうち、モザンビークの2例目とナミビアはデータがないため、平均の計算に含まれていない。なお、モザンビークの FRELIMO、ナミビアの SWAPO、タンザニアの CCM の事例は、大統領の個人支配とは別に、「政党支配」についての検討をせまっている。

(4) 憲法に関しては以下を参照。辻村みよ子『比較のなかの改憲論—日本国憲法の位置』岩波書店、2014年；初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第3版』三省堂、2014年；阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第四版〕有信堂、2009年』。

(5) 佐藤章『ココア共和国の近代—コートジボワールの結社史と統合的の革命—』アジア経済研究所、2015年、38、328頁。

第5節 多選制限廃止が試みられたが、継続した国

1 ナイジェリア

多選制限の廃止が試みられたが、廃止されなかったのはナイジェリア、ザンビア、マラウイの3か国である。この3か国では、大統領の所属政党を含む政治社会と市民社会が多選制限の廃止に抵抗し、大統領の願望を阻止した。ナイジェリアの1999年憲法第135条2項は、大統領の任期が4年であること、第137条1項は「2度の選挙で大統領に選出された者は大統領選挙への立候補資格を有しない」と三選禁止を規定している。また、同第9条2項は「この憲法の第8条に関わる法案を除いて、この憲法の改正のための議会の法案は、その提案が当該議院の総議員の3分の2の多数の投票によって支持され、すべての州の総議員の3分の2による全州議会議員総会の決議により承認されなければ、議会のいずれの院においても可決され得ない」と規定している。

ナイジェリアで、2期を満了した大統領はオバサンジョ（Olusegun Obasanjo）だけである。オバサンジョは1976年のクーデタ後に大統領を務めた軍人であり、1979年に同国を民政に復帰させ、民主主義者であると考えられていた⁽¹⁾。

2期目途中の2005年に、オバサンジョは政治改革会議を組織した。そのメンバーの大半は政府による任命であった。そこで、大統領の三選を認める新憲法案が配布された。政府は否定したが、憲法改正の困難の程度を把握する目的で、政府が配布したと疑われた。その後、政府は議会に「1999年憲法改正に関する共同委員会」の設置を發議した。同委員会は憲法第137条1項を改正し、多選制限規定を削除すべきと勧告した⁽²⁾。

ナイジェリアの有力な政治家の多くは憲法改正に反対した。この中には、2015年の大統領選挙で当選したブハリ（Muhammadu Buhari）元最高軍事評議会議長（在勤期間1983～85年）、ババンギダ（Ibrahim Babangida）元大統領（同1985～93年）、現職の副大統領であったアブバカル（Atiku Abubakar、同1999～2007年）が含まれていた。この三者はいずれも北部の出身である。ナイジェリアでは、激しい民族対立への対処として、大統領を南部と北部の出身者のローテーションとすること、及び、大統領と副大統領を南部と北部の組み合わせにすることを暗黙の了解としていた。オバサンジョは南部出身であり、この下で副大統領を務めていたアブバカルは、自身が2007年の大統領選挙における国民民主党（People's Democratic Party, PDP）の候補者であると理解していた。アブバカルは、2006年4月7日、新聞『パンチ（Punch）』で、上下両院議員及び国民に対し、法案に反対するよう求めた。アブバカルを含めた北部出身者は、大統領の三選がオバサンジョの権力を継続させるだけでなく、デリケートな地政学的な均衡をゆがめ、その結果、北部の大統領輩出を不可能にすると考えた⁽³⁾。

2006年4月11日、大統領の三選を認める規定を含む憲法改正法案が上院に提出された。改正案は116の項目に及んだ。この時点での議会の構成を決定

した議会選挙は2003年に行われており、大統領の所属政党である国民民主党は、上院で69.7%、国民議会で61.9%の議席を獲得していた。法案に対する賛成派・反対派から各議員に対する激しい働きかけの末、同年5月16日、上院で、法案全体が否決された。また、同日のより早い時点で、国民議会は大統領の任期に関する条項を否決した⁽⁴⁾。

憲法改正に失敗したオバサンジョは北部カツィナ州のヤラドゥア (Umaru Musa Yar'Adua) 知事を後継者に指名し、ヤラドゥアは2006年12月の国民民主党の党大会で正式に党の大統領候補に指名された。オバサンジョが政治的実績に乏しいヤラドゥアを後継者に指名したのはヤラドゥアを傀儡にし、実権を手放さないためであると考えられた。2007年4月の大統領選挙で、ヤラドゥアは69.0%を獲得し、当選した。プハリ (全ナイジェリア人民党 [All Nigeria People's Party, ANPP]) は18.66%で2位、アブバカル (行動会議 [Action Congress, AC]) は7.45%で3位となった⁽⁵⁾。ナイジェリアの事例は、南北間の地域対立や個人的利害に大きく影響を受けているが、これらを含めて、政治社会が活発であり、これが制度の破壊を阻止したことを示している。

2 ザンビア

1991年憲法第35条1項は「本条の2項と4項に従い、すべての大統領の任期は5年とする」と、同2項は「この憲法ないしその他のいかなる法律に含まれる対立する規定に拘わらず、大統領として二選されている何人も大統領選挙への立候補資格を有しない (notwithstanding anything to the contrary contained in this Constitution or any other Law no person who has twice been elected as President shall be eligible for re-election to that office)」と規定している。これは、通常の大統領選制と異なり、過去に大統領職を2期務めた人物の無資格をも規定している。また、憲法改正に関し、第79条2項b号は「本条3項に従い、この憲法ないし1991年ザンビア憲法法の改正のため

の法案は、少なくとも国民議会の総議員の3分の2によって第二読会と第三読会で賛成されなければ、成立しない」と規定している。さらに、同条3項は「この憲法の第3章ないし本条の改正のための法案は、国民議会における法案の第一読会の前に、大統領選挙及び議会選挙を目的として有権者として登録された者の50%以上による、改正するか否かの国民投票に付されなければ、成立しない」と規定している。これは、第3章（基本的人権及び個人の自由の保護）改正による人権侵害及び憲法改正要件の緩和の先行実施による権力乱用を防止するために、手続きをより厳格にし、さらに、国民投票の最低投票率の設定をも行ったものである。

同第34条3項b号は「両親が共に出生あるいは血統によりザンビア人であること」と規定している。これは、第35条2項とともに、1996年の改正で規定されたもので、これにより、両親がマラウイ人で、大統領に六選されていたカウンダ（Kenneth D. Kaunda, UNIP [United National Independence Party]）前大統領は大統領への立候補資格を失い、UNIPは1996年の大統領選挙・国民議会選挙をボイコットした⁽⁶⁾。改正を主導したのはチルバ（Frederick Chiluba）大統領であった。

1996年の大統領選挙で再選されたチルバは、2001年2月、憲法を改正して大統領選挙に出馬する意向を表明した。大統領選挙と同日に行われた国民議会選挙の結果、大統領の所属政党MMD（Movement for Multiparty Democracy）は公選150議席中131議席を獲得、大統領指名8議席と合わせて、88%の議席を獲得していた。したがって、憲法改正が実現する可能性は十分にあった。

これに対し、まず、市民社会が強く反発した。2001年2月21日、主要キリスト教会3派（ザンビア国教会会議 [ZEC]、ザンビア・キリスト教評議会 [CCZ]、ザンビア福音派教会連合 [EFZ]）、ザンビア法律家協会（LAZ）、女性NGOのネットワーク組織であるNGO調整委員会（NGOCC）が首都ルサカの「オアシス・レストラン」で憲法改正問題に関して集会を開いた。こ

これは、その後、ザンビア労働組合会議（ZCTU）やザンビア大学学生組合などの参加を得て、「オアシス・フォーラム」と呼ばれることになった。オアシス・フォーラムは、同年3月、野党やドナーなどを招待して、大規模な集会を開催し、憲法改正反対を含む「オアシス宣言」を採択した。また、同月、ルサカを中心に、三選反対の意思表示として、胸に緑色のリボンを付ける動きが市民の間に広まった⁽⁷⁾。

次いで、政治社会が反応する。中心となったのは小さな影響力しか持たない野党ではなく、大統領の所属政党で、チルバが委員長を務めていたMMDであった。後継大統領の有力候補と考えられていたミヤンダ（Godfrey Miyanda）教育大臣（前副大統領）を含む多数の有力議員がチルバの三選出馬に不支持を表明した。これに対し、チルバは、2001年4月28日から開催されたMMD党大会で、三選に反対する党員の入場を阻止した上で、MMD委員長の三選を可能にする党規約の改正を行い、三選された。また、副委員長選挙でカヴィンデーレ（Enock Kavindele）保健大臣に1票差で敗れたP. テンボ（Paul Tembo）やミヤンダなど22人の反対派幹部がMMDから除名された⁽⁸⁾。

これに対して、約90人の議員が憲法改正に反対する文書に署名した。その結果、憲法改正が不可能となったと判断したチルバは、同年5月4日、テレビ・ラジオで、2期で大統領を辞めると表明した⁽⁹⁾。このようにして、チルバの試みは失敗に終わった。

この段階で、サタ（Michael Sata）幹事長兼無任所大臣などがMMDの有力な大統領候補とされたが、同年8月23日の党中央委員会の投票で選出されたのはムワナワサ（Levy Mwanawasa）元副大統領であった。ムワナワサは、1991年から94年まで、チルバの下で、副大統領を務めた弁護士で、党内の汚職を批判し、解任されていた。したがって、この人事は、党内外で、意外だと受け止められた。投票という形はとっているものの、これは委員長であるチルバの考えを反映したものと考えられる。チルバはムワナワサを傀儡にで

きると考えていたようである。サタは、同年10月、ムワナワサの選出方法は党の規則に反すると述べて、MMDを除名され、PF (Patriotic Front) を設立した⁽¹⁰⁾。

2001年12月の大統領選挙では、ムワナワサが当選した。ミヤンダは新党HP (Heritage Party) を設立し、大統領選挙では5位、サタは7位であった⁽¹¹⁾。

ムワナワサ大統領は、就任早々、チルバ大統領時の汚職追及に乗り出した。2002年7月、チルバ大統領時の閣僚が汚職や公金横領で次々と逮捕されると、ムワナワサは、国民議会での演説で、大統領経験者に認められるチルバの不訴追特権の剥奪の是非を国民議会に委ねると述べ、国民議会は剥奪を全会一致で決議した。2003年2月、チルバは、公金の不正使用の罪で、逮捕・起訴された⁽¹²⁾。

3 マラウイ

1994年憲法(1999年改正)第83条1項は「大統領の任期は…5年とする」と、同3項は「大統領は…連続して2期までその職を務めることができる…」と規定している。また、第197条は「第196条に従い、憲法改正法案が投票の資格を有する全国民議会議員の3分の2に支持される場合にのみ、議会は『一覧 (Schedule)』に含まれないこの憲法の条項を改正し得る」と規定している。なお、第196条は第20章(「この憲法の改正」)及び一覧に含まれる重要事項に関するより厳格な手続きについて規定しているが、大統領の多選制限に関しては、第197条が適用される。

1999年の大統領・国民議会選挙後のマラウイでは、主要政党であるUDF (United Democratic Front)、MCP (Malawi Congress Party)、AFORD (Alliance for Democracy)の各々で党内の対立が生じていた。大統領の所属政党UDFでは、憲法の大統領の多選制限を削除しようとするムルジ (Bakili Muluzi) 大統領派と、これに反対して党内に「国民民主同盟 (National

Democratic Alliance, NDA)」を組織した反ムルジ派が存在した。MCP では、大統領との協調路線をとるテンボ（John Tembo）派と対抗路線をとるチャクアンバ（Gwandangulube Chakuamba）派が対立し、同様に、AFORD では、2002年1月以降、チハナ（Chakufwa Chihana）党首がUDF との協調路線をとるようになり、チハナ派と反チハナ派の対立が生じていた⁽¹³⁾。

UDF と MCP のテンボ派は、2001年7月、議員の資格喪失に関する憲法改正法案を可決させている。ここに AFORD のチハナ派が合流したことにより、大統領の多選制限の削除に関する憲法改正法案の可決に自信を深めたムルジは、2002年7月、同法案を国民議会に提出した。しかし、同法案は、同月、成立要件に3票足らず、否決された⁽¹⁴⁾。その後、ムルジは、大統領の三選を可能にする憲法改正法案を国民議会に提出したが、同法案に対する支持の低さを受けて、これは採択前に撤回された⁽¹⁵⁾。

自身の大統領留任に失敗したムルジは、2003年3月、ムタリカ（Bingu wa Mutharika）経済計画・開発大臣を後継に指名した。ムタリカは、2004年5月、大統領選挙で、35.97%を獲得、28.22%のテンボ（MCP）、25.16%のチャクアンバ（Mgwrizano Coalition）らを抑えて当選した⁽¹⁶⁾。

この過程で、UDF 所属のムピンガンジラ（Brown Mpinganjira）元外務大臣は憲法改正に反対し、離党した。そして、無所属で、大統領選挙に立候補し、8.6%を獲得、立候補した5人中4位となった⁽¹⁷⁾。このように、大統領の多選制限の廃止を批判する人がすべて民主主義の擁護のためにそれを行っているわけではなく、個人的な動機で行っているのかもしれない。しかし、我々は、それも多くの場合に各々の国の民主主義の発展に資すると考えている。

なお、マラウイでは、隣国ザンビアのオアシス・フォーラムに倣って、公共問題委員会（PAC）、マラウイ労働組合会議、マラウイ法律協会、人権協議委員会、マラウイ国教会会議、中部アフリカ長老派教会総会議、教会・NGO 連合、マラウイ福音派教会連合、マラウイ教会評議会などにより、大統

領の多選制限の廃止への反対を掲げた「憲法擁護フォーラム (Forum for the Defence of the Constitution)」が設立されたが、ザンビアにおけるオアシス・フォーラムほどの影響力は持てなかった⁽¹⁸⁾。

このように、ナイジェリア、ザンビア、マラウイでは、大統領の所属政党を含む諸政党の反対により、大統領の憲法改正による多選制限撤廃の試みは阻止された。その後、3か国の大統領は実績の乏しい人物を後継者に指名することにより、政治権力を維持しようとしたが、これは現職の大統領に退けられることになった。

注

- (1) Charles Fombad and Mathaniel A. Inegbedion, *op.cit.*, p.11.
- (2) *Ibid.*, pp.9-10.
- (3) *Ibid.*, pp.9-11.
- (4) *Ibid.*, pp.9-10; Peter M.Lewis, "Rules and Rents in Nigeria's National Assembly," in Joel D.Barkan, ed., *Legislative Power in Emerging African Democracies* (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2009), pp.177-204; <http://africanelections.tripod.com/ng.html> 2015年5月2日にダウンロード。
- (5) <http://africanelections.tripod.com/ng.html> 2015年5月2日にダウンロード。
- (6) 遠藤貢「「民主化」から民主化へ? — 「民主化」後ザンビアの政治過程と政治実践をめぐって—」(『アジア経済』第46巻第11・12号、2005年) 18~19頁。
- (7) 稲垣妙子「ザンビア第三代大統領の誕生—2001年大統領・国会選挙を振り返る—」(『アフリカレポート』No.35、2002年) 30頁; 遠藤貢「アフリカの政治変動とその現在の再考のための視角」(津田みわ編『アフリカ諸国の「民主化」再考—共同研究会中間報告』アジア経済研究所、2004年) 32頁; Boniface Dulani, "Democracy Movements as Bulwarks against Presidential Usurpation of Power: Lessons from the Third-Term Bids in Malawi, Namibia, Uganda and Zambia," *Stichproben: Wiener Zeitschrift für Kritische Afrikastudien*, Nr.20/2011, 11. Jg., 125-127.
- (8) 稲垣妙子、前掲論文、30頁; 遠藤貢「アフリカの政治変動とその現在の再考のための視角」、28~29頁。
- (9) 遠藤貢「「民主化」から民主化へ?」、20頁。

- (10) 稲垣妙子、前掲論文、31頁；鈴木亨尚「ザンビアにおける民主主義と選挙—サタ現大統領に注目して—」（『アジア研究所紀要』第40号、2014年）21頁。
- (11) 鈴木亨尚「ザンビアにおける民主主義と選挙」、21頁。
- (12) 稲垣妙子、前掲論文、33頁；遠藤貢「アフリカの政治変動とその現在の再考のための視角」、36頁；鈴木亨尚「ザンビアにおける民主主義と選挙」、24頁。
- (13) 高根務「マラウイとガーナの民主化過程」（『アジア経済』第46巻第11・12号、2005年）111～112頁。
- (14) 同上、111～112頁。
- (15) Daniel N.Posner and Daniel J.Young, *op.cit.*, pp.139-140.
- (16) <http://africanelections.tripod.com/mw.html> 2015年5月11日にダウンロード。
- (17) *Ibid.*; 高根務「2004年マラウイ総選挙」（『アフリカレポート』No.39、2004年）45頁。
- (18) Boniface Dulani, *op.cit.*, pp.125-128.

第6節 多選制限が廃止されたが、再導入された国

1 総論

ここにはブルキナファソ、コモロ、ギニア、ナミビア、ニジェール、セネガルの6か国が含まれる。まず、総論として、3つの問題を検討した後、各論として、ナミビア、ニジェール、セネガル、ブルキナファソを検討する。

第1に、1990年頃に始まるアフリカの民主化以前から大統領であった指導者が、世紀転換前後に、一旦、大統領の多選制限を撤廃し、これを再導入することにより、自らの通算任期を相当に長期化しようとしたと思われる事例がブルキナファソ、セネガル、ギニアで起きている。ブルキナファソとセネガルは後述するので、ここではギニアに関し、若干検討していく。「2期×5年」の多選制限の下、ギニアのコンテ（Lansana Condé）大統領は、2001年11月実施の国民投票に基づいて、憲法改正を行った。2002年に発効した改正憲法第24条2項は「彼の任期は7年で、再選され得る」と規定している。すなわち、多選制限の撤廃とともに、大統領の任期が5年から7年に延長された。ただし、コンテは2003年の大統領選挙で当選したが、2008年に病死した。その直後、クーデタが起き、西アフリカ諸国経済共同体（Economic

Community of West African States, ECOWAS、以下、「ECOWAS」と記述)の仲介により、2010年2月、暫定政府が発足、2010年憲法が制定された。同第27条2項は「彼の任期は5年で、1度だけ再選され得る」と規定している。この下で、同年、大統領選挙が行われ、コンデ(Alpha Condé)が当選した。

第2に、ECOWASによるクーデタ発生時の仲介がニジェール、ブルキナファソ及び第4節で検討したマリでも行われている。マリとブルキナファソという最近の事例では、その解決が迅速になされ、ECOWAS、政府、軍による合意により、軍は政治から撤退し、大統領は任意に辞任したとされている。ここでは、形式上、憲法秩序は継続しており、本稿でもそのように扱っている。

第3に、コモロである。本節で扱っている6か国のうち、コモロを除いた5か国は現職の大統領が自身の任期の延長のために大統領の多選制限を撤廃したのに対し、コモロでは繰り返されるクーデタ等の政治的混乱に対し、新憲法の制定や憲法改正がなされる過程で、大統領の多選制限の廃止と再導入がなされた。現行の2001年憲法第13条は「大統領職は諸島間で順番に担われる。大統領と副大統領は、普通・直接選挙により、相対多数で選出される。彼の任期は4年で、諸島間の順番を尊重した上で再選され得る。予備選挙が1つの島で実施され、上位3名の候補者だけが大統領選挙に立候補し得る。いかなる場合にも、同一の島で、予備選挙が2度続けて行われることはない。」と規定し、2009年改正憲法第13条は大統領の任期を5年に延長している。我々はこれを「連続した再選禁止」の特殊なバージョンと解釈している⁽¹⁾。

2 ナミビア

ナミビアの状況は複雑である。独立の際に制定された1990年憲法第29条3項は「大統領は二選を超えない限りその地位を継続可能である」と規定し、三選を禁止している。初代のヌジヨマ(Samuel Daniel Shafiishuna Nujoma)

大統領は、同第134条1項「本憲法の第28条の規定に拘わらず、ナミビアの初代大統領は制憲議会により総議員の単純多数でその地位に選出される」との規定に基づき就任した。第28条は大統領の選出に関する規定である。第134条2項は「ナミビアの初代大統領は本憲法第28条の下で選出されたものとみなされ、その地位にある間、同条の下で選出された大統領の持つすべての権限、機能、義務、免責を持つ」と規定しているので、初代大統領も三選禁止と解釈される。ヌジョマもそのように解釈し、1994年の二選後の1998年12月に憲法を改正、第134条3項に「第29条3項の規定に拘わらず、ナミビア共和国の初代大統領は3期にわたりその地位を継続可能である」という条文を追加した。憲法改正の要件は、憲法第132条2項により、上下両院の総議員の3分の2の賛成である。議会は、大統領の所属政党 SWAPO (South West Africa People's Organization、南西アフリカ人民機構) が多数を占め、憲法改正の直近の国民議会(下院)選挙(1994年)で、全72議席中52議席を、上院選挙(1998年)で、全26議席中21議席を獲得していた⁽²⁾。ヌジョマは、三選目の大統領選挙に立候補し当選、2000年に就任し、2005年に任期を終了した。これに代わり、ポハンバ(Hifikepunye Lucas Pohamba)が大統領に就任したことにより、ナミビアは合憲状態を回復した。このように、ナミビアでは、ヌジョマという特定の個人に三期目の任期を行わせるために憲法の改正が行われた。

3 ニジェール

1999年憲法第36条は「共和国大統領は5年の任期で、普通・自由・直接・平等・秘密選挙で選出される。大統領は1度だけ再選され得る」と規定していた。1999年に大統領に就任したタンジャ(Mamadou Tandja, MNSD [Mouvement National pour la Societe du Developpement])は2004年に再選された。2009年の任期満了の前、2008年中に、タンジャは大統領留任をめざし、動き始めた。しかし、同第136条は「…この憲法の第36条と第141条の措

置はいかなる改正の対象ともなり得ない」と規定していた。したがって、タンジャが大統領に留まるためには憲法改正以外の方法をとる他はなく、彼は新憲法の制定を選択した。

タンジャは MNSD の掌握から始めた。1995～96年と2000～07年に首相を務め、タンジャの後継者として2009年の大統領選挙に立候補するとみられていたアマドゥ（Hama Amadou）MNSD 委員長が、2008年6月、議員特権を剥奪され、汚職の罪で逮捕された⁽³⁾。

次いで、タンジャは、2009年5月、国民の要求を理由として、三選への立候補を表明し、新憲法制定のための国民投票を同月中旬に実施すると発表した。新憲法案は、大統領の多選制限がなく、それまでの半大統領制ではなく、大統領制を採用し、上院を新たに設置し、現行の大統領の任期を新憲法施行の2012年まで3年間延長するというものであった。PNDS（25議席）やCDS（22議席）など国民議会の過半数は新憲法の制定は違憲だと考え、国民投票の実施に反対した。これに対し、5月26日、タンジャは国民議会を解散した。憲法第48条は「共和国大統領は、首相と国民議会議長との協議の後、国民議会の解散を宣言することができる」と規定しているので、これは形式上合憲であると解釈される。また、6月21日、憲法裁判所は、憲法第103条2項（「それ（憲法裁判所）は憲法の規定を解釈する。それは規則、透明性、国民投票と大統領・国民議会・地方選挙の適切さを判断する…」）に基づいて、国民投票に関する大統領令（デクレ）を違憲と判断した。これに対し、6月23日、タンジャは憲法第54条（「共和国大統領は、閣議での熟議の後、法律の規定する条件内で非常事態を宣言することができる」）に基づいて、非常事態を宣言した上で、6月26日、憲法裁判所の全判事を解任し、7月3日、新しい判事を任命した。国民投票は8月4日に実施され、投票率68.3%、賛成92.5%で承認された⁽⁴⁾。我々はこのような状況を「体制からのクーデタ」と呼ぶことにする。タンジャの行為は憲法秩序を破壊するものであった。

さらに、政府は国民議会選挙を10月20日に実施すると発表したが、PNDS、

CDS など主要野党はボイコットを表明した。また、ニジェールが加盟する ECOWAS は、10月17日、選挙を延期するようニジェール政府に要請したが、政府は予定通り選挙を実施した。その結果は MNSD が全113議席中76議席（約67.3%）を獲得した。ECOWAS は、同月20日、選挙が政府の介入した違法なものであったとし、ニジェールの加盟資格を停止した。また、EU はニジェールへの ODA を停止し、アメリカは経済制裁を課した⁽⁵⁾。

2010年2月18日、一部兵士が大統領官邸を襲撃し、タンジャを拘束した。同日夜、軍が国営テレビを通じてクーデタの成功、憲法の停止、国民議会の解散、民主主義復興最高評議会（CSR D）の設立などを発表した。その後、ジボ（Salou Djibo）大佐が同評議会議長に就任した。国連、AU、EU など国際社会は軍部の行動を非難したが、野党は概してこれを歓迎した。軍事政権は早期の民政移管をめざし、同年10月31日、新憲法制定のための国民投票を実施、投票率52.0%、賛成90.19%で承認された。この第47条は「共和国大統領は普通・自由・直接・平等・秘密選挙で選出され、5年の任期であり、1度だけ再選され得る」と述べ、条文は完全に同じではないが、1999年憲法同様、大統領の三選禁止を規定している。また、同第175条は上記の1999年憲法第136条と同様の規定をしている。2011年1月31日、大統領選挙の第1回投票で、イスフ元首相（PNDS）が36.16%、ウマル元首相（MNSD）が23.23%、アマドゥ元首相（MODEN）が19.82%、ウスマン元首相（CDS）が8.33%などとなり、3月12日の決選投票で、イスフが58.04%を獲得して当選した。同日、国民議会選挙も行われ、全113議席中、PNDS が34議席、MNSD が25議席、MODEN が23議席などとなった。そして、4月7日、イスフが大統領に就任し、ニジェールは正常な憲法秩序に復帰した⁽⁶⁾。

4 セネガル

セネガルでは、1963年憲法の1970年改正で大統領の三選禁止が初めて規定され、以降、1976年の改正で多選制限撤廃、1991年の改正で三選禁止、1998

年の改正で多選制限撤廃、2001年に制定された新憲法で三選禁止となった。

1963年憲法の時代を含めて、手続きの大半は議会の議決でなされている。2000年に、政党を超える大統領の交代があったが、この時期を除けば、大統領の所属政党が議会で圧倒的な多数を占めて、大統領が所得政党に強い影響力を有していたので、大統領は自らの意思どおりに憲法改正ができると考えていたと思われ、頻繁な改正がなされた。

2011年に、ワッド (Abdoulaye Wade, PDS [Parti Démocratique Sénégalais]) は憲法改正法案を議会に提出し、PDS に協力を要請した。法案は副大統領の設置、ランニング・メイト方式 (大統領候補と副大統領候補がセットで選挙戦を戦うこと) による大統領選挙、大統領選挙第1回投票の当選基準の得票率の50%から25%への引き下げを主な内容とし、ワッドが息子であるカリム・ワッド (Karim Wade) 国際協力・地域開発大臣へ大統領職を継承するためのものだと考えられた。同年6月23日、この法案に対し、大規模なデモが行われ、多くの死傷者が出た。これを受けて、「6月23日運動」、「もうたくさんだ」、「ワッド出て行け」などの市民団体が組織され、野党と協力して、憲法改正反対の運動が盛り上がりを見せた。このため、ワッドは憲法改正法案を撤回した。このような動きは、「アラブの春」の影響を受けていたと考えられる⁽⁷⁾。

2012年2月の大統領選挙第1回投票では、ワッドが34.81%、サル (Macky Sall, Alliance pour la République [APR]) 元首相が26.58%だったが、第3位のニアスがサルに対する支持を表明するなどサルに反ワッド票が結集し、同年3月の第2回投票ではサルが65.80%、ワッドが34.20%で、サルが当選した。また、同年6月の国民議会選挙では、PS、AFP などサルを支持する政党が政党連合「希望団結連合 (Benno Bokk Yakaar coalition)」を組織し、全150議席中119議席を獲得した⁽⁸⁾。

5 ブルキナファソ

セネガルと同様、ブルキナファソでも、大統領の多選制限に関する制度変更が繰り返された。1991年憲法は三選禁止、1997年の憲法改正で多選制限撤廃、2000年の憲法改正で三選禁止となった。1991年憲法の下、1991年に初当選したコンパオレ (Blaise Compaore) は、これにより、2015年まで大統領を務めることが可能になった。

1991年憲法 (2012年最終改正) 第37条は「ブルキナファソの大統領の任期は5年であり、普通・直接・平等・秘密選挙で選出される。彼は1度だけ再選可能である」と規定している。また、同第161条は「憲法改正の発議は、ブルキナファソ大統領、両院のいずれかの多数による議会の議員、選挙権を有する少なくとも3万人が提案を記述した請願書を署名入りで国民議会に提出する時の国民、の三者の各々に属する」とされ、次に、同第164条により、「改正案は国民投票に委ねられる。投票の過半数が賛成すれば、採択となる。…しかしながら、ブルキナファソ大統領によって招集された両院合同会議で議会の議員の4分の3の多数でそれが承認されれば、国民投票なしに、改正案は採択される」と規定されている。なお、上院は2012年の憲法改正で制度化されたが、憲法改正の手続きがなされた2014年の時点では、まだ、設置されていなかった。したがって、議会とは国民議会をさすことになる。

長期にわたるコンパオレの大統領在任に対して、国民の不満は高まっていた。2011年には、「アラブの春」の影響を受けて、大規模な反政府運動が軍の一部も加わって行われた。この際には、ウエドラオゴ (Youssouf Ouedraogo) 元外務大臣・元 WTO 事務局次長が大統領の所属政党「民主主義進歩会議 (Congrès pour la Démocratie et le Progrès, CDP、以下、「CDP」と記述) を離党し、「新ブルキナファソ (Faso Autrement)」を設立した⁽⁹⁾。

また、2013年12月、コンパオレは憲法を改正して、大統領選挙に出馬すると正式に表明したが、2014年1月には、カボレ (Roch Marc Christian Kaborè) CDP 委員長、ディアロ (Salif Diallo) 副委員長、シモン・コンパオ

レ (Simon Compaoré) ワガドゥグー (首都) 市長らが CDP を離党し、MPP (Mouvement du Peuple pour le Progres) を結成した⁽¹⁰⁾。これら有力者の離脱はコンパオレにとって脅威と映ったであろうが、それは、カボレらが CDP に留まっても、大統領の多選制限廃止を阻止できないということを彼ら自身承知していたことの表れでもあるのである。

2014年6月、CDP がコンパオレに大統領の多選を可能にする憲法改正の国民投票の実施を要請した。これは、コンパオレが多選制限を廃止する上で決定的に重要な所属政党に対する強い影響力を有していることを示している。ただし、その手段に関して、コンパオレは、国民投票ではなく、議会の議決による改正を選択した。それは、国民の大半が多選制限の廃止に反対であることをコンパオレが承知していたからだと考えられる⁽¹¹⁾。アフロバロメーターによる調査 (2012年12月) によれば、国民の77%は多選制限に「強く同意」ないし「同意」していた⁽¹²⁾。

コンパオレは、国民議会の全127人中99人の議員の多選制限廃止への賛成の意思を確保した上で、内閣に憲法改正法案の国民議会への提出の同意を求めた。10月21日、閣議は同意し、コンパオレは、同日、10月30日に憲法改正法案を国民議会に提出すると公表した⁽¹³⁾。当時、2012年12月の国民議会選挙で、CDP が127議席中70議席、2010年の大統領選挙でコンパオレを支持した「民主連邦同盟・アフリカ民主会議 (ADF-RDA)」が19議席を獲得し、CDP と ADF-RDA が内閣を構成していた。これが上記の99人の中核となっていた。

これに対し、野党は、「市民による不服従 (désobéissance civile)」を呼びかけ、10月28日、野党及び市民数万人によるデモが行われた。そのスローガンは「Blaise dégage (コンパオレ、出て行け)」であり、デモは、単に、憲法改正プロセスの撤回を要求するのではなく、コンパオレの即時辞任を要求した。29日のデモヤストは比較的小規模なものだったが、コンパオレは、翌日に備えて、安全確保のために、99人の国民議会議員を議事堂近くのホテル

に宿泊させた。それは、同時に、新たな離脱者を出させないための措置でもあったと思われる⁽¹⁴⁾。

10月30日、デモ隊の数百人が暴徒化し、国民議会議堂を襲撃し、放火した。また、デモ隊は国営テレビ局を襲撃、放送を中断させるとともに、物資の略奪を行った。さらに、デモ隊はワガドゥグー、北部ワイグヤ、西部ボボ・ドイウラソで、CDP 事務所、与党関係者の自宅、商店などに対し略奪行為を行った⁽¹⁵⁾。

これに対して、コンパオレは、同日午後、ラジオで、暴力の停止を呼びかけ、憲法改正案の撤回、国民議会及び内閣の解散、戒厳令の発令を発表、反対派との協議の意思を表明した。また、コンパオレは、同日夜、戒厳令を解除するとともに、12か月の移行期間後に民主的に選出された大統領に権限を移譲すると発表した。この時点で、コンパオレは大統領職の継続を意図していたと思われる。だが、同日、軍のトラオレ (Navere Honore Traoré) 参謀長が政権掌握を宣言し、12か月の移行期間を統治する暫定政権の設置を発表した。これを受けて、31日、コンパオレは辞任を表明し、コートジボワールに亡命した。このように、コンパオレによる大統領の多選制限の廃止という試みは市民の暴力と軍のクーデタによって阻止された⁽¹⁶⁾。

11月1日、軍の決定により、ジダ (Issac Zida) 大統領警護隊副隊長が暫定国家元首に就任したが、11月14日、国連、AU、ECOWAS などの関与の下、軍部、政党、市民社会の指導者が暫定政権の樹立に合意し、11月15日、ジダは憲法停止を解除し、憲法秩序の回復を宣言した。11月17日、カファンド (Michel Kafando) 元外務大臣が暫定大統領に就任、カファンドはジダを首相に任命した。このように、ブルキナファソでは、2012年のマリの事例と同様、ECOWAS の枠組みの下、軍政を認めず、早急に文民支配の復活がなされた⁽¹⁷⁾。

2015年10月11日には大統領選挙と国民議会選挙が予定されている。なお、上記合意により、暫定政権のメンバーは両選挙への立候補が禁止されてい

る⁽¹⁸⁾。

注

- (1) 花湖馨「幻想の終焉 コモロにおける分離独立運動」(『アフリカレポート』No.26、1998年) 5頁；高林敏之「AUのコモロ・アンジュアン島軍事制圧作戦の背景—地域安全保障機構としての威信を賭けて」(『アフリカレポート』No.47、2008年) 18～19頁；<http://africanelections.tripod.com/td.html>；<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/comoros/data.html> ともに2015年3月31日にダウンロード。
- (2) <http://africanelections.tripod.com/na.html>；http://africanelections.tripod.com/indirect.html#NA_1998NationalCouncil ともに2015年9月15日にダウンロード。
- (3) Alexander Baturu, *op.cit.*, p.76.
- (4) <http://africanelections.tripod.com/ne.html>；http://en.wikipedia.org/wiki/Mamadou_Tandja ともに2014年9月7日にダウンロード。
- (5) *Ibid.*
- (6) *Ibid.*
- (7) エル・ハジ・ムボッチ「セネガルの2012年大統領選挙の背景と展開」(『アフリカ』Vol.52、夏号、2012年) 20～21頁。
- (8) <http://africanelections.tripod.com/sn.html> 2015年3月2日にダウンロード。
- (9) 片岡貞治「ブルキナファソ情勢：コンパオレ大統領の失脚」(『アフリカ』Vol.54、冬号、2014年) 7頁。
- (10) 同上、8頁。
- (11) 同上、8頁。
- (12) Afrobarometer, *Summary of Results: Round 4 Afrobarometer Survey in Burkina Faso, 2008*, 2008, p.16; Afrobarometer, *Summary of Results: Round 5 Afrobarometer Survey in Burkina Faso, 2012*, 2012, p.24.
- (13) 片岡貞治、前掲論文、8頁
- (14) 同上、6～9頁。
- (15) 同上、9頁。
- (16) 同上、9～10頁。
- (17) 同上、10頁。
- (18) 本稿の分析の対象は2015年8月末までだが、同年9月にクーデタが起きたので、脱稿の時点(同年9月末)までに起きた出来事を以下簡単に示しておく。9月16日、大統領警

護隊 (Presidential Security Regiment) がカファンドとジダを拘束、17日、政権掌握を宣言した。18日、同隊はカファンドを解放、同日、ECOWAS の仲介が始まった。21日、暫定政府を支持する軍部隊がワガドゥグーに入り、同隊に武装解除を要求、同日、同隊はジダを解放した。23日、同隊と暫定政府を支持する軍部隊が衝突回避で合意した。同日、暫定政府、同隊、ECOWAS が同隊の撤退などに合意した。さらに、同日、カファンドとジダが職務に復帰し、クーデタは失敗に終わった。暫定政府は、25日、クーデタの責任を追及する委員会の設置を、27日、同隊の解体を決定した。<http://headline.yahoo.co.jp/hl?a=20150917-00000007>;<http://www.bbc.com/news/world-africa-3427406>;<http://www.usnews.com/news/world/articles.2015/09/25/burukina-faso-holds-1st-cabinet-meeting-since-coup> すべて2015年10月1日にダウンロード。

第7節 多選制限が廃止されたままの国

1 総論

ここにはブルンジ、カメルーン、チャド、ジブチ、ガボン、トーゴ、ウガンダの7か国が含まれる。ブルンジとジブチを除く5か国は、1990年以降のアフリカの民主化の中、国際社会からの強い圧力により、1991～96年に大統領の多選制限を導入した。しかし、これら諸国は、国際社会からの圧力の低下の下、2002～08年に多選制限を廃止した。これらの国々は、表5に示したように、カメルーンのビヤ (Paul Biya、在任期間31年)、ウガンダのムセヴェニ (Yoweri Kaguta Museveni、同29年)、チャドのデビー (Idriss Deby、同24年) のように現在でも大統領を務める者のほか、トーゴのエヤデマ (Gnassingbé Eyadéma、在任期間1967～2005年) とガボンのボンゴ (Omar Bongo、同1967～2009年) を含め、憲法改正の時点で、すべて長期の大統領在籍者であった。このような圧倒的な権力者による強引ともいえる憲法改正は、「憲法によるクーデタ (constitutional coup)」と呼ばれ、批判されている。また、トーゴでは、大統領の死後、その息子のニヤシンベ (Faure Gnassingbé) が2005年に後任の大統領に就任し、同様に、ガボンではアリ・ボンゴ (Ali Bongo) が2009年に大統領に就任している。選挙を経ているとはい

え、大統領職が世襲されたのである⁽¹⁾。

2 ブルンジ

ブルンジの状況は、他の6か国と大きく異なり、どちらかといえば、第8節で検討する多選制限が導入されたが、多選制限に到達していない国々との類似性が高い。ブルンジの状況はこれらの国々の先行きを懸念させるものである。

ブルンジは1990年代に多数派フツ人と少数派ツチ人との紛争を経験し、2000年に「ブルンジのためのアルーシャ平和和解協定 (Arusha Peace and Reconciliation Agreement for Brundi、以下、「アルーシャ協定」と記述)」が成立し、2001年に暫定政府が発足した。2003年、暫定政府は、同合意に参加していなかったフツ系最大の武装勢力である CNDD-FDD (Conseil National pour la Défense de la Démocratie-Forces pour la Défense de la Démocratie、民主主義防衛国民会議・民主主義防衛軍) と停戦合意を締結し、ンクルンジザ (Pierre Nkurunziza) が入閣した⁽²⁾。

アルーシャ協定「第2議定書 民主主義とグッド・ガバナンス (PROTOCOL II Democracy and Good Governance)」は、まず、第7条1項(c)で、「移行期間に実施される初代大統領選出の選挙において、大統領は、下記の第20条10項で特定されるように、間接選挙で選出されなければならない」と、次に、同条3項で、「彼女ないし彼の任期は5年で、1度だけ再選され得る。何人も2期を超えて大統領を務めることはできない」と、さらに、第20条10項で、「ポスト移行期の初代大統領は、両院合同会議で、その投票の3分の2の多数で選出されなければならない」と規定している。

2005年2月、憲法は、92.02%の賛成を得て、国民投票で採択された。憲法は、前文で、「2008年8月28日に署名されたアルーシャ平和和解協定と停戦協定に従って、平和、和解、国民の統一という理念に対する我々の信念を再確認する」と述べた上で、第96条で、「共和国大統領は普通・直接選挙で

選出される。その任期は5年で、1度だけ再選され得る」と規定している。ただし、同15編「ポスト移行期の特別規定」に含まれる第302条は「例外的に、ポスト移行期の初代大統領は、両院合同会議で、議員の3分の2の多数により選出される。もしこの多数が最初の2度の投票で得られないならば、いずれかの候補者が議員の3分の2の投票を得るまで、直ちに、更なる投票が続けられる」と規定している⁽³⁾。

2005年6月、国民議会選挙が行われ、CNDD-FDDが64議席、FRODEBU（Front pour la Democratie au Burundi、ブルンジ民主主義者戦線）が30議席、UPRONA（Union pour Progrés National、国民進歩党）が15議席、CNDD（Conseil National pour la Défense de la Democratie、民主主義防衛国民会議）が4議席、その他が5議席を獲得した（計118議席）。また、同年7月、上院選挙が行われ、CNDD-FDDが32議席、FRODEBUが5議席、CNDDが3議席、その他が9議席を獲得した（計49議席）⁽⁴⁾。

2005年8月、大統領選挙が行われ、ンクルンジザが当選した。立候補したのはンクルンジザのみで、議員総数162、投票総数161、有効投票160、ンクルンジザに賛成151、同反対9であった⁽⁵⁾。

2010年6月の大統領選挙は全野党のボイコットの下で行われ、ンクルンジザが91.60%を獲得し、当選した。同年7月23日の国民議会選挙は、ほとんどの野党のボイコットの下で行われ、CNDD-FDDが81議席、UPRONAが17議席、FRODEBU ニャクリ派（FRODEBU-Nyakuri）が5議席、その他が3議席を獲得した（計106議席）。同月28日の上院選挙もほとんどの野党のボイコットの下で行われ、CNDD-FDDが32議席、UPRONAが2議席、その他が7議席を獲得した（計41議席）⁽⁶⁾。

憲法は、改正に関して、まず、第297条で、「憲法改正の発議は、政府と協議をした共和国大統領、国民議会と上院を構成する議員の絶対多数により各々決定する国民議会及び上院の各々に属する」と規定している。次に、同第298条は「共和国大統領は憲法改正案を国民投票に付託することができる」

と規定している。一方で、同第300条は「憲法改正に関する大統領提出法案及び議員提出法案は国民議会を構成する議員の5分の4の多数及び上院を構成する議員の3分の2の多数で採択される」と規定している。

2014年初頭、ンクルンジザは大統領の三選を可能にする憲法改正の準備を開始した。すなわち、ンクルンジザ及びCNDD-FDDは、この時点では、ンクルンジザの三選は違憲であり、三選のためには憲法改正が必要であると認識していたのである。これに対し、連立政権を構成していたUPRONA所属のブソコザ (Bernard Busokoza) 第一副大統領は、憲法改正はアルーシャ協定に反するとンクルンジザに再考を促したが、ンクルンジザは、同年2月、同副大統領を罷免した。これを受けて、UPRONAは同党の3人の閣僚を辞任させた⁽⁷⁾。ンクルンジザは、その後、議員の逮捕や脅迫などにより、UPRONAを含む野党を弱体化させた上で、憲法改正案を国民議会に提出したが、同年3月21日、否決されてしまった。それは大統領の三選を容認するとともに、フツ人とツチ人に割り当てられていた2人の副大統領に代わり、強力な首相を設置するものとなっていた。この時点で、CNDD-FDDは国民議会の全106議席中81議席を有しており、賛成は84票で、憲法の規定に1票だけ不足した。UPRONA及びFRODEBUニャクリ派はボイコットしたので、3票は少数民族トゥワ (Twa) によるものと考えられる。否決の直後、ンドゥウイマナ (Edouard Nduwimana) 内務大臣は国民投票実施に言及したが、議会の否決後に、国民投票を行うわけにはいかず、ンクルンジザは憲法解釈を変更し、現行憲法で大統領選挙への立候補をめざすこととなった⁽⁸⁾。

ンクルンジザの大統領選挙への立候補に対する反対運動が起こる中、2015年4月25日、CNDD-FDDは同年6月26日に予定される大統領選挙への公認候補にンクルンジザを指名したと発表した。立候補の根拠は、憲法第96条が二選に制限しているのは直接選挙で選出された大統領を対象とするのであり、一方、ンクルンジザの2005年の当選は間接選挙で、ンクルンジザは大統領を更に1期務めることができるというものである。これに対して、野党や市民

は、首都ブジュンブラで、「違憲」や「三選反対」と書かれたプラカードを持ってデモを行い、これらを叫んだ。このような反対勢力には CNDD-FDD の反主流派も含まれていた⁽⁹⁾。

2015年4月30日、憲法裁判所の裁判官が招集され、これは、ンクルンジザが大統領選挙への立候補資格を有していないとの結論を得た。この時点で、7人の裁判官のうち、少数（2人か3人）がンクルンジザを支持した。翌日決定文書に署名する予定で、裁判官は帰宅したが、同日夜から脅迫を受けるようになった。そのため、5月1日、生命の危機を感じた2人の裁判官が新たに立候補要件を満たすとの考えを表明、立候補を認める決定文書に署名することを決めた。この時点で、ニンパガリツエ（Sylvere Nimpagaritse）同裁判所副長官は国外への避難を決意した。ニンパガリツエは4日ルワンダに避難した上で、同月7日、メディアに対して、政府からの圧力により、違憲の判断が合憲の判断に歪められたが、自身はこれを良しとせず、判断を示す文書への署名を拒んだことを明らかにした。憲法裁判所は5日に CNDD-FDD の主張を認める判断を示した⁽¹⁰⁾。

このようなブルンジの状況を、先にみたニジェールと同様、「体制からのクーデタ」と呼ぶことにしよう。ンクルンジザの行為は憲法秩序を破壊するものであった。我々は、憲法継続というその形式から、ブルンジは大統領の多選制限に到達したと分類するが、その実質から、ンクルンジザは、大統領選挙に立候補した5月8日の時点で、憲法秩序に基づく大統領ではなく、したがって、ンクルンジザは大統領職を2期満了していないと解釈している。実際、2014年の時点で、ブルンジの国民の62%が大統領の多選制限を支持し、特に、都市部では、82%が支持していたのである⁽¹¹⁾。

このような混乱に対して、軍の一部がクーデタを試みた。ンクルンジザがタンザニア滞在中の5月13日、ニヨンバレ（Godefroid Niyombare）元軍参謀本部長（2009～13年）がラジオでンクルンジザの失脚と国民和解を推進するための暫定委員会の設立を宣言した。その後、クーデタ軍と政府軍の戦闘

が起き、5月15日、クーデタ軍がラジオでクーデタの失敗を宣言した後、ンクルンジザは帰国した⁽¹²⁾。

これに対して、5月29日には、「選挙管理委員会（Commission Electorale Nationale Indépendant, CENI）」の5人の委員のうち、副委員長と1人の委員が、6月中旬には、ンタヴヨハニユマ（Pie Ntavyohanyuma）国民議会議長が、6月25日には、ルフリィキリ（Gervais Rufyikiri）第2副大統領が国外に避難している。このうち、ンタヴヨハニユマはンクルンジザの大統領選挙への立候補に反対したため生命の危険を感じたと述べている⁽¹³⁾。

大統領選挙は、当初、2015年6月26日に設定されていたが、上記の政治的混乱により延期され、7月21日となった。国連をはじめ国際社会は、野党の参加が可能な環境を整えるため、より長い延期をブルンジ政府に求めていた。ほとんどの野党のボイコットの下で行われた選挙戦は、ブジュンブラの中心部の至る所に兵士が配置され、デモができず、民間のすべてのテレビ・ラジオが閉鎖される中で行われた。4月以降、選挙戦終了の時期までに、警察隊などとの衝突で100人以上が死亡し、約15万人が国外に避難した⁽¹⁴⁾。

同選挙では、ンクルンジザが69.41%を獲得し、当選した。ンクルンジザ以外の7人の候補者のうち、3人は立候補を公式に撤回し、2位はルワサ（Agathon Rwaswa）元将軍の18.99%であった⁽¹⁵⁾。

注

(1) 岩田拓夫「対照的な民主化の歩み」（池谷和信・武内進一・佐藤廉也編『朝倉世界地理講座12 アフリカⅡ』朝倉書店、2008年）790頁；<http://africanelections.tripod.com/sn.html>；<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/togo/data.html>；<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/gabon/data.html> すべて2015年3月31日にダウンロード。

(2) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brundi_data.html#01 2015年7月7日にダウンロード；武内進一「言明された和解、実践された和解—ルワンダとブルンジ—」（佐藤章編『和解過程下の国家と政治—アフリカ・中東の事例から—』アジア経済研究所、2013年）58頁。

- (3) <http://africanelections.tripod.com/bi.html> 2015年6月29日にダウンロード；武内進一、前掲論文、39頁。
- (4) http://en.wikipedia.org/wiki/Burundian_presidential_election_2005 2015年6月29日にダウンロード。
- (5) *Ibid.*
- (6) <http://africanelections.tripod.com/bi.html>;http://africanelections.tripod.com/indirect.html#BI_2010Senate ともに2015年6月29日にダウンロード。
- (7) 片岡貞治「ブルンジ：ンクルンジザ大統領の三選出馬とクーデター未遂」(『アフリカ』Vol.55、夏号、2015年) 17、20頁。
- (8) 同上、17、20頁；<http://uk.reuters.com/article/2014/03/21/uk-burundi-politics-idUKBREK2K1MO20140321>;<http://reliefweb.int/report/burundi/burundi-parliament-rejects-disputed-draft-constitution> ともに2015年7月6日にダウンロード。
- (9) 片岡貞治「ブルンジ」、17頁。
- (10) 同上、17、20頁；<http://www.theeastafrica.co.ke/news/Exiled-Burundian-judge-Sylvre-Nimpagaritse-speaks-out/2558/2706202/j3371vz/index.html>;<http://www.theguardian.com/world/2015/may/05/senior-burundi-judge-flees-rather-than-approve-presidents-candidacy> ともに2015年7月9日にダウンロード。
- (11) Afrobarometer, *Majority of Burundians Support Presidential Term Limits*, 25 February, 2015, pp.1-2.
- (12) 片岡貞治「ブルンジ」、19頁。
- (13) <http://www.prestsv.ir/Detail/2015/05/30/413539/Burundi-election-Nkurunziza-Ndirnk-Ndabahagamy-ICG-HRW>;<http://pulse.com.gh/news/trouble-in-burundi-national-assembly-speaker-pie-ntavyohanyuma-flees-to-belgium-id3908137.html> ともに2015年7月23日にダウンロード。
- (14) 『朝日新聞』2015年7月21日。
- (15) <http://www.aljazeera.com/news/2015/07/burundi-president-nkurunziza-wins-disputed-election-150724140417364.html>;<http://www.theguardian.com/world/2015/jul/24/burundi-pierre-nkurunziza-wins-third-term-in-disputed-election> ともに2015年7月28日にダウンロード。

第8節 多選制限が導入されたが、多選制限に到達していない国

1 総論

このグループにはコンゴ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、マダガスカル、モーリタニア、ルワンダ、スーダン、ジンバブエの8か国が含まれる。このうち、コンゴ、コンゴ民主共和国、ルワンダは、ブルンジ同様、1990年代からゼロ年代前半まで紛争を経験し、2016年から17年にかけて、大統領の多選制限に到達する予定となっている。ジンバブエとマダガスカルでは、長い政治的混乱の後、AUや南部アフリカ開発共同体（South African Development Community, SADC、以下、「SADC」と記述）などの仲介により、近年、大統領選挙が実施されたばかりである⁽¹⁾。

また、モーリタニアは、2005年のクーデタ・軍事政権発足後の2006年の憲法改正で大統領の三選禁止が導入されたが、2008年に再度クーデタが起き、アブデル・アジス（Mohamed Ould Abdel Aziz）が国家高等評議会議長に就任、2009年の大統領選挙に当選した。このように、制度導入直後の大統領が選挙ではなく、暴力によって政権を追われたので、我々はモーリタニアを多選制限に到達していない国に分類している⁽²⁾。以下、ルワンダ、ジンバブエ、マダガスカル、赤道ギニアについて順次検討していく。

2 ルワンダ

1994年のハビヤリマナ（Juvénal Habyarimana）大統領暗殺をきっかけとして、政府とツチ人を中心とする反政府武装勢力「ルワンダ愛国戦線（Front patriotique Rwandais, RPF、以下、「RPF」と記述）」との間の内戦が再開され、同年7月、RPFが首都キガリを制圧し、勝利した。樹立された新政権において、実質的な最高権力者で、元RPF総司令官であったカガメ（Paul Kagame）は副大統領兼国防大臣に就任したが、2000年に大統領に就任、2003年に大統領選挙で当選し、2010年、再選された⁽³⁾。

2003年憲法第101条は「共和国大統領の任期は7年であり、1度だけ再選さ

れ得る。いかなる状況においても、何人も2期を超えて大統領職を務めることはできない」と規定している。また、同第193条は「憲法改正の発議権は、内閣と協議後の大統領とその議員の3分の2の多数の議決をした議会の各院の各々に属する。議会の各院を構成する議員の4の3の多数の議決を得なければ改正はなされない。ただし、改正が共和国大統領の任期、多元的民主主義、立憲体制、特に、国家の共和政体と領土の一体性、に関わる場合、改正は、議会の各院の採択後、国民投票によって承認されなければならない。本条のいかなる改正も認められない」と規定している。

2003年の選挙前、フツ人を基盤とするMDR (Mouvement démocratique républicain、共和民主運動) は分断主義的であるとして政府に解党を命じられた。そのため、大統領の有力候補とされていた同党所属のトゥワギラムング (Faustin Twagiramungu) 元首相は、政党のネットワークを利用した選挙運動ができず、さらに、複数の側近が逮捕されたこともあり、約3%の票しか得られなかった。また、2010年の大統領選挙への出馬を予定していたインガビレ (Victoria Ingabire) はエスニックな分断の流布などを理由として逮捕された。このように、2003年以降の選挙において、RPF に挑戦する政党は排除され、議会に議席を有する政党は大統領選挙でカガメを支持した。その結果、カガメは、2003年の選挙で95.05%、2010年の選挙で93.08%を獲得し、当選した⁽⁴⁾。

2015年7月14日、隣国ブルンジで混乱が続く中、大統領の多選制限の撤廃に関する憲法改正についての協議開始を上院は100% (26人中26人)、下院は98.75% (80人中79人) の賛成で可決した。このプロセスは、まず、有権者の70%を上回る370万人以上の国民によって署名された大統領の三選禁止の撤廃を求める議会への請願書の提出に始まった。これは憲法改正の要件ではないが、国民の要求により、憲法改正がなされたとの形式を作るためのものだろう。これまで、カガメは、この問題は国民が決定することであると述べてきており、表立った動きはみせていない。今後、憲法改正に関する上下両

院の議決と国民投票が行われることになる⁽⁵⁾。

3 ジンバブエ

2008年の大統領選挙で、ムガベ（Robert Mugabe, Zimbabwe Africa National Union-Patriotic Front, ZANU-PF）大統領が43.7%、ツァンギライ（Morgan Tsvangirai）MDC ツァンギライ派（Movement for Democratic Change-Tsvangirai）党首が42.7%を獲得し、第2回投票が行われることになった。しかし、政情が不安定化し、公正な選挙ができる環境にないことを理由として、ツァンギライが第2回投票を辞退し、対抗馬のないまま、第2回投票でムガベが当選した。このような事態に対して、SADC が調停に乗り出し、2009年1月のSADC 緊急首脳会議で、ムガベ大統領、ツァンギライ首相による包括政府の樹立が決定された⁽⁶⁾。

そして、包括政府の下、新憲法制定がめざされた。2013年3月、新憲法制定のための国民投票が行われ、93%の賛成を得て、同年5月、新憲法が制定された⁽⁷⁾。1980年憲法（2007年改正）は、第29条1項で、大統領の任期を5年と定めていたが、再選制限は規定していない。これに対し、新憲法は、第95条2項で、「…彼ら（大統領と副大統領）の任期は5年である…」と定め、さらに、第91条2項で、「この憲法の下で、連続か否かを問わず、大統領を2期務めた者は大統領選挙及び副大統領選挙への立候補資格を有しない…」と規定している。このように、ジンバブエは憲法上の大統領の多選制限を持つようになったが、これにより、ムガベはこれまでの33年間（それ以前に首相を7年8か月）に加えて最大で10年、合計で最大で43年間大統領を務めることが可能になった。なお、第328条5項により、「憲法改正法案は、国民議会と上院の最終読会において、各院の議員の3分の2の賛成投票により可決されなければならない」と、さらに、同条7項は、「本条のその他の規定に拘わらず、公職に就く者の任期を延ばそうとする多選制限規定の改正は、改正前のどの時点においても、その職ないしは同等の職に就いたことのある者

に適用されない」と規定している。

2013年7月31日、大統領選挙が実施され、ムガベがツァンギライらを破り、当選した。これに対して、アメリカ、イギリス、EU、オーストラリアは、不正がみられ、国民の意思を反映したものではないと批判した⁽⁸⁾。一方、同年8月17日に開幕した SADC 首脳会議は大統領選挙の結果を支持した。これにより、大統領選挙をめぐる混乱は収束することになった。

4 マダガスカル

政治史は省略して、憲法の条文だけを検討していこう。現行の2010年憲法は、第49条2項で、「彼（大統領）は普通・直接選挙で選出される。その任期は5年で、1度だけ再選され得る」と規定している。また、同第162条は「やむを得ない必要性が判断された場合、改正の発議は内閣を組織する大統領と上下両院の各々の議員の3分の2の多数による投票を要件とする国民議会と上院の各々に属する。大統領提出の改正案と議員提出の改正案は両院合同会議の議員の4分の3の多数で可決される。このように可決された大統領提出の改正案と議員提出の改正案は国民投票に付託される」と規定している。さらに同第163条1項は「国家の共和政体、領土の一体性の原則、権力分立の原則、分権化された自治体の自律の原則、共和国大統領の任期の期間と回数は改正の対象とはなり得ない」と規定している。

我々の関心は「共和国大統領の任期の期間と回数は改正の対象とはなり得ない (la durée et le nombre du mandat du Président de la République, ne peuvent faire l'objet de révision)」にある。この規定は本稿で検討している大統領の多選制限の継続に資することになるが、一方で、憲法制定権力に基づく現在及び将来の国民の憲法改正権を著しく制約し、バランスを欠いている。このような規定ではなく、上記のジンバブエの規定に近い、「改正時の大統領に改正の効力は及ばない」と規定すれば、多選制限の継続に関し、上記規定に近い効果をあげることができると我々は考えている。なぜならば、多選

制限規定の改正を試みようとする大統領は、制度の改善のためではなく、自らの任期の延長のためにそれを行うからである。

5 赤道ギニア

ンゲマ（Teodoro Obiang Nguema Mbasogo）大統領は、1979年8月3日、クーデタで政権を掌握、1982年に大統領に就任、2009年に五選、現在、アフリカで最も長く執政府の長を務めている。1991年憲法（1995年改正）第34条1項は「共和国大統領は7年を任期として選出され、再選され得る」と規定していた。また、同第103条は「共和国大統領は、自分自身の発議、ないしは、人民議会の議員の4分の3の多数によって採択された提案に基づいて、この基本法のいかなる改正案も国民投票に付託し得る」と規定していた。

ンゲマは、2011年3月24日、憲法改正に関する勧告を表明するため合法政党の代表者を招集し、同年5月9日、憲法改正案を作成するために人民議会内に「国家委員会」を設置する大統領令を発令した。次いで、同月12日、ンゲマは同委員会委員に憲法改正に関する指針を手交した。同委員会は、同月30日、ンゲマに憲法改正案を提出した。7月14日、人民議会の特別議会が招集され、翌日、憲法改正案は可決された。2008年の人民議会選挙で、大統領の所属政党「赤道ギニア民主党（Partido Democrático de Guinea Equatorial, PDGE）」を中核とする選挙協力「PDGE 同盟」は全100議席中99議席（PDGEは89議席）を獲得しており、これは容易であった。11月13日、国民投票が行われ、同月16日、政府は投票率91%、賛成97.7%で、憲法改正案が承認されたと発表した⁽⁹⁾。

この結果、大統領の三選禁止が副大統領職及び上院の設置とともに規定された。1991年憲法（2011年改正）第36条1項は「共和国大統領は7年を任期として選出され、再選され得る」と、1991年憲法（1995年改正）第34条1項の規定を残した後、同2項は「共和国大統領の任期は連続2期までに制限され、1期置かなければ、3期目に立候補できない」と規定している。

大統領の任期は7年なので、改正憲法下でンゲマの任期は最長で2030年までで、ンゲマの在任期間は51年、この時、ンゲマは88歳である。2012年5月、ンゲマは息子のテオドロ・ンゲマ・オビアン・マング（Teodoro Nguema Obiang Mangue）農業・森林大臣を第2副大統領に任命した⁽¹⁰⁾。

注

- (1) マダガスカルでは、2013年10月から12月までの大統領選挙で、ラジャオナリマンピアニナ（Hery Martial Rajaonarimampianina Rakotoarimanana）が当選、2014年1月に就任した。しかし、2015年5月、国民議会は、大統領が憲法に違反し、教会で演説をするなど国家の世俗的性格を侵害したとした。2010年憲法第53条は「共和国大統領の職務は選挙で選出されるいかなる公的職務とも、その他のいかなる専門的活動とも、政党内におけるいかなる活動とも、宗教組織内部におけるいかなる責任の行使とも両立しない。高等憲法裁判所によって認定された本条の規定に対するいかなる違反も共和国大統領の確定的な障害事由を構成する」と規定している。国民議会における議決の要件は総議員の3分の2の多数である。国民議会は、総議員151人、出席議員125人、賛成121人という圧倒的多数で障害事由の成立を議決した。これは高等憲法裁判所に回付されたが、同年6月、同裁判所は、根拠に欠けているとして、これを認めないとの判断を示した。<http://jiji.com/jc/zc?k=201506/2015061400005>;<http://www.reuters.com/article/2015/05/27/us-madagascar-politics-idUSKBN0C0Z820150527> とともに2015年7月23日にダウンロード。
- (2) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mouritania/data.html> 2015年1月8日にダウンロード。
- (3) 武内進一、前掲論文、41～42頁。
- (4) 同上、42、52頁；武内進一「強権体制の成立と制度化—内戦後ルワンダの国家建設—」（『アフリカレポート』No.50、2010年）19頁。
- (5) <http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-33522470>;<http://mgafrica.com/article/2015-08-31-breaking-with-Africa-trend-c-african-republic-limits-president-to-two-terms-under-new-charter>;<http://mgafrica.com/article/2015-07-14-rwandan-lawmakers-set-to-vote-changes-that-would-allow-kagame-extend-his-15-year-in-power> すべて2015年9月4日にダウンロード。
- (6) 坂田有弥「ジンバブエの「捻じれ」と「民主化」を問う 土地問題と2013年選挙からの

一考察」(『アフリカ』Vol.54、春号、2014年) 46～50頁。

(7)同上、50頁。

(8)同上、46頁。

(9)<http://www.egjustice.org/print/post/constitutional-reform> 2015年2月3日にダウンロード。

(10)<http://africanelections.tripod.com/gq.html>;http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eq_guinea/data.html ともに2015年3月21日にダウンロード。

第9節 多選制限が導入されなかった国

このグループには南スーダンだけが含まれる。アフロバロメーター調査に基づいて、多選制限のない国での多選制限に対する支持を検討していこう。「多選制限が導入されなかった国」(南スーダン)と「多選制限が廃止されたままの国」(上記7か国)のうち、データのある国(ウガンダ、ブルンジ、カメルーン、トーゴ)の支持の平均は73%で、全30か国の平均とほぼ同じである。つまり、多選制限に対する国民の支持が低いから、多選制限が導入されないわけではない⁽¹⁾。

2011年7月に独立を達成した南スーダンの2011年暫定憲法は、第100条1項で、「南スーダン共和国大統領の任期は5年である」と規定する一方、大統領の多選制限を規定してはいない。また、同条2項は「上記1項に拘わらず、移行期間における南スーダン共和国大統領の任期は2011年7月9日からの4年間とする」と規定していた。さらに、同第199条は「熟慮のため、少なくとも1か月前までに改正案が提出された後、提案された改正案を、議会の両院が、各々、その総議員の3分の2により承認しなければ憲法は改正されない」と規定している。

議会は、2015年3月24日、「2015年憲法改正法案(Constitutional Amendment Bill 2015)」を可決し、大統領及び議会議員の任期を3年間延長した。延長の理由は国勢調査の実施、選挙区の画定、選挙計画等の選挙準備の遅れとされているが、実際には、2013年12月以降続く内戦が理由である⁽²⁾。

注

- (1) The Afrobarometer, *Afrobarometer Round 2: Compendium of Comparative Results from A 15-Country Survey* (Working Paper No.34), March 2004, p.33; Afrobarometer, *Summary of Results: Round 4 Afrobarometer Survey in Botswana*, 2008, p.17 など各国の調査報告書； Afrobarometer, *Summary of Results: Afrobarometer Round 5 Survey in Botswana*, 2012, p.28 など各国の調査報告書。
- (2) <http://www.sudantribune.com/spip.php?article54378> 2015年7月21日にダウンロード。

おわりに

大統領の多選制限に関する分析は必然的に憲法改正の検討を伴う。なぜならば、多選制限の変更を求める大統領は憲法改正をめざすからである。これは、憲法全般や大統領の多選制限規定がこの程度には大統領を拘束する制度になったことを示している。表9に基づいて、各国の憲法改正に関する規定を検討していこう。

第1に、ニジェール、コンゴ、コンゴ民主共和国、マダガスカル、モーリタニアでは、憲法の大統領の任期に関する規定は、憲法上、改正禁止となっている。先にも示したように、我々は、この規定は、憲法制定権力に基づく現在及び将来の国民の憲法改正権を阻害するものであると考えている。

第2に、リベリアとジンバブエでは、大統領の任期に関する規定は改正可能であるが、改正の効力は現職の大統領には及ばないと規定している。我々は、大統領の権力の抑制という観点から、これは適切な規定であると考えている。

表9 憲法改正の手続き

国	手続き
ベナン	閣議決定後の大統領、国民議会議員が発議→国民議会を構成する議員の4分の3の賛成で審議開始→国民投票ないしは国民議会を構成する議員の5分の4の賛成
カーボ・ヴェルデ	議員が発議→欠員を除いた議員の3分の2の賛成
コートジボワール	国民投票

ガーナ	議会が発議→国民投票で、40%以上の投票率、その75%以上の賛成→議会の過半数の賛成
ギニア・ビザウ	代議士の3分の1、国家評議会、政府が発議→国民議会を構成する議員の3分の2の賛成
ケニア	議会のいずれかの院、100万人の有権者の署名が発議→議会の両院の第二読会と第三読会における全議員の3分の2の賛成→国民投票（少なくとも半数の州の有権者の少なくとも20%が投票し、投票の単純多数が賛成）
リベリア	両院の議員の3分の2、両院の議員の3分の2の同意を得た1万人以上の国民の請願が発議→国民投票で有権者の3分の2が承認 「大統領の2期、各6年という任期は、現職の大統領の任期に効力を持たないという条件で、改正の対象となり得る」（第93条）
マリ	大統領、国民議会が発議→国民議会の議員の3分の2の賛成→国民投票
モザンビーク	大統領、議会の議員の3分の1以上が発議→議会の議員の3分の2の賛成
サントメ・プリンシペ	国民議会の議員の4分の3が発議→国民議会の議員の3分の2の賛成
セーシェル	国民議会の議員の3分の2の賛成
シエラレオネ	議会の第二読会と第三読会における議員の3分の2の賛成→国民投票で有権者の半分以上の投票、有効投票の3分の2の賛成
タンザニア	本土選出の全議員の3分の2及びザンジバル選出の全議員の3分の2の賛成
マラウイ	国民議会の全議員の3分の2の賛成
ナイジェリア	いずれかの議院の総議員の3分の2の賛成及び全州議会議員総会の総議員の3分の2が発議→上下両院の議決
ザンビア	国民議会の第二読会及び第三読会での総議員の3分の2の賛成
ブルキナファソ	大統領、両院議員、国民が発議→国民投票ないしは両院合同会議の議員の4分の3の賛成
コモロ	大統領、連邦議会の議員の3分の1が発議→連邦議会の全議員の3分の2と島評議会の全議員の3分の2の賛成、あるいは、国民投票
ギニア	大統領、代議士が発議→国民議会の単純多数で審議開始→国民投票、ただし、大統領提出の改正案は、大統領が国民議会に付託すると決定した場合、総議員の3分の2の賛成
ナミビア	上下両院の総議員の3分の2の賛成
ニジェール	国民議会の4分の3が発議→国民議会の5分の4の賛成 国民議会で成立しなければ、国民投票 大統領の任期（第36条）は改正禁止規定
セネガル	大統領、下院議員が発議→国民投票ないしは両院合同会議の投票の5分の3の賛成
ブルンジ	大統領、両院の各々の絶対多数が発議→国民投票ないしは国民議会の議員の5分の4及び上院の議員の3分の2の賛成
カメルーン	大統領、両院の各々の総議員の3分の1が発議→両院の総議員の絶対多数が賛成 成立しない場合、大統領は第二読会を要求でき、両院の総議員の3分の2の賛成、ないしは、国民投票

チャド	大統領、国民議会議員が発議→国民議会の議員の5分の3で審議開始→国民投票ないしは国民議会の議員の3分の2の賛成
ジブチ	大統領、国民議会議員が発議→国民議会の総議員の3分の1で審議開始→国民議会の総議員の過半数の賛成→国民投票
ガボン	大統領、両院の議員が発議→いずれかの院の3分の1で審議開始→国民投票の3分の2ないしは両院合同会議の議員の3分の2の賛成
トーゴ	大統領、国民議会の議員の5分の1が発議→国民議会の議員の5分の4が賛成 成立しない場合、国民議会の議員の3分の2の賛成→国民投票
ウガンダ	第二読会と第三読会での議会の総議員の3分の2の賛成→国民投票
コンゴ	大統領、政府、両院の各々の議員が発議→両院合同会議の議員の3分の2の賛成→国民投票
コンゴ民主共和国	大統領、政府、各院の半数の議員、10万人の国民の請願が発議→両院の絶対多数→国民投票ないしは両院合同会議の議員の5分の3の賛成
赤道ギニア	大統領、人民議会の議員の4分の3の賛成→国民投票
マダガスカル	大統領、上下両院の議員の3分の2の発議→両院合同会議の議員の4分の3の賛成→国民投票 大統領の任期は改正禁止規定
モーリタニア	大統領、議会の議員が発議→議員提出法案の場合、いずれかの院の議員の3分の1の署名で審議開始→両院の議員の3分の2の賛成→国民投票（単純多数） 大統領が、国民投票ではなく、議会への付託を決定した場合、両院合同会議の議員の5分の3の賛成 「憲法改正が国家の存続を危うくし、あるいは、それが領土の一体性、共和政体、モーリタニアの民主主義の多面的性格、あるいは、権力の民主的交代が当然であるという原則、すなわち、上記第26条と第28条に規定されるように、共和国大統領の任期は5年で、1度だけ再選可能であるという原則を侵害するならば、憲法改正のいかなる手続きも行い得ない」（99条）
ルワンダ	大統領、各院の議員の3分の2が発議→上下両院の議員の4分の3の賛成→国民投票
スーダン	上下両院の総議員の4分の3の賛成
ジンバブエ	上下両院の総議員の3分の2の賛成 大統領の任期の改正に関しては、現職・元職には非適用
南スーダン	上下両院の総議員の3分の2の賛成

(出所) 各国憲法に基づいて筆者が作成。

(注) ここに示しているのは、改正手続き全般ではなく、大統領の任期に関する改正手続きである。発議を示していないケースは、「憲法改正法案」が一般の法律案と同様の手続きで議会に提出される。国民投票で、要件を示していないものは過半数が要件である。

第3に、ルワンダなど多くの国で、大統領の任期に関する改正に、一般の改正よりもより厳格な要件を課している。我々は、これは適切であると考えている。この場合を含めて、我々は、大統領の任期の改正は議会の議決と国民投票の双方を要件とする必要があり、議会の議決は、少なくとも、議員の3分の2の多数が必要であると考えている。

表10に示した国々で、近く、大統領の多選制限に到達する。このうち、コンゴの2002年憲法第185条3項は「共和政体、国家の世俗的性格、共和国大統領の任期の回数、この憲法の第1章と第2章に規定されている権利は改正の対象とはなり得ない」と規定している。また、コンゴ民主共和国の2006年憲法（2011年改正）第220条は「国家の共和政体、普通選挙の原則、政府の代表形態、共和国大統領の任期の回数と期間、司法権の独立、政党と労働組合の多元性はいかなる憲法改正の対象ともなり得ない」と規定している。

しかし、両国において、形式上、合憲に現大統領が大統領職を継続できる方法が3つある。第1に、2段階での憲法改正である。両国の現行憲法は憲

表10 近く多選制限に達しそうな大統領

国	大統領	選挙の時期
タンザニア	キクウェテ	2015年10月25日
ベナン	ヤイ	2016年3月頃
コモロ	イキリル	2016年4月頃
コンゴ	サス・ンゲソ	2016年7月頃
コンゴ民主共和国	ジョセフ・カビラ	2016年11月27日
ルワンダ	カガメ	2017年8月頃
リベリア	サーリーフ	2017年10月頃
シエラレオネ	コロマ	2017年11月頃

(出所) Alexander Baturo, *Democracy, Dictatorship, and Term Limits* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2014); <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Africa.html> (2015年2月4日にダウンロード) などに基づいて筆者が作成。

法改正条項の改正禁止を規定していないので、第1段階として、改憲禁止規定から大統領の任期に関する部分を取り除き、第2段階として、大統領の三選を可能にする、ないしは、多選制限を撤廃する憲法改正を行うというものである。第2に、新憲法の制定である。一般的な状況と同様、両国の憲法は、少ないとも明文では、新憲法の制定を禁止していない。第3に、自律内閣制への移行である。両国は共和政体の継続を憲法上求められているが、大統領制（コンゴ）や半大統領制（コンゴ民主共和国）は改正禁止ではないので、大統領の直接選挙を規定した条項などの改正により、自律内閣制への移行が可能である。この場合、政府の長である大統領の任期については改正されないが、制度変更により、現職の大統領は新たに2期の任期を務めることが可能になる。これはアンゴラでとられた方法である⁽¹⁾。

この3つの方法のうち、採用される可能性が高いのは新憲法の制定である。2段階による憲法改正は大統領の権力への執着をあまりに明確にしてしまう。また、国民から直接選出されるという方法は大統領の権力の源泉であり、自律内閣制はこれを欠いてしまう。これに対し、新憲法の制定は、国民和解などの新しい「物語」を語ることにより、国民にポジティブな印象を与え、大統領の権力への執着という問題の本質を覆い隠すことに成功するかもしれない。

しかし、上記で検討したのは形式上の合憲である。これとは別に、実質上の合憲についても考える必要がある。憲法は、そもそも、人権擁護や権力抑制をその本質とするのであり、上記3つの方法はいずれも、これに反し、実施してはならないと考えられる。

コンゴとコンゴ民主共和国では、本稿執筆の時点（2015年9月末）で既に憲法改正や新憲法制定が議論されている。コンゴでは、2015年6月30日、テレビ演説で、サス・ンゲソ（Denis Sassou Nguesso）大統領が同年7月11日から14日まで「国民対話（dialogue national）」の開催を発表し、併せて、憲法改正のための国民投票実施への期待を表明した。国民対話には、政党、労

働組合、市民社会、元軍人、伝統的・宗教的権威の代表が招集され、選挙・制度改革が議論された。この発表の時点で、サス・ンゲソは、2016年の大統領選挙への立候補を表明していないが、国民対話は憲法による大統領の三選禁止と立候補資格の70歳以下への制限（第58条）の撤廃をテーマに含むものと考えられた。2015年7月17日、629人が参加した国民対話は大統領の多選制限や立候補資格年齢の上限の撤廃を含む憲法改正を提案した。国民対話をボイコットしていた野党はこれを検討に値しないと非難した。さらに、サス・ンゲソは、2015年8月10日、7月以来三選に反対していたコレラス（Guy Brice Parfait Kolélas）公務大臣とムナリ（Claudine Munari）貿易大臣を解任した。2人は国民対話に出席せず、憲法改正に反対する集会に参加していた⁽²⁾。

ルワンダを加えたこれら3か国の今後はブルンジの事例でダメージを負ったアフリカにおける大統領の多選制限の試金石になるとと思われる⁽³⁾。

注

(1) <http://presidential-power.com/?p=2685> 2015年8月4日にダウンロード。

(2) <http://uk.reuters.com/article/2015/07/01/uk-congo-politics-idUKKCN0PB63B20150701>; <http://africajournalismtheworld.com/2015/07/18/congo-brazzaville-forum-opens-door-for-another-term-for-sassou-nguesso>; <http://news.yahoo.com/congos-sassou-nguesso-sacks-ministers-opposed-third-term-105330004.html> すべて2015年9月10日にダウンロード。

(3) <http://www.jeuneafrique.com/46656/politique/congo-brazzaville-vers-une-r-vision-de-la-constitution-avant-la-pr-sidentielle-de-2016>; <http://presidential-power.com/?p=2685> ともに2015年8月4日にダウンロード。

Japanese–American–Chinese Cross–Cultural Contacts in 1870s–1880s New Haven

Ying-yue YUNG
(容 應 莢)

In four consecutive years from 1872, the Qing government in China dispatched detachments of 30 Chinese students every year (totaling 120 students) to study overseas in the United States. They were the so-called Chinese Educational Mission (CEM) boys. The CEM idea was proposed by Yung Wing, the assistant commissioner of the CEM, himself the first Chinese to graduate from a United States university. The author, in her research on Yung's life during his overseas studies, found in the Yale University Library's collection of Yung Wing Papers a set of personal letters, dated between 1849 and 1853, from Yung to the missionary Samuel Wells Williams who was then residing in Canton and Macau. In a letter dated April 15, 1849, Yung then studying in the Monson Academy asked Williams the following request: when he left for overseas study, he had promised to return after 2–3 years, but he needed another 6 years to complete university studies, so he asked Williams to ask for his mother's permission through help from uncle Ming Cheong. Williams was entrusted with this matter because he was close to the Chinese community, had their trust, and Yung's cousin Ashow was then working in Williams' household¹. In a letter dated December 25, 1850 when Yung was studying in Yale University, he wrote, "I am very glad that my mother has seen you and also

¹ Ming Cheong was probably 容明彰, and Ashow was probably 容達爽 in the Yung genealogy. (容聯芳, 1929:15–6)

that she is well.” In a letter dated December 30, 1852 he wrote, “if you should find it convenient to let my mother have \$25.00 out of the thirty (that I sent you), that if she should not be living, the twenty-five dollars should be equally divided between my sister and brother.”

The original versions of these letters were in Yale University Library’s collection of Williams’ family’s papers. In the course of reading other letters in this collection, the author discovered a letter (dated Apr 5, 1854 in Samuel Wells Williams Papers, Box 2) written by Yoshida Shoin to Perry, on the occasion when he stole aboard the USS Pawhatan anchored off the Shimoda coast, requesting for help to smuggle out of Japan. Williams was then Perry’s interpreter, so it was likely that Williams kept the original after translating Yoshida’s secret letter.

Another American who had early contacts with both Chinese and Japanese was Samuel Robbins Brown, the missionary who brought three Chinese youths including Yung to the United States in 1847. When the author visited his grave in the Brown family cemetery in Monson, Massachusetts, she found the gravestones of two Japanese, Ashihara Shuhei and Kunitomo Takinosuke². In following up this discovery, she also learned that Brown was assigned to be a missionary to Japan again in 1859, and he sent six Japanese students from the Satsuma-han to study overseas at his alma mater (same school where he sent the three Chinese students) in the United States in 1866 (Griffis, 1902:205–6).

Another important name was Birdsey G. Northrop. When the author read the student register of the high school attended by Zhan Tianyou, a CEM boy who later became the “father of China’s railway”, she found the name of

² Discovered on Jun 14, 2001.

a female Japanese student Yamakawa Sutematsu (Hillhouse High School, 1886:29). Kuno wrote in Sutematsu's biography that her student homestay in the United States was arranged by Northrop (久野, 1997:93-6). The author confirmed that this was the same Northrop who also arranged for the host families of the CEM boys (United States Department of State, 1873-74: 141-2).

The above unexpected discoveries led the author to consider the necessity of further pursuing (1) the activities of missionaries and intellectuals who had contacts with both Japanese and Chinese students aspiring to learn from the west, and (2) the contacts and relationships between Japanese and Chinese overseas students through these activities.

Previous research works regarding the student lives of overseas students from both countries have studied their interactions with American intellectuals, missionaries, teachers and host families³. For example, Shiozaki Satoshi studied the interactions between Japanese overseas students and Japanologists (知日派) in the area around Boston. He postulated that not only were Japanese students responsible for transferring advanced western knowledge back to Japan, they were also important in disseminating information about Japan to westerners (塩崎, 2001:22). However, few studies focused on interactions between Americans and overseas students from multiple countries, and interactions between overseas students of different countries at their locations of study. A rare example was the paper by Muto Shutaro about the meeting between Asakawa Kan'ichi, a Japanese who graduated from Yale University, and Hu Shi, a Chinese who graduated from Columbia University, although not during their overseas study years but in

³ For example, Rhoads (2011), 塩崎 (2001), autobiographies and biographies of these overseas students.

1917 and their academic interactions then after (武藤, 2013).

This paper firstly clarifies the background and footsteps regarding relationships between Americans and Japanese and Chinese overseas students, then examines whether Japanese and Chinese students had built up interactions and friendships through their network of American acquaintances, schools and local communities, and finally makes observations about some background factors for the findings. Only Japanese and Chinese students in the United States were studied in this work because their similar experiences as overseas students may provide important insights to why Japan and China took different paths in their modernization, a topic the author has had continuous academic interest. Gen Ansei had a similar approach in his article comparing “Tokumei Zenken Taishi Bei-O Kairan Jikki” (a five-volume account of the Iwakura Mission compiled by Kume Kunitake) and “Guo Songtao: London and Paris Diaries,” where he mentioned that while both Kume and Guo, the Chinese Minister to Britain and France from 1877 to 1879, set off from similar starting points, were proud to have excellent foresight, and had comparable powers of observation and insights, Guo could not contribute to China’s enlightenment and progress (嚴, 2006:1).

This paper also intends, as the first step in a comparative study of Sino-Japanese modernization, to find out whether Japanese and Chinese students studying in Yale University in the same period set off from similar starting points.

The scope of study is limited in geography to New Haven and immediate areas, and to students related to Yale University. The reasons for this scope are the size practical for sufficiently covering the objects of interest, and the wealth of primary historical materials in Yale University and nearby local

libraries.

I. New Haven: the stage of this historical drama

New Haven, situated on the south coast of Connecticut State, was in the late 19th Century an important stop for trains and road traffic between New York and Boston. In this town was Yale University where Yung Wing became the first Chinese student to graduate from an American university. When Yung first made the journey in 1847 from Guangdong, across the Indian Ocean and the Atlantic Ocean, to the United States it took him 98 days (Yung, 1909:23). In 1867 the Pacific Ocean sea route opened, and in 1869 the Transcontinental Railroad linked North America's east and west coasts, thereby making possible the journey from Shanghai to America's Northeast in about six weeks ⁴.

According to Megata Tanetaro, who was sent in 1870 from Daigaku Nanko (University South School) to study overseas in the United States, there were 37 Japanese students then, among who six were in New Haven. The six students were Omura Sumio and Machida Keiji, who were second and third sons, respectively, of Shimazu Tadahiro the Lord of Sadowara-han, Hashiguchi Sogi and Kodama Sokichi (Hidaka Jiro), both Sadowara samurai, Ohara Reinosuke (Yoshihara Shigetoshi) and Yuchi Jiemon, both Satsuma samurai (吉村, 2002: 27). Among the Japanese students, records were found in local schools of Ohara in Yale University, Hashiguchi in Hopkins Grammar School, and Machida Keiji and Nanbu Hidemaro in New Haven Collegiate and Commercial Institute⁵ (Table 1). Those who were not in the registers

⁴ For example, the 1st CEM detachment left Shanghai on Aug 12, 1872 and arrived at Springfield, MA on Sept 23. (Rhoads, 2011:39, 46)

⁵ Records of overseas students can be found in each school's Catalogue of the Officers and

Table 1 Japanese Students in New Haven in the 1870s and 1880s
(Total 45 names)

Around 1871	Omura Sumio, Machida Keijiro, Hashiguchi Sogi, Kodama Shokichi (=Hidaka Jiro), Ohara Reinosuke (=Yoshihara Shigetoshi), Yuchi Jiemon, Nanbu Hidemaro
From 1872	Tsuda Seiichi, Yamakawa Kenjiro, Yamakawa Sutematsu, Nagai Shigeko, and two students (names unknown) at Seaside Institute for Boys
From 1873	Hara Rokuro, Iwao Saburo
From 1874	Akabane Shiro, Shimazu Matanoshin, Tajiri Inajiro
From 1875	Tsuda Jun'ichi, Uryu Sotokichi, Serata Tasuku
From 1877	Mitsukuri Kakichi, Soma Nagatane, Hatoyama Kazuo
From 1878	Matsui Naokichi
From 1879	Okabe Nagamoto
From 1882	Yamanaka Koto
From 1884	Nakajima Rikizo
From 1885	Tsuchiya Soichi, Shigemi Shukichi
From 1886	Matsukata Kojiro, Sho Seijiro, Sawada Shunzo
From 1887	Iwasaki Seishichi, Ogura Matsuo, Okubo Toshitake
From 1888	Yuasa Kichiro, Yoshida Tetsutaro, Tanimura Issa
From 1889	Koya Saburo, Ichihara Morihiro, Harada Tasuku, Nozawa Keiichi, Kabayama Sugehide, Uchida Susumu

Sources: 吉村 (2002:27); 久野 (1997:104-5); 鳩山 (1929:27-8); 生田(2003:62-3); Yale College, Catalogue (1871-95)

Students. Ohara's record is in Yale (1870) and Hashiguchi's record is in Hopkins Grammar School (1871). Machida's and Nanbu's school information was provided by William D. Fleming of Yale University. Related materials are archived in the Whitney Library, New Haven Museum and Historical Society, CT.

probably studied preparatory-level English.

Many more Japanese students came to New Haven in the following years. In 1872, Tsuda Seiichi and Yamakawa Kenjiro entered Yale University. On October 30 of the same year, Yamakawa Sutemasu and Nagai Shigeko, two female students who were among the Iwakura Mission entourage, and two male students (names unknown) who were about to enter the Seaside Institute for Boys in West Haven, were brought by Mori Arinori from Washington to New Haven (久野, 1997:104-5). Sutematsu stayed with Pastor Leonard Bacon in New Haven until her graduation from Hillhouse High School (久野, 1997:99).

Nagai Shigeko boarded at Pastor John Abbott's house in Fair Haven from November 1872, which was also the Abbott School, a private school run by Ellen, daughter of Pastor Abbott and principal. Nagai studied here until she entered university in 1878 (Uryu, 1927). In fact, Hatoyama Kazuo who entered Yale University, also boarded here from 1877 till 1880 when he graduated. By then, Pastor Abbott had passed away, but Abbott's widow and Ellen treated Hatoyama as family, and Ellen and Hatoyama were as close as siblings despite a 10-year difference in age (鳩山, 1927:27-8).

Nagai's future husband, Uryu Sotokichi, travelled to the United States in 1875 with Serata Tasuku and Inoue Ryochi, in order to enter the Annapolis Naval Academy. Uryu and Serata first studied English in New Haven (Ikuta, 2003:65). Uryu boarded with Pitman whose three daughters studied at Abbott School. From this relationship, Uryu became acquainted with Nagai, and his name was found in her autograph book dated 1876 (生田, 2003:62-5).

Nagai's autograph book contained, besides Uryu's signature, also those of Hatoyama, Kikuchi Takeo who was in the first detachment of Monbusho-sponsored students sent together with Hatoyama and who later attended

Law School in Boston University, Tsuda Jun'ichi who was studying at Yale University, and Megata Tanetaro who came again to the United States, this time as the overseas students' supervisor (生田, 2003:61). When five female students, including Nagai, who were in Iwakura Mission's entourage came to the United States, it was reported that Ito Hirobumi offered them miso-zuke for comfort against seasickness, and that they were told ghost stories and so on, all of which indicated that they had close relationships with the older male students (Uryu, 1927).

In the case of Chinese overseas students in New Haven, after Yung Wing attended Yale University between 1850 and 1854, no one followed suit until the 1870's when Yung himself brought the CEM boys. Among the middle and high school students, 4 attended the Seaside Institute for Boys from 1872/73 and advanced to Hillhouse High School which Sutematsu also attended, 10 attended Hopkins Grammar School beginning from 1875, 1878 and 1880 (Table 2). Ouyang Geng and Zhan Tianyou from Hillhouse High School, and Zeng Dugong, Li Enfu and Qi Zuyi from Hopkins Grammar School advanced to Yale University and resided in New Haven until they returned to China⁶.

In the 1870's and 1880's, the number of Chinese students who attended Yale University included 20 CEM boys and a private student Chen Long⁷ who was believed to have travelled together with a detachment of CEM

⁶ Individual experiences of the CEM boys are found in Chinese Education Mission Connections: 1872-1881. Ref: www.cemconnections.org (last accessed Sept 25, 2015).

⁷ Chen Long was an overseas-Chinese Hawaiian. His father Chen Fang was Yung Wing's friend. According to Twichell's diary there was an entry on Christmas 1877, "In the evening, Chun Lung, Y.C. [Yale College, 1875-1879; not with CEM] came to see me." Yale Obituary Record, 1880-90: 593. Twichell Personal Journal, vol 3. Rhoads, 2011: 106-7.

Table 2 Chinese Students in New Haven in the 1870s and 1880s
(Total 30 names)

From 1872/3	Luo Guorui, Ouyang Geng, Pan Mingzhong, Zhan Tianyou
From 1874	Rong Shangqin, Zeng Pu
From 1875	Chen Long, Zeng Dugong
From 1878	Li Enfu, Qi Zuyi, Zhu Baokui, Liang Dunyan, Wang Renbin, Wu Huanrong, Zhou Chuan'e, Zhou Chuanjian
From 1879	Chen Jurong, Lu Yongquan, Zhong Juncheng, Cai Shaoji, Huang Kaijia, Tan Yaoxun, Zhang Kanren, Zhong Wenyao
From 1880	Huang Zulian, Li Rugan, Liu Jiazhao, Chen Peihu, Rong Kui, Tong Guoan

Sources: Rhoads (2011:91); Hillhouse High School, Triennial Catalogue (1886-87:29-32); Hopkins Grammar School (1875/76-1881/82); Yale College, Catalogue (1871-95)

boys. After the CEM boys were recalled in 1881, no other Chinese students came in the 1880's. In contrast, Japanese overseas students came without break, and a total of 33 students attended in the same period⁸.

II. Orientalists in New England, America

Relations between the United States and China began after the American Revolutionary War when the merchant ship *Empress of China* sailed from New York for Guangzhou in February 1784. Trade with Japan began in 1797 when the *Eliza*, flying the Dutch East India Company flag, sailed from Salem for Japan. At the turn of the 19th Century, Japanese and Chinese imported goods had become so commonplace that they were no longer limited to the rich, but were also popular in the general consumer market.

⁸ Author's compilation from the 1871-1895 issues of the Yale College (Annual), Catalogue of the Officers and Students.

Salem Port became most important in this trade and greatly prospered⁹.

The missionary church began spreading to the East as trading ships travelled increasingly far from Europe during the Age of Discovery, and eventually landed in China and Japan. The earliest Protestant missionary, Robert Morrison, came from England via America and reached Guangdong in 1807. Morrison was first to translate the holy bible into Chinese, and first to compile a Chinese-English dictionary (王治心, 1959:150-3).

In 1839, Brown, who graduated from Yale University, came to Macau on the invitation of the Morrison Memorial School. Yung Wing attended this school. When Hong Kong was ceded to the British and the school moved there, Yung also relocated there. In 1847 when Brown returned to the United States, Yung and his friends Huang Sheng, Huang Kuan accompanied Brown. Yung studied at Brown's alma mater, Monson Academy, then advanced to Yale University, and in 1854 became Yale University's first Chinese graduate (Yung, 1909: 39-40).

In 1859, Brown was sent by the Dutch Reformed Church in the United States to Japan together with Duane B. Simmons and Guido Verbeck (Griffis, 1902:138). In 1866, Brown, on the recommendation of Yung (Northrop, 1872), sent six students, in the second detachment of Satsuma Overseas Students to the United States, among who were Ohara Reinosuke and Kito Ichisuke, to Monson Academy. Ohara advanced to Yale University in 1870, and became the first Japanese student there (吉原, 2013: 8, 22).

As trade prospered and foreign missionaries flourished, interest in the East grew. Against this background, an academic organization the

⁹ In Salem's Peabody Essex Museum, art pieces and handicrafts collected in the 18th and 19th centuries are displayed, showing the interest and concern towards oriental cultures. Visited on Apr 30, 2013.

American Oriental Society was created in Boston. Its members were mainly scholars in Harvard University, Yale University and the like, and missionaries who had lived for years in various oriental places. General assembly was held twice yearly, during May in Boston and during October in New Haven. Due to deep ties with Yale University, the Society's library was also located in Yale. Members not only studied about the "East" as a whole with respect to the "West", they also interacted with overseas students from Japan and China, and actively involved in their care. Brown mentioned above was also a member¹⁰. After Yung Wing's proposed CEM Boys plan was approved by the Qing government, he wrote a note in February 1872 to Noah Porter, the incumbent president of Yale University, asking for advice and help. In his note, Yung asked Porter to inform ex-President Theodore Dwight Woolsey, Professor James Hadley and Professor Thomas Anthony Thaxter of the matter. All three men were members of the American Oriental Society. Upon receiving Yung's request for help, Hadley introduced him to the State Commissioner of Education Connecticut, Birdsey G. Northrop (容, 2009: 5).

Northrop was one of the persons central to New England's support of the overseas students and had experience in finding host families for Yamakawa Sutematsu and Nagai Shigeko, which he did to fulfill a request from Mori Arinori. He suggested to Yung that the boys should be divided into groups of between two to four. Each group would then homestay together with a New England family where the boys would learn English and adapt to the new environment before joining ordinary schools. Yung wholeheartedly

¹⁰ American Oriental Society published the "Journal of the American Oriental Society" from 1842, which contained society rules, regular general meeting schedules and records, reported papers, member lists and others.

agreed to this suggestion (容, 2009: 8). Northrop's name was not in the members list of American Oriental Society's journal. However, in the October 17, 1872 issue of the New York Evangelist Journal, it was reported in an article titled "American Oriental Society" that Northrop attended the Society's general meeting at Yale University held on the 9th and 10th of that month and presented his opinions during the following debate. A letter from Mori was introduced at the general meeting, "stating that the language of Japan is insufficient, and they would gladly introduce English, but find the orthography and etymology of that language great obstacles. Mr. Mori proposes to change our spelling, and make our irregular verbs regular." In the abovementioned article, it was written that in response to Mori's letter, Yale linguistic professor William Dwight Whitney gave his opinion how to simplify English for the Japanese and Northrop spoke about the likelihood of resistance in Japan to this change.

In 1895, when Northrop visited Japan, Kanda Naibu gave a speech of appreciation during the welcoming dinner party. Furthermore, Kanda reported in the *Taiyo* (Meiji 28th year August issue) about Northrop's visit, and expressed that "So scarcely any student went there (the United States) in the Seventys but was benefited by his kind advice and direction" (Kanda, 1895: 1-2).

Another person who was involved much with Japanese students was Addison Van Name. In the abovementioned article about the American Oriental Society general meeting, it was also written that Van Name presented a paper at the said general meeting about the Japanese language, and that he himself helped in the welfare of Japanese overseas students. During this period, only Tsuda Seiichi and Yamakawa Kentaro were studying at Yale University. Around 1870, Van Name stayed with his wife's

elder brother, Josiah Willard Gibbs, a lifelong bachelor, and in the same house were also six Japanese overseas students including Ohara and the Sadowara students¹¹. Van Name was also a friend to Yung Wing. In 1877, Yung Wing donated with the help of Van Name, a total of 1237 Chinese publications to the Yale University library (Yung Wing Papers, “Letter from Yung Wing to Addison Van Name, Mar 1, 1877”).

Besides members of the American Oriental Society, other Americans also had friendly relationships with both Japanese and Chinese overseas students. One name that stood out among them was Joseph H. Twichell, who after graduation from Yale University advanced to Union Theological Seminary, then became a pastor at the Asylum Hill Congregational Church in Hartford in mid-state Connecticut. In Twichell’s diaries, kept now in Yale University’s Beinecke Rare Book and Manuscript Library, may be found some names of Japanese students from Hartford Public High School that was near the church and within its precinct. Twichell wrote in his diary on January 1, 1876 that Mitsukuri Kakichi, Kojima Noriyuki, Matsudaira Sadanori and Komai Shigetada had tea at his house, and on January 2, 1877 that these four students and Tajiri Inajiro had supper together with him (Twichell Personal Journal (TPJ), Vol 2).

Tajiri’s experiences provide important insights into the concern shown by American intellectuals such as Twichell towards the welfare of overseas students. In 1871, Tajiri, after coming to the United States, at first attended schools in New York and New Brunswick, but he could not adjust to the environment at both schools. It was written in his biography, “After surveying the alternatives, Tajiri visited Northrop, who was well-informed

¹¹ Information courtesy of William D. Fleming, Apr 24, 2015. Fleming is preparing a paper on the interaction between Van Name and Japanese overseas students.

in matters of schools in the Northeast, and after expressing his aspirations, asked his help in finding a good school. Thereupon, Northrop recommended a high school in Hartford.” (田尻先生伝記及遺稿編纂会, 1933: 上22). Thus, with Northrop’s help, Tajiri entered the Hartford Public High School. However, in December 1873, the Meiji government, in a move to re-organize its overseas student program, ordered all government-funded overseas students to return home. Without government funding, Tajiri was about to discontinue his studies until Samuel Mills Capron, principal of Hartford Public High School, decided to “personally help with the school fees” and Tajiri managed to stay on (田尻先生伝記及遺稿編纂会, 1933: 上23).

Principal Capron passed away suddenly in 1874, but fortunately for Tajiri, he was a member of the Asylum Hill Congregational Church and a friend of Pastor John Hopkins Twichell. With the help of Pastor Twichell and his church congregation, Tajiri again managed to stay on and in 1874 entered Yale University (田尻先生伝記及遺稿編纂会, 1933: 上23; TPJ, Vol 2: Apr 17, 1876). After this incident the Japanese students in Hartford Public High School became close to Pastor Twichell. In his diary, besides the New Year visit mentioned before, Twichell wrote on April 17, 1876 that Tajiri was a guest, and on June 22 that Tajiri, Mitsukuri and Kojima were guests.

In Volume 1 of Twichell’s diaries, a letter was attached that was written from Mitsukuri Kakichi to Edward House, the New York Tribune’s Tokyo correspondent. Mitsukuri and Kojima Noriyuki travelled to the United States with House, and apparently through an introduction from House’s friend the famous writer Mark Twain, they became acquainted with Twain’s bosom friend Twichell (Courtney, 2010: 182). Twichell and Mitsukuri on three occasions had “prolonged dialogues about religion” according to Twichell’s diary (Feb 21, Nov 28, 1874, Jan 2, 1876). Again, on

October 10, 1876 when Twichell travelled to Troy, he visited Mitsukuri who was then studying at the Rensselaer Polytechnic Institute (TPJ, Vol 2).

In 1871, Matsudaira Sadanori, governor (知藩事) of the Kuwano-han, accompanied by his retainer Komai Shigetada, went to Tokyo, learned English from Brown at Yokohama, and then went overseas to the United States in 1874. Brown wrote letters of introduction for them to John Mason Ferris who was Secretary of the Board of Foreign Missions of the Dutch Reformed Church. Through Ferris, Matsudaira and Komai learned English and Mathematics at the New Brunswick Academy, a preparatory school affiliated to Rutgers University, then advanced to Rutgers University (瀬戸口, 2010: 64-5). However, the two men's names were also found in the school register of the Hartford Public High School, showing that they entered in 1876 and remained till 1878, after which it was recorded that Komai went to study Economics at Rutgers University (Williams, 2010: 2). It is not clear why both of them transferred to Hartford Public High School. The diary of Soma Nagatane who was then studying at Yale University had this entry, "Komai was staying at Tajiri's quarters, so in the afternoon I went to Tajiri's house" (瀬戸口, 2010: 66). Tajiri was also at this time a student of Yale University, and was living in New Haven. The above information suggests that the men who later founded Senshu College had already met one another in the United States. Again, there was a line in the "Soma Nagatane-O Kaikyuki (Recollections of Elder Soma Nagatane)" that claimed when Soma was an overseas student he had discussed with Tajiri and Komai about setting up a school to teach Law and Economics (瀬戸口, 2010: 66).

Twichell was also well-known for being the most fervent and steadfastly loyal supporter of Yung Wing (Courtney, 2010: 144-7). They became acquainted in 1872. This was probably when the CEM plan had become

realizable, and Yung, setting off ahead to make preparations, paid a visit to Hartford¹². After their meeting, Twichell became a life-time supporter of the CEM, and spared no effort to help. In his diary, he wrote frequently of introducing Yung Wing and the CEM boys to the American society, bringing Mark Twain into his circle of supporters, and personally taking care of the boys himself. When the Qing government cancelled the CEM program, he strongly lobbied to have the order rescinded, but to no avail (Courtney, 2010: 205-7). He attended the farewell party on the eve of the second CEM group's departure, and lamented that it was "a never-to-be forgotten scene" (TPJ, Vol 4: Aug 6, 1881).

Twichell's enthusiasm in helping the CEM boys was explained in his own words in his diary, "To contemplate the presence of these orientals in our midst and the relations into which we are brought with them fills me constantly with the feeling of God's hand in human affairs" (TPJ, Vol 2: Jan 1, 1876). It seems that one reason for his actions was that he was bound by a feeling of duty.

It may be noted that Hartford Public High School had in the 1870s nine Japanese students, two of who advanced to Yale University, 26 CEM boys and one private Chinese student, six of who advanced to Yale University¹³.

¹² According to Twichell's biography written by Courtney (2008), page 144, it was 1871, but there was no record of Yung Wing travelling to the US in 1871, so it was assumed that this happened in 1872, before the 1st detachment of CEM boys arrived.

¹³ The 9 Japanese students were Tajiri, Mitsukuri, Kojima, Matsudaira, Komai, Machida Keijiro, Yokoi Chikashi, Yae Kinsaburo and Mogami Goro. The 27 Chinese overseas students were the private student Chen Long and the CEM boys Cai Shaoji, Cao Jiaxiang, Chen Jurong, Deng Guiting, Deng Shicong, Huang Kaijia, Huang Yaochang, Huang Zhongliang, Kang Gengling, Liang Dunyan, Liang Ruhao, Lu Xigui, Lu Zuhua, Qian Wenkui, Rong Shangqian, Shen Jiashu, Tang Shaoyi, Wu Jingrong, Wu Yangzeng, Wu Qizao, Xu Zhenpeng, Zhang Kangren, Zhang Xianghe, Zheng Tingxiang, Zhong

Principal Capron was admired by the Japanese students, five of who presented him in 1873 with a lacquered Japanese chest¹⁴. Capron who graduated from Yale University in 1853, spent three years together with Yung Wing during his university life, and his wife was Yung's classmate in Monson Academy. Consequently, he and Yung were friends on the family level. In fact, Capron's house in Hartford was shared between 1872 and 1874 by the Qing government office of the Chinese Educational Mission, which managed and supervised the CEM boys (Capron, 1955: 1-2).

III. Yamakawa Sutematsu and the CEM Boys

Yamakawa Sutematsu was a female overseas student in the Iwakura Mission entourage. Until her high school graduation she stayed with Pastor Bacon, and even after entering university in the State of New York she would come back during long vacations. Sutematsu interacted with the CEM boys sent by the Qing government. In the summer of 1874, the 14-year-old Sutematsu met Tan Yaoxun and Liu Jiazhao at Colebrook where she visited with Mrs. Catherine Bacon (Bacon Family Papers (BFP), Folder 171, Box 8; Folder 178, Box 9).

Tan Yaoxun, like Sutematsu, was born in March 1860. Sutematsu left Yokohama on December 23, 1871, and arrived at her destination Washington on February 29, 1872 (久野 1997:70, 83). Tan left Shanghai on August 12, 1872 and arrived at Springfield on September 23 (Rhoads, 2011:39, 46). Tan

Juncheng, Zhong Wenyao. Ref: Hartford Public High School, Monthly Report, from 1872-73 to 1881-82.

¹⁴ The small Japanese chest is in the collection of the Hartford Public High School Museum and Archive. The presenters' names were in the attached letter, Yokoi, Yae, Machida, and a name not in the student register, S. Ichidu. Confirmed on May 3, 2013. Ichidu was probably Ichiki Sosuke, the nephew of Saigo Takamori.

and Liu home-stayed in Martha Burt's house in Oakham, Massachusetts. In 1874, Burt married and moved from Oakham to New Haven, so Tan and Liu were relocated to Edward Carrington's house in Colebrook (Rhoads, 2011:60, 72).

The Carringtons were traders and farmers. Their son Edward was Twichell's classmate at Yale University, and the two were bosom friends. Their relationship was probably the reason why the Carringtons, through their association with Twichell, became a host family in support of Yung's CEM plan. The Carrington daughters, Sarah (age 28) and Katherine (age 26) who were single, became tutors to Tan and Liu (Rhoads, 2011:72). Mrs. Bacon, who was Mrs. Carrington's cousin, had a habit of spending her summers at the Carrington farm. In 1874 and 1875, Mrs. Bacon brought Sute-matsu along and hence Sute-matsu became acquainted with Tan and Liu (BFP, Folder 171, Box 8; Folder 178, Box 9). In June, 1874, Tan sent Mrs. Bacon a greeting letter and asked about her latest situation (BFP, Sept 18, 1874, Folder 171, Box 8).

Tan entered Yale University in 1879 and moved to New Haven, but Sute-matsu, having entered Vassar College in the previous year, had moved to the college dormitory in Poughkeepsie, New York (久野 1997:125). In 1880, Tan and another CEM boy Rong Kui were ordered to be forcibly repatriated to China by the CEM, owing to their conversion to Christianity, but they escaped at Springfield where they stopped to change trains. In the end, Rong Kui with the support of Yung Wing, and Tan with the support of Bacon and others, remained in the United States and graduated from Yale University in 1883 and 1884, respectively (Rhoads, 2011: 161-4).

Twichell negotiated with President Porter of Yale University to give Tan exemption from paying fees. Bacon wrote to guarantee that he would

personally provide two years' food and lodging for Tan. He asked for donations to cover other expenses (BFP, Oct 19, 1881, Folder 208, Box 11). The reason for Bacon's actions probably stemmed from knowing Tan since his younger days. In fact, after Tan was expelled by the CEM, he registered the Bacon house on 247 Church Street as his home address (Yale Catalogue, 1881-2). When Pastor Bacon passed away in December 1881, Tan and Sutematsu attended his funeral (Porter, 1882:224). Soon after this, Tan wrote a letter of condolence to Mrs Bacon, in which he mentioned his concern that Sutematsu had been sick (BPF, Jan 3, 1881, Folder 210, Box11).

Sutematsu graduated from Vassar College in June 1882, and left the United States for home in October (久野, 1997: 134, 142). Tan graduated from Yale University in 1883, and found a job at the Chinese Embassy in New York, but died of sudden illness on November 13 (Yale Obituary Record, 1884: 210). Five days before Tan's death, Sutematsu married Oyama Iwao and had started on her married life (久野 1997: 198-9). Whether and how Sutematsu might have received this sad news can only be guessed from other records. Alice Bacon, the youngest of Pastor Bacon's daughters, who had been brought up together with Sutematsu like sisters, and who went twice to Japan to teach English on the request of Sutematsu and Tsuda Umeko, wrote a letter to console the Carrington sisters over Tan's death (UBCHEA Archives, Folder 3294, Box 184). It is probable that Alice might have informed Sutematsu.

Hillhouse High School, where Sutematsu was a student, was also the school for Luo Guorui, Ouyang Geng, Pan Mingzhong and Zhan Tianyou of the CEM boys (Hillhouse High School, 1886). Although Sutematsu graduated in 1878 and the four CEM boys graduated in 1879, the fact that classes had only 37 and 39 students, respectively, points to a great chance that

Sutematsu and these CEM boys were acquainted.

In 1895 when Northrop visited Japan, Cai Tinggan of the second detachment of CEM boys was captured by the Japanese in the Sino-Japanese War. Cai was a navy ship captain in the war, and he was then held in Osaka awaiting prisoner exchange. However, Cai's comrades in China had falsely accused him of desertion in the face of battle, and, it was certain he would receive the death sentence if he returned. So Cai asked Northrop to help him. Northrop tried his best, and appealed to Saionji Kinmochi and other powerful politicians. "Minister Dun suggested that the court ladies should be interested through the Countess Oyama, who was under my supervision for 10 years in America, at the same time that Capt. Choy (Cai Tinggan) was there. I had been previously welcomed to her spacious mansion finely furnished in European style. She was my ready interpreter in presenting the case to Field Marshal Oyama, who listened with evident interest" (Northrop, 1895) appeared in the account that Northrop sent to *The Springfield Daily Republican*¹⁵, evidence that he also asked Sutematsu for her assistance. Shortly later, Cai was "allowed to escape" from imprisonment. No record remains whether Sutematsu knew Cai during her studies in America. However, Sutematsu agreed to help Northrop, who had been her guardian during her overseas study, to arrange for a meeting with her husband Field Marshall Oyama Iwao and also served as his interpreter. After Cai was released, he presented a portrait to Northrop as token of his gratitude. This portrait has been handed down through generations of Northrop's descendants (Kuga, 1972:87-8).

¹⁵ This article was translated to Japanese and recorded in 諸澄甲子吉編 (1895)、「ノースロップ氏と蔡廷幹」『日清戦争実記』39編、博文館、83-5ページ。

IV. Japanese and Chinese overseas students in Yale University

In this section, the focus is on the earliest 21 Japanese (1870–1887) and 21 Chinese (1874–1887) who were overseas students at Yale University. Yung Wing, who was the first Chinese overseas student to have studied at Yale University, between 1850 and 1854, is excluded here because the historical period background and environment, both within and outside the country, were different. A survey of each country’s students is presented followed by a comparison across country lines (see Tables 3 & 4).

Table 3 Japanese Students in Yale between 1870–1887

	Name	Native Place	Age ⁽¹⁾	Years in Yale	School	Degree
1	Ohara Reinosuke	Satsuma	21	1870–71	Law	
2	Tsuda Seiichi	Kumamoto	17	1872–73	Sp ⁽²⁾ (SSS ⁽³⁾ , Fine Arts)	
3	Yamakawa Kenjiro	Aizu	17	1872–75	SSS	PhB
4	Hara Rokuro	Tajima	29	1873–73	Sp (Philosophy & Arts)	
5	Iwao Saburo	Kumamoto	21	1873–74	SSS	
6	Akabane Shiro	Aizu	17	1874–75	SSS	
7	Shimazu Matanoshin	Sadowara	20	1874–75	Sp (Philosophy & Arts)	
8	Tajiri Inajiro	Satsuma	21	1874–79	YC ⁽⁴⁾	BA
9	Tsuda Jun’ichi	Nakatsu	22	1875–77	Philosophy & Arts, Law	
10	Mitsukuri Kakichi	Tsuyama	15	1877–79	SSS	PhB

11	Soma Nagatane	Hikone	21	1877-79	Sp (Law), Philosophy & Arts	
12	Hatoyama Kazuo	Mimasaka Katsuyama	19	1877-80	Law	LLM, DCL
13	Matsui Naokichi	Mino Ogaki	18	1878-79	SSS	
14	Okabe Nagamoto	Kishiwada	20	1879-81	SSS	
15	Yamanaka Koto	Karatsu	?	1882-83	Medicine	
16	Nakashima Rikizo	Fukuchi-yama	22	1884-89	Divinity	BD, PhD
17	Tsuchiya Soichi	Saga	17	1885-90	Law	LB, LLM, DCL
18	Shigemi Shukichi	Imabari	19	1885-91	SSS, Medicine	PhB, MD
19	Matsukata Kojiro	Satsuma	18	1886-90	Law	LB, LLM, DCL
20	Sho Seijiro	Omura	24	1886-87	Law	LLM
21	Sawada Shunzo	Oshi	26	1886-87	Law	LB

Degrees conferred: BA: Bachelor of Arts, PhB: Bachelor of Philosophy; PhD: Doctor of Philosophy; LB: Bachelor of Law; LLM: Master of Laws; DCL: Doctor of Civil Law; BD: Bachelor of Divinity; MD: Doctor of Medicine

Notes:

- (1) Age at time of entering United States
- (2) Special student
- (3) Sheffield Scientific School
- (4) Yale College

Source: Yale College, Catalogue (1871-95); Yale University (1910); Yale University (1914); Yale University (1924); Tuttle (1911); Yale University, Obituary Record. Tsuchiya's Japanese name and native place were found in 「海外旅券下付表」 issued on Mar 7, 1885 kept at 外務省外交史料館。

Table 4 Chinese Students in Yale between 1870-1887

	Name	Native Place ⁽¹⁾	Age ⁽²⁾	Years in Yale	School	Degree
1	Rong Shangqin	Xiangshan	14	1874-75	SSS ⁽³⁾	
2	Zeng Pu	Haiyang	18	1874-77	SSS	PhB
3	Chen Long	Xiangshan	16 [?]	1875-79	YC ⁽⁴⁾	BA
4	Zeng Dugong	Haiyang	16	1875; 76-77	YC	
5	Liang Dunyan	Shunde	14	1878-81	YC	BA(1907)
6	Ouyang Geng	Xiangshan	14	1878-81	SSS	PhB
7	Zhan Tianyou	Wuyuan, Anhui	11	1878-81	SSS	PhB
8	Chen Jurong	Xinhui	12	1879-81	SSS	
9	Lu Yongquan	Xiangshan	13	1879-81; 82-83	SSS	PhB
10	Zhong Juncheng	Xiangshan	13	1879-80	SSS	
11	Cai Shaoji	Xiangshan	12	1879-80	SSS	
12	Huang Kaijia	Zhenping	12	1879-81	YC	BA(1904)
13	Tan Yaoxun	Xiangshan	12	1879-83	YC	BA
14	Zhang Kangren	Xiangshan	12	1879-81	YC	BA(1913)
15	Zhong Wenyao	Xiangshan	11	1879-81	YC	BA(1904)
16	Qi Zuyi	Shanghai, Jiangsu	11	1880-81	YC	
17	Liu Jiazhao	Xiangshan	11	1880-81	SSS	
18	Chen Peihu	Nanhai	10	1880-81	YC	
19	Li Enfu	Xiangshan	12	1880-81; 84-87	YC	BA
20	Rong Kui	Xinhui	12	1880-84	YC	BA
21	Tang Guoan	Xiangshan	15	1880-81	YC	

Degrees conferred: BA: Bachelor of Arts, PhB: Bachelor of Philosophy

Notes

(1) All in Guangdong Province unless otherwise stated

(2) Age at time of entering United States

(3) Sheffield Scientific School

(4) Yale College

Sources: Chinese Education Mission Connections: 1872-1881; Yale College, Catalogue (1871-95); Yale University (1910); Yale University (1914); Yale University (1924); Yale University, Obituary Record

The source materials about these students are first explained. Information about the Chinese overseas students, such as birthplace, age, year when each went overseas and other individual information, are based on “Chinese Education Mission Connections: 1872-1881” (CEMC). Those for Japanese overseas students are from biographical dictionaries¹⁶, biographies, autobiographies and student passport records. The years they studied at Yale University, fields of study and degrees conferred were retrieved from the Catalogue of the Officers and Students. Another source is the Obituary Record of Graduates, published annually by Yale University, which listed graduates who had passed away and included summaries of their lives. The Catalogue of the Officers and Graduates of Yale University in New Haven, Connecticut, 1701-1915, published in 1916 has information about those who graduated. In the case of students who did not graduate, 1914 and 1924 publications of the Directory of Living Non-graduates of Yale University were researched. Finally, the history of Yale University, its education system, types of degrees conferred were extracted from Yale: A History (Kelly) to supplement information from other mentioned materials.

1) Family Backgrounds

All 21 Japanese were probably members of the samurai class. Among them were a former feudal lord (Okabe Nagamoto), a feudal lord's son (Shimazu Matanoshin), a son of a latter-year prime minister (Matsukata Kojiro), a descendant of the scholar family of Mitsukuri Genpo who pioneered Dutch Studies, and so on, that is, members of the elite class in

¹⁶ 大植四郎編 (1971)、日外アソシエーツ (1996)、日本歴史学会 (1981)、三田商業研究会 (1909)、古林編 (1987)、古林他編 (1987)、歴代知事編纂会 (1991)、『デジタル版日本人名大辞典＋Plus』。

Japan then. When grouped by their hometown locations, there were three from Satsuma, which had a central role in toppling the Tokugawa Shogunate, two from Kumamoto, which was a latecomer to the Meiji Restoration, and two from Aizu which belonged to the “Rebel Army”.

The Chinese students were probably not of the desperately poor farmer class, because in order to fulfill selection criteria all should have had some years of formal education. They were from families who had awareness of foreign countries such as those involved with missionary church activities who had learned foreign languages and were informed about foreign affairs, and a small number from the new minority elite class handling foreign affairs. Included in these groups were Zeng Pu and Zeng Dugong whose father Zeng Laishun was an English language teacher and was an interpreter for the CEM Commissioner, Yung Wing’s nephew Rong Shangqin, Yung’s distant relative Rong Kui, Tang Guoan from the Tang Tingshu clan of compradors, Huang Kaijia and Qi Zuyi whose father worked in customs (Rhoads, 2011: 23-4, 27). Most of the others came from families that had trading businesses at the treaty ports, and thus had direct contact with foreigners (Rhoads, 2011: 27-8). When grouped by their hometown locations, besides one from Shanghai (Qi Zuyi), one born in Anwei but grew up in Guangdong (Zhan Tianyou), two whose ancestors were from Guangdong but whose father was a Chinese living in Singapore, and who grew up in Shanghai (the brothers Zhen Pu, Zhen Dugong), the rest were born in Guangdong which was earliest to come into contact with foreigners.

2) Age and Motivation when setting forth for the United States

Except for one¹⁷ on whom no information was found, 20 of the Japanese overseas students had an average age of 20.2 years when they set forth to

the United States. In contrast, the Chinese students' average age was 12.9 years. The eldest Japanese student was 29-year-old Hara Rokuro and the youngest was 15-year-old Mitsukuri Kakichi. The two eldest Chinese students were 18 years old and 16 years old (the Zeng brothers), the other CEM boys were all below 15 years old, and the youngest was 10-year-old Chen Peihu. Like the three young female students from Japan, the CEM boys became more fluent in English than in their mother tongues¹⁸.

The very young ages of most of the CEM boys when their overseas study was decided could only mean that they could not discern the consequences and it was rather the motivations of parents or guardians that mattered. Learning English and western knowledge could be seen as an alternative path that promised high status and success in life different from the traditional Imperial Examinations. Li Enfu's situation was probably an exception. His widowed mother, hearing of the recruitment for CEM boys from her cousin who had a business in Shanghai, left the final decision to her 12-year-old son (Lee, c1887: 94-5).

In the case of Japanese students, personal aspiration was the deciding factor in most cases, but motivations were much more varied than those of the CEM boys. Hatoyama Kazuo was selected as one of the first Monbusho-sponsored overseas students (鳩山, 1929:20). "Not noble-born nor an imperial

¹⁷ Yamanaka Koto's birthplace was Karatsu, but his age and date of travel to the US are unknown. It was thought that he travelled to Tokyo with Takahashi Korekiyo in 1872, so when he entered Yale University in 1882, he was probably close to 30 years old. (『去華就実』と郷土の先覚者たち：第7回 辰野金吾, <http://www.miyajima-soy.co.jp/kyoka/shaze7/shaze7.htm>, last accessed Sept 25, 2015)

¹⁸ With respect to the female Japanese students, refer to 久野 (1997:151), 生田 (2003:124) and 古木 (1997:68-9). For the CEM boys, the letters in English from the author's grandfather to his family illustrate how western education in the overseas environment from early ages hindered their native tongue development.

university graduate, and thus without prospect of government favor,” Shigemi Shukichi was so motivated by desire to learn that he threw away a future in his family business (奥村, 2005: 5, 9). Matsukata Kojiro’s father was Finance Minister, and belonged to the han-batsu, but Kojiro left a guaranteed successful career in civil service for the chance to self-improve (神戸新聞社, 2007:93-4). Yamakawa Kenjiro, who fought with the pro-bakufu side that was defeated in the Boshin War, hoped to redeem his name by overseas study (男爵山川先生記念会, 1939: 63-4). A common factor in their decisions was their deep concern for Japan’s future in the rapidly changing international environment, hence they had clear awareness of their objectives in learning from the west.

3) Education before entering Yale University

Japanese overseas students in the earlier years had little chance in Japan to learn English and basic subjects typical of American secondary schools for entry into universities. Ohara Reinosuke, 21 years old (1866), departed for the United States in the second detachment of overseas students from the Satsuma-han, studied at the Monson Academy till 1869, and in 1870 became the first Japanese overseas student to enter Yale University, studied politics and law, and joined the Iwakura Mission locally (吉原, 2013: 5-6, 22-3).

Yamakawa Kenjiro arrived at the United States in January 1871, when he was 17 years old. According to his biography, the only schools in Tokyo then where one could learn western languages were Daigaku Nanko, Keio Gijuku, Dojinsha and Fukuchi Genichiro’s Kyokan Gijuku (故山川男爵記念会, 1937: 43). Born in Aizu and in extreme poverty, it was impossible for him to learn at these schools. At that time, students were sent overseas by the Treasury Ministry, Foreign Ministry, Education Ministry and others. Director of the

Hokkaido Colonization Office (Kaitakushi) Kuroda Kiyotaka thought that students should be sent overseas not only from Satsuma and Choshu, but also from Aizu where people were used to cold climate, so Yamakawa was selected and he followed Kuroda to the United States (故山川男爵記念会, 1937: 45). Yamakawa arrived at New Brunswick where many Japanese students were staying, but he decided to transfer to Norwich Middle School in Connecticut, which had no other Japanese, so he could master the English language as fast as possible. Through diligence in his studies, he entered Yale University (故山川男爵記念会, 1937: 52-3) in 1872 the following year, and graduated in 1875.

Tajiri Inajiro who arrived in the United States in 1871 at 21 years old studied at Hartford Public High School from 1872, entered Yale University in 1874. Mitsukuri Kakichi arrived in the United States in 1873 at 15 years old, studied at the same high school, and after one year of diligent study, he entered Rensselaer Polytechnic Institute, but soon after transferred to Yale University.

Hatoyama, who went to the United States in 1875 at 19 years old, was a Koshinsei (dispatched student from han) at Daigaku Nanko in 1870 (鳩山, 1929:10). Because he met all requirements even while in Japan, he entered Columbia University directly upon arrival in the United States, and graduated two years later in 1877. In autumn the same year, he entered graduate school in Yale University, completed all courses and earned a master's degree in 1878, and finally earned a doctorate degree (DCL) in 1880 (鳩山, 1929: 24-9).

In contrast, Chinese students were very young when they arrived in the United States, so either like Sutematsu they started off by homestay in private homes of American families where they gained basic knowledge

then entered public schools, or like Nagai Shigeko they entered small private schools with dormitories that were run by individual families, where they could be given personal attention in their studies. An exception was the case of the brothers Zeng Pu and Zeng Dugong. The Zeng brothers already had command of the English language before they left for the United States (Rhoads, 2011:33), so they entered a public school directly. Zeng Pu went from the Elm Street School to Springfield High School to Yale University in 1874. His younger brother Zeng Dugong passed through almost the same route before entering Yale University in 1875 (Rhoads, 2011: 87-8).

4) Fields of Study and Earned Degrees

In the 1870's and 1880's, Yale University had two curricula: a 4-year course in classical studies offered at Yale College, and a 3-year course in science offered at Sheffield Scientific School (Sheffield). The classical curriculum considered the classical studies (Greek and Latin) as the basis of all learning. In the first two years, one learned Greek and Latin, Mathematics (Algebra, Geometry and Trigonometry) and Rhetoric, and in the following two years English, German, Science (Physics, Chemistry, Zoology, Astronomy, and Geology), Logic and Philosophy, History and Social Science, International Law and Constitutional Law, finally, a course on Christianity. In the 3-year science curriculum students studied English, German, Mathematics, Physics, Chemistry, Botany, Geography, Political Economics, Drawing and Engineering subjects (Rhoads, 2011: 120-1). In the 19th century, specialized fields rapidly expanded such that besides a general graduate school, professional graduate schools were also started in Fine Arts, Medicine, Law and Religious Studies (Kelly, 1974: part 3).

The Japanese students, excluding three special students in the Arts

stream, were registered as full-time students in undergraduate school or graduate schools specialized in various fields. They included eight in Sheffield, seven in School of Law, one each in Yale College, School of Medicine, Divinity School, and Graduate School. Two students who entered as graduate students were Hatoyama Kazuo (law), Sho Seiji (law). Six students who advanced to graduate school were: Tajiri Inajiro and Soma Nagatane (philosophy and arts), Nakashima Rikizo (philosophy), Tsuchiya Soichi (law), Shigemi Shukichi (medicine) and Matsukata Kojiro (law). In comparison, Chinese students were all full-time students, 13 in Yale College and eight in Sheffield.

When choosing a field of study, the Japanese students thought first of what skills government and society would need before their own interests. Several examples are described next. Tajiri Inajiro at first wanted to join the navy, but changed his mind and chose law, then decided to study economics and finance, because he thought the most urgent task of the Meiji government then was “creation of a monetary system, formalization of rent and other taxation systems, and putting government finance in order” (田尻先生伝記及遺稿編纂会、1933: 上24-5). In Mitsukuri’s case, when he was 16 years old and his entry into Rensselaer Polytechnic Institute 10 months later was already approved, he wrote in a letter to House that he was uncertain whether he had the aptitude for Civil Engineering and whether he had the qualities to succeed. In the end, he chose to follow his interests, transferred to Yale University and studied Zoology, and had a highly successful career as the first Japanese Zoology professor at the Imperial University.

Many Japanese students chose to study law. Hatoyama felt at an early stage that “To protect people we need a country, and to build a country we need law.” After he entered Daigaku Nanko, he decided to study Law

because he wanted to end the foreign influence on ideas regarding basis of government, and domination especially in laws concerning foreign affairs (鳩山, 1929: 21). The case of Iwasaki Seishichi, who entered Yale University in 1887 and thus was not included in the list of 21 students, deserves special mention. He thought of studying at Cornell University where he could learn Practical Science specializing in Chemistry since his family business had a soya-sauce factory, however, the course did not agree with his interest and he discontinued. Takahashi Shinkichi, the Consul at New York advised him, “Law will be useful to your future as a businessman, and the Law course is more flexible,” so Iwasaki transferred to Law at Yale University (岩崎, 1933: 57-58). When Japan’s constitution was announced in 1889, all 10 Japanese students in Yale University gathered for a memorial photograph (岩崎, 1933: between 62-63). The enactment of a constitution, the basic laws of a country¹⁹, was considered a major milestone in Japan’s political maturation and recognition of her standing as a civilized country comparable to the west. This achievement was probably a source of pride to the Japanese overseas students.

In the 1870’s the average number of years on the student register for Japanese students was 1.86 years. From 1882 to 1886, the average was 3.29 years. For the list of 21, the average was 2.33 years. Among those who entered university in the 1870’s, those who graduated at the undergraduate level were Yamakawa, Tajiri and Mitsukuri, and only Hatoyama earned master’s and doctorate degrees, that is, only four out of 14 earned degrees. Among the seven students who entered between 1882 and 1886, Nakashima Rikizo, Tsuchiya Soichi, Shigemi Shukichi, Matsukata Kojiro, Sho Seiji, and

¹⁹ These words were used by Aoki Shuzo who was studying law in Berlin University when he explained about “constitution” to Kido Takayoshi at London. (坂根、1970:45)。

Sawada Shunzo, that is, six students earned degrees.

In the case of Chinese students, those who entered prior to 1880 stayed on the average 2.29 years. By the time the CEM program was cancelled in the following year, Zeng Pu, Chen Long, Ouyang Geng and Zhan Tianyou, that is, only four out of 21 had earned degrees. Tan Yaoxun and Rong Kui, who were expelled by the CEM, but stayed on with other financial support, earned Bachelor of Arts in 1883 and 1884, respectively. Lu Yongquan and Li Enfu went back to China but returned later on their own, and earned Bachelor of Philosophy in 1883 and BA in 1887, respectively. In addition, among those repatriated before finishing their studies, four who had distinguished careers were awarded BA in the 20th century, after successful petitions by their classmates. They were Huang Kaijia and Zhong Wenyao in 1904, Liang Dunyan in 1907 and Zhang Kangren in 1913. Hence, among the list of 21, a total of 12 earned degrees from Yale University. If the CEM boys had not been recalled in 1881 in the midst of their studies, most of those who had entered Yale University would have earned their degrees.

5) Careers after return

The careers of both countries' students after returning to their home countries were diverse. Among the list of 21 Japanese students, the largest number, eight of them became educators or academics. Yamakawa was Japan's first Doctor of Science (理学博士), and at different periods of time president of Tokyo Imperial University, Kyoto Imperial University and Kyushu Imperial University. Tajiri became a scholar in economics, and was one of the founders of Senshu College. Mitsukuri became a scholar in zoology and dean of the College of Science of Tokyo Imperial University. Tsuda Jun'ichi became a scholar in law and an educator. Matsui became

dean of the College of Agriculture of Tokyo Imperial University, and also president of Tokyo Imperial University. Yamanaka was a professor in the Third Higher School and in Doshisha University²⁰. Nakashima was a scholar in ethics and a professor in the College of Letters of Tokyo Imperial University. Shigemi was an educator and medical doctor.

Three had careers in government service: Ohara who was the first president of the Bank of Japan, Akabane who was a diplomat and Envoy to Spain, and Iwao who was a bureaucrat in the Justice Ministry and a governor. Three had political careers: Hatoyama who became chairman of the Lower House, Okabe who was governor of Kyoto, an Upper House member and Justice Minister, and Shimazu who was an Upper House member.

Three had business careers: Tsuda Seiichi who founded Taiwan Takushoku Kosha, Matsukata who was the first president of Kawasaki Dockyard Company and also a Lower House member, and Sho who was a director in Mitsubishi Goshi Kaisha. Sawada was a lawyer and vice-president of the Tokyo Advocates' Union (東京代言人組合). Hara Rokuro was a banker and President of Yokohama Specie Bank. Soma Nagatane had a varied career in politics, banking and education that included Lower House member, President of Yokohama Specie Bank, and founder of Senshu College. Tsuchiya Soichi was very talented and obtained a doctorate in Law in 1890 at 23 years of age, but passed away soon after (Yale Obituary Record, 1890-1891: 62) and was completely unknown back in Japan. His name was

²⁰ According to 「唐津藩開国論秘話：長行公と山中藩士」『唐津歳時記』, 「幸徳は勉学につとめて首尾よく卒業し、文学士・神学士の学位を得て帰国し、当時の第三高等学校(現京都大学)及び同志社大学の教授を歴任、高等官五等に任ぜられた」<http://www.geocities.jp/tamatorijisi/kaikokuronhiwa.html> (last accessed Sept 25, 2015).

mentioned in an article titled “Yale’s Japanese Student” on The New York Times, May 28, 1888, “(Tsuchiya) is studying at Yale under the direction of his guardian, Oguma of Tokio, the newly-elected Minister of Foreign Affairs. He is a strong competitor for the John A. Porter prize, one of the most coveted honors at Yale”.

Among the Chinese students who entered Yale University, Tan Yaoxun and Rong Kui were given repatriation orders but escaped enroute and remained in the United States. A private student, Chen Long, returned to China for a short while but he migrated to Hawaii to help his father’s business, where he died in 1889 (Yale Obituary Record, 1890: 593). Among the remaining 18, Zeng Pu was expelled from the CEM as punishment for cutting off his plaid, but continued studies in Yale University and graduated (Rhoads, 2011: 150-1). He passed away in China in 1890 (Rhoads, 2011: 192). His brother, Zeng Dugong discontinued studies prematurely, returned back to China with Zeng Pu (Rhoads, 2011: 135), and became a journalist in Shanghai (Rhoads, 2011: 190). Rong Shangqin also did not finish his studies, but returned to China and became a teacher (Yung, 1939: 25). Zhong Juncheng was forcibly repatriated in 1880 for cutting off his plaid (Rhoads, 2011: 136, 151). He found jobs in the United States Consulates in Guangdong, Hong Kong and elsewhere, and was also a translator in the Chinese Consulate in Nagasaki (岡本, 2014:77). Among the remaining 14 students who were recalled in 1881, 12 were assigned to be trained in various foreign-affairs posts by Li Hongzhang (Rhoads, 2011: 189, 190-2). Chen Jurong, Lu Yongquan, Ouyang Geng and Zhan Tianyou were assigned to the Fuzhou Navy Yard School. Zhang Kangren and Li Enfu were assigned to the Tianjin Naval Academy. Huang Kaijia and Zhong Wenyao were assigned to the Shanghai Water Conservancy Bureau. Cai Shaoji was assigned to Tianjin

customs. Tang Guoan was assigned to the Tianjin Medical School. Liang Dunyan was assigned to the Tianjin Telegraph School. Qi Zuyi was assigned to Jiangnan Arsenal. The initial assignments of the last two were unclear. It seems that in later years Liu Jiazhao had a diplomatic job (Yung, 1939: 19), and Chen Peihu worked at the United States Consulate in Zhenjiang (Rhoads, 2011: 203).

Some of them decided, after working for some years, to resume their studies. Lu Yongquan, Zhang Kangren and Li Enfu returned to the United States; Lu and Li rejoined Yale University, but Zhang transferred to Columbia University (Rhoads, 2011: 205). Tang Guoan left his medical career after one year, and after several jobs in commerce, mining and railway, he became a writer, diplomat and the principal of Tsinghua School (CEMC, Students, Tang Guoan).

The Qing government eventually realized the importance to cultivate talents who were fluent with western languages and informed about foreign affairs. Among the list of 21 Yale University students, Lu Yongquan, Ouyang Geng, Zhong Wen Yao, Rong Kui, Zhong Juncheng (岡本, 2014: 62, 65, 67-9), and Tan Yaoxun were assigned to overseas diplomatic posts, Huang Kaijia accompanied Prince Zaizhen to King Edward VII's coronation and Prince Pulun to the 1904 Louisiana Purchase Exposition, and Liang Dunyan became President, Board of Foreign Affairs in 1908 (CEMC, Students). It is interesting to note that overseas students who had broken rules and were consequently punished were also favorably treated by the Qing authorities. Rong Kui and Tan Yaoxun, after escaping, were employed by the Embassy at Washington and Consulate at New York, respectively, after their graduation. Zhong Juncheng, who was repatriated, was employed at the Consulate at Nagasaki.

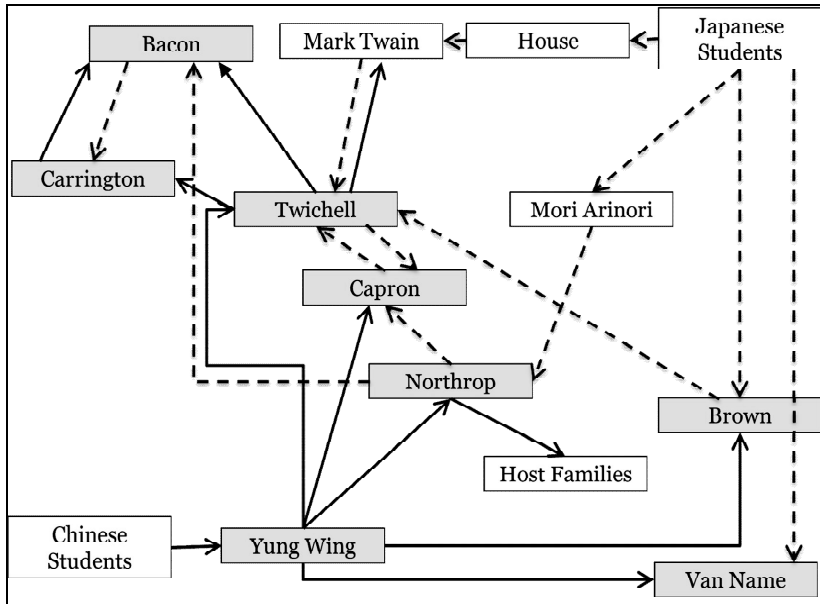
After returning from their studies abroad, both Japanese and Chinese overseas students received appreciation for their fluency in English, knowledge of foreign affairs, and specialized skills in fields that the home countries lacked. They were applied to jobs that required these knowledge and skills, but in contrast to Japan which gave important positions to its returned students because of its national policy to rapidly modernize, China assigned its returned students to work under traditional high officials in the imperial system. It was only in the 20th century that some CEM boys rose to the center of power when the Qing government implemented the Xinzheng Reforms (Rhoads, 2011: 207–10).

V. Conclusions

The relationships between Japanese and Chinese overseas students through their links with Orientalist Americans in 19th century New England can be summarized by Figure 1. Among the Americans, all were Yale University graduates if Mark Twain and House were excluded. Host families of the CEM boys were also mostly related to the Yale community.

Japanese and Chinese overseas students examined in this paper had much chance to meet one another and interact in many ways. Monson Academy was a good example. Rong Shangqin was a student there from 1864 to 1868, while Ohara Reinosuke was there from 1866 to 1869. Another was Hartford Public High School. Tajiri and Yokoi were students there between 1872 and 1874, while Mitsukuri and Kojima were there between 1873 and 1874. They probably knew the Chinese overseas student Chen Long who was there about the same period, and who was friendly with Pastor Twichell. Moreover, between 1876 and 1878, another 10 Chinese overseas students were there²¹, among whom Cai Shaoji, Chen Jurong, Huang Kaijia, Liang

Figure 1 Cross-cultural contacts among Americans, Japanese and Chinese



Dunyan and Zhong Wen Yao advanced to Yale University. In the same period, Matsudaira and Komai were students there. In the case of Sheffield, when Okabe Nagamoto was student there in 1881, Ouyang Geng and Zhan

²¹ The 10 Chinese students were Cai Shaoji, Chen Jurong, Deng Shicong, Huang Kaijia, Huang Zhongliang, Liang Dunyan, Qian Wenkui, Zhang Kangren, Zhong Juncheng, Zhong Wen Yao.

Tianyou were one year his senior, Chen Jurong, Lu Yongquan and Zhong Juncheng were classmates and Qi Zuyi was one year his junior.

In section IV, Japanese and Chinese students were surveyed and compared with respect to their family backgrounds, ages when first arrived and motivations for overseas study. Factors that would deter their mutual friendship were not apparent. The conditions under which they earned their degrees and career paths later on showed that all applied themselves diligently to study. When they were learning a western culture while living in a foreign environment, they shared common objectives. Moreover, both groups came from cultures that used common Chinese characters and that were influenced by Confucian teachings. They had the same skin color. They were minorities living in a western community. Even if they were not bound by comradeship arising from their Asian origins, it would be natural to assume that their common traits and circumstances gave them mutual feelings of affinity and understanding. However, the author has yet to find evidence of strong ties between them.

The international situation at that time could be one reason. During the gold rush and building of the Transcontinental Railroad, large numbers of Chinese immigrant laborers came to the United States. In the 1870's after the American Civil War, the country's economy was in shambles. In California, resentment towards Chinese immigrant laborers led to a movement to abolish Chinese labor. Although Chinese overseas students in New England, who, immersed amongst America's elite in an environment isolated from the laborers, might not feel biased (Rhoads, 2011:221), a sentiment was going through the American public that while the Japanese were "equipped with unrivaled wisdom for the future" the Chinese were "obstinate, rebellious and uneducated people" (ジャンセン, 2003: 28-9).

Even Pastor Brown, who treated both Japanese and Chinese students equally with love, held greater expectation for the Japanese than the Chinese. He wrote, “Compared to people from their neighbor country, the Japanese are much more interested in matters concerning other countries and never have a disinterested attitude. They are awake to knowledge and have rich minds towards research.” (高谷, 1965: 56). The different recognitions of Japanese and Chinese might have obstructed development of solidarity among the Asian students, and led to rethinking of their identities and heightened feelings of nationalism.

There were a few exceptions. One of the Japanese overseas students made an attempt to objectively analyze the anti-Chinese movement. The main speaker at a Boston citizens’ debate held in April 1879 in Boston, Saito Shuichiro of the first detachment of monbusho-sponsored overseas students, claimed that exclusion of Chinese was not a collision between civilizations, but came about from the background confrontation between capital and labor classes (The Daily Gazette, May 1, 1879). In 1877, at a university current affairs debate, Harvard University student Kaneko Kentaro commented on the frequent Irish student attacks on the Chinese and their proposal to expel them, saying, “... as a fellow Asian, I stood with anger and expressed in detail my reasons against the law to oust Chinese, which was not only a violation of the treaty between America and China but also went against human compassion, and violated America’s founding principles.” (高瀬, 1997: 124; 1995: 135). However, further evidences of solidarity could not be found. The general sentiment was exemplified by an incident involving Tsuda Umeko when she was an elementary pupil. When a black boy mistook her for a “rat-eating” Chinese, she frantically denied she was Chinese but was Japanese (古木, 1997: 53). The Japanese of this period still

did not have the contempt of Chinese typical after the First Sino-Japanese War. But they had a keen sense of crisis that Japan would be invaded and divided by western nations, should she be viewed as another China. It may be said that Japan's modernization process had the help of China's negative example.

Japan first sent overseas students to study in Holland in 1862, while China's CEM started in 1872. Japan's "declaration" of her aim to modernize began with the Charter Oath in 1868, while China decreed to abolish the Imperial Examinations in 1905. Japan's first national university, Tokyo Imperial University, was opened in 1877, while China's Imperial University of Peking opened in 1902. In most aspects of the modernization process, China lagged behind Japan. Moreover, the difference was not only in speed, but also in the level of achievement. On the other hand, when Japanese and Chinese overseas students in Yale University are compared, the result shows they set off on similar starting points, which was also observed by Gen Ansei in comparing Kume Kunitake and Guo Songtao. The students lived in the same towns in the United States, at the same period of time, and learned from the same university. Their careers, as described in section IV, however, showed different patterns. The Chinese overseas students, after returning to China, had less opportunities to contribute to their home country's modernization, in great contrast to Japanese overseas students. What was the significance of their overseas study experiences in the United States to their personal lives and to their countries? This is an issue for further comparative study.

Until the First Sino-Japanese War, the encounter between Japanese and Chinese overseas students aspiring to learn from the west were never in their home countries but in the places of their overseas study. However,

even though they met, there was not much interaction on the whole. The next time they were to meet was ironically when dozens of them from both countries met on the battlefields of the First Sino-Japanese War (錢鋼, 2003: 190-7). Although they set off from similar starting points and learned the same western technologies and knowledge, China came out as the underdog. From then on, Japan became another destination for overseas study to Chinese students.

The ground was set for communication between Japan and China in second-half 19th century New England, but deeper interaction and solidarity did not seem to have grown between the overseas students. Moreover, in spite of the fact that China fell far behind Japan in modernization, both countries had overseas students who had the same western training under the same environment at the start.

This paper stops at pointing out these observations. How this history affected Sino-Chinese relations in following years will be left to future research.

Acknowledgment

This paper was the result of work undertaken with the financial support of Asia University's Overseas Research Program (亜細亜大学海外研究制度), 2012-3. Moreover, it could not have been finished without the help, stimulating opinions, and critical comments from scholars, librarians, archivists, and researchers whom I met or contacted by email during my one-year stay as a visiting scholar at the History Department of Yale University, and after I have returned to Japan.

References:

- Bartlett, Beatrice S.(2010), "Yale at the Time of Yung Wing and the CEM", Paper delivered at the Yung Wing Conference, Zhuhai, China, Nov 2010. *Bacon Family Papers*. Folders 160–216, Boxes 8–11, MS 46, Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University, Conn.
- Capron, Clara D.(1955), "Yung Wing and his Chinese Mission". Unpublished manuscript. Connecticut Historical Society Library, Historical manuscripts: 66328a, Hartford, Conn.
- Chinese Education Mission Connections: 1872-1881*, www.cemconnections.org (last accessed Sept 25, 2015).
- Courtney, Steve (2008), *The Life and Times of Mark Twain's Closest Friend: Joseph Hopkins Twichell*, Athen and London: University of Georgia Press.
- The Daily Gazette*, "Heap Talkee", May 1, 1879. Photo copy courtesy of Kawase Ken'ichi.
- Griffis, William E.(1902), *A Maker of the New Orient*, New York: F.H. Revell.
- Hartford Public High School, (Monthly), *Monthly Report of the Hartford Public High School, Names of Pupils, with their Relative Rank in Scholarship, Deportment, and Attendance*. Sept 1871 to Nov 1882.
- Hillhouse High School (1886), *Triennial Catalogue*, 1886–1887. New Haven: n.p. Folder C, Box 3A, Hillhouse High School Collection, MSS No B16, The Whitney Library, New Haven Museum and Historical Society, Conn.
- Hinners, David G.(1999), *Tong Shao-Yi and his Family: A Saga of Two Countries and Three Generations*, Lanham, Md.: University Press of America.
- Hopkins Grammar School (Annual), *Annual Catalogue of the Officers and Scholars* [title varies] 1871–72, 1875–82, New Haven, Conn. The Whitney

- Library, New Haven Museum and Historical Society, Conn.
- Journal of the American Oriental Society*. vol 6–vol 13, 1858–1889, New Haven: Tuttle, Morehouse & Taylor.
- Kanda Naibu (1895), “Dr. Northrop’s Visit to Japan” 『太陽』 第 1 卷第 7 号、奥付 1–3 ページ。
- Kelly, Brooks Mather (1974), *Yale: a History*, New Haven & London: Yale University Press.
- Kuga, Shunichi (1972), *Dr. Birdsey G. Northrop: The Founder of Arbor Day in Japan*, Osaka: Inter Osaka Corp.
- La Fargue, Thomas E.(1942), *China’s First Hundred: Educational Mission Students in the United States, 1872-81*. Reprint, Pullman, Wash.: Washington States University Press, 1987.
- Lee, Yan Phou (c1887), *When I Was A Boy in China*, Boston: D. Lothrop Co.
- New York Evangelist*, “The American Oriental Society”, Oct 17, 1872.
- Northrop, B.G. (1872), “Japanese Views of the Opium War,” *The Christian Union*, Jul 17, 1872.
- Northrop, B.G. (1895), “The Case of Capt Choy Ting Kon,” *The Springfield Daily Republican*, Jul 8, 1895. Clinton Historical Society, Conn.
- Porter, Noah (1882), “The Late Dr. Bacon,” in *Leonard Bacon: Pastor of the First Church in New Haven*, New Haven: Tuttle, Morehouse, and Taylor, pp218–224.
- Rhoads, Edward J.M. (2011), *Stepping Forth into the World: the Chinese Educational Mission to the United States, 1872-1881*, Hong Kong: Hong Kong University Press.
- United States Department of State (1873–74), *Executive Documents Printed by Order of the House of Representatives, 1873-74*, Vol 1, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.

- Samuel Wells Williams Family Papers*. MS547, Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University, New Haven, Conn.
- Tuttle, Roger W. (1911), *Biographies of Graduates of the Yale Law School, 1824 to 1899*, New Haven: Tuttle, Morehouse & Taylor. Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University, New Haven, Conn.
- Twichell Personal Journal* (1874–1916), vol 1–12, Boxes 1–4, YCAL MSS 755, Yale Collection of American Literature, Beinecke Rare Book and Manuscript Library, Yale University, New Haven, Conn.
- Uryu, Shigekeo (1927), “The Days of My Youth: Memories of Famous People and Stirring Times of Early Meiji”, *The Japan Advertise*, Sept.11, 1927. Shigekeo Nagai Uriu Papers, Folder 1.2, Archives & Special Collections, Vassar College.
- Williams, R.J. Luke (2010), “Japanese Students: 1868–1878” (The Hartford Public High School History Series xxii), Unpublished manuscript, 2 pages, Hartford, Conn.
- UBCHEA Archives*, RG11, Folder 3264, Box 183, Folder 3294, Box 184, Special Collections, Divinity School Library, Yale University, New Haven, Conn.
- Yale Banner* (Annual), 1874–81. Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University, New Haven, Conn.
- Yale College (Annual), *Catalogue of the Officers and Students*, 1871–1895. Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University.
- Yale University (1910), *Directory of the Living Non-graduates of Yale University*. Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University.
- _____(1914), *Directory of the Living Non-graduates of Yale University*.

- Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University.
_____ (1916), *Catalogue of the Officers and Graduates of Yale University in New Haven, Connecticut, 1701-1915*, Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University.
- _____ (1924), *Catalogue of the Officers and Graduates of Yale University: 1701-1924*. Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University.
- _____ (Annual), *Obituary Record of Graduates*. Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University.
- Yung Shang Him (1939), *The Chinese Educational Mission and Its Influence*, Shanghai: Kelly & Walsh, Ltd.
- Yung Wing (1909), *My Life in China and America*, New York: Henry Holt & Co.
- Yung Wing Papers* (on microfilm). HM 18, Manuscripts and Archives, Sterling Memorial Library, Yale University.

- 生田澄江 (2003)、『舞踏への勧誘:日本最初の女子留学生永井繁子の生涯』文芸社。
- 石附実 (1992)、『近代日本の海外留学史』中公文庫。
- 岩崎清七 (1933)、『欧米遊蹤』アトリエ社。
- 大植四郎編 (1971)、『明治過去帳:物故人名辞典』新訂版、東京美術。
- 岡本隆司、箱田恵子、青山治世 (2014)、『出使日記の時代:清末の中国と外交』名古屋大学出版会。
- 奥村紀子 (2005)「漱石のライバル重見周吉と『日本少年』」『英学史研究』Vol 2006、No 38、1-14ページ。
- 「海外旅券下付表」、外務省外交史料館所蔵、3門8類5項8号、マイクロ検

索簿旅-005。

久野明子 (1997)、『鹿鳴館の貴婦人 大山捨松』中公文庫。

巖安生 (2006)、「中・日近代化における先見の効用：『特命全権大使米欧回覧実記』と『郭嵩燾倫敦与巴黎日記』』『大手前大学人文科学部論集』7号、1-22ページ。

神戸新聞社 (2007)、『火輪の海：松方幸次郎とその時代』神戸新聞総合出版センター。

故山川男爵記念会 (1937)、『男爵山川先生遺稿』三秀舎。

坂根義久校注 (1970)、『青木周蔵自伝』平凡社。

塩崎智 (2001)、『アメリカ「知日派」の起源：明治の留学生交流譚』平凡社。
ジャンセン、マリウス (2003)「アメリカにおける岩倉使節団」(芳賀徹編、『岩倉使節団の比較文化史的研究』思文閣出版)、17-46ページ。

瀬戸口龍一 (2010)「駒井重格の軌跡「駒井重格先生小伝」再考」『専修大学史紀要』2巻、54-81ページ。

高瀬暢彦編注 (1995)、「初代校長 金子堅太郎 明治四年渡米後 懐旧録」『日本大学精神文化研究所紀要』26集、79-157ページ。

_____ (1997)、「金子堅太郎自叙伝 (2)」『日本大学精神文化研究所紀要』28集、73-137ページ。

高谷道男編訳 (1965)、『S.R.ブラウン書簡集：幕末明治初期宣教記録』日本基督教団出版部。

田尻先生傳記及遺稿編纂会 (1933)、『北雷田尻先生伝』上巻、下巻、岩波書店。
男爵山川先生記念会 (1939)、『男爵山川先生傳』岩波書店。

『デジタル版日本人人名大辞典+Plus』(講談社)、<https://kotobank.jp/dictionary/nihonjinmei/>2015年9月25日確認。

鳩山春子 (1929)、『鳩山の一生』昭栄社。

古木宜志子 (1997)、『津田梅子』清水書院。

日外アソシエーツ (1996)、『人物レファレンス事典』新訂増補、明治・大正・

- 昭和(戦前)編、日外アソシエーツ/紀伊国屋書店。
- 日本歴史学会(1981)、『明治維新人名辞典』吉川弘文館。
- 三田商業研究会(1909)、『慶應義塾出身名流列伝』実業之世界社。
- 武藤秀太郎「朝河貫一と胡適：日中知米派知識人の思想的交錯」『アジア研究』59巻、3・4号、67-83ページ。
- 古林亀治郎編(1987)、『明治人名辞典』上巻、下巻、日本図書センター。
- 古林亀治郎他編(1987)、『明治人名辞典』2上巻、2下巻、3上巻、3下巻、日本図書センター。
- 諸澄甲子吉編(1895)、「ノースロップ氏と蔡廷幹」『日清戦争実記』39編、博文館、83-5ページ。
- 容應莢(2009)、「異郷に育つ：19世紀アメリカの日本人・中国人留学生」(貴志俊彦他編『模索する近代日中関係：対話と競存の時代』東京大学出版会)、3-21ページ。
- 吉原重和(2013)、「新島襄と吉原重俊(大原令之助)の交流」『新島研究』104号、3-31ページ。
- 吉村道夫監修(2001)、『日本外交史人物叢書第4巻 男爵目賀田種太郎』上巻、ゆまに書房。
- 吉村道夫監修(2002)、『日本外交史人物叢書第5巻 男爵目賀田種太郎 附録』下巻、ゆまに書房。
- 歴代知事編纂会(1991)、『新編日本の歴代知事』歴代知事編纂会。
- 銭鋼・胡勁草(2003)、『留美幼童：中国最早的官派留学生』香港：中華書局
- 王治心(1959)、『中國基督教史綱』香港：基督教輔僑出版社。
- 容聯芳(1929)、『容氏譜牒』15巻、長世堂。

Glossary

Chinese Names

<u>Name</u>	<u>氏名</u>	<u>Anglicized Name</u>
Cai Shaoji	蔡紹基	Tsai Shou Kie
Cai Tinggan	蔡廷幹	Choy Ting Kon
Cao Jiexiang	曹嘉祥	
Chen Jurong	陳鉅鏞	Chin (Chun) Kee Yung
Chen Fang	陳芳	Chun Afong
Chen Long	陳龍	Chun Lung
Chen Peihu	陳佩瑚	Chin Poy Woo
Deng Guiting	鄧桂廷	
Deng Shicong	鄧士聰	
Guo Songtao	郭嵩燾	
Hu Shi	胡適	
Huang Kaijia	黃開甲	Wong Kae (Kai) Kah
Huang Kuan	黃寬	
Huang Sheng	黃勝	
Huang Yaochang	黃耀昌	
Huang Zhongliang	黃仲良	
Huang Zulian	黃祖蓮	
Kang Gengling	康賡齡	
Li Enfu	李恩富	Lee Yan Phou
Li Hongzhang	李鴻章	
Li Rugan	李汝淦	
Liang Dunyan	梁敦彥	Liang Tun Yen
Liang Ruhao	梁如浩	

Liu Jiazhao	劉家照	Low (Lew) Kia Chau
Lu Xigui	陸錫貴	
Lu Yongquan	陸永泉	Chuan Lok Wing
Lu Zuhua	盧祖華	
Luo Guorui	羅國瑞	
Ouyang Geng	歐陽庚	Owyang Keng
Pan Mingzhong	潘銘鍾	
Qi Zuyi	祁祖彝	Ki Tsu Ye
Qian Wenkui	錢文魁	
Rong Kui	容揆	Yung Kwai
Rong Shangqian	容尚謙	
Rong Shangqin	容尚勤	Lemuel Yung
Shen Jiashu	沈嘉樹	
Tan Yaoxun	譚耀勳	Tan Yew Fun
Tang Guoan	唐國安	Tong Kowh (Kwoh) On
Tang Shaoyi	唐紹儀	
Tang Tingshu	唐廷樞	
Wang Renbin	王仁彬	
Wu Huanrong	吳煥榮	
Wu Jingrong	吳敬榮	
Wu Qizao	吳其藻	
Wu Yangzeng	吳仰曾	
Xu Zhenpeng	徐振鵬	
Yung Wing	容閔	
Zeng Dugong	曾篤恭	Spencer Laisun
Zeng Laishun	曾來順	Chan Laisun
Zeng Pu	曾溥	Elijah Laisun

Zhan Tianyou	詹天佑	Jeme Tien Yow
Zhang Kangren	張康仁	Chang Hong Yen
Zhang Xianghe	張祥和	
Zheng Tingxiang	鄭廷襄	
Zhong Juncheng	鍾俊成	Chung Tsung Ching
Zhong Wen Yao	鍾文耀	Chung Mun Yew
Zhou Chuan'e	周傳諤	
Zhou Chuanjian	周傳諫	
Zhu Baokui	朱寶奎	

Japanese Names

<u>Name</u>	<u>氏名</u>	<u>Anglicized Name</u>
Akabane Shiro	赤羽四郎	
Asakawa Kan'ichi	朝河貫一	
Ashihara Shuhei	蘆原周平	
Fukuchi Genichiro	福地源一郎	
Gen Ansei	巖安生	
Hara Rokuro	原六郎	Hara Nagamasa
Harada Tasuku	原田助	
Hashiguchi Sogi	橋口宗儀	
Hatoyama Kazuo	鳩山和夫	
Hidaka Jiro	日高次郎	
Ichihara Morihiro	市原盛宏	
Ichiki Sosuke	市来宗介	Ichidu, Ichique
Inoue Ryochi	井上良智	
Ito Hirobumi	伊藤博文	
Iwao Saburo	岩男三郎	

Iwasaki Seishichi	岩崎清七	
Kabayama Sugehide	樺山資英	
Kanda Naibu	神田乃武	
Kaneko Kentaro	金子堅太郎	
Kikuchi Takeo	菊池武夫	
Kito Ichisuke	木藤市助	
Kodama Shokichi	児玉章吉	
Kojima Noriyuki	小島憲之	Kozima Noriyuki
Komai Shigetada	駒井重格	
Koya Saburo	神屋三郎	
Kume Kunitake	久米邦武	
Kunitomo Takinosuke	国友滝之助	
Kuno Akiko	久野明子	
Kuroda Kiyotaka	黒田清隆	
Machida Keijiro	町田啓次郎	Machida Kayziro
Matsudaira Sadanori	松平定教	
Matsui Naokichi	松井直吉	Matsui Nawokichi
Matsukata Kojiro	松方幸次郎	
Megata Tanetaro	目賀田種太郎	
Mitsukuri Genpo	箕作阮甫	
Mitsukuri Kakichi	箕作佳吉	
Mogami Goro	最上五郎	Mogami Gorow
Mori Arinori	森有礼	
Muto Shutaro	武藤秀太朗	
Nagai Shigeko	永井繁子	
Nanbu Hidemaro	南部英磨	
Nakashima Rikizo	中島力造	

Nozawa Keiichi	野澤鷄一	
Ogura Matsuo	小倉松夫	
Ohara Reinosuke	大原令之助	Ohara Reynoske
Okabe Nagamoto	岡部長職	
Okubo Toshitake	大久保利武	
Omura Sumio	大村純雄	
Oyama Iwao	大山巖	
Saigo Takamori	西郷隆盛	
Saionji Kinmochi	西園寺公望	
Saito Shuichiro	齊藤修一郎	
Sawada Shunzo	澤田俊三	
Serata Tasuku	世良田亮	
Shigemi Shukichi	重見周吉	Shigemi Shiukichi
Shimazu Matanoshin	島津又之進	Shimadz Matanosin Tadaakira
Shimazu Tadahiro	島津忠寛	
Shiozaki Satoshi	塩崎智	
Sho Seijiro	莊清次郎	
Soma Nagatane	相馬永胤	
Tajiri Inajiro	田尻稻次郎	
Takahashi Shinkichi	高橋新吉	
Tanimura Issa	谷邨一佐	
Tsuchiya Soichi	土屋宗一	
Tsuda Jun'ichi	津田純一	
Tsuda Seiichi	津田静一	Tsuda Sayeach
Tsuda Umeko	津田梅子	
Uchida Susumu	内田晋	
Uryu Sotokichi	瓜生外吉	

Yae Kinsaburo	八戸欽三郎	Yaye Kinzabran G
Yamakawa Kenjiro	山川健次郎	
Yamakawa Sutebatsu	山川捨松	Yamakawa Stemats
Yamanaka Koto	山中幸徳	
Yokoi Chikashi	横井幾	Yokoi Tikashe
Yoshida Shoin	吉田松陰	
Yoshida Tetsutaro	吉田鉄太郎	
Yoshihara Shigetoshi	吉原重俊	
Yuasa Kichiro	湯浅吉郎	
Yuchi Jiemon	湯地治右衛門	

社会的費用の内部化に関する一考察

大 島 正 克

A Study on Internalization of Social Costs

Masakatsu OSHIMA

キーワード

社会的費用、内部化、二酸化炭素、地球温暖化、環境会計
Social Costs, Internalization, CO₂, Global Warming,
Environmental Accounting

I はじめに

大工町寺町米町仏町老母買ふ町あらずやつばめよ

寺山修司『田園に死す』『恐山』

地球上すべて売り買い市場主義二酸化炭素も老母でさへも

大島正克『潮音』第99巻第10号

『これから「正義」の話をしよう』で有名なハーバード大学教授マイケル・サンデル Michael J. Sandel は、近著 Michael J. Sandel (2012) *What Money Can't Buy: The Moral Limits of Markets* (『それをお金で買いますか：市場主義の限界』) において、排出権取引を含む市場主義を至上主義とすることに警告を放っている。すなわち、「裕福な国々が環境汚染権（排出権）の購入

する」ということは、「裕福な国々がお金を払って自国の排出量を減らす義務を免れる」ということになり、「環境にかかわる将来の世界的協力に必要な、犠牲の共有という意識が蝕まれる」というのがその趣旨である。すなわち、二酸化炭素の削減という地球的な問題に対し、本来ならば、グローバルな協力が必要である。しかしながら現実には、富裕国が非富裕国から環境汚染権を購入し、非富裕国における環境汚染削減のプログラムのお金を投入することによって、富裕国がお金を使って炭素排出削減の削減義務を免れている。このことは、グローバルな協力が必要な地球的な問題に対し、以下の2点において、市場主義は道徳的・政治的問題を提起することとなるとする。

- ① 自然に対する道具主義的な姿勢が強まる。
- ② グローバルな環境倫理の創出に必要な犠牲の共有という精神が蝕まれる。

マイケル・サンデル教授は、この他にも、市場主義による様々な成功例、すなわち、売れそうにないものを売ることにより、それまで達成できなかった事象が達成されるという例を挙げている。ここでいうならば、二酸化炭素の取引である。その他、絶滅危惧種のサイやセイウチの狩猟権を売買することにより、逆に絶滅危惧種の絶滅回避に成功していることなどを挙げている。

ここで、寺山のあの有名な歌「大工町寺町米町仏町老母買ふ町あらずやつばめよ」に戻る。寺山のこの歌は、「〇〇町」が並んで出てくるので有名な歌である。(ここでは、その「〇〇町」のあとに出てくる「老母買ふ町あらずや」がポイントと考える) 寺山のいう「〇〇町」は、すべて商いの町であり、その延長に「老母買ふ町」が出てくることにより、「老母売買町」という老母を商う町がイメージされ、「あらずや」と反語的な表現を通して、暗に「まさかないであろう、あってくれれば、有難いのだが」という意味を含んでいると読み取れる。これは反社会的・反道徳的ではあるがゆえに、当時は「ないであろう」ということに一般的には同意できたであろう。しかし、今日のグローバルな市場主義から見れば、地球上のどこにでもある二酸化炭素のようにかつては商品でないものが商品となり売買されている。そのこと

から見れば「老母買ふ町」が、この地球上にあっても不思議ではないのである。(何歳から老母か老女か老婆かは知らないが、現実には、老女キャバレーや老婆スナックも存在する。たとえば、2013年6月26日の『日本経済新聞』夕刊に「超熟女クラブ」の警視庁による摘発記事が掲載された。)

マイケル・サンデル教授から見れば、市場主義が非市場的領域まで広がり、ますます道徳的問題にかかわるようになってきていることとなる。その市場主義の至上主義の出現を、寺山は「大工町寺町米町仏町老母買ふ町あらずやつばめよ」により予想していたともいえる。

市場メカニズムを応用する政策なくしては今後の地球環境問題の解決はないと考えるが、サンデル教授の指摘する道徳的問題・倫理的問題と常に関連するということも念頭に置きながらも、地球環境問題のなかのとくに地球温暖化の防止について考察を進めたい。

II COP21 が提出する社会的費用の内訳

地球温暖化の抑止を目指す第21回国連気候変動枠組み条約締約国会議 COP21 のパリ会議が2015年12月12日夜（日本時間13日未明）、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定 (Paris Agreement)」を採択して閉幕した。この「パリ協定」が1997年の COP3 の「京都議定書 (Kyoto Protocol)」とは、どのように異なるのかを、まず考えてみたい。

1) 対象国の範囲

「京都議定書」が附属書 I 国（先進国）のみが温暖化ガス削減の義務があるとしていたのに対して、「パリ協定」は、先進国と対立してきた非附属書 I 国（途上国）に対し、「共通だが差異のある責任 (Common but Differentiated Responsibilities)」を課し、温暖化ガス削減は全地球的問題として認識を共有したことである。

地球温暖化の温度上昇の原因とされる二酸化炭素の排出を見ると、1990年

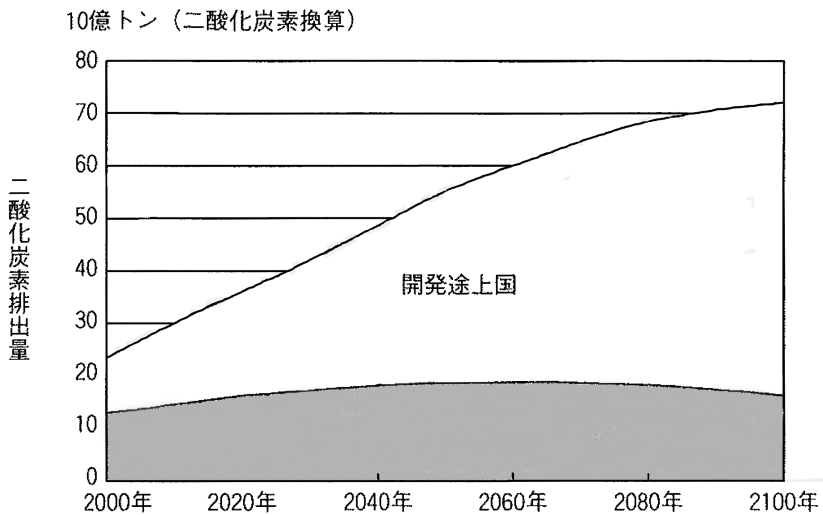
以降、附属書 I 国（先進国）より非附属書 I 国（途上国）が上回っている。このことから見ても、「京都議定書」のように附属書 I 国（先進国）のみが温暖化ガス削減の義務があるというのでは、全地球から見れば不合理である（図 1、図 2 を参照）。

そもそも、二酸化炭素を含む温暖化ガスが生まれたのは工業生産によるものであることは自明のことではあるが、その修復も生産した国そして企業が追うべきということも当然である。途上国も多く二酸化炭素を排出しているのであれば、排出した分は途上国であれば、途上国に削減義務なしということも不合理である。

2) 社会的費用 (Social Costs)

社会的費用 (Social Costs) の考え方を導入して考えれば、真の利益と何かが浮かび上がってくる。一般に企業利益は、

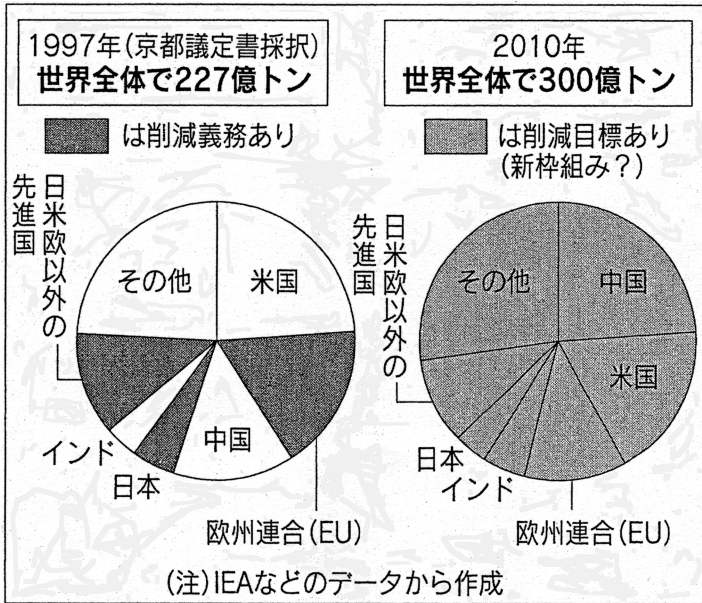
図 1 先進国と開発途上国の今後の排出量予測*



※ SRES B2に準拠したシナリオ

(出所) 藤井 (2009) の IPCC レポートを再引用。

図2 CO₂排出の国・地域別内訳



(出所) 日本経済新聞、2015年12月10日。

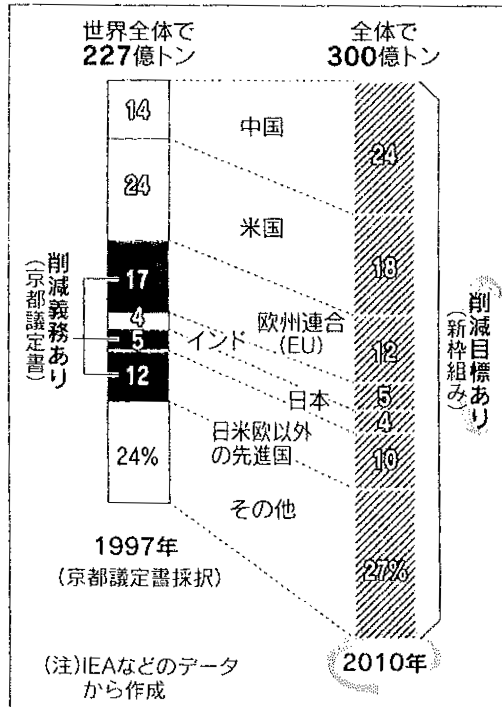
$$\frac{\text{売上高} - \text{費用}}{\text{利益}}$$

という計算によって算出される。そして、この利益が先進国に富をもたらし、繁栄をもたらした。実はこの「費用」には、工業生産によってもたらされた二酸化炭素の放出という環境負荷をもとに戻す費用は含まれてはいない。外部不経済としてそのまま放置されてきた。負担しなかった分、利益は増大し、国は繁栄してきた。言うなれば、従来の会計上の利益は、社会的費用控除前利益ということになる。地球環境から見ると、

$$\begin{array}{r}
 \text{売上高} \\
 - \text{企業負担費用} \\
 \hline
 - \text{社会的費用} \\
 \hline
 \underline{\underline{\text{利益}}}
 \end{array}$$

として利益が算出されるべきところであるが、社会的費用は無視されてきたのである。この社会的費用を利益化して蓄積してきた先進国に対して「京都議定書」はその代償を（全額ではないが）償わせようとした。しかし、1990年以降は、途上国の工業化の進展によって、非附属書I国（途上国）の方が

図3 温暖化ガス排出の国・地域別内訳



(出所) 日本経済新聞、2015年12月13日。

多く排出するようになり、「京都議定書」の枠組みでは現実にそぐわなくなってきた。歴史的過程を加味して「共通だが差異のある責任」として「パリ協定」が採択された（図3を参照）。

3) 地球の炭素収支（バランス）

ここで根本的問題としたいのは、先進国であろうと途上国であろうと、これからの温暖化ガスの排出を抑制しようというだけで、過去に排出した温暖化ガスを吸収し削減することではないということである。

地球の炭素削減の目標に二つの見解がある。すなわち、COP21の英語版によれば、人間活動による二酸化炭素排出量は、02～11年の平均で年間約337億トン。そのうち約180億トンは森林や海洋に吸収されるので、この吸収分の180億トンまでなら排出可能と読めるとしている。この場合の削減目標はその差の157億トンとなる。他方、フランス語版では、「人為的な排出」と「人為的な吸収」を相殺させるとし、排出を実質ゼロにして、大気中にすでにたまっている二酸化炭素を減らすとしているので、削減目標は337億トンとなる（『日本経済新聞』2015年12月20日）（図4を参照）。確かにこれまで排出してきた二酸化炭素はどうするかの議論はない。空気中の温暖化ガスを

図4 地球の炭素収支

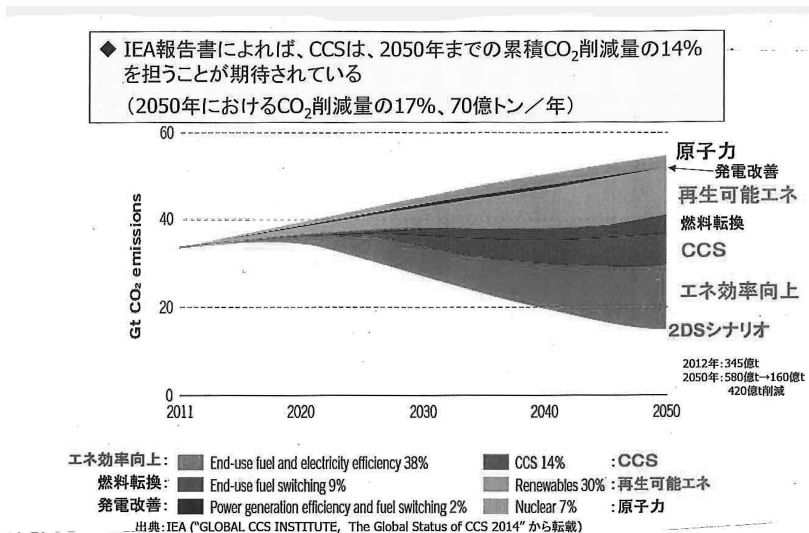
人間活動による排出量 (72億炭素トン)	地球の自然の吸収量 (31億炭素トン)
	地球への蓄積量 (41億炭素トン)

（出所）2000～2005年平均、IPCC第4次レポートより。藤井（2009）より再引用。文中にあるようにCOP21では、「人間活動による排出量は、02～11年の平均で約337億トン」、「地球の自然吸収量は180億トン」、「地球への蓄積量は157億トン」としている。

吸収し地中に埋めるといふ CCS (Carbon Dioxide Capture and Storage) (図5を参照) でさえも、過去の空気中にある二酸化炭素を集めて地中に埋めるのではなく、工場において発生する二酸化炭素を捉えて地中に埋めるといふものである (なお、多様な温暖化ガス削減手段の「コストカーブ MAP」については、図6を参照)。

利益計算構造として費用に二酸化炭素をもとに戻すための社会的費用を加えての企業内費用を費用とすることも制度として導入していないままだと、二酸化炭素削減が即、企業の費用負担の増加となるため、企業はそのような費用を進んで負う (すなわち、社会的費用の内部化する) ことはないことになる。

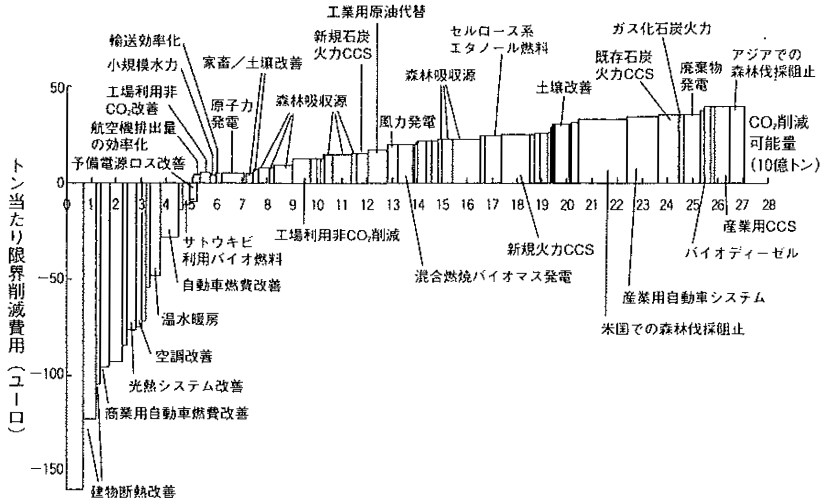
図5 技術別のエネルギー関連 CO₂ 排出削減量



(出所) 粕川哲夫・金森禎文 (2015) 「苫小牧での CCS 大規模実証試験について」日本社会関連会計学会第28回全国大会 (2015年10月24日) の配付資料より。

図6 多様な温暖化ガス削減手段の「コストカーブ MAP」

(2030年のトン当たり削減コスト、単位：ユーロ)



(出所) McKinsey and Vattenfall analysis (日本語訳：藤井良広)。藤井 (2009) より再引用。

Ⅲ 環境会計ガイドラインと社会的費用の内部化

日本の環境省（当時は環境庁）は、1995年米国環境保護庁（EPA）の「環境コストの分類」の公表を受けるかのように、1996年に「環境保全コストの把握に関する検討会」を設立し、環境会計ガイドライン案の策定を始動させた。その結果、まず、1999年に『環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン—環境会計の確立に向けて—（中間とりまとめ）』を公表し、2000年に『環境会計の導入のためのガイドライン（2000年版）』を公表した。さらに2002年、2005年と2000年版を踏襲形で『環境会計ガイドライン』を公表し、現在に至っている。したがって、現在は『環境会計ガイドライン2005年版』が基本の環境会計ガイドラインとなっている。

『環境会計ガイドライン2005年版』における環境コストの分類は、以下のようになっている。すなわち、

- ① 事業エリア内コスト
 - ① - 1 公害防止コスト
 - ② - 2 地球環境保全コスト
 - ③ - 3 資源循環コスト
- ② 上・下流コスト
- ③ 管理活動コスト
- ④ 研究開発コスト
- ⑤ 社会活動コスト
- ⑥ 環境損傷対応コスト
- ⑦ その他のコスト

『環境会計ガイドライン2005年版』では、いわゆる社会的費用は対象としていないとしているが、上記の環境コストの分類を見ると、社会的費用の内訳化（私的コスト化）が意図されているようにも考えられる。たとえば、地

図7 本田技研工業(株)の環境保全コスト

分類	主な取り組みの内容	2014年度		2013年度	
		投資額 (百万円)	費用額 (百万円)	投資額 (百万円)	費用額 (百万円)
事業 エリア内 コスト	公害防止コスト	675	1,232	1,177	1,903
	地球環境保全コスト	1,319	76	3,097	515
	資源循環コスト	104	568	2,279	1,280
上下流コスト	●生産、販売した製品等の リサイクル、回収、再商品化、適正処理 ●業界団体等への負担金	122	777	4	45
管理活動コスト	●環境マネジメントシステムの構築、運用、認証取得 ●環境負荷の監視、測定 ●環境保全対策組織、社員への環境教育等 *環境広報活動のための費用	642	1,423	43	2,424
研究開発コスト	●製品等のライフサイクルにおける 環境負荷抑制のための研究開発、企画設計 *EV(電気自動車)、プラグインハイブリッド車を含む 先進環境対応車の研究開発	2,339	248,805	10,235	215,188
社会活動コスト	●自然保護、緑化、美化、資源保持等の環境改善対策 ●地域住民への支援、情報提供等 *ビークリーン運動、「水源地の森、保全活動	3	398	0	239
環境損傷対応コスト	●土壌汚染の修復等	1	2	0	4
合計		5,205	253,281	16,835	221,597

- ・集計対象 本田技研工業（株）、（株）本田技術研究所、ホンダエンジニアリング（株）、（株）ホンダアクセス
- ・集計期間 開始：2014年4月1日 終了：2015年3月31日
- ・公表した数値には一部推計値を含みます
- ・集計表の作成にあたっては、環境省より公表されているガイドライン、ガイドブックなどの環境会計に関する資料を参考としました
- ・キャッシュフローをベースとし、減価償却費を除いた金額です

（出所）<http://www.honda.co.jp/environment/report/outline/accounting/>

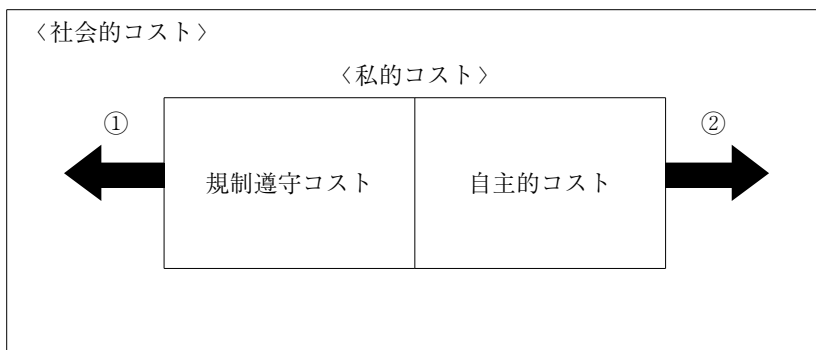
球環境保全コストや環境損傷対応コストは、従来は社会的費用そのものとも考えられるからである。

事例として、ホンダ技研の環境会計を見てみよう（図7参照）。研究開発コストがダントツに多額である。この費用は経営戦略とも関連して重要なコストと考えられるが、地球環境保全コストや環境損傷対応コストは、経営戦略からは（環境経営戦略は別として）、コストをかけてもかけなくても企業にとってメリットは薄い。全く自己本位で考えれば、余計なコストということになる。

國部（2000）は、社会的費用と私的費用を図8のように図示し、社会的費用が企業の私的費用化することを示唆している。

これまで企業が負担しなくても済んでいた費用の負担を、企業は負担するようになってきている、とはいうものその費用負担増分があっても、企業が従来の利益を確保しようとすれば、売価に転嫁することになる。しかし、割高となった売価では、価格競争の激しい市場内で競争に打ち勝つことは難しい。割高であるが環境にやさしい製品を消費者は、どこまで購入するかとい

図8 社会的費用の内部化



（出所）國部（2000）。p.44.

なお①は規制強化による内部化、②は自発的な内部化の方向を示すとしている。

うことになる。そこで、グリーン購入という考え方が生まれる。

Ⅳ グリーン購入法と社会的費用の内部化

2000年に循環型社会形成推進基本法（2000年制定）の一環としていわゆる「グリーン購入法」（正確には「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」）が制定された。これまでは供給側からの環境への取組みが主であったが、需要側からの取組みによって、地球環境保全を促進しようという意図の法律である。

國部（2000）の枠組みでいうならば、規制遵守によって、社会的費用を内部化しようというものである。

同法による「環境物品等」とは、以下のように定義されている。すなわち、

- ① 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料または部品
- ② 環境への負荷の低減に資する原材料または部品を利用していること、使用に伴い排出される温室化ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部または一部の再使用または再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができること、その他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- ③ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

さらに、グリーン購入法によれば、国、地方公共団体、民間の3分野に分けてグリーン購入の義務の強制度に差を設けている。

- ① 国及び独立行政法人等にグリーン購入を義務付ける（「努めなければならぬ」）（第三条）
- ② 都道府県、市町村及び地方独立行政法人にグリーン購入の努力義務を負う（「務めるものとする」）（第四条）
- ③ 事業者及び国民はグリーン購入に努める（「できる限り環境物品等を選

択するよう努めるものとする」(第五条)

国には強制的にグリーン購入を規定し、市町村には、努力目標とし、民間には、できる限り努めるという目標を明示してきた。いずれにしても、購入側に社会的費用を負担させる構造となっている。

では、グリーン購入法は日本だけかということになるが、当然日本だけではなく、国際的にもグリーン購入の必要性が認識されつつあるなか、東京ビッグサイトにおいて2015年12月10日、環境省と公益財団法人日本環境協会の主催による国際シンポジウムが「世界のグリーン公共調達 GPP (Green Public Procurement) と環境ラベルの最新動向」というテーマにて開催された。日本からは、日本のグリーン購入法やエコラベルの推進に関する紹介があり、EU、ドイツ、タイ、韓国、中国からそれぞれの国の現状の報告がなされた。今回のシンポジウムに参加しなかった国々も主に先進国であるが、グリーン購入は様々な形で行われている。製造側だけでなく、国際的な市場のグリーン化を推進するための重要な取り組みとなりつつある。

結局のところ、このグリーン購入は、企業が地球環境保全のために、規制遵守によっても、自発的によっても、社会的費用を企業の内部化(私的コスト化)することになるが、企業の利益を確保しないと、社会的費用の内部化は促進されないので、企業の利益は保証する必要がある。かといって、一般国民に、グリーン購入するように強制化はできないので、各国とも一番取り組みやすい国の機関にグリーン購入(グリーン公共購入、GPP)を義務強制化する政策をとることとなる。

V まとめ

地球温暖化の防止となる温暖化ガス削減に伴う社会的費用の内部化について考察してきた。当初は、先進国の経済発展の負の遺産として、蓄積された二酸化炭素や現在も排出されつつある二酸化炭素を、先進国は途上国に対し

て償う意味で COP があった。

少なくとも1990年～2000年ぐらいまでは、その論理が一般的であったが、その後、二酸化炭素の排出は途上国の方が多くなり、途上国も二酸化炭素の排出について全く無視することができない状況になっている。

会計学の立場からも、2005年以来、取引権制度における会計処理の国際的基準はない。制度化されれば、企業としてはそれだけ支出の義務を負うことになるため、簡単には合意できない。とりわけ、それまでは社会的費用として、企業としては負担する費用でなかった費用を負担することになるので、その分、価格に転嫁できなければ、利益が減少することになり、企業経営者としては、できるだけ負担を避けたいという意図が働くのである。

しかし、このままでは、二酸化炭素削減に伴う社会的費用の内部化は進展しない。企業が存続するためには、継続的な資金調達を必要とするが、その資金の調達に関連して、社会的責任投資（Socially Responsible Investment：SRI）や最近では ESG（Environment, Social, Governance）投資が注目されている。特に ESG 投資は、2006年に国連が提唱した責任投資原則に基づいた投資である。すなわち、

- ① 問題のある企業に投資しない
- ② すぐれた企業に投資する
- ③ 使い道を絞った債券に投資する
- ④ 企業と対話して社会的責任を果たさせる

などの原則を掲げている（『日本経済新聞』2015年11月30日）。

したがって、企業側も資金調達するための対応の変革に迫られることになる。SRI や ESG 投資を呼び込むためにも、短期的な業績の追及のみでなく、長期的な観点に立って、社会での有用性や持続可能性を追求する経営さらには地球環境に負荷を与えない経営であることを、財務以外での情報も含む情報として開示する方法が求められてきた。その要求に呼応するかのように統合報告書（Integrated report：IR）〔The International Integrated Reporting

Council (IIRC), 2013]という企業報告が出現した。この統合報告書での開示の採用や投資家との対話を取り入れる企業が増加しつつある。

たとえば、みずほフィナンシャル・グループは2015年11月の投資家説明会において ESG の取組を説明し、環境プロジェクトなどの関連融資が1年で4割増えた実績をアピールしたことをはじめとして、生保を中心に日本の機関投資家も ESG 投資に力を入れ始めている。しかし日本はこの ESG 投資においては欧米に比べかなり出遅れている（図9を参照）。世界での ESG 投資の運用資産規模は約21兆ドル（2570兆円）に達し、この2年で6割伸びたとされる（『日本経済新聞』2015年11月30日）。

地球温暖化の防止となる二酸化炭素削減に伴う社会的費用の内部化の促進には、全地球的取組が求められる。直接的には、社会的費用の内部化に伴う会計的処理の国際的規定の確定が必要であり、間接的に ESG 投資における投資先として地球温暖化の防止に率先して取り組んでいる企業が選ばれることが必要である。

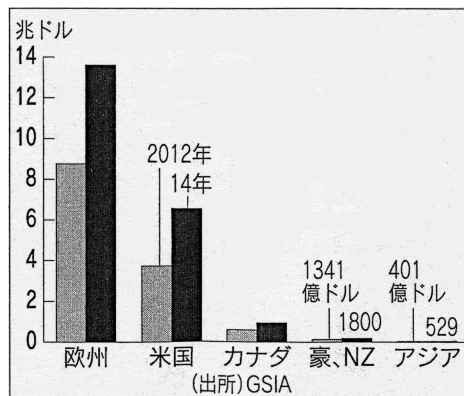
SRI や ESG 投資と逆に、すでに投資してしまった企業がその後 CSR の観点から不適切な企業であると判明した場合、その投資を撤退（Divestment）することもあったが、地球環境問題の二酸化炭素削減の根本的解決策として化石燃料関連企業（石炭生産企業、化石燃料企業、石炭火力発電企業など）からの投資撤退が、新たな動きとして顕在化している。たとえば、2011年に始まったとされるアメリカの大学生による化石燃料企業からの投資撤退運動によって、スタンフォード大学が大学運用における投資先としての化石燃料企業から投資撤退しているなどの例がある（『日本経済新聞』2015年12月20日）。

しかし、この化石燃料企業等からの投資撤退は、単に二酸化炭素削減の根本的解決策という道徳的・倫理的な観点のみからの行動ではなさそうである。COP21の「パリ協定」で一層明確とはなったが、気温上昇限度2度目標や1.5度目標の達成に伴う二酸化炭素削減のために化石燃料の利用制限が厳し

くなることが予想されることから生まれる化石燃料関係の資産を資産として保有しても使用できないという現象が出て来たからである。すなわち、化石燃料関連資産の座礁資産（Stranded Assets）化である。オックスフォード大学のSSEE（Smith School of Enterprise and Environment）は最近の座礁資産の例として①アメリカにおける石炭火力発電関連資産の陳腐化、②ヨーロッパにおける高効率天然ガス発電施設の陳腐化、③石油コスト上昇による採掘権の座礁資産化、④農産物関連資産の座礁資産化、⑤投資撤退運動などの社会運動による債券や株式価値の毀損を挙げている〔曾我（2014）、Ben Caldecotte and Nick Robins（2014）〕。

投資撤退や座礁資産化は、社会的費用としての二酸化炭素発生の原因を絶つ新たな現象ともいえる。

図9 ESG投資は欧米が先行



(出所) 日本経済新聞、2015年11月30日。

(付記) 本稿は、アジア研究所「研究プロジェクト研究活動報告書」(代表：范 云涛) (平成24、25年度研究) 『2020年気候変動対応次期国際協調枠組み再構築に向けたアジア地域環境ビジネス連携の可能性に関する研究』による

研究報告であり、大島正克（2012）「排出権取引会計に関する動向と考察—ポスト京都議定書の国際的動向を踏まえて—」アジア研究所「研究プロジェクト研究活動報告書」（代表：范 云涛）『ポスト京都議定書以降の日中環境協力メカニズムに関する研究』亜細亜大学アジア研究所の継続研究による研究報告である。

参考文献

（英語文献）

- Ben Caldecott and Nick Robins. (2014) *Greening China's Financial Markets : The Risks and Opportunities of Stranded Assets, Briefing Paper*. Smith School of Enterprise and the Environment, Stranded Assets Programme.
- Coase, R.H. (1960). "The Problem of Social Cost." *The Journal of Law and Economics*. [宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文（訳）（1992）『企業・市場・法』東洋経済新報社。]
- Sandel, M.J. (2012) *What Money Can't Buy : The Moral Limits of Markets*（マイケル・サンデル [著]、鬼澤忍 [訳]（2012）『それをお金で買いますか：市場主義の限界』早川書房。）
- The International Integrated Reporting Council (IIRC) (2013) *The International <IR> Framework*.
- Valentin Bellassen and Nicolas Stephan.ed., (2015) *Accounting for Carbon, Monitoring, reporting, and Verifying Emissions in the Climate Economy*, Cambridge University Press.

（日本語文献）

- 有馬 純（2015）.『地球温暖化交渉の真実』中央公論新社。
- 大島正克（1993）.「グリーン・アカウンティングにおける一考察—市場メカニズムの利用と環境的アカウンタビリティ—」『経営論集』第28巻第2・3号合併号、pp.33-58.

- 大島正克 (2004). 「中国の環境会計」勝山進 (編著) 『環境会計の理論と実態』中央経済社、第11章、pp.169-184.
- 大島正克 (2012). 「排出権取引会計に関する動向と考察—ポスト京都議定書の国際的動向を踏まえて—」アジア研究所「研究プロジェクト研究活動報告書」(代表：范 云涛) 『ポスト京都議定書以降の日中環境協力メカニズムに関する研究』亜細亜大学アジア研究所。
- 環境省 (2008). 『諸外国における排出量取引の実施・検討状況』環境省。
- 環境省国内排出量取引制度検討会 (2008). 『国内排出量取引制度のあり方について 中間まとめ』環境省。
- 環境省地球環境局地球温暖化対策課 (2005). 『図説 京都メカニズム』環境省。
- 黒川行治 (2003). 「温室効果ガス排出権会計の二つの論理」『会計』、第164巻第4号、pp.1-19.
- 耿 興龍 (2007). 「排出権取引の会計に関する一考察」『経営学研究論集』(亜細亜大学大学院) 第31号、pp.7-36.
- 古賀智敏責任編集、池田公司編著 (2015). 『統合報告革命 ベスト・プラクティス企業の事例分析』税務経理協会。
- 國部克彦 (2000). 『環境会計 改訂増補版』新世社。
- 阪 智香・大鹿智基 (2011). 「排出量参加等と企業価値」『会計』、第180巻第4号、pp.121-135.
- 柴田英樹・梨岡英理子 (2006). 『進化する環境会計』中央経済社。
- 曾我昂平 (2014). 「SSEE 座礁資産の実例と中国経済への影響をまとめたレポートと発表 (2014年9月) 『NFI リサーチ・レビュー 2014年10月』
- 仲 伯維 (2014). 「排出権取引に関する会計処理の研究—中国の場合—」『社会関連会計研究』第26巻、pp.51-67.
- 橋爪大三郎 (2008). 『「炭素会計」入門』洋泉社。
- 藤井良広編著 (2009). 『カーボン債務の理論と実務 算定・評価・マネジメ

ント』中央経済社。

村井秀樹 (2008). 「欧州排出量取引制度 (EU-ETS) の現状と会計基準の方向性」『企業会計』中央経済社、第60巻第12号、pp.66-74.

八木裕之 (2011). 「サステナビリティ会計の構想と展開」『会計』、第180巻第4号、pp.42-54.

ロバート・G・エクレス、マイケル・P・クルス (2015). 北川哲雄監訳. KPMG ジャパン統合報告アドバイザーグループ訳 (2015). 『統合報告の実際—未来を拓くコーポレートコミュニケーション』日本経済出版社。

(資料)

「超熱女クラブ」『日本経済新聞』2013年6月26日夕刊

「ESG 投資 生保動く」『日本経済新聞』2015年11月30日朝刊

「すべての国が削減目標」『日本経済新聞』2015年12月13日朝刊

「社説 低炭素社会へ変革促すパリ協定」『日本経済新聞』2015年12月15日朝刊

「温暖化1.5度以内 道険し」『日本経済新聞』2015年12月20日朝刊

「脱・石炭火力パリ協定迫る」『日本経済新聞』2015年12月25日朝刊

「ホンダ技研の環境会計」<http://www.honda.co.jp/environment/repoer/online/accounting/>

中韓 FTA の歩みと影響推計

奥 田 聡

China-South Korea FTA ---Development and Impacts---

Satoru OKUDA

はじめに

中韓間の経済関係は年を追うごとに緊密さを増している。韓国から見て中国は最大の貿易相手国である。2014年の両国間の往復貿易量は2354億ドル、対世界貿易の21.4%を占めるに至った。同年の韓国の対中貿易黒字は553億ドル、GDP 対比3.9%に達する。アジア通貨危機後の韓国経済は輸出依存度を高めており、好調を維持する対中貿易は韓国経済を底割れの危機から救う存在となっている。中国から見ても、韓国は貿易投資の両面、とくに投資のホスト国として重要な存在となっている。2013年発足の朴槿恵政権が対中傾斜を強める中、2014年11月に中韓 FTA 交渉が妥結に至り、2015年6月には正式署名に至った。

韓国はこれまでも日本を上回るペースで FTA を推進してきたが、中韓 FTA の進展は韓国の FTA 推進史上の大きな節目となる。また、同 FTA の発効は韓国自前での自由貿易ネットワーク完成への大きな第一歩となる。中韓 FTA 交渉の妥結で、韓国の輸出の7割が FTA によってカバーされ、FTA 締結先の GDP 総額は世界計の4分の3に達することとなり、名実ともに FTA 大国にのしあがる。中国にとっても、中韓 FTA はその FTA 案件の中でも中核的な存在で、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) や日中

韓 FTA など今後中国が推進するアジア地域での広域 FTA 案件のベンチマークになると思われる。

中韓両国はこれまでの高い経済成長を遂げ、その GDP 総額は12兆ドル弱と世界経済の中でも無視しえぬ巨大な存在となった。日本は両国と貿易・投資を通じて密接なかかわりを持っているが、中韓両国が締結する中韓 FTA がおよぼす日本への影響は少なからぬものとなるのは間違いない。

本稿では中韓両国の FTA の概要を見た後で中韓 FTA のこれまでの歩みを振り返るとともに、大づかみながらもその影響を推計して紹介する。影響推計に当たっては、中韓両国だけでなく、わが国をはじめとする第三国への影響についても見ていくこととする。

第1節 中国と韓国の FTA

早くから地域統合の動きが活発であった北アメリカやヨーロッパにくらべ、アジアは長らく地域統合の後発地域と言われてきた。アジアにおける地域統合では1990年代に AFTA（ASEAN 自由貿易地域）を始動させた ASEAN が先行しており、北東アジアでの動きは鈍かった。しかし、21世紀に入るとアジアでも地域統合に向けた動きは活発化した。AFTA の自由化度は年々高まり、周辺諸国との FTA（自由貿易協定）締結も積極的に進めた。ASEAN のこうした動きは地域統合に積極的でなかった北東アジア諸国の背中を押した。こうして、アジアの主要プレーヤーである日本、中国、韓国は相次いで FTA の推進に乗りだした。

アジアにおける FTA は初期における二国間協定全盛の段階から広域 FTA の実現を目指す段階へ移ろうとしている。アジアにおける広域 FTA にはアメリカ主導の「アジア太平洋トラック」とアジア諸国だけの経済統合を目指す「東アジアトラック」の二つの大きな潮流がある¹。東アジアトラックにおける主導権を巡っては自らをアジアの FTA ハブと任ずる ASEAN、ASEAN+6 を推進した日本、ASEAN+3 を推進した中韓が互いに争ってき

たが、近年では経済規模の拡大や FTA への積極姿勢が目立つ中韓と TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への傾斜を強める日本が対抗する構図が鮮明になっている。こうした中、中韓 FTA の合意は東アジアトラックにおける中韓の連携強化を強く印象付ける。

（１）中国の FTA

鄧小平による改革開放政策（1978年開始）と南巡講話（1992年）を契機に、閉鎖的な自給自足体制にあった中国経済は国際経済への関与を急速に深めていった。2001年の WTO 加盟は中国経済のさらなる対外開放とそれを活用した高度成長の原動力となった。世界経済が停滞傾向を強める中、中国は生産基地、そして近年では販売市場としての地位を確立し、2014年の対内直接投資額は1285億ドル（UNCTAD）と、単一市場としては世界最大の投資受入国となった。外資の活用が進むにつれ、中国経済の貿易依存度も上昇した。1980年には6.0%に過ぎなかった輸出（財＋サービス）の GDP 比は2013年には22.6%（世銀）と、日米を上回る水準に達した。WTO 加盟後10年あまりの対外開放と経済発展の経験を通じて、中国は自由化に対する自信を深めた。皮肉にも中国が加盟した頃から WTO は加盟国間の対立で合意導出のペースが鈍っていた。中国も他国と同様に自前での自由貿易網としての FTA 拡充策を採用し、着々と取り組んできた（表1を参照）。現在、中国は21か国・地域との間で12の FTA を発効させているのははじめ、妥結、交渉中、準備・研究中も含め何らかの形で推進されている FTA は38か国・地域との間の25案件に上る。これらの相手先への輸出は中国の総輸出の49.3%（2014年基準）を占め、その市場規模は中国自身を含め世界 GDP 対比34.9%（2013年基準）に達する。後述する韓国ほどではないにせよ、FTA を通じた自前での自由貿易網の構築は着々と進んでいる。

初期の FTA 案件では、漸進性と戦略性が特徴であった。2002年11月の ASEAN+3 首脳会議で枠組み協定が締結された中国・ASEAN FTA は、中国

表1 中国のFTA推進現況（2015年12月15日現在）

推進区分	相手先	中国の輸出 シェア (2014年)	対世界GDP シェア (2013年)
発効 (12案件21か国・地域)	香港(2004)、マカオ(2004)、ASEAN(10か国、2005)、チリ(2006)、パキスタン(2007)、ニュージーランド(2008)、シンガポール(2009)、ペルー(2010)、台湾(2010)、コスタリカ(2011)、アイスランド(2014)、スイス(2014)	31.0%	18.7%
妥結 (2案件、2か国)	韓国、オーストラリア	6.0%	3.8%
交渉中 (7案件、26か国)	GCC(ペルシア湾岸協力会議、6か国)、ノルウェー、日中韓、RCEP(15か国)、スリランカ、モルジブ、グルジア	11.9%	12.0%
準備・研究中 (4案件、4か国)	インド、コロンビア、モルドバ、フィジー	0.4%	0.5%
(参考)	APTA(特惠関税協定、1976年発効)、ASEAN(アップグレード交渉)、パキスタン(アップグレード交渉)、SACU(南部アフリカ関税同盟、2004年に交渉開始に合意、進展なし)	-	-
合計25案件、38か国・地域(重複を除く)		49.3%	34.9%

(注)「発効」相手先のカッコ内は、発効年。ASEANとのFTAについては、本番FTAとしての発効時期を記している。輸出シェア、対世界GDPシェア計算において、複数の推進区分に該当する相手先については、上位の推進区分により計算。対世界GDPシェアの計算では、中国自身は「発効」に含めた。

(資料)中国商務部FTAウェブサイト(<http://fta.mofcom.gov.cn/index.shtml>)、JETROウェブサイト(中国のWTO・他協定加盟状況、http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/trade_01/)、世銀データサイト(<http://data.worldbank.org>)、World Trade Atlasなどを参考に筆者作成(いずれも2015年12月15日アクセス)。

のFTAが持つ特質の多くを体現するものといえる。第1が、「小さく生んで大きく育てる」方式である。一括交渉で一気に高度な自由化を達成しようとせず、自由化にともなう自他の痛みを考慮する漸進的なアプローチを採用している。第2に、政治・外交ツールとしての側面である。中国のFTAでは地理的に近い国々を重視する傾向があるが、それは近隣国の戦略的重要性

と密接な関連がある。ASEAN との FTA では、アーリーハーベストによる自国市場の先行開放という身を切るような譲歩を提示し、自由化に慎重で経済格差が大きい ASEAN の事情を最大限考慮して漸進的アプローチを採用するなど、善隣外交推進のための細心の配慮が見て取れる。これと関連し、第3には、アジアでの広域 FTA 形成における発言力確保の狙いが見える。「東アジアトラック」の主導権を巡っては ASEAN+6 を提唱した日本に対抗して中国は ASEAN+3 の優先推進を唱えた。そこで、中国は「東アジアトラック」の老舗格である ASEAN を取り込むことでその主導権争いを有利に進め、地域における貿易ルール決定が自国の利益に合致するよう誘導しようとしたのであった。これはまた、地域における発言力強化を通じて、高度かつ拘束的な自由化を声高に叫ぶアメリカへの対抗としての側面もあった。

その後、中国の FTA には従来の戦略性重視に加えて経済的利益の獲得という要素が加わるようになってきている²。FTA と関連した経済的利益の追求はまだ緒に就いたばかりであるが、これは今後ますます強調されていくと思われる。これと関連し、漸進性と高度の自由化を併存させる新たな「小さく生んで大きく育てる」式の FTA 推進が増えている。FTA 発効に伴う影響を見極めながら徐々に市場開放を行う漸進性を基本としつつも、外交戦略や将来的な経済的利益との兼ね合いで大胆な自由化を試みるケースが出始めている。

こうした案件の典型は、オーストラリア、韓国など先進諸国との FTA である。先進諸国との FTA のテストケースとなったのが2008年発効の中国・ニュージーランド FTA である。ニュージーランドの経済規模は小さく、得られる経済的利益もさほど大きくないが、先進国間の FTA と同様の高い開放水準の本格的 FTA としては中国初のものであった。2019年の自由化完成時までには中国側は97.2%の関税を撤廃するが、この自由化率はそれまでの FTA に比べると格段に高い。一方、発効時の関税撤廃率は24.3%に留まり、文字通り「小さく生んで大きく育てる」式的设计となっている。

経済的利益を追求する本格的 FTA としては、2015年6月にそれぞれ正式署名され、同年内に発効予定となった中国・オーストラリア FTA と中韓 FTA が挙げられる。オーストラリアと韓国はともに経済規模が1兆ドルを上回り（それぞれ1兆5600億ドル、1兆3000億ドル、2013年）、輸出額もオーストラリア向けが391億ドル、韓国向けは1003億ドル（それぞれ2014年）と、単一締結先としてはこれまでにない大型案件となる。

中国の対豪輸出は FTA 発効と同時に91.6%が無税化の対象となり、5年以内にオーストラリア側の関税が全廃される。中国側の発表³では、FTA 発効による関税削減は総額16.6億米ドルで、そのうち10.2億米ドルが即時減免となる。関税削減の恩恵の大きい品目は主として製造業製品であり、具体的には衣服・皮革、電機、その他製造業品、鉄鋼・金属、化学製品などである。これら品目の関税削減は削減総額の91.9%を占める。これにより対豪輸出が中国の世界向け輸出に占めるシェアは1.7%から2.1%に上昇すると予測される。2014年の輸出実績に即して言えば、約94億ドルの輸出増が見込まれ、これは GDP の約0.1%に相当する。中国人学生のワーキングホリデー枠確保や特殊技能人材のビザ取得、対豪直接投資に関する審査免除の拡大などの貿易以外の分野での成果も得ている⁴。

一方、中国も思い切った自由化に踏み切った。対豪輸入のうち、金額基準で85.4%が発効時に無税となり、15年後の自由化完成時点では97%にまでその対象が広がる。米麦、綿花、植物油、砂糖については除外されるが、オーストラリア側の関心品目である乳製品、牛・羊肉、ワインなどの関税は最終的には撤廃される。主力品目の大幅な需要増が見込まれる中国市場でのゼロ関税の獲得はオーストラリアにとって魅力的で、ほぼ同時進行する日韓との FTA よりも強い関心を寄せている⁵。

本稿の主要なテーマとなる中韓 FTA に関しては別途論じることとするが、中国から見て、FTA 締結先のなかでは最大の取引先であり、最大の対中投資国である。対先進国の FTA 案件の一つであり大きな経済効果が見込まれ

るが、とくに韓国からの投資呼び込みによる利益を見込んでいることに特色がある。署名に至るまで、中国は10年越しの勧誘を重ねたが、この大型 FTA の進展により中国はアジアにおける FTA の一大勢力としてその存在感を示すこととなった。一方、中韓 FTA には随所に従来からの漸進的側面も垣間見える。この FTA は中国が以前から重視してきた近隣国との FTA である。その自由化率は既存案件の中では高い部類に属するが、中国・オーストラリア FTA ほど高くはない。対先進国の経済利益追求型 FTA と従来からの漸進的アプローチの FTA との中間形態といえる。

オーストラリアおよび韓国との FTA が発効間近となり、アメリカ主導の「アジア太平洋トラック」の旗艦格となる TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）が基本合意に至った今、中国の FTA 推進の次なる焦点は RCEP（東アジア地域包括的経済連携）と日中韓 FTA である。

RCEP はその経緯からして FTA を巡る「東アジアトラック」での主導権争いと密接にかかわってきた。ASEAN+3（日中韓）を提唱する中国・韓国と ASEAN+6（周辺6か国）を提唱する日本とが主導権を争ったが、日本が2010年秋に TPP への参加検討を突如として表明したのを契機に主導権争いが棚上げされ、事実上の東アジア共同体ともいべき RCEP の発足を目指すこととなった⁶。

現在交渉が進行中の RCEP の交渉国はかつて日本が提唱した ASEAN+6 と重複するが、ニュージーランドとの FTA が発効し、韓国、オーストラリアとの FTA の発効が時間の問題となった今、周辺6か国を対中包囲網と関連付ける発想は今の中国ではかなり薄らいだ。現在の懸案は推進過程にある広域 FTA を活用して対中批判的な姿勢を崩さない日本とインドを自陣営に引き寄せることであろう。

RCEP は東アジアトラックにおける広域 FTA 構想を巡る日中の妥協の産物であったが、今やアジア諸国の多くは中国主導の広域 FTA と認識するようになってきている。オーストラリア、韓国との FTA 交渉を終えた中国が

RCEP に注力するのは東アジアトラックにおける主導権を固めるためである。RCEP の実現は日本とインドを東アジアトラックに取り込むことを印象付ける⁷。

(2) 韓国の FTA

輸出主導型の経済発展を遂げた韓国は、GATT・WTO による世界的貿易自由化の恩恵を最も多く受けた国の一つである。だが、1995年に発足した WTO は機能不全に陥り、韓国も他の諸国と同様に FTA による自前の自由貿易網の構築に迫られるようになった。そして、1998年に韓国は FTA を対外経済政策の一手法として採用し、日本及びチリとの FTA に着手した。

だが、FTA 導入初期の推進速度は遅々としたものだった。日本との FTA は対日赤字増大の懸念や自動車など対日競争を強いられる業界からの反発によりブレーキがかかった。チリとの FTA は4年がかりで妥結に持ち込んだが国内説明のまずさから国会批准に手間取り、推進開始後5年5か月を経た2004年4月ようやく発効した。当時、韓国は FTA 推進において日中の後塵を拝していた。こうした状況を打開すべく、2003～04年にかけて FTA 推進速度の加速を図るべく「FTA ロードマップ」が打ち出された。ロードマップには複数案件の同時進行や、主要案件ごとの重要度などが盛り込まれ、その後の FTA 急拡大の指針となった。

表2は韓国の FTA のこれまでの成果をまとめたものである。かつて自らを「FTA 遅刻生」と呼んだ韓国は、日中を上回るペースで FTA を推進し、現在の発効案件は11件、相手先数は49か国に上る。韓国ではしばしば FTA で自由貿易が達成された相手先の市場を「経済領土」とよぶ。自由貿易化により自国と同様の活動ができることを「領土」と表現したのだ。経済領土比は、輸出に関しては韓国の総輸出の45.1%に達し、市場規模に関しては世界シェア61.1%に上る。FTA が発効した相手先としては、ASEAN、EU、アメリカなど主要な貿易相手が並ぶ。既述のように、第1位の貿易相手である

表2 韓国のFTA推進現況（2015年11月29日現在）

推進区分	相手先	輸出シェア (2015年 1-7月)	対世界GDP シェア (2014年)
発効 (11案件、49か国)	チリ、シンガポール、EFTA（4か国）、ASEAN（10か国）、インド、EU（28か国）、ペルー、アメリカ、トルコ、オーストラリア、カナダ	45.1%	61.1%
署名 (4案件、3か国)	コロンビア、中国、ニュージーランド、ベトナム	25.6%	14.0%
交渉中 (4案件、7か国)	日中韓（2か国）、RCEP（15か国）、中米諸国（5か国）、エクアドル	5.7%	6.4%
交渉再開待ち (4案件、7か国)	インドネシア、日本、メキシコ、GCC（ペルシア湾岸協力会議、6か国）、	5.8%	3.8%
交渉準備・共同研究 (3案件、6か国)	MERCOSUR（4か国）、イスラエル、マレーシア、TPP（12か国）*	1.8%	4.9%
合計26案件72か国（重複を除く）		84.0%	90.1%

（注）TPP については「関心表明」（2013年11月）で、韓国はすべての参加国との間で FTA 案件を持つ。複数の推進区分に該当する相手先については、上位の推進区分に位置づける（国数、シェア計算上）。対世界 GDP シェアの計算では、韓国自身は「発効」に含めた。

（資料）韓国政府 FTA ウェブサイト (<http://www.FTA.go.kr>)、韓国国家統計ポータル (<http://kosis.kr>)、世銀データサイト (<http://data.worldbank.org>)などを参考に筆者作成（いずれも2015年11月29日アクセス）。

中国との FTA についても署名にこぎ着け、発効を間近に控えている。主要貿易相手や巨大な国内市場を抱える国を相手先を選ぶなど、経済的利益の獲得を念頭に置きながら FTA を推進してきた結果といえる。何らかの形で FTA が進行されている案件について輸出カバー比、市場規模の世界シェアを算出してみるとそれぞれ84.0%、90.1%となる。FTA の推進によって自前の自由貿易網を手中に収めるという韓国の壮大な目論見は現実のものとなりつつある。

韓国の FTA の特徴としては、推進過程での大統領のリーダーシップと国内対策が充実していることが挙げられる。交渉担当者はこれを背景として、

アメリカ、EU、中国などの大国とも堂々と渡り合う交渉力を発揮してきた。これまでの各政権の経済政策上の基本方針は所得重視あるいは分配重視と幾度かの変遷を経ているが、FTA に関して各政権とも積極的姿勢を維持してきた。

輸出拡大や韓国企業の投資権益保護、相手先との関係改善などのメリットが見込める FTA 案件についてはためらうことなく推進する。韓米 FTA の場合のように賛否が割れる案件や、中韓 FTA のように大きな国内被害をこうむりかねない案件については、国政の責任者である大統領のリーダーシップ不可欠である。韓米 FTA の場合には、農業での被害懸念と一部に根強い反米感情のため推進が危ぶまれていたが、盧武鉉大統領は対米関係改善と輸出促進のためにあえて推進することにした。また、同 FTA の批准前には、ISDS（投資者－国家間紛争解決）条項によって外国企業が韓国政府の施策に干渉するようになる、あるいは健康保険、国営企業、公共入札、学校給食、水道など国民生活に直結するサービスの正常な運営が韓米 FTA の規定によって妨害されるなどといった韓米 FTA にまつわる「毒素条項説」が流布されたことがあった。これに対して政府が毒素条項説には事実誤認等が多いことを累次説明したうえで2011年11月に与党ハンナラ党が強行採決に踏み切ったが、その背景には当時の李明博大統領の意向が働いたのは間違いない。中韓 FTA に関しては、農業や労働集約産業での国内被害が懸念されていたが、中国経済の高度成長と中韓経済関係の緊密さ、そして中国の対北朝鮮抑止力などを勘案した李明博大統領の決断が挙げられる。

国内対策としては、推進過程や発効後における FTA 活用法提案やメリット広報をきめ細かく実施するほか、農業など大きな被害が予想される部門への補償の大枠をタイムリーに示して関係者の不安をうまく和らげるのに長けている。韓国の FTA 補償策としてしばしば取り上げられるのが2004年に打ち出された119兆ウォン（約13兆円）規模の農村投融資計画である。これはもともとウルグアイラウンド後の市場開放への対策（10カ年）であったが、

韓国政府はこの計画をはじめとする既存の農業政策を精査し、FTA 対策として使えそうなものを改めて「FTA 対策」として焼き直したのが実態である。これを政策の使い回しとして批判する向きもあるが、厳しい財政制約の中、類似施策の不用財源活用策として前向きに評価することもできよう。韓米、韓 EU FTA のように大きな農業被害が予想される場合には、別途の国内対策（韓米20兆ウォン、韓 EU 2 兆ウォン）が立案されている。

2013年に発足した朴槿恵政権は、歴代政権と同様に FTA に対しては推進姿勢を堅持しているが、FTA で被害を受けるいわゆる FTA 弱者への対策を重視するのが特徴である。朴大統領の国内対策重視は2012年12月に実施された大統領選挙での韓米 FTA 論争で改めて明確に示された。野党の文在寅候補は毒素条項説に立脚して韓米 FTA の破棄あるいは再交渉を主張したのに対して、朴候補は同 FTA の存続とともに FTA 発効に伴う被害の救済に特に言及している。

朴政権発足後の2013年6月には今後の FTA 政策の方向を示す新通商ロードマップが打ち出された。これは FTA 国家戦略の10年ぶりの改訂となる。新通商ロードマップには選挙戦中に示された朴大統領の FTA に関する考えが網羅されている。個別案件としては中韓 FTA の交渉加速に特に言及されたほか、広域 FTA への傾斜が特筆される。RCEP については「積極参加」、日中韓 FTA については「推進」、TPP についても「踏み込んだ検討」としている。このほか、FTA と関連した弱者救済が強調されているが、これは福祉拡大や経済民主化（財閥への経済力集中の排除と中小企業重視）といった朴政権の経済政策の基本方針を反映したものと言える。

韓国はそれまで、自国の主張が反映されにくい広域 FTA の推進にはあまり熱心とは言えなかった。とくに、TPP に関してはコメ除外を勝ち取った韓米 FTA をゼロベースで再検討させられる可能性がある一方で、日本とメキシコ以外の参加国とはすでに FTA を結んでいて経済的メリットが大きくないこと、TPP を包囲網と見る中国への配慮などから、これを敬遠する空気

が強かったのは事実である。RCEP、日中韓 FTA については日本との FTA を意味し、対国内説明に政治的負担が生じることなどからこれらについても積極的な推進姿勢を示してこなかった。

それにもかかわらず、韓国が広域 FTA への傾斜を余儀なくされた背景には、韓国の FTA がすでに相当進展し、新たに二国間 FTA を結ぶ相手先が少なくなったという具体的な事情のほかに、広域 FTA が地域における貿易ルールを事実上決定するようになってきていることが挙げられる。外需依存的な傾向が深まった韓国にとって輸出の拡大は死活問題だが、貿易ルールがどのように策定されるかが今後の韓国経済の消長を左右するといっても過言ではない。

第 2 節 中韓 FTA のこれまでの歩み

これまでの中韓両国の FTA 推進過程において、中韓 FTA は大きなイシューであり続けた。上の説明の中でも中韓 FTA に触れられている部分があるが、今一度同 FTA の歩みを整理してみたいと思う。

中韓 FTA が早くから両国の関心を引いたのはある意味当然と言える。貿易・投資を通じた両国間の経済関係が緊密化しているうえ双方の経済規模も大きいこと、関税の最恵国税率が比較的高いままに留めおかれたことなどから、FTA の経済的意義は極めて大きいものがある。また、互いの存在が地理的に近く、外交・安保など経済外的な側面も無視しえない。

(1) 中国の熱心な勧誘と韓国の状況変化

中韓両国のうちで早くから中韓 FTA の推進に熱心であったのは中国で、その姿勢は 2005 年ごろからかなり明確となってきた。このころ、民間共同研究が始まり、同 FTA についての影響分析や問題点の洗い出しなど基礎的な準備作業が進められた（表 3）。韓国を自国の影響圏下に引き寄せたいという外交・安保的な計算のほか、海外直接投資の受け入れを梃子にした経済発

表3 中韓FTAの推進日誌

2004年9月	ASEAN+3 経済長官会議の際の中韓通商長官会談で、民間共同研究開始の推進に合意
2005年	中国・国務院発展研究中心（DRC）と対外経済政策研究院（KIEP）の間の民間共同研究開始
2006年	民間共同研究終了
2007年3月22～23日	中韓 FTA 産官学共同研究 第1回会議開催（北京）
2010年5月28日	両国首脳臨席の下、両国通商長官が産官学共同研究終了に関する覚書に署名（ソウル）
2012年2月24日	中韓FTA公聴会
2012年5月2日	中韓FTA交渉開始宣言（北京）
2014年11月10日	交渉妥結宣言（北京）
2015年2月25日	中韓 FTA 仮署名
2015年6月1日	中韓 FTA 正式署名（ソウル）
2015年11月30日	韓国国会、中韓FTAの批准同意案を可決

（出所）韓国政府FTAポータルサイト（<http://fta.go.kr/>、2015年12月16日アクセス）

展政策を推進していた中国にとって、主要な投資国として浮上してきた韓国からの投資をさらに誘致して経済発展を一層加速させたいという経済的な思惑が中国の熱心な勧誘の背景にはあった。

一方、韓国としては国内産業、とくに農業や軽工業などに大きな影響が出るのを恐れて当初は中韓 FTA の推進に及び腰であった。政府間交渉に入る前には民間研究および産官学研究が念入りに行われ、特に農業、軽工業に関する韓国産業への影響については注意深く吟味された。このような慎重なアプローチは貿易不均衡の悪化を警戒した日韓 EPA の場合によく似ている。民間共同研究に続いて2007年に開始された産官学共同研究は1年ほどで結論の大枠は出ていたが、同研究は終了宣言がされないまま放置された。交渉関係者の証言によれば、賛否両論のあった中韓 FTA の扱いを決めかねていた韓国側としては、研究終了を宣言して政府間交渉に移るという流れを嫌ったために意図的に終了宣言を保留したという⁸。

しかし、その後2010年ごろより韓国側は中韓 FTA に前向きの姿勢を見せ

始めた。その背景としては、拡大を続ける中国市場を FTA によって先占しようとの思惑が韓国側に出てきたことや、中国に進出する韓国系企業が増え、部品・素材等の対母国調達に際して支払う関税コストの削減や投資企業の各種権益の保障などが大きな問題として浮上してきたことなどがある。また、安全保障上の問題も中韓 FTA の推進をためらう韓国の背中を押した感がある。2010年には韓国哨戒艦撃沈や延坪島砲撃など、朝鮮半島情勢が緊迫した。こうした情勢緊迫に対し、当時の李明博政権は従来の韓米軍事同盟とともに、中国の対北朝鮮影響力にも注目するようになった。こうした中、2011年11月の韓米 FTA 批准を契機に中韓 FTA は急進展を見せた。韓国は韓米同盟への配慮から韓米 FTA 処理を先行させたが、韓米 FTA の処理が一段落つくの間髪いれず中国との FTA に取り組んだ形である。こうして、2012年5月に中韓両国は FTA 交渉を開始した。

(2) 自由化のレベルの高さより政治的合意を優先

交渉では当初高レベルの自由化が目指された。交渉の迅速化を図るため、関税撤廃の抵抗感が強い品目（敏感品目）についての交渉を先行させ、それ以外の一般品目に関する交渉を後で行う、2段階交渉の方式が採用された。しかし、交渉が進むにつれて双方は FTA の影響を恐れて市場開放に慎重となり、高レベルの自由化という当初の目標は次第にしぼんでいった。かわって、この FTA を中韓間の関係強化を印象付ける存在として活用しようとする機運が次第に広がっていった。2013年2月に誕生した朴槿恵政権は、当初から外交における対中傾斜を鮮明にしておき、FTA 政策においても中韓 FTA を最重要視した。朴陣営は選挙戦においてこの点を言及しており、就任後の2013年6月に発表された新通商ロードマップでも中韓 FTA の重視が盛り込まれた。

2013年9月に第1段階の交渉が終結したが、商品貿易の自由化度合い品目ベースで90%程度に留まると伝えられた。敏感品目の自由化については十分

な合意が導出されないまま協定妥結という政治的成果を急ぎ挙げようとの両国に意図が透けて見えるような結果であった。その後の交渉過程でも自由化をめぐっては中韓両国の隔たりが大きいことがしばしば伝えられたが、政治決着を図ろうとする両国政権サイドの意向は次第に明確になっていった。2014年7月の共同声明で中韓首脳は、「中韓 FTA の年内妥結に向けた努力を強化する」とし、中韓 FTA 交渉は最終局面へと導かれた。そして、11月10日の中韓首脳会談の際、中韓 FTA がその交渉妥結が宣言された。2015年2月の仮署名、6月の正式署名を経て、11月末には韓国国会が中韓 FTA の批准同意案を可決し、年内の発効を目指しているところである。

(3) 中韓 FTA の内容

中韓 FTA は、両国において交易規模・市場規模ともに最大級となる本格的 FTA である⁹。2014年の中国の対韓輸出は1003億ドル、韓国の対中輸出は1453億ドルであった。同年の GDP 規模は中国が10兆3600億ドル、韓国が1兆4100億ドルに達する。しかし、韓中 FTA はその自由化の度合いが高いとは言い難い。中韓両市場での開放水準は GATT 24条の FTA 要件（通念上は9割以上の自由化と解される）を辛くも満たす程度で、自由化完成の時期も20年とかなり長めである。自由化完成時における関税撤廃率は、韓国市場が品目基準92.2%、金額基準91.2%となる（表4）。これは自由化完成時の開放率がほぼ100%となる韓米 FTA をはじめとする既存の FTA の場合と比べてかなり低い。中国の開放水準はさらに低く、自由化完成時における関税撤廃率は品目基準90.7%、金額基準では85.0%に留まる。これはほぼ同時期に交渉がまとまったオーストラリアとの FTA で中国が金額基準で97%の開放を決めたのと比べると中国の市場開放の姿勢がかなり消極的であることがわかる。OECD 加盟国が関与する FTA とはいえ、中国製造業の台頭とともに品目の競合が目立ち始めて対中市場開放に慎重な韓国の意向を汲んで、中 ASEAN FTA と同様の漸進性が随所に目立つ。発効時の関税撤廃率は韓国

表4 中韓 FTA 商品譲許結果（金額：百万ドル、比重：％）

譲許類型	韓国側譲許				中国側譲許			
	品目数	比重	対中輸入額	比重	品目数	比重	対韓輸入額	比重
即時撤廃	6,108	49.9	41,853	51.8	1,649	20.1	73	44.0
（無関税）	1,983	16.2	33,811	41.9	691	8.4	64,658	38.8
（有関税）	4,125	33.7	8,042	10.0	958	11.7	8,714	5.2
5年撤廃	1,433	11.7	3,098	3.8	1,679	20.5	5,830	3.5
10年撤廃	2,149	17.6	17,330	21.5	2,518	30.7	31,250	18.7
（10年以内）	9,690	79.2	62,281	77.1	5,846	71.3	110,453	66.2
15年撤廃	1,106	9.0	7,951	9.8	1,108	13.5	21,917	13.1
20年撤廃	476	3.9	3,406	4.2	474	5.8	9,375	5.6
（20年以内）	11,272	92.2	73,638	91.2	7,428	90.7	141,744	85.0
部分削減	87	0.7	2,276	2.8	129	1.6	10,014	6.0
現行関税＋関税割当	21	0.2	569	0.7	-	-	-	-
協定排除	16	0.1	77	0.1	-	-	-	-
譲許除外	836	6.8	4,209	5.2	637	7.8	14,994	9.0
合計	12,232	100.0	80,768	100.0	8,194	100.0	166,752	100.0

注：品目数は HS 2012年（韓国10桁、中国8桁）、輸入額は2012年基準。出所：韓国政府、「中韓 FTA 詳細説明資料」、2015年6月。

側が51.8％、中国側が44.0％（それぞれ金額基準）だが、発効時に新たに免税となる品目は韓国側9.96％、中国側5.2％に留まる。これにより、中韓両国とも発効時における市場開放の痛みを最小化しつつ、時間の経過とともに FTA 発効の影響が漸増するよう設計されている。まさに「小さく生んで大きく育てる」FTA といえる。

2013年9月の第1段階交渉終結の後、商品貿易の自由化水準は90％程度とされたが、その後の交渉でも自由化水準を高めることは出来なかったことになる。乗用車とコメについては両国において適用除外となった。このほか、工業製品での適用除外品目が相当数に上る。この点は、工業製品をほとんど免税とする先進国間の FTA の例とは大きく異なる。中国市場ではカラーテレビや有機 LED などの電機製品や精密部品、そしてギヤボックス、ハンド

ル、クラッチなどの主要自動車部品が除外された。これらの品目は中国において今後有望とみられるが現段階では十分に発達していない幼稚産品目であり、今後の育成をにらんで開放年限を長くとしたものとみられる。韓国としては輸出の主力の少なからぬ品目が FTA の恩恵を受けられないこととなる。一方、韓国市場では純綿糸やニット・織物衣類などの労働集約財が除外されている。農産品に関しては、韓国は大々的な市場開放を免れ、恐れられていた中国からの農産物の大量流入という事態からはひとまず遠ざかった形である。農水産物の開放は品目ベース70%、金額ベース40%での開放に留まり、アメリカや EU など先進国との FTA の場合に比べて著しく低い開放率にとどまった。他の韓国の FTA の多くと同様、トウガラシ、ニンニクなどの香辛料やリンゴ、ナシなどの果実類、牛肉、高麗人參のほか、多くの品目がコメとともに開放除外となった¹⁰。

第3節 中韓 FTA の効果分析

中韓 FTA の韓国への影響については、すでに各種推計が出されている¹¹。たとえば、企画財政部（2012）によれば、その後の交渉状況に近い低開放ケース（農産物・製造業製品をそれぞれ10%留保）で中韓 FTA の発効10年後における韓国の GDP は、2.28%増加するという¹²。しかし、日本など第三国が受ける影響については奥田・渡辺（2011）、奥田（2013）などがあるが、中韓貿易の急速な伸びなど最近の重要な環境変化を取り込んだ影響推計は多くない。中韓 FTA に関する詳細な譲許表が利用可能となった今、中韓両国だけでなく日本を始めとする各国が大きな影響を受けるとされる中韓 FTA の影響を定量的に推計し、その結果を公表したいと思う。

（1）データと主要仮定

影響推計に当たって用いたデータと主要な仮定は奥田・渡辺（2011）に準じるものとし、次のとおりとした。

[輸入額] 2014年

韓国：韓国貿易協会の貿易統計 (<http://www.kita.org/>)、HS10桁

中国：World Trade Atlas、HS 8 桁

※いずれも、商品分類は協定上の譲許表と同じく、HS 分類の最も詳細なレベルにて採録。

[FTA 発効前および発効後の関税率]

韓国、中国ともに協定上の譲許表による (<http://fta.go.kr/cn/doc/1/>)

[国内生産額]

韓国、中国ともに HS10桁あるいは8ケタレベルでの詳細な商品分類別の国内生産額のデータは存在しないため、便宜的に次のように仮定した。

輸入額 ÷ 輸入比率 = 国内生産額

ここで、輸入額は詳細な商品分類別の対世界輸入額、輸入比率は各国の産業連関表における輸入比率（輸入額 ÷ 国内生産額）である。産業分類については、貿易統計との接続の利便性などを総合的に考慮して中分類を採用することにした。使用した産業連関表および分類数は次のとおりである。

韓国：2008年産業連関表（生産者価格、95分類、延長表）

中国：2007年投入産出表（中間投入135分類）中国国家统计局国民经济平衡統計司、全国投入産出調査弁公室編

各国とも、産業連関表中分類の各産業と HS 分類との対応については筆者が定め、各産業に属する HS 詳細分類各商品の輸入比率は同一と仮定した。

[代替の弾力性]

CGE（計算可能な一般均衡）モデルで広く用いられる GTAP データベースから引用した。今回は2005年公表の Version6 を用いることにした。貿易財42産業（農林水産業、鉱工業）について使用することとし、HS 分類との対応については筆者が定めた。

代替の弾力性は、締約相手からの輸入品と締約輸入国産品との間の代替（輸入品・国産品代替）と、締約相手からの輸入品と第三国からの輸入品との間の代替（輸入品間代替）を想定するが、これらに関しては Diranan et al（2006）を参照されたい。上掲書に従い、各国において代替の弾力性は同一と仮定した。

[韓国の関税払い戻し制度の扱い]

韓国では輸出品生産に用いられた輸入原材料にかかる関税を申請により払い戻す制度がある。これにより、韓国ではしばしば実際の徴収額が計算上の徴収額と大幅に下回っている。この実態を補正するため、韓国市場については「国内輸入」を計算の対象とした。これは、輸入総額から実際の関税払い戻しの対象となった「輸出用輸入」の総額を差し引いたものである。国内輸入算出を具体的に示すと、

$$Md = M - Me$$

となる。ただし、Md は国内輸入額、M は輸入総額、Me は「輸出用輸入額」申告総額である。

一方、中国市場に関しては輸出に伴う戻し税の類を考慮していないことに留意されたい。

[FTA の利用率]

効果を強調するため、FTA の利用率100%¹³ というかなり強い仮定をおい

た。したがって、この試算の影響額は多めに見積もっていることに留意されたい。

[各品目における影響額の計算]

各品目の FTA 発効時における関税撤廃に伴う影響額は次のように算出される。

締約国からの輸入品と置き換わる国内生産を M (MD)、締約国からの輸入品と置き換わる第三国輸入額 M (MM)、国内生産額を D とする。また、 η (MD) を輸入・国産品間の代替の弾力性、 η (MM) を輸入品間の代替の弾力性、従前の従価関税率を τ 、FTA の関税引き下げ率 (0 ~ 100 %、全面撤廃の場合は 100%) を δ とする。下付き添え字 i は FTA の締約輸入国、j は締約輸出国とし、h が品目を表すものとする。また Δ を増分とする。すると、商品 h において、FTA 発効にともなう関税撤廃が i 国自身の国産品に及ぼす効果は次のようになる。

$$\Delta M_{ijh}(\text{MD}) = (D_h + M_{ijh}) * (1 - 1 / (1 + (M_{ijh} / D_h) * \text{EXP}(\ln(1 + \tau_{ijh} * \delta_{ijh}) * \eta_h(\text{MD}))))$$

また、i 国の第三国からの輸入に及ぼす効果 (貿易転換効果) は次のように計算される。

$$\Delta M_{ijh}(\text{MM}) = M_{ih} * (1 - 1 / (1 + (M_{ijh} / (M_{ih} - M_{ijh})) * \text{EXP}(\ln(1 + \tau_{ijh} * \delta_{ijh}) * \eta_h(\text{MM}))))$$

個別の第三国への影響は、当該国の第三国総計に対するシェアに応じた案分にて算出できる。

表5 中韓 FTA の影響 発効1年目 総括表 (2014年基準)

	締約国		第三国 (中国・韓国市場の合計)					
	韓国	中国	日本	EU28	米国	ASEAN	台湾	その他
輸入増・輸出喪失 (100万ドル)	2,188	1,581	714	949	476	599	212	555
輸出増 (同)	2,923	4,352	—	—	—	—	—	—
輸出純増 (同)	735	2,770	-714	-949	-476	-599	-212	-555
輸出純増の 対 GDP 比 (%)	0.05	0.03	-0.02	-0.01	0.00	-0.02	-0.04	0.00

注：GDP は2013年基準。出所：筆者計算。

表6 中韓 F T A の影響 発効20年目 総括表 (2014年基準)

	締約国		第三国 (中国・韓国市場の合計)					
	韓国	中国	日本	EU28	米国	ASEAN	台湾	その他
輸入増・輸出喪失 (100万ドル)	8,365	24,243	5,917	6,319	2,519	4,816	4,177	7,819
輸出増 (同)	47,880	16,295	—	—	—	—	—	—
輸出純増 (同)	39,515	-7,948	-5,917	-6,319	-2,519	-4,816	-4,177	-7,819
輸出純増の 対 GDP 比 (%)	2.80	-0.08	-0.13	-0.03	-0.01	-0.19	-0.79	-0.03

注：GDP は2013年基準。出所：筆者計算。

(2) 中韓 FTA の影響推計---総括

上記のようなデータおよび仮定の下で中韓 FTA の影響を推計した。推計は発効1年目と自由化完成時点となる発効20年目について行った。それぞれの結果の総括は表5および表6に示した通りである。

・ 韓中 FTA 発効1年目の効果

韓中 FTA の発効1年目における自由化の幅は、上でも見た通りそれほど大きくない。有税品目が無税化するの、金額基準でみて韓国側9.96%、中国側5.2%に留まる。このことから、締約国である韓中両国が受ける影響は比較的小さく、第三国が受ける影響もごくわずかである。韓国の輸出純増は

7億ドル余り、中国の輸出純増は28億ドル弱であり、それぞれ GDP 対比で 0.05%、0.03%にとどまる。第三国の影響としては EU、日本、ASEAN の順で中韓両国向けの輸出において影響を受ける。EU が 9 億ドル余り、日本が 7 億ドル余り、ASEAN が 6 億ドル弱の輸出を失うが、GDP 対比ではせいぜい 0.04% 程度の落ち込みにとどまる。

・韓中 FTA 発効20年目の効果

次に、韓中 FTA による自由化が完成する発効20年目についての結果を見てみよう。韓中 FTA は発効当初の開放幅を抑え、その後に徐々に開放幅を広げるのが特徴であり、発効後20年目の影響もこうした特徴を反映して、発効直後とはかなり異なる様相を呈し、影響額は極めて大きくなっている。影響推計結果の大筋は奥田（2013）が示す2010年基準の影響推計と同様で、中国市場での影響が大きい。特に、韓国が得るメリットは非常に大きい。現状でも大幅となっている韓国の対中赤字がさらに増えることになる。また、比較的高い関税率を維持してきた中国は FTA 発効後の関税撤廃によって対韓輸入の順次増加が見込まれ、貿易収支は赤字に転ずると予想される。中韓 FTA をめぐる両国の受益幅には大きな差が出そうである。

韓国については関税譲許に伴う対中輸入増84億ドルに対して輸出増は479億ドルにのぼり、差し引き395億ドルの輸出純増となる（表6）。この輸出純増額は、2013年 GDP 対比2.80%に相当する。韓国の2015年の GDP 成長率は2%台中盤¹⁴に低下するとみられ、韓国にとっては中韓 FTA がもたらすメリットは無視しえないものといえよう。対中輸出増479億ドルのうち242億ドルが中国製品との代替で、236億ドルが日本を含む第三国製品との代替、すなわち貿易転換効果に相当する部分である。つまり、中国市場において第三国は合計で236億ドルの輸出を失こととなるが、この影響は小さくない。

一方、中国は関税譲許に伴う対韓輸入増が242億ドル、対韓輸出増が163億ドルで、差し引き79億ドルの収支悪化となる（表6）。高い関税率のため、

FTA 発効に伴って中国の対韓輸入は大きく増えるが、韓国の関税水準が中国よりも若干低く、中国製品の韓国市場への浸透がまだ十分に進んでいない。2014年の実績を推計の基礎としたため中韓 FTA が発効しても対韓輸出はそれほど増えないと推計される。中国は中韓 FTA の発効により韓国をはじめとする対中投資の呼び込みを狙っており、多少の貿易赤字増については問題にしないものと見られる。

次に第三国への影響を見る（表6）。第三国の輸出は中韓両市場で合計316億ドル失われる。このうち、中国市場において失われる第三国の輸出は236億ドルと第三国輸出の喪失全体の4分の3を占める。日本は中韓 FTA の影響を最も大きく受ける国の一つとなる。日本の中韓両市場での輸出減少額は59億ドルで、これは日本の GDP の0.13%に相当する。2000年代に入って経済成長率が低迷する日本にとって、この下押し要因は無視しがたい影響である。市場別には、中国で45億ドル、韓国で14億ドルの輸出を失うとみられ、中国での影響が相当に大きい。中国市場における日韓間の激しい競争と、韓国市場における日中間のすみわけが示唆される。韓中 FTA 発効に伴う最大の金銭的影響を受けるのは EU で、中韓両市場で63億ドルの輸出を失う。EU は中国市場で輸出39億ドルを失うほか、韓国においては日本よりも多い24億ドルの輸出を失う¹⁵。台湾が韓中両市場で失う輸出額は42億ドル、GDP の0.79%に相当し、かなりの痛手となる。市場別には中国39億ドル、韓国2億ドル余りであり、中国での輸出喪失が大半を占める。日韓台3カ国が中国市場で三つ巴戦を繰り広げていることを反映しているとみられる。

（3）中韓 FTA の影響推計---産業別

・中韓 FTA 発効1年目の効果（産業別）

さらに、中韓 FTA の産業別の影響を概観することとしよう。表7は発効1年目における中韓両市場における FTA の影響を示したものである。韓国市場での影響が大きい産業としては、化学・プラスチック、卑金属（鉄鋼な

ど)、電機が目立ち、第三国の国別には、機械、繊維、その他輸送機器（造船、鉄道車両、航空機等）が散見される。これら産業での影響が大きくなったのには、元々の輸入額が多いことのほか、即時開放品目が比較的多いことが影響しているものとみられる。日本に関しては、化学・プラスチックおよび機械での影響が大きいのが特徴で、EU が電機で比較的大きな影響を受けるのとは対照的である。機械、化学製品は韓国の輸出品生産に当って対日需要が増える品目の典型である。また、日本の電機製品の受ける影響が比較的小さいのは、韓国市場において日本の電機製品が中国製品との間で品質差異などに起因するすみわけができてきている可能性を示唆すると同時に、日本製品がすでに韓国市場において競争力を落としていることを反映しているかもしれない。また、ASEAN からの電機製品が受ける影響が大きいことが目を引くが、これは韓国企業の ASEAN 現地進出の結果、完成品、半製品などを母国に持ち帰るケースが徐々に増えてきたことと、それら製品の技術水準が中国製品と近接していることなどに関連がありそうだ。

韓国市場	国産品との代替	第三国輸入品との代替						合計
	韓国	日本	EU	米国	ASEAN	台湾	その他	
1. 農水畜産	24	1	3	5	4	0	14	52
2. 鉱物・エネルギー	3	1	0	1	2	0	3	10
3. 化学・プラスチック	393	129	115	101	52	21	45	856
4. 木製品、紙、出版	14	0	0	0	9	0	2	26
5. 繊維（含皮革、履物）	241	9	56	12	87	3	23	431
6. 土石・貴金属	81	16	23	19	9	2	4	153
7. 卑金属（鉄鋼など）	351	82	151	71	28	13	38	735
8. 機械	301	101	131	49	46	13	25	666
9. 電機	602	62	122	85	151	14	33	1,068
A. その他輸送機器	36	0	4	1	0	14	0	55
B. 自動車	0	0	0	0	0	0	0	0
C. 自動車部品	6	2	4	1	1	0	1	15

D. 精密・光学機器	61	21	22	20	9	3	14	149
E. 雑品・その他製造業	74	15	15	10	13	3	4	135
総計	2,188	439	646	375	410	86	207	4,352
中国市場	国産品との代替	第三国輸出品との代替						合計
	中国	日本	EU	米国	ASEAN	台湾	その他	
1. 農水畜産	7	0	0	0	1	0	1	9
2. 鉱物・エネルギー	85	2	0	1	23	2	21	135
3. 化学・プラスチック	265	53	57	35	24	37	28	500
4. 木製品、紙、出版	0	0	0	0	0	0	0	1
5. 繊維（含皮革、履物）	81	17	16	4	7	16	25	166
6. 土石・貴金属	462	13	4	4	16	6	16	523
7. 卑金属（鉄鋼など）	106	27	21	7	6	8	11	186
8. 機械	158	54	100	23	11	12	18	376
9. 電機	251	54	50	11	91	11	193	660
A. その他輸送機器	3	2	1	0	0	0	0	6
B. 自動車	20	1	9	1	0	0	2	33
C. 自動車部品	30	14	26	2	1	0	2	75
D. 精密・光学機器	108	37	17	10	8	32	30	242
E. 雑品・その他製造業	5	2	1	1	0	1	1	12
総計	1,581	275	303	101	188	126	348	2,923
注：網掛けは産業別影響額上位3位までのものを表す。出所：筆者作成								

中国市場に関しては、化学・プラスチックおよび電機の影響額が大きいことや、機械での影響額が大きいことが散見されることについては韓国市場と同様である。一方、土石・貴金属の国内製品との代替がやや突出した印象を与える¹⁶ほか、台湾などでフラットパネル（HS90012000）を含む精密・光学機器における影響が散見される。ただし、中国市場での即時関税撤廃がごくわずかであることから、影響額自体はいずれもそれほど大きくない。

・韓中 FTA 発効20年目の効果（産業別）

次に、中韓 FTA による自由化が完成する20年目における中韓両市場における各産業の影響額を見てみよう（表8）。中韓両市場において、市場開放の

進展とともに影響額は増大する。産業ごとの関税減免のペースの違いを反映して、影響額には濃淡が生じる。

韓国市場においては、電機、化学・プラスチックのほか、市場開放に伴う激変緩和で緩慢な関税削減策をとった繊維が影響額上位に入るようになる。このほか、機械、卑金属（鉄鋼）などでの影響も散見される。日本の場合、機械、化学・プラスチックでの影響が大きいほか、電機での影響も大きい。繊維・皮革・履物での影響は、ASEAN において大きいのが、これは中国製品との品質面での競争が強いことと、韓国が ASEAN 方面からの輸入に大きく頼るようになったことによるとみられる。繊維等においては EU への影響も比較的大きい。内容を子細にみると高級靴・靴類での影響がでている。品質面からみて、ASEAN 製品ほどの影響は受けるとは言い難いが、影響は避けられないということであろう。

表8 中韓 FTA 発効20年目における市場別・国別・産業別影響額（単位100万ドル）

韓国市場	国産品との代替	第三国輸入品との代替						合計
	韓国	日本	EU	米国	ASEAN	台湾	その他	
1. 農水畜産	278	14	44	56	105	6	64	567
2. 鉱物・エネルギー	30	6	1	9	14	0	59	119
3. 化学・プラスチック	1,119	316	334	253	136	57	152	2,367
4. 木製品、紙、出版	58	1	5	3	26	0	4	97
5. 繊維（含皮革、履物）	1,732	48	386	62	746	13	165	3,151
6. 土石・貴金属	315	37	67	51	32	5	20	527
7. 卑金属（鉄鋼など）	735	146	258	144	54	44	87	1,468
8. 機械	931	358	532	199	109	33	108	2,271
9. 電機	2,114	295	468	261	375	31	135	3,678
A. その他輸送機器	73	3	13	5	6	22	2	124
B. 自動車	2	0	0	0	0	1	0	4
C. 自動車部品	102	27	68	18	10	2	17	244
D. 精密・光学機器	464	133	139	123	65	17	77	1,018
E. 雑品・その他製造業	411	52	64	43	60	13	16	659
総計	8,365	1,436	2,379	1,226	1,739	245	905	16,295

中国市場	国産品との代替	第三国輸入品との代替						合計
	中国	日本	EU	米国	ASEAN	台湾	その他	
1. 農水畜産	137	3	5	8	15	3	8	178
2. 鉱物・エネルギー	1,611	121	5	10	265	42	123	2,178
3. 化学・プラスチック	3,627	699	675	408	343	651	372	6,776
4. 木製品、紙、出版	5	1	2	0	1	1	0	9
5. 繊維（含皮革、履物）	1,163	232	196	41	102	271	340	2,344
6. 土石・貴金属	2,828	180	53	69	97	109	102	3,440
7. 卑金属（鉄鋼など）	1,515	347	237	68	50	111	147	2,475
8. 機械	1,921	649	1,318	322	113	159	225	4,707
9. 電機	6,127	812	849	189	1,879	185	3,980	14,021
A. その他輸送機器	49	30	12	2	1	2	4	99
B. 自動車	101	3	49	8	0	0	8	170
C. 自動車部品	353	135	295	33	7	6	23	851
D. 精密・光学機器	4,713	1,213	217	121	196	2,370	1,550	10,380
E. 雑品・その他製造業	92	57	26	14	8	21	32	251
総計	24,243	4,481	3,940	1,292	3,077	3,932	6,914	47,880

出所：筆者作成

中国市場に関しては、発効時よりも発効後に関税削減を進める譲許構造のため、発効1年目に比べて20年目の影響額は著しく増加する。発効1年目に相対的に影響が大きく出た化学・プラスチックと電機のほか、関税削減年限を長くとした精密・光学機器の影響が20年目には大きく出るようになる。この時点で、日本は中韓 FTA によって最大の影響を受けることになるが、フラットパネルをはじめとする精密・光学機器での影響が大きく、電機、化学・プラスチックがこれに次ぐ。台湾の場合も日本と同様に精密・光学機器での影響が大きい。中国市場における精密・光学機器市場をめぐる日韓台の激しいシェア争いがうかがえる。一方、EU の場合は機械での影響が大きく、これに電機、化学・プラスチックが次ぐ。ASEAN は電機が受ける影響が大きく、このことが中国と ASEAN 諸国との間での電器産業における密接な関係を浮き彫りにする。米国の場合はファインケミカルを中心とする化学・プ

表9 中韓FTAの産業別影響額の伸び（影響額比=自由化完成時の影響額の開放当初に対する比、倍）

韓国市場	国産品との代替	第三国輸入品との代替						合計
	韓国	日本	EU	米国	ASEAN	台湾	その他	
1. 農水畜産	11.5	15.5	14.6	10.7	25.1	14.9	4.6	10.9
2. 鉱物・エネルギー	9.0	8.1	4.6	6.1	8.5	5.1	21.6	11.7
3. 化学・プラスチック	2.8	2.5	2.9	2.5	2.6	2.7	3.3	2.8
4. 木製品、紙、出版	4.0	9.9	11.9	5.7	3.0	11.3	1.9	3.7
5. 繊維（含皮革、履物）	7.2	5.1	7.0	5.3	8.5	5.0	7.2	7.3
6. 土石・貴金属	3.9	2.4	2.9	2.7	3.7	2.3	4.6	3.4
7. 卑金属（鉄鋼など）	2.1	1.8	1.7	2.0	1.9	3.3	2.3	2.0
8. 機械	3.1	3.6	4.1	4.1	2.4	2.5	4.4	3.4
9. 電機	3.5	4.7	3.8	3.1	2.5	2.2	4.0	3.4
A. その他輸送機器	2.1	10.7	3.4	6.5	12.3	1.6	6.6	2.3
B. 自動車	11.5	12.3	12.5	11.8	12.5	11.5	11.9	11.7
C. 自動車部品	16.2	14.8	15.9	15.7	16.1	17.2	15.6	15.9
D. 精密・光学機器	7.6	6.3	6.4	6.3	7.5	6.7	5.4	6.8
E. 雑品・その他製造業	5.5	3.5	4.1	4.1	4.5	5.1	3.9	4.9
総計	3.8	3.3	3.7	3.3	4.2	2.8	4.4	3.7
中国市場	国産品との代替	第三国輸入品との代替						合計
	中国	日本	EU	米国	ASEAN	台湾	その他	
1. 農水畜産	20.8	23.6	21.9	20.7	17.3	20.2	14.3	20.1
2. 鉱物・エネルギー	18.9	63.4	18.6	13.2	11.3	22.7	5.8	16.1
3. 化学・プラスチック	13.7	13.3	11.8	11.7	14.2	17.4	13.3	13.6
4. 木製品、紙、出版	14.3	15.4	14.2	12.8	9.7	15.4	10.8	13.8
5. 繊維（含皮革、履物）	14.3	13.5	12.4	10.5	15.5	17.2	13.4	14.1
6. 土石・貴金属	6.1	14.1	11.9	15.9	5.9	17.0	6.5	6.6
7. 卑金属（鉄鋼など）	14.3	12.7	11.5	10.4	8.2	13.8	12.8	13.3
8. 機械	12.1	12.0	13.2	13.8	10.7	13.0	12.4	12.5
9. 電機	24.4	15.1	17.0	16.6	20.6	17.1	20.7	21.2
A. その他輸送機器	17.0	15.9	16.4	22.0	18.2	14.0	16.1	16.6
B. 自動車	5.2	5.3	5.2	5.2	32.2	5.2	5.3	5.2
C. 自動車部品	11.9	9.5	11.3	13.4	12.1	14.2	10.8	11.3
D. 精密・光学機器	43.6	33.1	13.1	11.7	24.2	74.5	51.6	42.9
E. 雑品・その他製造業	18.5	27.7	17.6	18.1	20.8	25.4	22.5	21.0
総計	15.3	16.3	13.0	12.8	16.3	31.2	19.8	16.4

ラスチックが大きな影響を受ける。

・産業別に異なる様相を示す韓中 FTA の関税削減

関税削減のペースの緩急は、輸入国における産業保護の強弱を表すバロメーターの一つと言える。これまで見てきた中でも自由化完成時点の発効20年目に影響額が大きく増える精密・光学の例などがあった。そこで、中韓 FTA が輸入国の国内生産と第三国からの輸入に与える影響額を発効1年目と20年目とで比較し、その多寡を比べてみることにする。ここでは、発効20年目の影響額が1年目の何倍になるかを計算して示すこととする（表9）。これにより、中韓両国が相手国の輸出攻勢に対してどのような産業保護の意識を持っているかが焙り出されることになろう。

韓国市場においては、発効1年目から20年目にかけての影響額の伸びが国内生産に関しては3.8倍、第三国輸入を合わせた影響総額では3.7倍となる。FTA の関税譲許構造が全面即時開放であれば、この数値は1倍となるわけで、韓国の市場開放に対する慎重姿勢がひとまずあらわれていると言える。

産業別には、卑金属、その他輸送機器、機械、電機など、韓国の比較優位が強い部門もしくは化学・プラスチックのように一部品目での輸入開放を急ぎたい部門については遅効的関税削減ではなくむしろ思い切った開放に踏み切っている感がある。一方、影響額比が高い産業、つまり韓国が市場開放に慎重な産業としては、農水畜産、鉱物・エネルギー、自動車、自動車部品、繊維・皮革・履物などが挙げられる。農水畜産については、ほかの FTA においても韓国は国内産業保護の姿勢を明確にしており、特に作物の種類や収穫期、気候などが似ている中国からの農水畜産製品の流入を強く警戒していることがここでも見て取れる。繊維・皮革・履物のような労働集約産業についても韓国の警戒感を読み取れる。鉱物・エネルギーについては、基本的に韓国は寛容な姿勢をとるが、石油化学基礎製品の一部、例えばブタンなどについては輸入急増に伴う設備遊休を警戒している。自動車や自動車部品につ

いては、韓国が中国の攻勢を懸念する要素は中国内で生産される日欧系完成車を除くと特段存在しないが、後述のように中国が自動車関連の製品に対して除外あるいは長期の関税削減猶予期間の設定しており、これに韓国側も相応の措置を取ったものとみられる。

第三国のそれぞれについての影響額比の多寡は、当該国からの輸入品目構成と品目ごとの影響額比の如何によって左右されるが、韓国の比較優位構造に近い品目構成をもつ日本、台湾からの輸入についてはFTAの影響が比較的早期に出る、つまり影響額比が小さい。たとえば、台湾の場合は鉄鋼、化学・プラスチック、その他輸送機器、機械、電機などFTAの影響がやや早く出る品目が多く、日本の場合も化学・プラスチック、鉄鋼などでの影響が比較的早く発現する。一方、ASEANやEUのように韓国の比較優位構造とは多少異なる輸入品目構成を持つ場合には、FTAの影響がやや遅れて出る、つまり影響額比が大きくなる傾向が見て取れる。ASEANの場合は、農水畜産物や繊維製品についてこのことが特にあてはまるとみられ、EUについては高級靴・靴や自動車関連についてこのことが当てはまりそうである。

遅効的な関税削減策をとる中国市場においては、発効1年目から20年目にかけての影響額の伸びが極めて大きい。FTA発効当初の影響を最小化し、長い期間をかけて徐々に国内市場を開放していく姿勢を発効1年目から20年目にかけての影響額比の大きさから読み取れる。国内生産に関しては15.3倍、第三国輸入を合わせた影響総額では16.4倍となる。

産業別には、光学・精密機器における影響額の伸びが目立つ。発効20年後と1年後の影響額の比は42.9倍(国産製品・第三国輸入)である。20年目までの輸入が大きく伸びる具体的品目としては、液晶デバイス、偏光材料板、制御機器などがあり、これらはいずれも10年から20年という長期の段階的関税削減期間が設定されている。中国側にはこれら産業は将来が有望な幼稚産業との認識があり、現段階では手厚い保護が必要との判断があるものとみられる。同様の姿勢は電機についても見て取れる。自動車については影響額比

が小さく、一見思い切った市場開放に踏み切ったように見えるが、乗用車を関税撤廃の例外とすることにより FTA の影響がこの産業には及ばないことによる錯覚と言える。農水畜産についても影響額比激変緩和を図ろうとしていることが読み取れるが、韓国の場合のようにほかの産業に比してとびぬけて保護する姿勢が強いようには見えない。

それぞれの第三国の影響の伸びを見ると、日本については対日輸入の主力である光学・精密において長期の関税削減期間が設けられており、影響額比が国産品の場合よりも多少高い16.3倍となっている。台湾の場合は、日本の場合よりも高額・精密における遅効的開放の効果が大きく出ており、発効後の時間経過とともに影響が大きくなる傾向が示されている。影響額比は31.2倍とかなり大きい。一方、EU と米国の場合は輸入品目中の主力である化学・プラスチックでの影響額比が小さく、相対的に早い段階で FTA の影響が出ることにより、FTA の影響額比が多少小さく出ている。

終わりに

中韓 FTA が発効を迎えようとしているこの時点で、同 FTA の中国と韓国の FTA 政策の中での位置づけを考えてみよう。

・FTA の漸進性を重視する中国

まず、中国側について考えてみると、中韓 FTA がまとまったことで中国の FTA の方針がより明確化したように思われる。中豪 FTA において中国が高度の自由化に踏み切ったことに見るように、「東アジアトラック」の外に向かっては市場開放・自由化の姿勢をアピールするとともに、オーストラリア側の大幅な市場開放で経済的実利を得ようとしている。一方、「東アジアトラック」の中では依然として漸進性を重視しているようである。中韓 FTA での中国の姿勢には市場開放・自由化のマインドと産業保護から抜け出せない漸進性が混在するが、漸進性がやや強調されている印象である。

また交渉の過程では、初期においては中国側がかなり熱心に韓国を勧誘していたほか、交渉終盤においては双方の首脳が両国間での合意が取れない部分の自由化を棚上げにして、協定案がいわば生煮えのまま最終合意持ち込ませる形でリーダーシップを発揮している。これを見れば、中国が韓国を自陣営に引き込もうとし、またのちには韓国も中国の呼びかけに呼応している様子が浮き彫りとなる。政治的な色彩がかなり濃厚な FTA であるともいえよう。

・韓国 FTA の「米中振り子論」：中韓 FTA と TPP

次に韓国について考えてみよう。これまで活発に繰り広げられてきた韓国の FTA の推進過程を、米中両国への対応という観点から改めて整理すると、韓国が米中間のバランスを取りつつ FTA 政策を展開してきたことが浮かび上がる。韓国の FTA のこうした「米中振り子論」における一つの極値が中韓 FTA の妥結・発効なのである。2015年6月の中韓 FTA 正式署名を機に、中国側に振れた米中バランスの振り子が今度はアメリカ側へと振れ始めている。つまり、韓国はアメリカが主導する TPP 参加に FTA 政策上の焦点を合わせてきているのだ。だが、TPP は2015年10月に予想外の急ピッチで大筋合意に至り、韓国は急きょ TPP 参加に向けた日米などとの調整に迫られている。中韓 FTA を推進する傍ら、韓国は TPP 参加に向けて少しずつ準備を進めてはいた。2013年11月には TPP への関心を表明し、2015年からはコメの関税化に踏み切った。これと前後して2014年末から15年初にかけてカナダ、オーストラリアとの FTA が相次で発効したが、これは TPP 参加国中の強硬派と目されるこれらの国々との TPP 交渉の予行演習的なものと解釈できる。それでも、韓国内での TPP 参加をめぐるあわただしい動きを見るにつけ、韓国 FTA の米中間の振り子の戻り具合が TPP の急展開に対応できていない感はある。

・アジア太平洋の FTA 2 大潮流と中韓 FTA

中韓 FTA は二国間ながらアジア内主要プレーヤーによる大型の FTA であり、「東アジアトラック」の得勢を印象付けるが、「アジア太平洋トラック」の代表的 FTA である TPP の進展は目覚ましく、現時点では後者に勢いがある印象である。WTO を上回る高度の自由化を指向する TPP の合意内容がアジア太平洋地域における貿易ルールとして域内各国からベンチマークされるようになり、ルール決定の場から外された韓国の危機感は強い。日本がコメ市場の開放を事実上回避するなど、韓国から見れば農産品開放の圧力が想定をかなり下回るものであったことや、TPP の内容が大筋合意を経て明らかになって個別産業への対策が立てやすくなったことなども韓国を TPP 参加に向かわせる材料となっている。

・今後の焦点は、中韓の FTA における日本の扱い

TPP が基本合意に達し韓中 FTA が発効を迎えようとしている中、中韓両国の FTA において日本をどう扱うかが重要課題となろう。両国とも日本との関係改善が進まず、二国間 FTA を推進しづらい環境にある。しかし、東アジアにおける FTA 網の整備が次第に進む中で、日本と中韓という主要プレーヤーが FTA を持たないことの違和感は時間の経過とともに増すばかりである。RCEP や日中韓 FTA 交渉を通じ、中国は TPP への対抗上日本を東アジアトラックに引き寄せようとしているようにも見える。だが、日中対立が収束しない現実や、膨大な技術蓄積と巨大な内需市場を背景にした根強い自給性を持つ日本経済の特性から、韓国、オーストラリアを取り込んだ時のような手法が日本には通用しない。しかし、中国の経済規模の上での対日優位は高まる趨勢にあり、中国としては時間をかけて日本へのアプローチを試みるだろう。韓国としても、日本との FTA を正面から取り組む時期に来ている。日本との FTA を避けてきた最大の要因である対日貿易不均衡が年々縮小している。新商品開発や市場開拓の行き詰まり感や景気低迷の長期

化などを勘案すれば、日本市場を再認識する意義は増している。

・中韓 FTA 発効に際し、日本の取るべき道

さて、中韓 FTA の発効が目前となり、我が国が取るべき道はいかなるものであろうか？中韓 FTA の自由化が低いレベルにとどまり、日本としては特段の対策は必要ないとの考えや、中国を意識した FTA 対策に国内政治的な負担を感じる向きもあるようだ。確かに、中韓 FTA の発効に伴う追加的自由化はわずかであるが、長期的には確実に自由化のレベルは上がる。中韓両国とも日本の主要な貿易投資の相手先であるため、中韓 FTA の長期的な影響を侮るべきではない。本稿でも示した通り、日本は中韓 FTA に伴う自由化が完成すれば毎年59億ドルの輸出を失うとみられる。これは、現在の GDP の0.13%に相当するが、失うものを大きいとみるか、小さいとみるか。2000年代に入って日本の経済成長率は低迷し、今後も進展する少子高齢化を考えると成長率が大きく改善することはなさそうである。中韓 FTA の自由化レベルが低いからといって放置しておくべきではなく、中韓との経済連携を慎重な検討を伴いながらも進めるべきであろう。

・韓国の FTA 推進に伴う輸出喪失の挽回と中韓両国との自由貿易チャンネルづくり

韓国がこれまで積極的に FTA を推進してきたことは本稿でも見た通りである。その間日本は国内の FTA 反対論への配慮から FTA の推進が遅れており、韓国および韓国の FTA 締約国市場において苦戦を強いられてきた。たとえば、韓国市場では、韓 EU FTA の影響で日本製の機械、自動車の苦戦が伝えられている。貿易構造が類似する韓国が積極的に展開する FTA が日本に与える影響はかねてから懸念されていたが、それが現実のものとなっているのである。

中韓 FTA による輸出喪失はすでに受けてきた韓国 FTA 推進による日本

の輸出の落ち込みをさらに深刻にさせるものである。韓国の FTA 推進による日本の輸出のダメージが大きい市場としては、アメリカ、EU、中国そして韓国が挙げられる。これらのうち、アメリカについては TPP 大筋合意で輸出の落ち込みを挽回するための道筋が見えてきており、EU との間でも FTA 締結に向けた努力が進んでいる。中韓両国については、最も直接的な解法は日韓、日中 EPA を結ぶことだが、日本と中韓両国との関係が悪化し、改善の兆しを見せないことからその推進は依然として困難である。また、二国間 FTA では原産地規則の累積範囲が狭く、サプライチェーンの国際化を手広く進める企業の立場からは使い勝手がよくない。

中韓両国との FTA と関連してより現実的なのは、現在具体的な動きがあるのは RCEP および日中韓 FTA の推進である。これらの実現により日本と中韓両国との間に原産地規則の累積効果が大きく使い勝手の良い自由貿易ルートが開拓されることになる。ただ、RCEP と日中韓 FTA の交渉は高水準の自由化を求める日本と開放に慎重な中韓との折り合いがつかない。日本としては当初の激変緩和に理解を示すことは必要としても、将来的には高い自由化を目指せるよう長期の関税削減期間を設ける、あるいは一定期間後の見直し条項の明文化を目指すべきだろう。いずれにせよ、これら 2 つの広域 FTA をめぐる日中韓の交渉は長期的な取り組みを要する。韓国との間では、韓国の TPP 参加を支援することでも日韓間の自由貿易ルートが開かれるが、こちらの方が RCEP や日中韓 FTA よりも実現可能性が高かろう。

・ FTA 推進を通じた北東アジア国家間の関係安定化

最後に、日本と中韓の間の何らかの経済統合枠組みが相互の関係の安定化に寄与しうる点を強調しておきたい。日中韓の経済関係はこれまで経済統合の枠組みを伴わずとも実質的には大きな発展を遂げてきた。しかし、昨今の過去史などを巡る日本と中韓との関係悪化は一層深刻化している。この問題には中韓の国家成立の経緯が絡むだけに簡単には解決できまい。長足の発展

を遂げた経済関係にも軋みが生じ始めているのは極めて残念である。これまでは、相互間の暗黙の信頼関係のもとに経済関係の発展があったのであるが、関係悪化が経済関係にまで及ぶことを3国とも望んでいないのは明白である。日中韓の良好な経済関係維持と相互繁栄を願う意思の証しとして経済統合が成し遂げられれば全面的な対立を回避するのに有効な手立てとなるのではないか。日中韓3国を巻き込んだ経済統合に向けた話し合いが今後も継続され、合意が導出されることを願ってやまない。

参考文献

[日本語文献]

奥田聡（2013）「韓国の FTA とその影響」（伊藤元重・財務省財務総合政策研究所編著『日本の国際競争力—貿易・国際収支の構造的変化がもたらすもの』第5章）、中央経済社。

奥田聡・渡辺雄一（2011）「中韓、日中 FTA の影響 — 締約国および第三国への影響」（http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Seisaku/pdf/201010_fta.pdf）、アジア経済研究所。

菅原淳一（2013）「アジア太平洋の経済統合と TPP」（山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編『アジア太平洋の新通商秩序---TPP と東アジアの経済連携』第16章、勁草書房。

[中国語文献]

中国商務部国際司（2015）「中华人民共和国政府和澳大利亚政府自由贸易协定解读」、6月18日（http://fta.mofcom.gov.cn/article/chinaaustralia/chinaaustralianews/201506/22176_1.html）。

[韓国語文献]

企画財政部（2012）「韓・中 FTA 交渉開始宣言と韓・中 FTA の経済的効果

(한중 FTA 협상개시 선언과 한중 FTA 의 경제적 효과)],

キム・ヨングイ (김영귀) (2012) 「韓・中 FTA のマクロ経済的効果 (한·중 FTA 의 거시경제적 효과)」(韓・中 FTA 公聴會資料)、對外經濟政策研究院 (대외경제정책 연구원).

韓国政府 (2015) 「韓・中 FTA 詳細説明資料 (한·중 FTA 상세설명자료)」

[英語文献]

Diranan et al (2006) "GTAP 6 Data Base Documentation - Chapter 20: Behavioral Parameters", in Betina V. Dimaranan, Robert A. McDougall, and Thomas W. Hertel, *Global Trade Analysis Project*, Purdue Univ.

¹ アジア太平洋における広域 FTA (メガ FTA) の 2 大潮流、「東アジアトラック」と「アジア太平洋トラック」の考えについては、菅原 (2013) を参照。

² 中国・ASEAN FTA のすぐ後に推進されたのは、中国と特殊な政治関係を持つ香港、マカオ、台湾など中華圏との FTA であった。これらはいずれも中国本土とは別個の関税区域を形成しており、そこからの輸入は関税賦課の対象となっていた。中国本土との経済自由化推進にあたっての必要性から進められたのが中華圏との FTA であった。これら FTA の特徴は、同一国家内の経済自由化というにはふさわしくないほどの開放水準の低さである。香港・マカオからの輸入については2006年から関税が全面撤廃されたことになっているが、実際には原産地規則の未整備により自由化は一部品目に留まる。現在の自由化品目数は香港が1799、マカオが1313である(総品目数は8194品目)。台湾との ECFA でのアーリーハーベスト品目数は工業製品539品目に留まる。

³ 中国商務部国際司 (2015) を参照。

- 4 オーストラリアとの FTA については、経済的利益の追求の他、中国側の政治的な計算も働いているとされる。チベット問題や東シナ海問題、あるいは中国の防空識別圏の設定などで対中批判的な立場を取る傾向の強いオーストラリアを FTA での大盤振る舞いにより経済面から懐柔しようとの狙いがあるとの指摘も出ている。『産経新聞』2014年11月17日付、「中国、豪と FTA 妥結合意 経済で影響力強化へ」(<http://www.sankei.com/world/print/141117/wor1411170049-c.html>) を参照。
- 5 これと関連し、オーストラリアの日中韓との FTA での自由化完成時期は、中国が5年であるのに対し、日韓は8年となっている。
- 6 この背景には、日本の TPP への関心表明を機に、中国が自国に好意的でない国々を排除する戦略からこれらを取り込む戦略へと変更したことがある。ASEAN+6 の周辺6か国のうち日本、オーストラリア、ニュージーランドおよびインドを中国は強く意識して距離を置こうとしたが、これは中国が TPP をアメリカおよびそれに同調する諸国による包囲網として強く警戒するのと同一直線上の認識であった。だが、日本の TPP 入りの方向がはっきりしたことで、対中批判的なプレーヤーたちを「アジア太平洋トラック」から引き離し、自陣営に取り込むことを目指すようになった。
- 7 日本とインドの取り込みにはさらに重層的なアプローチが取られている。日本については日中韓 FTA を並行することによって対応し、インドについては二国間 FTA (研究段階で中断) や南アジア諸国への FTA 展開 (中国・パキスタン FTA = 発効、中国・モルジブ FTA および中国・スリランカ = 交渉) をカードとして持ちつつ対応していく構えである。
- 8 2009年ごろ、中韓 FTA 産官学研究会の状況をよく知る政府系研究機関所属の研究者に対するインタビューによる。
- 9 中国から見て、韓国よりも大きな交易量をカバーする FTA としては中華圏との FTA があるが、これらは自由化の度合いがかなり低く、本格的 FTA とは言い難いものがある。

- 10 中韓 FTA における商品貿易の品目別譲許の状況や投資、サービスなどの概要は韓国政府（2015）を参照。
- 11 ただし、2014年11月の韓中 FTA 交渉妥結に際しては、同 FTA のマクロ経済的な効果推計が示されていない。他の FTA においては多くの場合効果推計が示されるのとは異なる取り扱いとなっている。この取り扱いについての詳細は不明であるが、韓中 FTA によって被害を受ける国内利害関係者への配慮などの結果とも思われる。
- 12 この推計の基礎となったキム・ヨンギ（2012）によれば、上記影響推計は関税減免とサービス貿易自由化の効果は盛り込んだが、2004年以降の韓中間の貿易・投資の急速な緊密化を織り込んでおらず、非関税障壁や投資障壁も織り込んでいない。これらにより、キム・ヨンギは推計結果が過小推計気味であることを示唆している。
- 13 実際には原産地規則不充足や事務煩雑を理由とした FTA 利用放棄は多い。原産地証明が自己証明方式であるため利用しやすい韓米 FTA でも利用率は6－7割程度であり、機関証明方式のため煩雑といわれる韓 ASEAN FTA では高々2－3割程度しか活用されていないとされる。
- 14 2015年12月10日の韓国開発研究院（KDI）の発表によれば、2015年 GDP 成長率は2.6%と予測される。KDI が5月に発表した数値は3.0%で、0.4ポイントの下方修正となった。急速な原油安や世界経済の成長率鈍化などが成長見通しの引き下げの要因となった。
- 15 EU が韓国市場で失う輸出が日本よりも比較的大きい理由としては、2011年発効の韓 EU FTA により韓国市場への輸出を大きく伸ばしたことが考えられる。
- 16 中国市場における中韓 FTA 発効1年目の影響分析において、土石・貴金属の中国国内製品に対する影響額比較的大きく出ている。これは、2014年に韓国から98億7800万ドルという多額の翡翠（軟玉、HS71039940）が輸入されたとの記録が中国貿易統計に記載されていることによる。この数値は

2014年だけの突出した数値で、直近数年の数値比べると明らかに異質であった。韓国の輸出統計にもこれに相当する記録は見当たらなかった。しかし、この突出した数値をめぐる詳細は判明しなかった。このため、ひとまず本稿では貿易統計の数値自体が異常値である可能性が高いことのみを指摘しておき、影響額についてもそのまま計算し、示すこととした。

アジア研究所紀要 投稿要領

1. 投稿内容

アジアに関する研究論文とする。

2. 投稿資格

本学の専任、名誉教授、客員・嘱託研究員および編集委員会が認めた者。

3. 執筆要領

- 1 論文は日本語の場合、400字詰め原稿用紙40～60枚（注：文献リストを含む）相当とし、英文の場合はダブル・スペース（25行）20枚相当とする。日本語論文には英文タイトルを付する。
- 2 書評論文、研究ノート、研究動向も適宜採用する。これらの原稿は400字詰め原稿用紙15枚前後とする。英文の場合はダブル・スペース（25行）5枚相当とする。
- 3 原稿は横書き、縦書きのいずれでも可とし、コピーを含め2部提出する。ワープロ印刷の場合は、フロッピーも提出する。

4. 原稿審査

レフリー制度を適用する。

5. 編集委員会の設置

アジア研究所内に『アジア研究所紀要』刊行のため編集委員会を設置する。

- 1 委員会の委員長は、アジア研究所所長とし、委員は委員長の指名する同研究所運営委員会委員をもって構成する。

2 業務は本誌の編集方針決定、レフリーの選任、原稿の採否とする。

6. 著作権

1 本紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者本人に帰属する。

2 第1項に関わらず、アジア研究所は本紀要に掲載された論文を電子化しそれを公表する権利を有し、著作者はこれを許諾するものとする。

以 上

この投稿要領は、平成16年4月28日から施行する。

『アジア研究所紀要』投稿規程

1. 投稿資格

- (1) 本紀要への投稿者は、亜細亜大学専任教員またはアジア研究所嘱託研究員であること。
- (2) 共著論文を投稿する場合には、前項に定める者が第一著者であること。

2. 紀要論文の掲載要件

- (1) 本紀要に掲載する論文は、アジアに関する研究論文であること。
- (2) 投稿論文に対して匿名審査員による審査を行い、掲載の可否を決定する。

3. 原稿の形式

- (1) 原稿は横書きとする。
- (2) 原稿はワープロまたはパソコン入力したものを電子ファイルで1部提出する。

(論文は、400字詰原稿用紙40～60枚相当とし、英文はダブルスペースで25行20枚相当とします。書評、研究ノート、研究動向は、400字詰原稿用紙で15枚相当とし、英文の場合は、ダブル・スペースで25行5枚相当とします。)

- (3) 第1節の前に必ず1ページ程度の「はしがき」を付け、各章の問題意識、目的、主な論点などを述べる。「おわりに」や「結び」は設けなくてよい。
- (4) 各章の構成は原則として節、項までとし、それ以下の見出しは付けない。

はしがき

第1節

1.

1)

①

参考文献

- (5) 参考文献は注に含めず独立させ、各章末に載せる。
(6) 注は、脚注とする。
(7) 文献表記は、以下のように統一する。

木村福成 (2000), 『国際経済学入門』日本評論社。

馬田啓一 (2005), 「重層的通商政策の意義と問題点」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本の新通商戦略－WTO と FTA への対応』文真堂。

浦田秀次郎 (2009), 「APEC 20年の課題と日本の役割」『国際問題』No. 585, 日本国際問題研究所。

Gray, L (1999), *False Dawn: The Delusions of Global Capitalism*, Granta Publications, London. [石塚雅彦訳, (1999) 『グローバリズムという妄想』日本経済新聞社。]

Ando, M. and Kimura, F. (2005), “The Formation of International Production and Distribution Networks in East Asia,” in T. Ito and A.K. Rose, eds., *International Trade in East Asia*, Chicago: The University of Chicago Press.

- (8) 引用または参照した文献を注に表す場合は、以下のとおりとする。

浦田 (2009) 2 ページ

Ando and Kimura (2005) pp. 177-178

- (9) 図表には番号を付し図表の上に見出しを付ける。

第1図 各地域の貿易依存度の推移

第1表 世界の実質 GDP 成長率の推移

- (10) 図表の下の(資料)と(出所)の表記を区別する。前者は図表を自ら作成し、後者は他の文献の図表を引用した場合とする。

(資料) 世界銀行「WDI」から作成。

(出所) 「通商白書2011」p.182.

- (11) 西暦を原則とする。ただし、必要に応じ、元号を括弧付きで記してもよい。

2011年(平成23年)

- (12) 略語を用いる場合には、最初に正式名を付記する。

世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)

- (13) 文体は「である」調、表現など「読みやすい」ものにする。

- (14) 執筆者名をタイトル右下に付す。

- (15) 英文タイトルを付ける。

執筆者名の英文表記は「Taro ASIA」とし、タイトルの右下に付す。

- (16) 要旨(300字程度)を別ファイルにて提出する。

- (17) 校正は2校までとする。

4. 著作権

- (1) 本紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者本人に帰属する。

- (2) 第1項に関わらず、アジア研究所は本紀要に掲載された論文等を電子化し、それを公表する権利を有し、著作者はこれを許諾するものとする。

5. 別刷り

採用された原稿には、別刷り50部を無料で進呈する。

6. その他

その他の場合は、必要に応じてアジア研究所紀要編集委員会が指示する。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

アジア研究所 彙報

平成26年度 2014年度 活動報告

公開講座について

○第34回公開講座

1. テーマ：『膨張する中国と世界』
2. 期 日：平成26年6月7日～7月5日 毎週土曜日 午後2時～3時
45分
3. 会 場：亜細亜大学 5号館1階 512教室
4. 講師及びテーマ：
 - 第1週 6月7日 奥田 聡（亜細亜大学アジア研究所教授）
「後戻りできない韓国の対中傾斜」
 - 第2週 6月14日 石川幸一（亜細亜大学アジア研究所教授）
「東アジア経済統合と中国—日本との競争から
米国との主導権争いへ—」
 - 第3週 6月21日 平野克己（日本貿易振興機構アジア経済研究所
上席調査研究員）
「膨張する中国とアフリカ」
 - 第4週 6月28日 川島 真（東京大学大学院総合文化研究所准教授）
「中国外交の求めるもの—大国外交と周辺外交のあいだ—」
 - 第5週 7月5日 藤森浩樹（明治大学大学院兼任講師）
「域内大国インドの政治経済構造—インドの対中国・アジア
関係を中心に—」

セミナー「アジア・ウォッチャー」について

講師及びテーマは次のとおりである。

○4月26日（土）

深沢淳一氏（読売新聞東京本社経済部 次長）

「迷走するタイの『民主主義』—ASEANへの影響—」

○11月15日（土）

前川恵司氏（ジャーナリスト・元朝日新聞ソウル特派員）

「朝日慰安婦報道が揺るがした日韓関係」

○平成26年12月20日（土）

大西康雄 [日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所
新領域研究センター 上席主任調査研究員]

平成26年度研究プロジェクトの編成

常任研究員（プロジェクト代表者）、兼担研究員の委嘱任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日まで。嘱託研究員の委嘱任期は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで。

（平成26年度発足）

1. アジアのグローバル化と日本企業のアジア投資

代表者 石川幸一 アジア研究所教授

九門 崇 亜細亜大学特任教授 藤原 弘 嘱託研究員

佐々木秀 嘱託研究員 春日尚雄 嘱託研究員

神前泰策 嘱託研究員 根橋玲子 嘱託研究員

2. 北東アジアの経済・社会の変容と日本Ⅲ

代表者 西澤正樹 アジア研究所教授

パリーダバイムハット 嘱託研究員 ネメフジャルガル 嘱託研究員

宋 成華 嘱託研究員 アハマドニアズ 嘱託研究員

真田幸光 嘱託研究員

岡田基幸 嘱託研究員

須賀 努 嘱託研究員

3. 新段階を迎えた東アジアⅣ

代表者 遊川和郎 アジア研究所教授

石川幸一 アジア研究所教授

奥田 聡 アジア研究所教授

野副伸一 嘱託研究員

小林熙直 嘱託研究員

木村哲三郎 嘱託研究員

阿部純一 嘱託研究員

4. 東アジア地域における環境エネルギー政策共同体の可能性に関する考察

代表者 范 云涛 経営学部教授

大島正克 経営学部教授

古屋 力 嘱託研究員

久留島守宏 嘱託研究員

(平成25年度発足)

1. 新政権下での朝鮮半島情勢

代表者 奥田 聡 アジア研究所教授

野副伸一 嘱託研究員

花房征夫 嘱託研究員

石田 賢 嘱託研究員

藤田 徹 嘱託研究員

鈴置高史 嘱託研究員

田中俊光 嘱託研究員

2. 東南アジアのグローバル化とリージョナル化Ⅳ

代表者 石川幸一 アジア研究所教授

木原浩之 法学部准教授

野澤勝美 嘱託研究員

小黒啓一 嘱託研究員

藤村 学 嘱託研究員

春日尚雄 嘱託研究員

南原 真 嘱託研究員

玉村千治 嘱託研究員

藤村浩樹 嘱託研究員

赤羽 裕 嘱託研究員

助川成也 嘱託研究員

3. アジア諸国におけるデカップリングの可能性

～地下資源、水資源、循環資源、観光資源を中心として～

代表者 大江 宏 経営学部教授

范 云涛 経営学部教授

白 珍尚 経営学部准教授

小林熙直 嘱託研究員

関上 哲 嘱託研究員

鈴木亨尚 嘱託研究員

大和谷久次 嘱託研究員

ジャムスランジャワ バーサンファー 嘱託研究員

平成26年度実地調査

<海外>

「アジア諸国におけるデカップリングの可能性」

調査者 大江 宏、ジャムスランジャワ バーサンファー

調査国 モンゴル国

期 間 平成26年8月4日～8月13日

「アジア諸国におけるデカップリングの可能性」

調査者 范 云涛

調査国 中国

期 間 平成26年8月12日～8月21日

「北東アジアの経済・社会の変容と日本Ⅲ」

調査者 西澤正樹、パリーダ バイムハット、須賀 努

調査国 カザフスタン共和国

期 間 平成26年7月29日～8月9日

「アジアのグローバル化と日本企業のアジア投資」

調査者 佐々木 秀

調査国 中国、香港

期 間 平成26年11月23日～12月1日

「新段階を迎える東アジアⅣ」

調査者 遊川和郎

調査国 中国

期 間 平成27年1月30日～2月5日

「東南アジアのグローバル化とリージョナル化Ⅳ」

調査者 野澤勝美

調査国 フィリピン

期 間 平成27年3月1日～3月21日

「アジアのグローバル化と日本企業のアジア投資」

調査者 根橋玲子、藤原 弘

調査国 中国

期 間 平成27年3月19日～3月21日

研究会

1. 「アジアのグローバル化と日本企業のアジア投資」研究プロジェクト

4月19日：「最近の中小企業のアジア投資動向」

発表者：藤原 弘（嘱託研究員）

6月14日：「中国とASEANへの直接投資動向」

発表者：春日尚雄（嘱託研究員）

11月1日：「イノベーションを目指す日本中小企業と日台企業アライ

アンス」

発表者：根橋玲子（嘱託研究員）

「イラク・タイ現地調査報告」

発表者：藤原 弘（嘱託研究員）

1月31日：「カネパッケージ社のアジア戦略—フィリピンを拠点に」

発表者：金坂良一（カネパッケージ社代表取締役）

2. 「新段階迎える東アジアⅣ」研究プロジェクト

6月26日：「中国の軍事動向と東アジアの安全保障環境」

発表者：阿部純一（嘱託研究員）

7月24日：「インドネシア人にとっての理想的指導者像—ジャワ人の世界観を中心に—」

発表者：小笠原健二（亜細亜大学非常勤講師）

10月17日：「ASEAN2015に向けた消費の質の高度化：農・食・観光クラスターの形成」

発表者：朽木昭文（日本大学生物資源科学部教授）

12月16日：「華越経済圏について」

発表者：池部 亮（日本貿易振興機構 アジア大洋州課長）

1月15日：「ミンダナオ和平とモロ・イスラーム解放戦線

—2014年包括合意文書調印と基本課題—」

発表者：野澤勝美（嘱託研究員）

3. 「東アジア地域における環境エネルギー政策共同体の可能性に関する研究」研究プロジェクト

7月24日：「中国が直面するエネルギー・環境危機と日中韓連携」

発表者：久留島守弘（嘱託研究員）

4. 「新政権下での朝鮮半島情勢」研究プロジェクト

5月10日：「韓国における日本商社ビジネスの歴史」

発表者：藤田 徹（嘱託研究員）

7月1日：「朴槿恵率いる韓国の経済—はたして景気は好転したのか？」

発表者：奥田 聡（アジア研究所教授）

7月19日：「最近の韓国政治情勢—地方選挙の結果をどう見るか—」

発表者：野副伸一（嘱託研究員）

1月10日：「韓中FTA—交渉妥結までの経緯と締約国・第三国への影響」

発表者：奥田 聡（アジア研究所教授）

2月4日：「新政権下での朝鮮半島情勢」

奥田主査ほか共同研究者全員

5. 「東南アジアのグローバル化とリージョナル化」研究プロジェクト

5月24日：「大メコン圏の越境輸送インフラの現状：現地視察報告」

発表者：藤村 学（嘱託研究員）

7月24日：「インドネシア人にとっての理想的指導者像—ジャワ人の世界観を中心に—」

発表者：小笠原健二（亜細亜大学非常勤講師）

10月17日：「ASEAN2015に向けた消費の質の高度化：農・食・観光クラスターの形成」

発表者：朽木昭文（日本大学生物資源科学部教授）

12月6日：「JICAのASEANに対する支援」

発表者：板根宏治（国際協力機構：JICA理事長秘書官）

1月15日：「ミンダナオ和平とモロ・イスラーム解放戦線—2014年包

括合意文書調印と基本課題一」

発表者：野澤勝美（嘱託研究員）

6. 「アジア諸国におけるデカップリングの可能性」研究プロジェクト

5月15日：「地球温暖化交渉の現状と課題—小島嶼国連合（A O S I S）を中心として—」

発表者：鈴木亨尚（嘱託研究員）

6月26日：「モンゴル北東地域における資源開発と環境問題—現地調査報告」

発表者：大江 宏（亜細亜大学経営学部教授）

7月17日：「モンゴル社会経済動向：現地からの最新レポート」

発表者：関上 哲（嘱託研究員）

7月24日：「小さな旅行会社の生き方論：ネパールでの経験を通して」

発表者：原 優二（亜細亜大学客員教授）

10月30日：「東南アジアのメガシティにおける廃棄物管理」

発表者：渡辺浩平（帝京大学准教授）

12月18日：「2014夏モンゴル調査報告：エルデネット鉱山、フブスグル湖&UB」

発表者：大江 宏（亜細亜大学経営学部教授）

1月29日：「習近平政権の新シルクロード経済圏構想と中西部開発」

発表者：范 云涛（亜細亜大学経営学部教授）

研究プロジェクト 成果報告書

○アジア研究シリーズ No. 85

- ・研究プロジェクト：新段階を迎えた東アジアⅢ
- ・表題：『新段階を迎えた東アジアⅢ』

まえがき・・・・・・・・・・・・・・・・研究プロジェクト代表者 遊川和郎

2014年の韓国の国内政治

— 6・4 地方選挙と 7・30再・補欠選挙の結果を踏まえて—

・・・・・・・・・・野副伸一

朴槿恵政権の米中等距離外交・・・・・・・・・・鈴置高史

42人脱北者が語った現代北朝鮮の衣食住実態・・・・・・・・・・花房征夫

「Gゼロ」世界における米中関係・・・・・・・・・・友田 錫

習近平政権の内政と外交・安全保障政策・・・・・・・・・・阿部純一

中国経済の「新常态」—習近平体制の経済改革—・・・・・・・・・・遊川和郎

中国の都市化政策と戸籍制度改革・・・・・・・・・・小林熙直

新憲法はベトナム経済の成長をもたらすか・・・・・・・・・・木村哲三郎

ミンダナオ和平とモロ・イスラーム解放戦線

—2014年包括合意文書調印と基本課題—・・・・・・・・・・野沢勝美

RCEPの意義と課題・・・・・・・・・・石川幸一

○アジア研究シリーズ No. 86

・研究プロジェクト：北東アジアの経済・社会の変容と日本Ⅱ

・表題：『北東アジアの経済・社会の変容と日本Ⅱ』

まえがき・・・・・・・・・・研究プロジェクト代表者 西澤正樹

中国の周辺外交と新たな国際秩序の形成「一带一路」構想の目指すもの

・・・・・・・・・・遊川和郎

現行の国際政治情勢

—国際政治情勢を俯瞰、その上で中央アジアの現状を考察する—

・・・・・・・・・・真田幸光

移行経済下における北東アジア金融のあり方と今後の課題

—カザフスタンを事例に・・・・・・・・・・アハマド ニアズ

モンゴル経済発展期における日本の関わりと役割・・・・・・・・・・岡田基幸

モンゴルと中国 その歴史的な関係と現在・・・・・・・・・・須賀 努

近年の黒龍江省における日系企業の投資状況・・・・・・・・・・宋 成華
北東アジア「辺境」地域の産業振興

—中国北端・漠河県、東端・撫遠県—・・・・・・・・・・西澤正樹

○アジア研究シリーズ No. 87

・研究プロジェクト：2020年気候変動対応次期国際協調枠組み再構築に
向けたアジア地域環境ビジネス連携の可能性

・表題：『中国の地球温暖化対策とその取組み』

まえがき・・・・・・・・・・研究プロジェクト代表者 范 云涛
中国における都市化と環境・・・・・・・・・・青山 周
気候変動制約とエネルギー制約

～Carbon Pricing でアジア経済の低炭素化を～・・・・・・・・・・本郷 尚
第一章 中国における気候変動対策の政策とその取組み・・・范 云涛

『アジア研究所 所報』発行（第154号～157号）

第154号（平成26年4月15日）

試練を経験した二〇一三年のモンゴル経済・・・・・・・・・・ネメフジャルガル
日本企業の対中投資を再考する・・・・・・・・・・藤原 弘

日中経済交流・井戸を掘った人に聞く

藤野文晤氏【最終回】・・・・・・・・・・遊川和郎
アジアの茶畑から

『マレーシア』・・・・・・・・・・須賀 努
戦場の慰安婦哀譚昨今・・・・・・・・・・前川恵司

『アジアの窓』国民統一世論調査・・・・・・・・・・野副伸一

第155号（平成26年7月20日）

ミンダナオ和平でモロ・イスラーム解放戦線が包括同意文書に調印

・・・・・・・・・・野沢勝美

国内対立の解決を再び軍に委ねたタイ・・・

～二〇一四年クーデターを振り返る～・・・・・・・・・・助川成也
カンボジア縦断記・・・・・・・・・・藤村 学
東アジアの繁栄とマラッカ王国・・・・・・・・・・三木敏夫
再審無罪行列の韓国式治人譚・・・・・・・・・・前川恵司
『アジアの窓』庶民の不満が促す中国社会の変革・・・・・・・・・・遊川和郎

第156号（平成26年10月25日）

幻の名著『トンキン・デルタの農民』

(Les Paysans du Delta tonkinois) の邦訳成る・・・・・・・・・・木村哲三郎
T P P 交渉とマレーシア・・・・・・・・・・三木敏夫
アジアの茶畑から
『中国福建省 美味しいお茶がなくなっていく』・・・・・・・・・・須賀 努
インドネシア人にとっての理想的指導者像
～ジャワ人の世界観を中心にして～・・・・・・・・・・小笠原健二
世越号悲劇悪癖歴史譚・・・・・・・・・・前川恵司
『アジアの窓』多民族国家カザフスタンの今後・・・・・・・・・・西澤正樹

第157号（平成26年12月15日）

アジアの時代のF T A : R C E P・・・・・・・・・・石川幸一
T P P 交渉とマレーシア（その二）・・・・・・・・・・三木敏夫
日本企業のみたタイの経営環境—現場報告・・・・・・・・・・藤原 弘
フィリピン・マルコス政権のココナツ産業介入・・・・・・・・・・野沢勝美
台湾小学校教育の多様性
—舞踏班（ダンス・クラス）の紹介—・・・・・・・・・・岡崎幸司
『アジアの窓』プルコギ屋のアジュマのこと・・・・・・・・・・奥田 聡

アジア研究所 叢書 29 (平成26年12月1日)

叢書『膨張する中国と世界』

「後戻りできない韓国の中国傾斜」・・・・・・・・・・奥田 聡

「東アジア経済統合と中国

—日本との競争から米国との主導権争いへ—」・・・・・・・・石川幸一

「膨張する中国とアフリカ」・・・・・・・・・・平野克己

「中国外交の求めるもの—大国外交と周辺外交のあいだ—」

・・・・・・・・・・川島 真

「域内大国インドの政治経済構造

—インドの対中国・アジア関係を中心に—」・・・・・・・・藤森浩樹

アジア研究所紀要 第41号 (2014年) (平成26年3月25日)

GMS における輸送インフラ：現地視察報告・・・・・・・・藤村 学

変賓動詞の“人”の類を表す名詞目的語に対する影響と

その組み合わせの研究 (和訳)・・・・・・・・・・矢嶋美都子

Impact of Participatory Irrigation Management

on the Bohol Irrigation Project in the Philippines・・・・・・・・角田宇子

紀要第42号 (2015年度)

執筆者紹介 (掲載順)

木村哲三郎 (アジア研究所嘱託研究員)

安部 桂司 (北朝鮮研究者)

ネメフジャルガル (アジア研究所嘱託研究員・内蒙古大学蒙古学研究中心副
教授)

鈴木 亨尚 (アジア研究所嘱託研究員)

Ying-yue YUNG (容 應莢) (経営学部教授)

大島 正克 (経営学部教授)

奥田 聡 (アジア研究所教授)

紀要編集委員 (順不同)

石川 幸一 (アジア研究所所長)

奥田 聡 (アジア研究所教授)

西澤 正樹 (アジア研究所教授)

アジア研究所紀要（第41号）

目 次

GMS における輸送インフラ：現地視察報告	藤 村 学
変賓動詞対表“人”类名词宾语的影响及其搭配研究.....	李 彤
変賓動詞の“人”の類を表す名詞目的語に対する影響と その組み合わせの研究（和訳）	矢 嶋 美都子
Impact of Participatory Irrigation Management on the Bohol Irrigation Project in the Philippines	角 田 宇 子

アジア研究所紀要 第42号

2016年 3月15日 発行

編集兼
発行者

亜細亜大学アジア研究所

東京都武蔵野市境 5丁目24番10号

電話 0422 (54) 3111

e-mail : ajiken@asia-u.ac.jp

印刷所

(株)松井ピ・テ・オ・印刷

栃木県宇都宮市陽東五丁目 9番21号

電話 028 (662) 2511

Journal
of
The Institute for Asian Studies

No. 42

2015

CONTENTS

- The Origin of the Vietnam war — Tetsusaburo KIMURA
The military struggle of Japan Communist
Party and Korean residents in Japan Keiji ABE
The involvement of herdsmen in the transition process of
regional resource exploitation a case analysis of
Ulaanhada volcano in Inner Mongolia Nemekhjargal
Politics of Term Limits of President:Focusing on Africa ... Yukihiisa SUZUKI
Japanese–American–Chinese Cross–Cultural Contacts
in 1870s–1880s New Haven Ying–yue YUNG
A Study on Internalization of Social Costs Masakatsu OSHIMA
China–South Korea FTA---Development and Impacts---..... Satoru OKUDA
-

The Institute for Asian Studies
ASIA UNIVERSITY
TOKYO JAPAN